

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度(2023年度)第1回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時	令和5年5月15日(月) 開会9時30分 閉会12時00分		
開催場所	つくば市役所2階(会議室203)		
事務局(担当課)	こども部 こども政策課		
出席者	委員	土井隆義(会長)、長塚俊宏、樽味幸恵、千代原義文、堀内明由美、古谷野好栄、橋本幸雄、浦里晴美、間野聡子、大久保良文、柳下英子、藤岡賢治、落合美智子、宮下信一、トモルソロンゴ、根津陽子、内野隆之	
	その他	-	
	事務局	(こども部) 安曾部長、吉沼次長 (こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐、小野係長 (幼児保育課) 岩田課長、菊池課長補佐 (こども育成課) 吉田課長 (こども未来課) 中澤課長 (学務課) 下田課長	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条 第3号に該当する情報を扱うため		
議題	協議事項  (1) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(令和4年度実績)の点検・評価の実施方法について  (2) 公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への意見の聴取について  (稲岡保育所)及び(上ノ室・上広岡保育所)		

会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 委員自己紹介・事務局職員紹介 4 協議事項 5 そ の 他 6 閉 会		
<p>&lt;審議内容&gt;</p> <p><b>土井会長：</b>それでは当会議条例第6条第2項の規定に従い、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に委員の皆様にご覧がございませう。</p> <p>会議での発言は手を挙げていただき、私の方で指名をいたしますのでそれからマイクがお手元に届いてから、お名前をおっしゃって可能な限り明瞭にご発言くださいますようお願いいたします。記録をしておりますので、その点よろしくお願ひいたします。</p> <p>また円滑に会議を進行するため、ご意見につきましてはなるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議にかかる時間配分につきましてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるように、ご協力よろしくお願ひいたします。本日の会議終了予定時刻は、12時00分を予定をしております。</p> <p>当会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えております。ただし審議案件の中で、法人等の財産状況あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退出をお願いしたいと考えておりますが、この点につきまして何かご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p><b>他委員：</b>異議なし。</p>			

**土井会長**：ご異議がないようですので傍聴を認めるものといたします。

では本日の協議事項に入りたいと思います。本日の協議事項は2点あります。まず、子育て支援プランの点検評価の実施方法これが1点目で、2点目が公立保育所の施設設備にあたっての意見の聴取についてです。

まず協議事項の1点目からいきたいと思います。第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価の実施方法についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：子ども・子育て支援プランの評価は、この会議の大きな仕事のひとつであります。本来ならばすべての項目について、全員で同時に議論できれば良いのですが、そうすると時間がとられ、この会議の開催回数も限られているので、その中で最後まで回していくのが難しいということで、一昨年度から今のような形に変わっております。先程ご説明ありましたが、基本事業につきましても、皆様をいくつかのグループに分け、そのグループの中で自分たちのグループが担当する基本事業について詳細にご検討いただくということになります。

重点事業につきましても、この会議全体でやるという方針です。次回、具体的な評価作業に入っていくという説明がありましたが、1番目の基本事業につきましても、ご担当いただく基本事業を選んでいただくので、今回の案が認められれば、希望調査をかけ、皆様に希望の基本事業を選んでいただいてご議論いただくという形になります。なるべく皆様のご希望に沿う形でグループ分けはしたいと思いますが、人数的にアンバランスになってしまうと、すべての項目を円滑にできないので、そこにつきましても、人数の調整をさせていただくことがあるかもしれません。今年度から初めて参加される方もいらっしゃいますので、まずは手続きの進め方につきまして何かご質問・ご意見等ありましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか、よろ

しいでしょうか。

ではご質問もご意見もないようですので、事務局案でいきたいと思いますがよろしいですか。はい、ではそういう段取りで今年度の評価も進めさせていただきます。

続きまして事務局から提案のありました点検・評価方法の一部見直しにつきまして、資料2ページの(4)のところです。ABCDの評価の仕方自体は従来と変わらないけれども、ABCDという評価をどれを当てはめるのか、ということの基準を変えてはどうか、という提案であります。今説明がありましたが、計画を満たしているならば、100%は従来ですと「B」で100%を超えていないと「A」にならないので、計画を満たしているのならば「A」でいいのではないかとこのものが変更案です。従来の方で言うと、100%以下が「B」なので100%も「B」になりました。100%を超えて101%以上が「A」になりました。そうすると100%の場合は「B」となってしまうので、それを改めて100%未満を「B」とし100%以上を「A」とする。そうすると計画を満たして100%に達した場合には「A」になる、というような変更案であります。これはいろいろ考え次第で、どちらが良い悪い、という問題ではないのですけれども、変更前と変更後で「A」の数は増えることにはなりますが、それはかき上げをするわけではなく、評価自体は変わらないということです。

これはいろいろ皆様のご意見があると思います。ちなみに私は、大学で教員の自己評価というものを毎年やっておりますけれども、私の所属している組織における教員の自己評価もABCでつけるのですが、基準があり、その基準を満たしていれば、うちの場合は「B」です。基準を上回って初めて「A」というのが自己評価の基準になっています。そういう組織もありますし、この審議会の子ども・子育て支援プランの評価も、昨年度まではそういう方向で行っていたわけですが、今年度からは、一応目標を満たせば「A」としても良いのではないかと、というのが事務局からの提案になります。この点につきま

して何かご質問・ご意見ありましたらご発言をお願いいたします。

**間野委員：**見直しについての文書の中で、達成率が最大で100%であるため「A」評価となりえないものがあることから、より適切な評価とするためこのように見直します、というところがあるのですが、適切というところをどう考えて変更したいのかがとても気になって、今おっしゃっていたように、基準までいってれば「B」というのが普通だというのが、この表の見方としてちゃんと伝わってれば、これまで通りで、そこよりも更に、というところについては「A」にする、ということで、私はそのままでいいのではないかと思っているのですが、もちろん「おおむね計画通り」でも事業によっては、最大限やっても「A」にならないというところは、悲しい気持ちもあるとは思いつつ、それはそれとしてそういう事業なのだから、それで仕方がないということで、そこよりもさらに頑張ったものについて「A」評価というものを初めてつける、というところが、目標よりも更に上を目指すような気概を感じるといいますか。そういう意味でも、この従来通りの評価でいいのではないか、と思いましたので、その「適切」というものをどういう意図といえますか、意味があるのかをお聞きしたいと思いました。

**土井会長：**ご説明の前に私の方から補足を少しさせていただきます。今、委員もおっしゃいましたが、例えば、先ほど私は大学の自己評価で、基準を満たしていれば「B」とであると申し上げました。ただその時に、個人で頑張れば「A」となる可能性があるわけです。頑張って基準を超えれば「A」になるのですが、今回のこの場合は、事業によっては100%止まりであって、いくら頑張っても100%を超えるものはあり得ない時に、いくら頑張っても、頑張っても、頑張ったとしても「B」ということが、その部署にとってモチベーションになるのか、というところがポイントだと思います。頑張れば「A」になるところがあるならば、それでもいいと思いますが、いくら頑張っても100%を超えようがない項目については、それが「B」でいいのか、というのが事務局からの提案の趣

旨だと思いますが、それでよろしいか追加があればお願いします。

**事務局（こども政策課）**：会長にお話いただいた通りの点から、こういう言葉を使わせていただいております。

**土井会長**：はい、堀内委員お願いします。

**堀内委員**：私も同じことを考えていました。この会議もですが、進め方として、こういったいろいろな部門で目標を掲げてやっていると思うのですが、それは「A」の方が良いに決まっているけれど、「B」を維持していれば、良しとするのか、できるだけ「A」を目指そうというのが業務のゴールになっているのか、にもよると思う。だからその辺りをより「適切」に反映させた形で周りに共有できるような形がよいと思いました。

あとは、量的な目標は数でも明確なので、101%と言いましたけれど、やはり数字で出すものは、数字でしか出ないと思うのですが、この質の評価を入れると、それはそれで厄介なことになってしまうのですが、やはり現場ではその数値に置き換えられないものに対する評価、計画があり、それを加味することもあると思います。ただ、それをどのように適用するかは、方法論的にも難しいところがありますが、そういった分野も実際出て来てはいて物質的なものをどう数値化するのか、数値化せずに評価に加えるか、というようなものも難しい問題で、やるべきだというようなことではないが、あるかなと思いました。

それに関係しまして、少し話はずれるのですが、お話をさせてください。去年のこの会議だったと思うのですが、この計画を評価するにあたって、やはり前年度からの流れがあって、こういう課題があって、数値目標は達成したけれども、この点がちょっと残っていて、一応これを改善したというようなこともあると思う。そうすると同じ100%維持でも意味があって、例えば今までの基準でも「A」にしてもいいのではないかという流れもあるかもしれませんので、この4ページのシートがあるわけですがけれども、この中に埋め込むか、

別資料としてあるかはどちらでも良いと思うのですが、やはり議論の時にその流れを踏まえた評価ができれば、ということで前回の時もそれが分かるような形でグループワークをして、それは良かったので今年度も取り入れていただけたらと思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。後者の点は過去のデータを用意してくださいということですね。それは重要な点だと思いますので、確認をお願いいたします。

それから前者の点は、間野委員も言いましたけれど、例えば、100%と100%越え、のところをどう評価するかという問題で、先ほど教員の自己評価の話をしました。学生の評価の場合は、例えば「A」の上にエクセレントの場合には、大学によっては「S」をつけたりとか、筑波大でも「A+」という「+」をつけるのですけれど、そういう仕方もあります。

それで今回100%を「A」にして、例えば100%を超えたら「A+」とか「S」というのがあり得るかなとは思いますが、それも含めてご意見をいただければと思います。では長塚委員お願いします。

**長塚委員**：はい、長塚でございます。土井会長の方から出た意見の通り私も思っていて、この評価基準の中に「ダッシュ」を設ければいいのかな、というふうに考えました。

要するに100%以上達成してるものについては「A」の上に「ダッシュ」をつけて、ただ100%というものが「A」になってしまうというのは何か問題があるのかどうか、その辺をお聞きしたいです。「A」は100%達成しています、ということをはっきりさせること自体が良いのか悪いのか、私では判断できないので事務局の方にお聞きしたいのですけれども。

**土井会長**：100%が「A」で、100%超えた場合に「A」に「+」を付けたらとか「ダッシュ」を付けたらとか「S」を付けたらとかすると、100%きっかりでない「A」にならないと思うので、つまり100%未満だと「B」になってしまうから、き

っかり「A」という評価が、数値の場合はできるのでしょうけれど、質的な場合きっかり「A」という評価ができるのかどうか、というのが事務局としては迷われていてこういう形になったのかな、と理解していますが、ご説明があればお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：今お話いただいたように我々も「S」とか、既存のやり方というの、いろいろと検討した結果この提案をさせていただいてるところではあるのですが、「A+」とか「S」という考え方もそれはそれで間違ってるものではないかな、とはもちろん思っております。ただし今回の場合、この形に「A+」、「S」となると、会長や委員がおっしゃったように、100%の場合だけが「A」になるということにはなるかなと思います。過去の数字を見ると100%という事業もそれなりにありましたので「A」というのがそれで数字として減ってしまうこともないのかなということもあるので、評価の基準として検討していただければと思います。

**土井会長**：そうすると事務局としてはどちらでもいけそうだ、ということですか。

例えば「A+」をつけたにしても、今はBCDは幅があります。変更案も「A」には幅があります。でも、例えば「A+」とかつくと幅が無くなってしまいます。「A」は100%だけになってしまいますよね。

**事務局（こども政策課）**：このパーセンテージのところは、幅も検討しながら検討したところではありますので、「A」が100%ぴったりだけの場合が、バランス的にどうかというのは、私の一存では中々言えないところではあるのですがけれども、ただこの点検・評価につきましては、この子ども・子育て会議の中で、基準も含めて決めていただいてその評価としていただくことは可能な、とは思っております。

**土井会長**：この結論は今日出す必要はありますか。8月でも大丈夫ですか。

**事務局（こども政策課）**：8月にこの点検・評価をさせていただきたいと思

っており、その前に事前にこの重点項目の評価を事務局の方でして、そして「A」から「D」まで、場合によって「S」とかいう数字を入れた上で、事前に委員の皆様にお送りさせていただいて評価をしていただきたいというところがありますので、できれば今回決めていただきたいと思います。難しければ、メール等のやり取りで、ということになるかと思うのですけれども、8月に点検・評価をするということであれば、事前に決まっていた方が理想かな、と思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。一応、案としては3つあるかなと思います。ひとつは従来案でいくということ。2つ目は今回ご提案の事務局案でいく新しい変更案、100%以上は「A」にするという変更案。それから3つ目は「A+」とか「S」とか「ダッシュ」とかいうものをつけて100%と100%超を分けるという3つの案が考えられると思うのですが、ただこの3つ目の案でいく場合にそれが可能かどうかは、事務局としては今すぐ分からないかなと思ったので、今決めても大丈夫ですかということをお聞きしたんです。従来案でいくか、変更案でいくか、であるならば今日決められると思いますけれども、もし「A」に「+」をつけるということならば、それがいけそうかどうかは今すぐには判断できないと思うので、でも次回には表が出ますよね。では橋本委員お願いします。

**橋本委員**：はい、橋本です。これはひとつの目安なものですので、そこまで細かく考えて良いのかどうかというのは疑問だと思います。例えば、99%というのが、本当は100%ですよね。でもどこかで区切っていかなければいけない。学校でも評価する時はそう。悩ましい部分がある。「A」に近い「B」なのか、もう「B」に近い「A」なのかという問題があるので、あくまでもこれはひとつの目安として捉えれば、従来通りで良いのではないかと。「超える」と「以上」ではどう違うのかということも説明しなければいけないと思います。「超えてる」も「以上」も、100を超えていることには違いないでしょうし、「以

上」だと 100 を含むのか、「超える」は 101 からなのか、そういう細かい点を論議しなければいけないので、私はここは「超える」という字だけを 100 以上にするとか何かにして、これで良いと思います。事務局の方でどうしても集計しづらいのであれば、事務局の案も別に否定はしないでいいのではないかと思います。

**土井会長**：確認ですが、100 超えを 100 以上にすることは、事務局の変更案になります。なので、変更案でよろしいのではないかと、という意見でよろしいですか。

**橋本委員**：どちらでも大丈夫です。

**土井会長**：分かりました。では、堀内委員からお願いします。

**堀内委員**：橋本委員が言う意見と私も同じ感触で、率直に伺いたいのですけれども、この作業に関わっている各部門の方々がお感じになっていることからこの案が出たのだと思います。どういう経緯でこれが上がったのか、感情的なところももしかすると含まれるのかもしれないのでお聞かせいただけないでしょうか。

**土井会長**：頑張っても「B」以上にならないものは出てくるわけです。100%が「B」であるならば、100%を超える数値がありえないならば、いくらやっても「B」でしかないというのが評価として良いのか、ということだと思います。

**事務局（こども政策課）**：個人的な部分も入ってしまっているのですが、今ご説明させていただいた部分にも重なるのですが、例えばプランの P.58 の事業を見ていただきますと、7 番の乳児家庭全戸訪問事業というものがあります。これは健康増進課の担当なのですが、保健師等が概ね生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談等をしている事業なのですが、この場合には、実際にこの全戸訪問事業の対象者となる家庭ははっきりと上限として決まっています。実際は、この乳児全戸訪問は、私も担当課から聞いた話ですが、全戸

に行くというのは現実的にはかなり難しい。中には、何度もアプローチしてもお断りされることもある。その中でも、やはりどうしても大体90%くらいになっていくような形になってくる中で、それでも訪問可能な対象者には訪問し、全部達成できた場合というのは100%というところになります。そういうようなことまで行けたときに、やはり評価としては「A」評価というものをつけてもいいのではないか。この全戸訪問というものは、そういうものが表に出ている事業ではありますけれども、そういったところが評価されて「A」という評価でもいいのではないかということで、「A+」とか「S」という考え方ももちろんありますけれども、すでに2年度分の評価も行ってたところですので、必要最低限の見直しというところも一応加味して、今回の変更案を提案しています。

**土井会長**：ありがとうございます。例えばだから80%だろうと100%だろうと「B」だと80%でいいじゃないか、と逆にモチベーションを下げるかもしれないということですね。

**事務局（こども政策課）**：もちろん、評価にかかわらず各担当課は高いモチベーションで業務に取り組んでいるところではあります。

**土井会長**：分かりました。トモル委員お願いいたします。

**トモル委員**：トモルソロンゴと申します。私の意見としては、この事業計画を立てて取り組んでいる皆さんのモチベーションに繋がるのであれば、変更案で良いのではないかと思います。やはり、状況も変わっていく中で、いろいろと取り組みをされていくことが多いかと思しますので、モチベーションを保ちたい、もっと上げていきたい、ということであまり細かく厳しくしない方が良いのではないかと思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。はい、間野委員お願いします。

**間野委員**：間野です。いろいろな事業を現場でされてる方というのは、事業によっては今の例のように、100%を達成しても「B」というのはモチベーショ

ンに繋がらないというか、何というかモチベーションは常にあるとのことですけれども、目に見えて100%を達成した、ということは、とても大事なのかなとも思います。先ほど「A+」とか「S」とかおっしゃってましたけれど、それも少し考えていて、もし「A」が100%以上にするのであれば、100%を超えた人にはもう一つ「+」をつけても良いかなと、それが見えるような形で、数値については良く見えるので、その数値を表現する上で、分かりやすくということで、単純に数値をそのまま分類するような形で、使うのであれば、今回の提案にプラスして「+」というものをつけるような形でも良いのかなと。ただしこれはあくまでも数値上の話なので、この数値の評価も大事なのですけれど、それ以外にいろいろな中身だったり去年との変えていったことだったり、そういったところの議論も並行してやっていかなくてはいけない部分なのかな、と思うので市民の目線からしても、こういった評価表みたいなものを見せていただいた時に分かりやすいな、それこそ大学とか学校の成績と同じように、100%なら「A」、それ以上頑張ったら「A+」、「S」となっていれば、市民から見ても、確かに分かりやすいという面はあるのかなとも思います。ですので先ほどおっしゃられていましたけれど、枠組みの話だと思うので、より分かりやすくすることなののであれば、先ほどのところで100%を目指して、というところをきちんと分かるように表現するのであれば、変更も問題ないと思います。

**土井会長：**では橋本委員お願いします。

**橋本委員：**橋本です。いろいろ議論があると思いますが、今このプランの中の例を話してくれました。確かに100%アプローチはしているけれど、その中で努力しても達成できなかったというような事例が確かにあります。それなのに「B」という表現は、悲しくなると思います。ですがそれをアプローチした部分を入れて、例えば下に米印で、行ったけれども入れてもらえなかったとか、会えなかったとか、何か入れることによって、なぜ100%を達成できなかった

ったか、ということでも、これはそこまでやっているのだから「A」でいいんだというような、そういう表現で良いのだと思います。但し書きがあれば、それを付け加えた方が見る側にとっては努力しているのだな、ということが見えてくるのではないかと思いました。達成できなかった理由を全部書け、となるとまた面倒くさいことになると思いますけれども、大まかな理由は述べておいても良いのではないかと思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。では、根津委員をお願いします。

**根津委員**：根津です。ABCDの評価自体は、行政の評価として数値できっちり分けて良いと思います。私の意見としては、100%は「A」に含めていいだろうと思います。やはり一般の方も表を見た時に、100%いつているのに、達成できているのに「B」評価というのを見た時点で、達成できていない、というイメージを抱きかねないと思いますので、100%以上で「A」というのはありだと思います。数値できっちり分けるべきだと思います。では101いったら「S」とか「A+」というのは、少し幅がなさすぎるかなという気はしまして「A」は「A」だけれどもその、105なのか110なのか、その努力のプロセスを見るのか、分かりませんがプラスでこれだけ良いことがあった、という評価をどこかで入れてあげたら良いのかなと思いました。

例えば110%以上だったら「S」だとか、どれくらいの幅になるか分からないのですけれど、努力して100%ぎりぎりだけれど、達成したこと自体が素晴らしいことであれば、それを評価コメントにするとかそういうことで良いと思いました。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。では内野委員をお願いします。

**内野委員**：内野です。基本的な質問なのですが、この評価というのは具体的に何かに繋がるのでしょうか。例えば、「A」だったら次年度プラス120%の予算がつくとか。あと、「計画通り」を「A」に変更することに関しては、どんなに頑張っても100%しかいかないものがあるならそれを「A」とするという

のは妥当だと思います。ただ、頑張れば100%を超えるような事業が、同じ評価で良いのかという気がします。なのでそういう事業に対しては、100%を超えていれば、「S」など「A」の上のランクの評価を用意すれば、その差別化（不公平感を減らすこと）に繋がると思います。それと、他にも色々な事業があると思うのですが、今回の評価基準が子ども・子育て事業以外にも共通して適用されるものなのか、つまり会議によって「A」の評価指標が違うことがあって良いのかが気になりました。変えるなら全部統一した方が分かりやすいのではないかと思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。まず最後の点ですが、子ども・子育て会議での審議事項になりますので、あくまでもこの子ども・子育て支援プランについての評価をどうするかということですので、市の他の事業云々という話ではないと理解をしています。それから評価の仕方は、私たちが ABCD をつけるわけではなく、各部門で自己評価をしていただいて、その自己評価が妥当かどうかを私たちが判断するという形になります。それが予算に反映することはないと思いますが、事務局からお話いただいて良いですか。

**事務局（こども政策課）**：予算等に繋がるということは直接にはないと考えております。あくまでこの支援プランを作った時に、この子ども・子育て会議の皆様からご意見をいただいて、ニーズ調査等をして5年分の計画を立てた。それに対して、実際にしっかりやれているのかということを確認して、さらにそれを担当課にフィードバックして、翌年度以降より良い事業に進めていくというための点検・評価になると考えております。基準はこの会議の、プランの点検・評価の中での ABCD になっていて、もちろんいろいろな会議において「A」がこれで「B」がこれでというのがあれば非常に分かりやすいというご指摘は、分かるところではあるのですけれども、それぞれの会議等で点検・評価する内容、ポイントなども変わってくると思いますので、ここはあくまでも子ども・子育て支援プランに関する評価の ABCD となっております。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。今の流れでいきますと従来案のままが良い、というご意見は消えたように思いますので、基本的には変更案で100%以上は「A」とするという変更案でいくということで、それと問題は100と100を超えた場合を区別するか、しないかなのですが、例えば「S」とか何かをつけるとまた従来案と変わってきますけれど、例えば「A」に「+」をつけるとか、逆に橋本委員からご提案があった、例えば98%ぐらいであっても、理由があれば「A」にして良いのではないかという、その場合は米印をつけるという話があったので、それを踏まえるならば、とりあえず今回はこの変更案で私たちは了承し、例えば8月に出していただく時に参考までに、100を超えていけば「A+」をつけてください、あるいは98%でも「A」評価としてたい方は米印をつけて理由を書いてください。それを私たちがここで認めるかどうか、それを市民に公表するかどうかはその時点で決めるということで、とりあえず、8月の段階ではまず ABCD をつけていただいて「A」については米印のつけてもらう場合とか、あるいは超えていけば参考までにとりあえず「A+」をつけておいてもらうなどで、それを私たちがここで評価をしてどういう形で公表するかを決めるということではいかがでしょうか、ご意見ありますか。

はい、では宮下委員お願いします。

**宮下委員**：はい、宮下です。これは従来通りで良いと考えています。その中で達成率を見た時に「B」が80%から100%ということで、結構開きがあると思います。それと「C」を見ると50%から80%とものすごく幅があると感じています。その中で昨年度、一昨年度「C」評価だった事業が、頑張っ努力をして80%の達成率を迎え「B」になったということはとても良いことだと思います。「B」評価だった事業が、98%の達成率だった時に同じ「B」評価というところで、事務局の皆様モチベーションとか出ていましたが、この辺の達成率の幅の中で、例えば「B」だとすると100%に近いものを70%で線引きした

時に、そこに「+」をつけることはできないのか。幅がありすぎて頑張ってもずっと「B」であるとか、例えばホームページで評価を公表した時にそれを見た市民が、何でこの事業はずっと「B」なのか、この事業は何でずっと「C」なのかという、「C」評価の中でも80%にほぼ近ければ、大体「B」評価と分かっている人の感覚だとそうなると思います。でも実際数字は明確に表れて評価となってしまいます。それに対しては「C+」であったり、米印でこれはこういう表記ですということが分かれば、ホームページを見た人がこの事業はどんどん上向きになっているんだと判断してくれる方もいるかな、と達成率を見て個人的に思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。細かくしていくと、「B」も「B+」「B-」とかいくらでもできると思うんですけど、そこまでやるかどうかということです。それとこの表だけではなくて、当然文章がつくのでそれを見れば、何をやっているかということは市民の方には分かるとは思いますが。従来そのままが良いというご意見も出たので、はい、古谷野委員お願いします。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。よろしくお願いします。執行部案で結構だと思います。ただ、話を聞いていて一番の問題は「A」でも「B」でも事業は達成されてるので良いと思うのですが、市民の方が見て、分かる分からない、という議論に関しては先ほど言ったように、説明を見れば問題ないことだと思いますので、執行部案の通りで問題ないと思います。一番大事なはその事業課題とか、それが何で「B」から「A」になったのかだとか、それが「C」になったのかという課題の確認をしていくということが一番大事だと思いますので、執行部案でいいと思います。

**土井会長：**執行部案というのは変更案ということですか。

**古谷野委員：**変更案です。

**土井会長：**変更案ですね。満場一致ではなかったもので、もう一度ご審議をお諮りしているところですが、従来案のままでいいのではないか、というご意見

もありましたので何かこの点について。

はい、千代原委員お願いします。

**千代原委員**：はい、千代原です。よろしくお願いします。執行部案が良いと思います。「D」評価が悪役みたいになっていますけれど、頑張っているところにきちんと評価をするという意見も出ましたし、頑張っているところは頑張っているなりの評価をつけてもいいのかなと思いますし、橋本委員が言った目安ですね、あくまでも目安でしかないのですけれども、頑張っているところは頑張っているなりの作業がいろいろされていますので、執行部案が良いかなと思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。他にご意見ありますか。では従来案で良い、というご発言をされた宮下委員ももう少し審議を続けるかどうかでしょう。もう少し審議をすべきだ、というふうなお考えかご発言いただいてよろしいですか。

**宮下委員**：はい、僕は従来案で良いと先ほど言ったのですけれども、僕が見ていたところは達成率なのです。だから達成率の開きが50%から80%というこの幅の中で、何かもう少し二つぐらいに分ける評価ができないのかなというところなので、変更案の方が伝わりやすいというものであれば、僕は反対もありません。僕が見ていたのは達成率のところですので、特に強いこだわりがあるというわけではないので大丈夫です。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。橋本委員どうぞ。

**橋本委員**：はい、橋本です。会長に一任します。以上です。

**土井会長**：はい、分かりました。では宮下委員の方から一応従来案も、というご提案もありましたが会の全体の流れに反してまでも、というご意見でもないと承りましたので一応今回は変更案を承認することにさせていただきたいと思いますがそれでよろしいですか。

**他委員**：よろしい。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。「A」の中に橋本委員が言ったように、米印をつけるとかあるいは「+」を付けるとかいうのは事務局と相談させていただきたいと思います。それを私たちが参考にするということです。他に何かこの評価につきまして、ご意見等ありましたらご発言ください。よろしいでしょうか。

では次に移りたいと思います。次は協議事項の2番目にあります公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への意見の聴取につきまして、稲岡保育所と上ノ室・上広岡保育所です。まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課・幼児保育課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：はい、ありがとうございます。今事務局からご説明がありました。ご質問、ご意見どちらでも構いません、稲岡、上ノ室・上広岡どちらでも構いませんので発言をお願いいたします。ではお願いします。

**古谷野委員**：はい、保育協議会の古谷野です。4.の職員について、というところで厳しい基準で、これだったらもう問題ないという感じなので、これで良いと思いますが、公立の保育園さんの旧職員さんというのは残る予定になっているのか確認したいのでお願いします。

**土井会長**：はい、(6)のところへかかってくるのですよね。積極的に雇用するかどうかということですね。はい。ではお願いします。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課です。(6)にありますように会計年度任用職員につきましては、市の正規職員ではないため、異動等の対象とはならないため他の保育園に行くというよりは、その保育園に積極的に活用していただきたいのですけれども、市の正規職員に関しましては人事異動という形になりますので、その他の公立保育所等の市の場所に人事異動となります。以上です。

**古谷野委員**：ありがとうございます。その際の任用の方の件なんですけれども、給与とか就業系が若干変わると思うのですけれども、その辺というのは協議

していたと思うのですけれども、民間の法人の就業規則に則ってということ  
でよろしいのですよね。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課です。委員のおっしゃる通り、その法人の規定  
になると思います。

**古谷野委員**：はい、ありがとうございました。以上です。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。それは条件が良くなるのか、悪くなる  
のか良く分からないのですけど。はい、他にありますでしょうか。ご質問ご  
意見ありますでしょうか。

はい、橋本委員お願いします。

**橋本委員**：橋本です。もう一度確認したいことがあります。最初のところに応  
募資格の中に、社会福祉法人または学校法人とありまして、認可保育所また  
は幼保連携云々と書いてあるのですけれども、ここには学校法人の中には幼  
稚園は応募できないのでしょうか。そしてこども園でも幼稚園型も応募でき  
ないのでしょうか。その辺の理由をもう一度確認したいと思います。

**事務局（幼児保育課）**：はい、幼児保育課です。昨年度も橋本委員から同じご提  
案をですね、認定こども園と小規模保育事業を実施しているということで、  
0から5歳までしっかり見ている施設さんがあるというのでそういったもの  
を条件としていかがかな、という話がありました。事務局としても、そのよ  
うな施設があるということは認識していますし、そういったことも条件に付  
すことは検討させていただいたのですけれども、今回、公立保育所の移管と  
いう形で保育のところでしたら0から5歳まで一貫した保育を行っている  
ということを条件にしていった方が良いかな、というところで、上境の時か  
らもそのような形で進めてきたこともありまして、今回も上境と変わらずこ  
の条件とさせていただきます。以上です。

**土井会長**：よろしいですか。

**橋本委員**：よろしい。

**土井会長**：他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。なければこれで承認ということでもよろしいですか。ではこれで承認とさせていただきます。今日用意しました協議事項はこの2点になりますが、最後にその他につきまして何か委員の皆様から、ご発言されたいことがありましたら、お願いいたします。はい、間野委員お願いいたします。

**間野委員**：今日も第2期のつくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価についてのお話がありましたけれど、今日初めに安曾部長さんからもお話がありましたけれども、もう少しで第3期の子ども・子育て支援プランのいろいろな策定の方に入っていくかと思うのですが、最初にそちらの日程の計画といますか、大体の予定などが分かりましたらお聞きしたいのですけれどもよろしいでしょうか。

**土井会長**：この第2期が令和6年度までなので、もう来年度からはその第3期の策定に入っていくと思うのですが、今どういうタイムスケジュールになっているのか事務局からご説明いただいでよろしいですか。

**事務局（こども政策課）**：こども政策課です。今お話がありました、第3期の子ども・子育て支援プランは、令和7年度からの5ヵ年計画となっています。今年度から計画の検討を行い、令和6年度末までには計画を策定します。計画に当たりまして、市民を対象としたニーズ調査を実施していきます。現在、計画策定支援業務の委託業者との契約に向けて調整中となっております。また公募が今月から始まり、その業者さんの企画提案書を出していただき、それから7月にプロポーザルをし、8月に契約をするような形になりますので、具体的なスケジュールとしては、令和5年度の第3回の子ども・子育て会議でニーズ調査の内容についてご協議いただき、ニーズ調査を実施しその後、第4回の会議で結果の報告を予定しております。令和6年度にはそのニーズ調査の結果を踏まえ、この子ども・子育て会議で協議しながら計画案を策定し、なお、令和6年度の当初の現委員の方は2年間の任期が満了となります

が、議論の内容を次期委員に引き継ぎしていただきまして、パブリックコメントを経て令和6年度末には第3期のプランを策定する予定となっております。以上です。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。確認ですが、第3期プランのニーズ調査までがこの会議であり、実際のプラン策定については、次期の子ども・子育て会議になるという役割分担でよろしいですか。

**事務局（こども政策課）**：よろしい。

**土井会長**：ということのようです。

**間野委員**：どうもありがとうございます。そうしましたら、ぜひこの場で意見をさせていただきたいのですが、今日最初に安曾部長さんから、岸田総理の異次元の施策ということで、国としても子ども・子育て政策について強力に進めようという体制になってきているということで、つくば市でも進めていきたいというお話を伺ったのですが、本当に伴走型支援も今年初めぐらいから全国の自治体で始まっていますし、今年度にはこども家庭庁も開庁して、こども基本法も施行されたということで、つくば市でも伴走型支援が始まってきているところです。来年度にはそういったところで、こども家庭センターというものを国としても市町村で努力事項として設置するように、というお話も出てきています。あとはコミュニティスクールというような構想も出てきておりますし、いろいろな各学校での取り組みも始まろうとしていたり、全体として子どもとか、子育て支援にしているいろいろな進めていこうという雰囲気のものすごく感じられて、いろいろな取り組みも始まっているというお話も聞いております。

そのような中で今お話を確認させていただいたんですが、子ども・子育て支援プランの策定がいよいよ今年度から始まってくるということで、早速ニーズ調査の内容の検討等が今年度中にも始まるということだったのですが、そのニーズ調査というところがかなり大事になってくるのではないかというこ

とをととても感じていますので、業者さんにいろいろこれから検討していただくとか、また、案を出していただくとかになると思うのですが、こども基本法で見ていただけると分かるのですが、こどもまんなか社会というものをうたっていて、ぜひ子どもの意見も聞いて、取り入れていきたいと思いますとかいうものが書いてあったり、市民のニーズというものは子どもも含めていかなければいけないのではないかなととても感じています。ですので、その市民のニーズを把握できるアンケートとか調査というものを、どういうふうに進めていったら良いのかということ、この場というのはいろいろな子ども子育てに関する人たちがそろって皆さんで話ができるとても貴重な場であると思いますし、そういった方の意見をもとに、いろいろな市民の方、子どもも大人もですけど子育てに関わる方、関わらない方、いろいろなご意見があると思うので、つくば市ならではの創意工夫が入ったような、今後の第3期の子ども・子育てプランに盛り込めるような、参考になるような、このつくば市で暮らしている人たちの子育てをしている人たちの意見をぜひ入れてもらえるようなものにぜひしていただきたいなと思っています。子どもや子育てに何か困り事が起こった時に、子どもを抱えながらどうしようと言い、その時にどうしても担当がどこの部署になるのかというのを考えて、そこの窓口に行ってみただけけれども、そこではありません、という話はよく聞く話です。子どもを育てている当事者からすると、とにかくここに聞きに行けばどうにかしてもらえろという場所があること。あっても分からないと使えないとなると、結局どこに行けば良いか分からないという不安にも繋がります。ここに行けば大丈夫という場所があり、それを知っていることというのはとても大事なのではないかと思います。そういった安心を、子どもを抱えて子育てをしている親御さんが安心してつくば市で子育てができるような体制をぜひ整えていただきたいです。同時にコミュニティの力がすごく大事だということも言われています。民間、行政などと言わず官民と合同で、それぞれの分野

の得意なところをきちんと受け持っていけるというか、そういう体制をとっていただけたらと市民として思うところです。この子ども・子育て会議は、子どもに関わるいろいろな分野の方が一堂に会して、今日もいろいろな意見が出ていましたけれども、いろいろな分野だったりの意見を共有できる貴重な場なので、また、こちらに市役所の担当部署の方も出席していて、そういった担当の皆さんともやり取りができるというとても貴重な場ですので、ぜひ、今もう既に実施されています伴走型相談支援ですとか、今後作っていくであろうこども家庭センターのあり様とか、そういったものもこの今度の第3期のプランに入ってくる部分でもあるのかと思いますので、これまでの進め方にとらわれず、今までこうやってきたからこうやっていきたいと思いますというような流れもつついありがちなのですけれども、そこにとらわれずに官民、つくばの市民が一体となって今ここにあるいろいろな資源とか、そういった力を共有して、みんなで活躍しながら、いろいろな力を発揮しながら、子どもを育てていける社会で子どもを育ていける、そういったプランをぜひまた作っていけるといいかと思います。

私がこの委員をさせていただいた時に、今やっている第2期のプランがほぼでき上がって、これでいきますというところからの参加だったので前回のプランの策定についていろいろな意見というのは言えませんでした。ただ、この基本目標と事業の体系のところ、私たちが関わる場所は1番、ままと一んとしての活動ですけれど、プランのP.34 確かな生命と元気を育む、安心して産み育てられる子育て環境の充実とあります。この基本方針、基本事業があり、子育てしやすい環境整備事業というすてきな目標があるんだ、と思ったのですが、中身を見たらどこかに預けられる場所をとにかくきちんと整備しましょうとあって、それはもちろん大事でとてもありがたいのですが、それ以上のものがあまりないことにとっても私はショックを受けました。子育てしやすい環境とは、それだけなのかというのをすごく思い、正直がっ

かりした覚えがあります。ですのでこの確かな生命と元気を育む、でこの目標があった時の具体的な内容というのは、いろいろとあっても良かったのではないかと、そういった議論も本当だったらこの場でいろいろ出てきていたのではないのかということも思いました。ぜひ今度の第3期のプランにあたって、その準備が第3回の会議から始まるということでしたので、アンケート調査そしてその実際のプランのところを、ぜひみんなで考えていけるというか、いろんな意見をすくい上げられるというか、そういった場にぜひしていただけたらなという思いでご意見させていただきました。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。前半でご発言された、市民のニーズをどうくみ取っていくのかということ、このニーズ調査をどうやっていくのかということも関わってくるので、それは今期の審議会ですら十分できると思いますので、ぜひ次回以降、またご議論いただければと思います。それを踏まえた上で、どうやって、例えば地域コミュニティと連携していくのかということですね。プランの立て方自体はおそらく次期の会議の担当になりますけれど、精神は引き継いでいければ良いのかなと思います。

さっきおっしゃった、例えばコミュニティスクールなどは、地域の協議会を作り、地域のニーズや地域と連携を取りながら学校運営をしようということですね。私も詳しくはないですが、ざっと見た感じだと、つくば市は結構全国の中では動いてる方かなと見ています。ただこれは小学校と中学校ですよね、コミュニティスクールは。なので、ここが担当している保育園とかが同じような形で、そういう地域要件を作って、その地域の協議会のもとに園を置くということができるとどうかっていうのは、今後、これは議論なのかなとは思いますがね。もう一つは当事者の1人としておっしゃったことはいわゆるワンストップサービスのことですね。あちこちたらい回しされるのではなくて、ここに行けばとりあえず解決するという、そのワンストップサービスの充実が市民の目線から大切であり、それを充実させるようなもの

を、できれば次期のプランの方には、組み込んでいてもらいたいというご意見かなと承りました。

はい、ありがとうございます。ここの会議でできることと次期にすることと両方お話がありましたが、それを踏まえてこの会議を進めたいと思っております。他に何かご発言されたいことありましたら。はい、ではお願いします。

**古谷野委員**：はい、保育協議会の古谷野です。その他ということで、この間の小規模保育事業の方のお話を聞かせていただいたのですけれども、設置をする際に小規模さんが来てそこで協議になるのですよね。認可保育所の協議というのはしないことは分かっているのですが、何かあそこまで証人喚問みたいな感じでいろいろな質問をしてあれば少しどうかな、と思うのですけれども、ただ認可保育所も何か協議ではないですけど、どういう設置者が来てどういう保育をするかというのは、この子ども・子育て会議の皆さんに、説明するということは何か大切なのではないかと考えています。協議をする場がここだと言われてしまうとあれなのですが、ただ私もつくば市に来て20年ですけれども設置をする際に緊張してですね、委員さんの橋本先生もおられました、やはり気持ちをしっかり持って、こういう意図で設置したいということでした記憶があるので、小規模保育園ではないからやった方が良いのではないかと思います。その辺をご検討いただきたいというところを、委員として一言言わせていただきます。

**土井会長**：設置を認めるかどうか自体の権限はこの会議にはなく、これはあくまでも市の方で市長がされることであって、それを認可されるかどうかを市長が判断される時に、私たちが参考意見を上げるというのがここの会議の役目であり、それ以上ではないのかな、とは思っています。なのでここで協議できるのは、どういう参考意見を市長に上げるのかということであって、認可をするかどうかをここで協議することは権限上できないかと認識していますが、事務局の説明お願いしていいですか。

**事務局（幼児保育課）**：はい、幼児保育課です。小規模保育事業者を子ども・子育て会議で、意見をいただくというのは、先ほど会長がおっしゃった通り、市が認可する施設ですのでその意見を付した上で認可するかどうかというのが条件となっております。認可保育施設になりますと、認可するのが県知事になりますので、我々としましてはその前に、民間保育園の選定会議というプロポーザル方式の事業を行ってます。夏頃公募をかけて、秋に選定会議を行っていますけれど、そちらが、我々の方で選定した上でつくば市として意見を付して、県に届け出をさせていただき、県知事が認可をするという流れになっており、そういった中で子ども・子育て会議の委員の皆様にご意見をいただくという場合は、今のところをご用意していないという流れになっております。以上です。

**古谷野委員**：はい、おっしゃる通りで説明を聞いていたんですけども、今後やっぱり毎年3園ぐらい、新しい他県からの法人の方であったりということもあったものですから、何かこういう場を持って協議ではなく、説明ということに来て、こういう委員のメンバーもいるというところで、設置する時にはあった方が良くないかと思っただけです。

**土井会長**：認可主体が違うので、ということですね。はい、では、ご意見として承っておくことにします。他に何かせつかくですのでもう少し時間がありますが、ご発言されたいことがありましたらいかがでしょうか。はい、ではお願いします。

**根津委員**：根津です。ご質問なのですが、私、今、並木地区に住んでおられて、幼稚園の方なのですが並木幼稚園が今休園のままになっていると思うのですが、これもオフィシャルな話ではなく保育所になるらしい、という噂を聞いたのですがその後何も、この場でもどうなるのかという話も出ていないので、どうなっているのか伺えたらと思い、質問させていただきました。

**土井会長**：事務局の方で何かご事情分かりますか。はい、ではお願いします。

**事務局（学務課）**：はい、学務課です。並木幼稚園につきましては、以前、住民説明などをさせていただき、桜南幼稚園の方に統合という形で休園という形にしています。いずれ、人数が多くなるかどうかということもありましたので、その時に再開するかどうか検討するような形で休園としております。保育所の件に関しては、現行いろいろな公立の保育所の状況もありましたので並木幼稚園の場所を保育所として新たに開園することができるか、ということも含めていろんな検討しておりましたが、今までの話の中ではできなかった。ただ幼稚園としては、施設がありますが場所的なこともあるので、他のものとして何ができるかということもいろいろ検討しておりますが、現行の中で並木の跡地利用というものがこうなりますと、今すでに決まっているものはありません。しかしながら場所的なものと、いろいろなことがありますので、幼稚園だけではなく小学校とか、統廃合でなくなっている学校も含めて、すべてのところをどうするかというのは、いろいろなことを含めて考えていかなければならないと思っています。現段階ではこうなります、というのは、情報的なものはないというのが状況でございます。

**根津委員**：ありがとうございます。地域の子育て拠点とかに使いたい、という声は聞いたりもしていますので、何かしら検討の場があれば、ありがたいなと思います。よろしくお願いします。

**土井会長**：はい、貴重なご意見ありがとうございました。はい、では橋本委員お願いします。

**橋本委員**：はい、橋本です。まだ時間があるようですので、しつこく言います。つくば市の保育のガイドラインというのは、作成されていますけれども、それだけでなく世田谷区が、幼児教育保育推進ビジョンという素晴らしいものを作っています。やはりつくば市もこれに準じたものをぜひ作っていただきたい。保育ガイドラインはこの子ども・子育て会議の中で、そういうものを作っていきましょう、というようにやってきたわけですので、これができな

いはずがないと思いますので何回も言ってます。ぜひ進めていただきたい。認可する、しないとかそういう話ばかりじゃなく、きちんとガイドラインを作った方が良くと思いますので、ご検討じゃなく進めていただきたいと思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。このご意見は私も橋本委員から承っておりますので、事務局といろいろお話ししているところでありますが、なかなか前には進んでいません。事務局の方で、この件について何かご発言できることがありましたらいかがですか。

**事務局（こども政策課）**：ご意見ありがとうございます。まだご意見をいただきながら、作れるかどうかを、検討していくぐらいしかお答えできなくて申し訳ありません、以上になります。

**土井会長**：間野委員どうぞ。

**間野委員**：今、世田谷区の話が出たんですけれども、世田谷区がとても面白いのが、子ども・子育て支援事業計画、調整計画というものを策定してるのですが、世田谷区は行政でもいろいろな人からの意見を聞いて、特に当事者の方だったり、いろいろな支援者だったりというところを、ざっくばらんに話せるような会議を持っていて、そこからいろいろな意見を出してもらったり、あとそれとは全く別で市民で子ども・子育て会議みたいなものを、毎年定期的にされているみたいで、そこの意見をまた行政の方へ持っていきどうですか、というところはものすごく検討していると聞いています。もしよろしければ後程、お願いをして世田谷区の事例のところのご紹介とかはできるんですけれども、そういったいろいろな話し合いとかから、いろいろなプランだったり、いろいろなガイドラインとかが、いろいろな意見を取り入れて良いものが作られていて、そういったところの満足度も高いというのも聞いています。あと、ままと一んのお話で恐縮なのですが、今事業をいろいろ展開してまして、子育て支援拠点の一つとして10ヶ所市内にあるのですけ

れども、そのうちの一つとして拠点を運営させていただいていたりですとか、あと今マタニティサロンの方で、つくば市の大穂保健センターでされている初妊婦さん向けの母親学級になるのですが、そういったところに、ままと一んが先輩ママとして赤ちゃん連れで伺って、経験を元に話をさせてもらうような場があります。それと赤ちゃん学校というものをやっているのですが、小学校、中学校、高校ご依頼があったところに、ままと一んのスタッフさんと、その地域の赤ちゃん連れのお母さんお父さんに一緒にその学校に行っていて、子育ての経験を話してもらったりですとか、あと赤ちゃんとの触れ合いをしてもらうことで、その地域とお母さん、お父さん、赤ちゃんとの繋がりを作ってもらったり、あとは実際に今兄弟が多いお子さんもいますけど、一人っ子さんもいたりとか、あと赤ちゃんに触れ合うような機会がなかなか持てないということで、育児とはこんな感じなのかとか、育児は大変というイメージがあるけれど、そうでもないのかなということ、高校生などがお話を聞くようなことでそういう子育ても一つのライフプランとしてあるのかなとか、そういったイメージを持ってもらえるようなものもあり、また、普段は何かあまりこう表情が硬いというか、あんまり先生には良い顔見せないものが赤ちゃんの顔を見た途端にすごい顔がほころぶようなこともあり、先生がびっくりするような作用もある。そんなプログラムになっているんですけども、そういったものを提供したりですとか、あとは情報誌です。いろいろな子育て中のお母さんに、こういったものがあると嬉しいかな、とかこういった情報があると役に立つかなとか、そういうものをスタッフさんが自分たちで考えて、そういったところに実際に取材に行き、その情報を例えばホームページだったり SNS で発信したり、あとはフリーペーパーとしていろいろなところに置かせていただいている事業も展開しているのですが、そういった諸々の事業がそれぞれ別立てのように見えるのですが、ものすごく繋がっているというのを感じていますので、いろいろな、

子どもに対する施策もありますし、小学校中学校、幼稚園保育園で、それこそおうちで、というのがそれぞれの場所がこう独立しているように見えるのですけれども、それも実はコミュニティとして繋がっていたりというも思っています。なのでそういったところを、世田谷区はすごくうまく繋がりが、いろいろなところが繋がっていろいろな情報を共有して、ここはこういことができるんだ、みたいなものをみんなが本当に共有できて、官民で、というイメージを持っています。ですのでぜひ世田谷区の事例は、本当につくば市でもとても参考になる部分が多いと思いますので、皆さんで共有できたらと思います。

**土井会長：**はい、ありがとうございます。世田谷区は、区長さんが非常に活動的でリーダーシップがある方なので、そこでやってこられたのかなと思います。私たちもこの後、来年度から第3期のプランを考えていかないといけないので、それと連動させることもできるかもしれませんから、その中でビジョンを考えていくことも、一つの方向かなとは思っています。

はい、ではお願いします。

**トモル委員：**トモルと申します。間野さんのお話を聞いている中で思ったことがあります。このいろいろな事業が行われている中で、例えば、一時預かり事業や病児、病後児保育所事業というものを、外国人がどれくらい使っているのだろうかという疑問に思った。私自身は使ったことはなく、何となくハードルを感じるような、一時預かりだとか、最初に面接に行っとか、何となく気軽には使えないような印象を持っていたりする。妊婦さん向けのいろいろな子育て支援とかもあると思うが、そういったものから取り残されているのではないか、という印象があるのでそういったところをこれからの計画等に少し盛り込むようにできると嬉しいな、と思いました。

**土井会長：**はい、ありがとうございます。まさに現場の当事者のご意見で、これもぜひ第3期のプランの方には踏まえながら考えていければと思っております。

す。

そろそろ時間に近づいて参りましたが他に、ご発言されたいことがありましたらどうでしょうか、よろしいでしょうか。では、事務局の方からも、その他何かありますでしょうか。はい、事務局もないようですので、これで本日の審議はすべて終了ということにさせていただきたいと思います。9時半からの長時間でしたけれども、慎重なご審議どうもありがとうございました。ではこれをもちまして議事進行を事務局にお返しをいたします。

**事務局（こども政策課）**：土井会長ありがとうございました。本日の会議録は後日、皆様にご確認いただいた後に、市のホームページで公開いたします。次回第2回会議は8月頃の開催を予定しております。以上をもちまして、令和5年度第1回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。

-以上-

# 令和5年度（2023年度）第1回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和5年（2023）5月15日（月）

午前9時30分から12時00分まで

場所：つくば市役所本庁舎2階

会議室203

## < 次 第 >

1 開 会

2 あいさつ

3 委員自己紹介・事務局職員紹介

4 協 議 事 項

（1）第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（令和4年度実績）の点検・評価  
の実施方法について

（2）公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への意見の聴取について  
（稲岡保育所）及び（上ノ室・上広岡保育所）

5 そ の 他

6 閉 会

## 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（令和4年度実績）の 点検・評価の実施方法について

### 1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プランについては、毎年度1回、つくば市子ども・子育て会議で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図っています。

### 2 点検・評価の対象事業

#### ①基本事業

プラン「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載されている各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）

#### ②重点事業

プラン「第5章 重点事業」内の

「3. 教育・保育の見込量と確保方策」（P50～）

「4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策」（P55～）

「5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」（P63～）

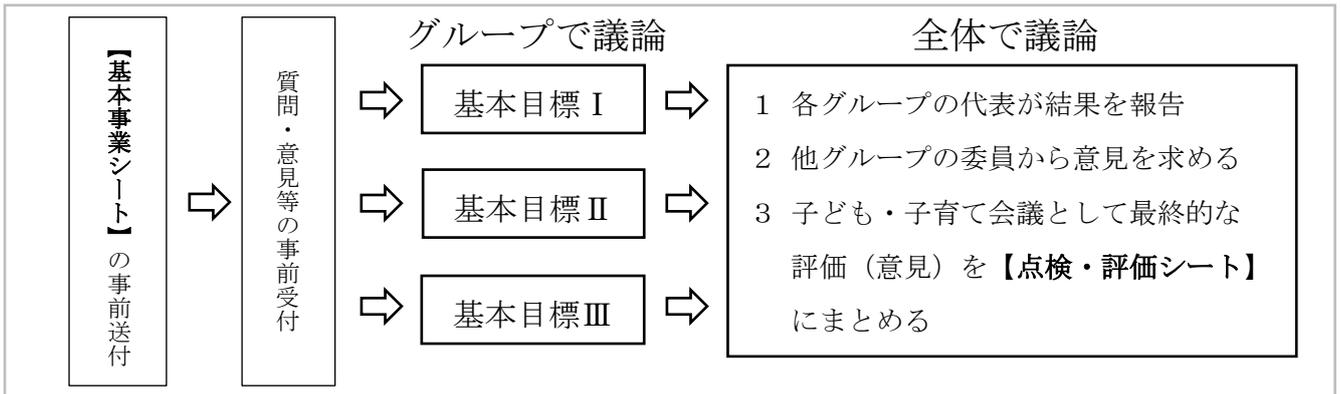
### 3 点検・評価方法

#### ①基本事業

基本事業に関連した担当課が作成した【基本事業シート】を、会議に先立って送付いたします。（※本シートに関する、皆様からの質問・意見等も事前に受け付けます。）

会議当日は、事前に分けたグループ（基本目標Ⅰ～Ⅲ）で、基本事業シート及び事前に受付した質問・意見等を踏まえ議論をしていただきます。

その後、各グループでまとめた評価（意見）を会議全体で報告し、子ども・子育て会議の評価（意見）として【点検・評価シート】にまとめます。



## ②重点事業

重点項目に関連した担当課が予め作成する「事業担当課一覧および重点項目評価表」を使用します。評価表は、各事業の実績及び評価の基準を基にしたA～Dの評価を記載しています（※）。

委員の皆様には、事前に評価表を御確認いただき、その上で、御質問・御意見等をいただきます。

会議の当日は、担当課が作成した評価表及び委員の皆様からの御質問・御意見等を取りまとめた資料で議論いただき、子ども・子育て会議の評価とします。

※新型コロナウイルス等の影響により、実績の数値と評価に使用した数値が異なる場合には、評価に使用した数値及びその理由を併記します。

## 4 点検・評価方法の一部見直しについて

従来の評価の基準は、計画に対する進捗率が100%（計画通り）であったとしてもB評価（おおむね計画通り）になることや、事業によっては、達成率が最大で100%であるためA評価となりえないものがあることから、より適切な評価とするため、今回の点検から重点項目評価表（評価の基準）を以下の通り見直します。

[変更内容]

重点項目評価表（評価の基準）

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値））			
	従来		変更（案）	
	内容	達成率	内容	達成率
A	計画に先行して進んでいる	100%超	計画通り又は計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%-100%	おおむね計画通り	80%-100%未満
C	遅れが生じている	50%-80%未満	遅れが生じている	50%-80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満	大幅に遅れが生じている	50%未満

(参考) 過去に実施した評価の変化

評価基準	令和2年度実績		令和3年度実績	
	従来	変更（案）	従来	変更（案）
A	21	32	15	30
B	22	11	28	13
C	3	3	3	3
D	1	1	1	1

## 5 点検・評価結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

点検・評価は第2回子ども・子育て会議（8月頃開催予定）で実施予定ですが、会議の進捗状況により、第3回会議にまたがる場合がございます。

### 【参考資料】

- ・別紙\_基本事業シート（見本）
- ・別紙\_点検・評価シート（見本）
- ・別紙\_重点項目評価表（見本）
- ・別紙\_重点項目評価表（意見）（見本）

※資料は現時点で子ども・子育て会議で使用を予定しているものですが、若干の修正が生じる場合があります。

別紙\_基本事業シート（見本）

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

2

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

子ども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載  
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

【見本】

担当課で事前に作成したものを、委員の皆様にご提供します。  
会議に先立って、本シートに対してご質問（及び事務局からの回答）等のやり取りを行い、子ども・子育て会議にてご審議いただきます。

実績

実績に対する課題・改善方針

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実に図ります。

## 基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

## 基本事業 ②子育て世代包括支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## 【見本】

各グループで、担当する基本目標に対応する基本事業シートを御確認いただきます。その後、全体での討議で各グループの代表に結果を報告していただきます。

※グループで出た意見等につきましては、本シートにて事務局でとりまとめをいたします。

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

各グループの代表による結果発表の後、他グループの委員からも意見を求め、子ども・子育て会議として最終的な評価（意見）をまとめます。

※会議全体で出た意見等につきましては、本シートにて事務局でとりまとめをいたします。

別紙\_重点項目評価表 (見本)

担当課：こども政策課

②地域子育て支援事業

令和3年度評価

(単位：か所)

**【見本】**  
子ども子育て支援プランに記載されている令和4年度の見込み量を記載します。

区分		評価	
①量の見込み (年間利用人数)	202,804人	施設数	9
		出張ひろば数	6
②確保方策		施設数	
		出張ひろば数	
③実際の量 (年間利用人数)		施設数	
		出張ひろば数	
達成率 (③/②)		施設数	0%
		出張ひろば数	0%

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数  
出張ひろば数・・・交流センター (拠点名称)

見込に対する実績の達成率で評価を実施します。(A~D)

令和4年度の実績値を記載します。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など(自由記述)】

別紙\_重点項目評価表（意見）（見本）

重点項目評価表（意見）

事業 番号	重点項目	評価（意見）	担当課	プラン ページ
●	●●事業	<p>【見本】 重点項目の点検・評価の際にあがった 意見等を記載します。</p>		
	●●事業			
●	●●事業			



## 【案】 稲岡保育所の民間移管における主な諸条件について

## 1 応募資格

次の要件のいずれかを満たす社会福祉法人、又は学校法人であること。

- (1) つくば市内で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を2年以上運営していること。
- (2) つくば市外で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を5年以上運営していること。

## 2 定員、入所児童について

- (1) 定員70名以上とすること。
- (2) 0歳児から就学前児童の受入れを行うこと。
- (3) 0歳児については産休明け保育（57日以降）を実施すること。
- (4) 移管日前日までに稲岡保育所に入所中の児童について受け入れ可能な施設、体制とすること（加配等特別な配慮が必要な児童を含む）。

## 3 保育の内容について

- (1) 月曜日から土曜日まで、午前7時30分から午後6時30分を含む、開園時間11時間以上とすること。
- (2) 休園日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとすること。ただし、当該日を開園日とすることも構わない。
- (3) 平日1時間以上延長保育を実施すること。
- (4) 障害児保育を行うこと。
- (5) 一時預かり保育事業等の特別保育事業について実施検討すること（実施する場合、移管後概ね2年以内に事業を開始すること）。
- (6) 給食については、開園日である月曜日から土曜日まで提供すること。
- (7) 食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。
- (8) 主な行事の継続及び育児相談や園庭開放等の地域交流を積極的に行うこと。

- (9) 苦情解決のための仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）。
- (10) 実費徴収については、公立保育所と同等程度とすること（延長保育料を除く）。ただし、三者協議会等で協議を行い、保護者の同意が得られた場合はこの限りではない。
- 参考：主食費 1,200 円・副食費 4,500 円／月、物品等費用約 5,000 円／年間

#### 4 職員について

- (1) 施設長予定者を決定の上応募すること。
- (2) 施設長予定者は、移管日現在 65 歳未満であること（原則 4 年間は交代を認めない）。
- (3) 施設長予定者については応募日現在、次のいずれかに該当すること。
- (ア) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園の施設長として 2 年以上の経験を有すること。
  - (イ) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、その他児童福祉施設において保育士又は保育教諭（幼稚園教諭）として 10 年以上勤務経験を有すること。
- (4) 主任保育士を専任で配置すること。
- (5) 常勤保育士については、次の職員を確保すること（移管日現在）。
- (ア) 保育経験 10 年以上又は法人が運営する保育所等での経験が 7 年以上の保育士 2 名以上
  - (イ) 保育経験 5 年以上の保育士を配置基準に対して上記を除き 3 分の 1 以上
- (6) 稲岡保育所に勤務する会計年度任用職員について、積極的に雇用すること。

#### 5 引継ぎ保育・共同保育について

- (1) 民間移管に伴う在園児への影響を抑えるため、引継ぎ保育を実施すること。必要となる人員等については、あらかじめ法人において確保すること。
- (2) 引継ぎ期間に施設長、主任保育士等として配置を予定している職員は、稲岡保育所の通常保育、各行事及び地域・学校等との連携状況を適宜参観し、保育所運

営全般に係る引継ぎを受けること。

(3) 令和7年1月から3月までの間、各クラス担任を予定している保育士をクラスごとに1名以上配置し、引継ぎを受けること。

(4) 引継ぎ期間中に市の保育士とともに保護者の個人懇談を行うこと。

(5) 引継ぎ保育の内容については、市との協議の上決定すること。

※引継ぎに関する経費については、市から一部補助を行う予定。ただし、市議会にて予算の承認を要する。

## 6 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

## 7 三者協議会

法人決定後、当分の間保護者・法人・つくば市の三者間からなる三者協議会を設置し、保育の内容の継続性や運営内容等についての調整を行うこと（最長で移管日の前日に在籍した児童が卒園するまで）。



## 【案】上ノ室・上広岡保育所の民間移管における主な諸条件について

## 1 応募資格

次の要件のいずれかを満たす社会福祉法人、又は学校法人であること。

- (1) つくば市内で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を2年以上運営していること。
- (2) つくば市外で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を5年以上運営していること。

## 2 定員、入所児童について

- (1) 定員130名以上とすること。
- (2) 0歳児から就学前児童の受入れを行うこと。
- (3) 0歳児については産休明け保育（57日以降）を実施すること。
- (4) 移管日前日までに上ノ室・上広岡保育所に入所中の児童について受け入れ可能な施設、体制とすること（加配等特別な配慮が必要な児童を含む）。

## 3 保育の内容について

- (1) 月曜日から土曜日まで、午前7時30分から午後6時30分を含む、開園時間11時間以上とすること。
- (2) 休園日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとすること。ただし、当該日を開園日とすることも構わない。
- (3) 平日1時間以上延長保育を実施すること。
- (4) 障害児保育を行うこと。
- (5) 一時預かり保育事業等の特別保育事業について実施検討すること（実施する場合、移管後概ね2年以内に事業を開始すること）。
- (6) 給食については、開園日である月曜日から土曜日まで提供すること。
- (7) 食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。
- (8) 主な行事の継続及び育児相談や園庭開放等の地域交流を積極的に行うこと。

- (9) 苦情解決のための仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）。
- (10) 実費徴収については、公立保育所と同等程度とすること（延長保育料を除く）。ただし、三者協議会等で協議を行い、保護者の同意が得られた場合はこの限りではない。
- 参考：主食費 1,200 円・副食費 4,500 円／月、物品等費用約 5,000 円／年間

#### 4 職員について

- (1) 施設長予定者を決定の上応募すること。
- (2) 施設長予定者は、移管日現在 65 歳未満であること（原則 5 年間は交代を認めない）。
- (3) 施設長予定者については応募日現在、次のいずれかに該当すること。
- (ア) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園の施設長として 2 年以上の経験を有すること。
  - (イ) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、その他児童福祉施設において保育士又は保育教諭（幼稚園教諭）として 10 年以上勤務経験を有すること。
- (4) 主任保育士を専任で配置すること。
- (5) 常勤保育士については、次の職員を確保すること（移管日現在）。
- (ア) 保育経験 10 年以上又は法人が運営する保育所等での経験が 7 年以上の保育士 2 名以上
  - (イ) 保育経験 5 年以上の保育士を配置基準に対して上記を除き 3 分の 1 以上
- (6) 上ノ室・上広岡保育所に勤務する会計年度任用職員について、積極的に雇用すること。

#### 5 引継ぎ保育・共同保育について

- (1) 民間移管に伴う在園児への影響を抑えるため、引継ぎ保育を実施すること。必要となる人員等については、あらかじめ法人において確保すること。
- (2) 引継ぎ期間に施設長、主任保育士等として配置を予定している職員は、上ノ室・

上広岡保育所の通常保育、各行事及び地域・学校等との連携状況を適宜参観し、保育所運営全般に係る引継ぎを受けること。

- (3) 令和7年1月から3月までの間、各クラス担任を予定している保育士をクラスごとに1名以上配置し、引継ぎを受けること。
- (4) 引継ぎ期間中に市の保育士とともに保護者の個人懇談を行うこと。
- (5) 引継ぎ保育の内容については、市との協議の上決定すること。

※引継ぎに関する経費については、市から一部補助を行う予定。ただし、市議会にて予算の承認を要する。

## 6 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

## 7 三者協議会

法人決定後、当分の間保護者・法人・つくば市の三者間からなる三者協議会を設置し、保育の内容の継続性や運営内容等についての調整を行うこと（最長で移管日の前日に在籍した児童が卒園するまで）。

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度(2023年度)第2回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時	令和5年8月18日(金) 開会13時30分 閉会17時00分		
開催場所	防災会議室(2)(3)		
事務局(担当課)	こども部こども政策課		
出席者	委員	土井 隆義(会長)、長塚 俊宏、樽味 幸恵、浦里 晴美、鈴木 朱里、大久保 良文、藤岡 賢治、落合 美智子、根津 陽子、内野 隆之、宮本 美穂	
	その他		
	事務局	(こども部) 吉沼次長 (こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐、小野係長 (こども未来課) 中澤課長 (幼児保育課) 岩田課長 (こども育成課) 塚本課長補佐 (教育局) 吉沼教育局長 (学務課) 下田課長	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条第3号に該当する情報を扱うため		
議題	<p>協 議 事 項</p> <p>(1) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価(令和4年度実績)について</p> <p>報 告 事 項</p> <p>(1) 令和5年度の保育所等の待機児童数について</p> <p>(2) 令和5年度つくば市放課後児童クラブ待機児童について</p>		

		て	
会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 協議事項 4 報告事項 5 閉 会		
<p>&lt;審議内容&gt;</p> <p><b>土井会長：</b>それでは当会議条例第6条第2項の規定に従い、議事進行を務めさせていただきます。案件に入る前に委員の皆様にお伝えいたします。</p> <p>会議での発言に際しては、手を挙げていただいて、私の指名を受けた後、マイクが手元に届いてからお名前を述べて、可能な限り明確にご発言くださいますようお願いいたします。</p> <p>また円滑に会議を進行するため、ご意見につきましてはなるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議にかかる時間配分につきましてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるようご協力をお願いします。</p> <p>会議の終了予定時刻は17時です。途中で休憩をとりたいと思います。</p> <p>また当会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の会議公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えます。ただし審議案件の中で、法人等の財産状況あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退席をお願いしたいと考えております。異議のある方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p><b>他委員：</b>異議なし。</p> <p><b>土井会長：</b>ないようですので傍聴を認めるものとします。</p>			

では本日の協議事項に入りたいと思います。

まず協議事項の（１）第２期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価（令和４年度実績）についてです。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）：**（資料に基づき説明）

**土井会長：**第２期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価について事務局から説明がありました。

説明がありましたように、グループ討議中においては、事業内容について関係課の職員に質問ができます。

なお評価結果は内容を確認いただいた後、市のホームページに公開することになりますので、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

今日は直前に発熱等でご欠席の方が増えましたので、それぞれのグループの人数がアンバランスになっていますが、前もって各班でご担当のところを準備されていると思いますので、班の組み替えは行いません。

アンバランスですけれども、ご承知、ご協力をお願いします。

では、グループ討議を今から 60 分程行いたいと思います。今が、13 時 45 分くらいですので、14 時 45 分まで行いたいと思います。シートを点検・評価した後、全体討議での発表ですので、時間配分にご留意いただきますようお願いいたします。

終了 10 分前になりましたら事務局からお知らせをいたします。

では今から 1 時間、グループ討議の方をお願いいたします。まずはリーダーを決めてください。

2 人のところ（グループⅡ）はどちらかリーダーをお願いいたします。

関係職員の方も控えていますので積極的にご活用ください。

〈グループ討議〉

〈休憩〉

**土井会長：**それでは時間になりましたので、再開したいと思います。これから

各グループの報告に移りたいと思います。報告は各グループ 10 分程度でお願いいたします。なお、質問やご意見につきましてはグループ全ての発表が終わった後に、全体討議を行いますので、その際にご意見を含めて全体としての点検・評価をお願いします。グループ I がまだコピー作業が終わっておりませんので、グループ II から報告をお願いします。大体 10 分程度でお願いいたします。

**藤岡委員：**グループ II です。資料の 21 ページからです。基本目標 II の『楽しく着実に育ち学ぶ力を育む』ということですが、これは 21 ページ、22 ページも同じ事業なので一緒にお話をしたいと思います。実績を見て、市としてはいくつかプランがございまして、その年度に合わせて、非常に順調に計画を立てながらやっているように感じました。つくば市内の中でも、地域の実情があると思うんです。またプラン等の計画もあると思うのですが、人口の推移というのもつくば市は、どんどん変わってきていると思いますので、それも見ながら、引き続き教育・保育の充実を確保していただければな、と思っています。また、22 ページの方ですけれども、3 歳児からの保育、幼稚園の方ですね。こちらは昨年度からスタートして、今年度も荃崎幼稚園でスタートしたところで、需要があつてのことだということで、その需要にこたえているというのは非常にありがたいと思いました。ただ、もっとニーズはあるのではないかと思います。手代木南幼稚園、荃崎幼稚園以外にも、3 歳からお願ひしたい保護者の思いはきっとあるのではないかと思います。ですので、できれば前向きにご検討いただければありがたいと思います。

3 歳児で今やっているところの PR があると、つくば市が一生懸命やっていることが評価されると思います。

それから、23 ページの方にいきます。保育士等の処遇改善、助成金も毎年増やし、検討していただいております。これは人材確保のために、引き続きお願いできればと思います。それから、24 ページの方ですが、市としての事業

は素晴らしく思います。引き続き、管理員の配置や、幼稚園の先生方の確保に引き続き取り組んでいただきたいと思います。子どもがどんどん増えていると思いますので、それに対応する先生たちの人材確保は、急務になってくると思いますので、よろしくをお願いします。続いて、25 ページです。ここは幼・保・小の連携も、コロナが少しずつ収まってきまして、増えてきていると感じています。保育所、幼稚園、小学校の子どもが交流ができること、また子どもたちだけでなく、先生方の交流も今、進めているところもあると聞きましたので、そちらも引き続きお願いしたいと思います。それから、幼稚園から小学校への入学の時に、やはり保護者の目線で言うと、進学への不安というのがあると思います。全然違う所に行きますので、その不安を少しでもやわらげられるような事業というものを、現場に即した形で、引き続きお願いしたいと思います。

最後のところ 27 ページ、28 ページ、29 ページですが、こちらは特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援は、各課でやっていただいている、コンシエルジュ事業、相談件数も増えているところになります。特別な配慮を要する子どもだけではなく、つくば市は外国籍の子どもも結構来ているのではないかと思います。保育園や幼稚園に入学する手続き等は、結構やっていただいているのですが、その後の入学してからの、保護者や子どもたちに対して更なる切れ目のない支援をご検討いただけるとありがたいところです。

2人だけの話でまとまりませんが、話し合いをすることができました。以上でございます、何かありましたらお願いします。

**土井会長：**はい、ありがとうございます。ご意見等はその後まとめてお伺いしますので、各班からの報告を続けたいと思います。では、基本目標グループⅢの発表を10分程度でお願いします。

**根津委員：**はい、着座で失礼します。グループⅢの発表をいたします。まず、資料のページの『特色をいかした放課後等の居場所の整備』放課後児童クラ

ブ事業につきまして、課題として、色々と頑張っていると思うのですが、結局、部屋と指導員が足りないということがどうしても難しい、というお話を伺いました。そして出た話として、児童クラブの子どもたちと、学童保育の子どもたちと、一般来館の子どもたち、児童館での児童クラブということに関してですけれども、児童クラブの子どもと一般来館の子どもの区別をつけていたり、つけていなかったり、児童館の状況に応じて、ということで伺いましたけれども、児童館によって、場所によって、ルールが違ってしまおうというのはどうなのかと。公設とか民営とか、運営の種類等によらず、なるべく市として平等なルールで、保育ができるようにした方が良いのではないかと、という意見が出ております。続きまして、31ページの放課後子供教室推進事業なのですが、学校の空き教室を使って有償ボランティアの方に来ていただいて、子どもたちのスポーツとか、化学実験とか、地域の特色のある遊びとか、体験してもらっているということですが、学校との協力が欠かせないので、学校の事情に合わせて学校側ができる、たとえば月1回とか開催できるけれども、ちょっと難しい、ということだと年2回とかしかできないということで本当に学校側の協力による、というお話でしたので、引き続き学校での開催に向けて協力をお願いしていくということと、地域ボランティアの募集について、色々ボランティアをやっているけれども、こういう事業のボランティアのことがちょっと良く分かっていなかった、というようなお話もあったので、地域ボランティアの募集についても周知をしっかりとしていただきたいという意見が出ております。続きまして32ページの子どもの居場所・学習支援事業です。こちらは、つくばこどもの青い羽根学習会ということで、生活保護や就学支援を受けている子どもへの無料の授業ですが、こちらへの質問としては、就学支援というものが春に申請して6月7月に結果が出て、それ以降に学習会の希望を出して受け入れていただくということで、少しタイムラグがあると思ったのですが、前年度、学習会に

参加しているお子さんに関しては、就学支援の結果が出る期間に関わらず、希望があれば受け入れているというお話を聞いております。現在各中学校区に一つ、この青い羽根学習会があるということですが、この課題のところにも書いてありますが、対象である1,300名のうちの340人ぐらいしかカバーできていないということで、今後もぜひ実施場所を増やし、利用を増やしていただき、どんどん進めてほしいという意見が出ています。続きまして、33ページの「新・放課後子ども総合プラン運営事業」なんですけれども、こちらは、2つぐらい前の事業シートの「放課後子供教室推進事業」と一体のものとして、内容的にも大体同じ運営であると聞いております。こちらはイベントと、学習支援、宿題の補助とかをやっていると聞いています。こちらも、放課後児童支援という枠組みで、学校との協力体制を作って、努力して、増やせるようにしていただきたいと意見を出しております。34ページの特別な配慮を必要とする児童の支援事業については、加配指導員を配置するという事業になっているのですが、実績の方で放課後児童支援員の募集、大学や専門学校の学生に、アルバイトという形で入っていただく。募集をかけて、筑波大や保育専門学校などの学生に来ていただいていると聞いています。これについては学生等の協力がさらに増えるように、周知に努めていただきたいと思っています。それからもう一つ、障害のある児童、医療的ケアが必要な児童に対する、放課後等デイサービスについて、35ページですけれども、つくば市在住のお子さんでつくば市内の特別支援学校に行けないことがある。これは県の区割りの問題だと思うのですが、区割りによって行けなくなっているお子さんがいる。そのお子さんに対する放課後等デイサービス、もちろん放課後だけではなく、今のような夏休みですとか、長期休みですとかでのサービスについて少し意見、質問が出ています。少し遠い場所までの通学になってしまうので、放課後デイサービスは事業者は民間で、なかなか送迎サービスは遠くまでは行けないということで、遠い学校に通っているお

子さんの放課後の状況が少し浮いているところが、つくば市でも北部、南部の方では困っている保護者が多いということですので、事業者ということなので確実に送迎しなさい、とは言えないと伺っていますけれども、なるべくそういう地域間の差がないようにご配慮をお願いし、事業者にも要望していただきたい、ということで意見が出ています。

最後に 36 ページの遊びの機会と場の充実ということですが、こちらに関してはプレイパークの話なんですけれども、今プレイパークは流星台プレイパークと、公園で何か所かやっていると。一足飛びにプレイリーダーを作っていくというよりは、その前に保護者世代に向けて遊びというものが、子どもの育ちにとっても大切なんだという講演会等で意識を高めていき、それから深めていくような話を聞いていますので、今の若い保護者の皆さんに、遊びの大切さをどんどん周知していく。それに加えて、遊べる場所もやっぱり増やしていくべきだと思いますし、もちろん子どもだけで今遊ぶわけにはなかなかいかない場合もありますので、見守っていく大人も増やしていく方向でお願いしたいと意見が出ております。以上です。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。では最後になりましたが、グループ I ですね、お願いいたします。

**長塚委員**：グループ I で、長塚が代表して発表いたします。グループ I の方は、『確かな生命と元気を育む』という基本目標を基に基本事業が 6 つになります。まず最初に出産施設開設支援事業です。令和 4 年度との比較ということで実績があるのですけれども、人数での実績評価ということで、併せて協議の 1-5 (53 ページ) で、鈴木委員の方から質問も出ているところに対して回答がございます。分母がはっきりしないところでの人数の増減ということで、評価しづらいということですが、パーセンテージで表記し直すことになりました。内容的には、実際に市内で子どもを産みたいという人の数で言うと、昨年度よりも予約が取れなかった人の人数が減っており、実績とすれ

ば評価できるとしました。しかし、引き続き事業の周知を徹底して欲しいという意見もありました。次に子育て世代包括支援事業で、ページで言うと10～12ページですが、現在TX沿線に、新たな地域子育て支援拠点を設置していくという考え方ですけれども、委員からはより積極的に、駅の周辺の拠点の設置を進めてほしいという意見が出ています。また、出張子育て広場等の周知も併せて進めてほしいのと、各拠点の周知徹底、紙チラシ、回覧版も併せて検討してはどうか、と意見も出ています。また、アウトリーチ型を積極的に進めてほしいということと、保育コンシェルジュの相談件数も増えているということでの評価はしています。続きまして、子育てしやすい環境整備事業で、ページで言うと13～15ページです。ファミサポや一時預かりに対する評価はするけれども、つくば市は本当に毎年人口がかなり増えているまちで、当然子どもの数も増えているため、対応に遅れがないようにしてほしいという意見もございます。それと、ショートステイに対する評価はする、という意見が出ています。続きまして、産前・産後のサポート/ケア事業で、ページは16～17ページです。先ほどの事業でもあったのですけれども、つくば市の場合、積極的にこのアウトリーチ型、要するに訪問型のやり方でしっかり産後のサポートもしているということでの評価がされております。17ページの事業概要の中に、ホームスタート事業がありまして、生活環境等について不適切な養育状況にある家庭等、という文言があります。実際に自覚されていないご家庭の情報の連携、そして、自覚のないご家庭として、実際に生活環境等について不適切で、養育状況があまり良くないといったところに対しては、情報の連携をいかに保っていくかということ、改善しながら進めてほしいという意見がありました。前年度から比較すると、令和4年度は評価できるという意見もあります。続いて、子ども家庭総合支援拠点事業で、18ページです。実績件数も大変伸びているので評価するという意見ですが、実際に利用者の方々から満足度についてフィードバックしているか、どのよ

うに利用した方々から取っているのか、との意見が出ました。実際には利用者の満足度というところは、今できていないということでしたけれども、今後の課題として検討してほしいという意見が出ています。

最後になりますが、児童発達支援センターとの連携（資料の19～20ページ）については、全体では評価するという事です。それから言葉で言うと白黒ではないグレーという言葉が委員の方から出まして、グレーなところを極力作らないで進めてほしいという意見があり、それと各事業でどれだけ周知できるかが大切であろう、というまとめ的な意見が出ています。グループⅠからは以上になります。

**土井会長：**はい、ありがとうございます。では、各グループから大まかにですけれども、話し合いをいただいた内容について報告をいただきました。これで全体で各グループの意見を共有したことになりますので、ここから全体討議に移ります。全体討議の意味は、今、点検・評価をそれぞれの項目別、基本目標別に各グループで行いましたので、この各グループの意見をこの委員会全体の意見として良いのかとどうか、ということを経論します。この点検・評価はこの委員会としてあげますので、各グループの意見を全体の意見として良いかどうか、ということを経今からご判断いただきたいと思ひます。順番ですが、報告をグループⅡ、Ⅲ、Ⅰの順番でやりましたので、基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲそれから基本目標Ⅰという順番に進めたいと思ひます。では基本目標Ⅱで、こちらは事業番号が7から10になります。ご報告をいただいた内容について何か追加されたいこと、あるいは質問でも構いません、あるいは修正のご意見がありましたら、まず手を挙げていただけますでしょうか。マイクをお持ちしますので、事業番号7から10につまましてグループⅡの報告について、ご意見、追加意見、あるいは質問等がありましたら、手を挙げていただければと思ひます。なければ、グループⅡのコメントをこの会議全体の意見としたいと思ひますが、よろしいですか。他の班の方、よろしいで

すか。

**他委員：**（グループⅡの報告に、意見・追加意見・質問等なし）

**土井会長：**はい、ありがとうございます。では最後にもう一度伺いますが、とりあえず、グループⅡのコメントを全体の意見と基本的にはしたいと思えます。続きまして基本目標Ⅲに移りたいと思えます。こちらは事業番号が11から16になります。グループⅢの報告した内容につきまして、追加意見、あるいはご質問、あるいは修正意見等ありましたら、ご発言をお願いします。手を挙げていただければと思えます。先ほどのグループⅡはどちらかというと、保育が中心でしたが、グループⅢの方は小学校の話が中心だと思えますけれどもいかがでしょうか。保育環境について、つくば市は結構日本の中では恵まれている方なのかな、とは思いますが小学校でいうと、最近はいわゆる経済格差の前提となっている教育格差の問題が大きな問題となっていて、教育格差の問題の前提となっているのは体験格差と言われていいますので、この体験学習等も今日はありましたが、多分ここに関わってくるのだと思えます。

**落合委員：**すみません、質問です。32ページで青い羽根学習会について書いてありますが、各中学校区に一つあるということでしたが、どういった場所に設置されているのか教えていただきたいです。

**土井会長：**これはグループⅢの方で確認されましたか。されていなければ、担当事業課にお伺いしますが、グループⅢの方では共有されてないですかね。では担当課の方からお願いしてよろしいですか。

**事務局(こども未来課)：**はい、こども未来課です。各中学校区の学習会の場所としましては、例えば公共施設や、民間の学習塾等の場所というところで、詳細の方は公表していないのですけれども、主にそういった場所を学習拠点として開催しています。

**落合委員：**ありがとうございます。公開されていないというのは、色々な配慮ということですか。

**事務局(こども未来課)**：はい、おっしゃるとおりです。

**落合委員**：実際には中学校とか学校が多いんですか。具体的でなくてもいいのですが、公共施設というところと交流センターとか。

**事務局(こども未来課)**：はい、そういった場所が主です。

**落合委員**：すいません、学習支援をする指導者は。

**事務局(こども未来課)**：民間の学習支援をしている団体ですとか、こちらの資料(32ページ)でも実績をご覧いただきますと、10事業者と協働事業で実施しているところですが、そういった主に学習支援をやっている団体が実施しています。

**落合委員**：どうもありがとうございました。

**土井会長**：今のご質問の趣旨はグループⅢのコメント評価に何か付け加えた方がいいということでしょうか。

**落合委員**：そこまでは考えていなかったのですが、実際に青い羽根学習会というものが具体的にどういうものなのか、ということがなかなか周知されていないと、利用する方も難しいところもあると少し思ったのですが。すみませんがついでにもう一つ質問なのですが、どういう形で青い羽根学習会に参加したいというお子さんや、ご家族の方からの要望を受け付けていますか。周知などで、特別な方法があるのですか。

**土井会長**：要するに募集と応募ということですね。

**事務局(こども未来課)**：こども未来課です。まず4月1日に、昨年度就学援助受給世帯に関しては、こども未来課から通知を出しています。そこに学習会の案内を載せていまして、そこに教室の連絡先等も載せてあります。まずは、自分の近い所とか、見てみたい教室に連絡をしていただいて、見学という形にさせていただいています。見学は何か所行っても良く、自分に合う合わないを何度か体験してもらってから、申請という形をとっています。

**落合委員**：ありがとうございます。そうすると就学援助を受けていないお子さ

んは青い羽根学習会には応募できないということですか。

**事務局(こども未来課)**：そうですね、就学援助受給世帯もしくは生活保護世帯になっております。

**落合委員**：分かりました、どうもありがとうございました。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。今、事実確認ですけれども、それを踏まえて何かこうした方が良いとかご意見はありますか。

**落合委員**：青い羽根学習会については、一生懸命されていると思うので、今伺い具体的なイメージは分かったのですが、取り組みとしてはそれぞれ適切な対応をしていると思うのですが、就学援助を受けている、あるいは生活保護世帯を対象ということだと、それ以外の方に声をかける必要がないというか、できないということ。それであれば分かりました、ありがとうございます。

**土井会長**：では良いということですね、ありがとうございました。では他にありますでしょうか。今、追加の質問がありましたが、これは事実確認ということで現状のままで良いということですので、グループⅢの報告内容を、全体の評価としたいと思います。続きまして基本目標Ⅰで、事業番号1から6です。主に出産、育児に関わる場所ですが、先ほどの報告内容を踏まえ追加したこと、あるいは質問したいこと、修正したいことがありましたら、自由に手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか、ではお願いします。

**浦里委員**：はい、資料9ページですけれども、令和4年度のあかちゃん訪問時のアンケートで、52の方が市内で出産を希望したけれども、予約が取れなかったと書いてあるのですが、52人というのは大きい数字なんですか、小さい数字なんですか。赤ちゃん訪問をした人数を知りたいと思いました。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。これ多分グループⅠで何か話が出たように記憶をしていますが、まずグループⅠからあれば。

**長塚委員**：グループ I で意見が出まして、先ほども少し分かりづらかったかもしれませんが、令和 3 年は 56 人という数字が担当課から出ました。ただ、この 52 人だ 56 人だというのが人数として出ても、多いのか少ないのかよく分かりづらくて、比較するその 4 人の、その分母がはたしてどの程度なのかということで、担当課の方から話がありました。全体の人数は、担当課から出まして、年度の数字として出て、パーセンテージとして全体の人数は表示してもらいました。それでパーセンテージで示してもらったものが、協議 1-5 (53 ページ) の回答です。鈴木委員からの質問の内容を言いますと、「令和 4 年度あかちゃん訪問時アンケートで、52 人と減少したと記載されていますが、全体の人数が異なってくると思うので、比較する場合「%」で明記した方が分かりやすいのではないかと思います」という意見・質問がありまして、回答が、「「%」で明記することは可能です」ということで、令和 4 年度 8.3 %と数字として回答があったのですけれども、令和 3 年度でいうと 8.7%だそうなんです。ですので全体の数字としては、いただいていないのですけれども、パーセントでいうと、令和 4 年度が 8.3%、令和 3 年度が 8.7%ということで担当課からいただいています。少し分かりづらいかな、というところは確かにありますので逆に言うとその辺りも少し明確にさせていただきたいということでは、グループでもお話しはしています。あと何か担当課の方から付け加えることがあればお願いします。

**事務局(健康増進課)**：健康増進課です。先ほどのお話しの通りなのですが、このあかちゃん訪問のアンケートについては、母数の方が記載されていませんでしたので、次回から記載するようになりたいと思うのですけれども、この数を割り返してみますと、概ね 630 人くらいになるというところで、令和 3 年度、令和 4 年度と人数の方の若干の違いはあるのですけれども、概ね 630 人くらいということなんです。不足しておりますして申し訳ありませんでした。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。追加でありますか。

**浦里委員**：はい、ありがとうございました。あかちゃん訪問ですが、通知を出して全ての人を受け入れるものではないですよ。

**事務局(健康増進課)**：はい。あかちゃん訪問ですが、対象者数に対して、令和4年度は96.7%の方に訪問をしています。

**浦里委員**：ありがとうございます。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。では、表記の仕方を少し工夫していただきたいということは、評価、コメントに加えたいと思います。他にありませんでしょうか。では今の追加のコメントを含めましてグループⅠのコメントを全体の評価としたいと思います。もう一度確認をしたいと思います。グループⅠ、Ⅱ、Ⅲそれぞれの意見に対しまして、何か落とした点があれば、追加、修正、あるいは質問等あればもう一度伺いますので、手を挙げていただきたいと思います。はい、ではお願いします。

**落合委員**：落合です。今のグループⅠのところ少し忘れていたことなのですが、子ども家庭総合支援拠点について、前々回か、なにかにイメージが分かりにくいのでニックネームを付けたらどうかという話が出たような気がするのですが、それについて何かお聞きになっている方はいらっしゃいますか。

**土井会長**：担当課からお願いします。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課です。地域子育て支援事業の方の子育て総合支援センターをはじめとした拠点が「拠点」という言い方というところがあったのですが、子ども家庭総合支援拠点を含み、新しい呼び名というところははっきりと決まってはいません。今現状では支援拠点という言い方をしているところと、後は支援センターという言い方をしているところもあり、正式には地域子育て支援拠点事業なのですが、支援センターとお母様方が、おっしゃっていることも多く、そちらの方が既に周知されつつあるのかな、というところはあるのですが、統一した新しい呼び方や、名称を聞いて固い印象を受けないような愛称は、地域子育て支援拠点や、子

ども家庭総合支援拠点でも、今後の課題とさせていただければと思います。

**落合委員**：どうもありがとうございました。

**土井会長**：ありがとうございます。せっかくですからネーミングのことも付け加えますか。よろしいですか皆さん。

ではネーミングの検討も、全体の意見として付け加えたいと思います。他に全体を通して何か忘れていた、あるいは今思いついたことでも構いませんので、ご質問、ご意見、修正等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では時間も押していますので、次に移りたいと思います。ではこれで基本目標についての評価を終わりたいと思います。続きまして重点項目に移りたいと思います。重点項目の点検・評価につきまして、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局(こども政策課)**：(資料に基づき説明)

**土井会長**：ありがとうございました。では点検・評価をしたいと思えますけれども、評価のつけ方については前回ご審議いただいた案のとおりです。100%は「A」、100%を超える場合は、私たちが知りたいので「A+」をつけてくださいということだったと思います。ただ、公表する時は「A」で公表するというように審議いただいたので、それに則って今回は評価をつけていただきます。では協議 1-6 (55～78 ページ) で、今ご覧いただいている各シートにつき、何かご意見がある方は手を挙げてご発言をお願いします。確認ですが、先ほど例として挙げていただいた 67 ページのところは、67%が 99%で「B」評価になっていますが、この「B」というのは括弧の中の 99%の方に基づいた評価ということです。少し時間を取りたいと思うので目を通して、お気づきの点があれば、手を挙げていただければと思います。

**内野委員**：内野です。1枚目の教育・保育の見込量と確保方策(全体)ですけれども、2号認定の中で「幼児期の学校教育の利用希望が強い」というものと、そうでないものというのは、どういうことなのか具体的にご説明をいただけ

ると嬉しいです。

**土井会長**：では担当課からお願いしてよろしいですか。

**事務局(こども政策課)**：この点につきまして、こども政策課から回答させていただきます。プランを策定するタイミングで、国の指針に基づき、プランを作るためのアンケートというものを実施しています。そのアンケートは、国が作ったアンケートの中でこういうことを聞いてください、とあるのですが、その中で実際の量の見込みというのを数字として、アンケートの結果をもとに出していくのですけれども、そのアンケートの中で一定の回答をした方というのは、保育所の方の利用の中でも、乳幼児の学校の教育の利用希望が強いというように分けて、プランの方を策定することになっていまして、そういう形で、乳幼児の学校の利用希望、プランの記載値で言えば 1,037 人の方が、保育所を利用するのですけれども、幼児期の学校教育の利用希望というのも強いという形で数字を出しているところになってます。ですが実際の量というところで毎年点検・評価をする上で同じアンケートをするわけにはいかないところもあり、その利用希望が強いというところの数値は、例年、空白とさせていただいています。

**内野委員**：保育園に行っているけれども、本当は幼稚園に行きたかったということですか。

**事務局(こども政策課)**：イメージとしてどう捉えるかはあるのですけれども、そういった幼稚園のような、教育の利用希望も強い、というようにこのアンケートで答えた方がいるということで、実際に両方どちらでも選べますという段階であれば絶対幼稚園だったかというところまでは、はっきり分かりませんと思います。

**内野委員**：ありがとうございます。

**土井会長**：他はいかがでしょうか。はい、お願いします。

**鈴木委員**：ままと一んの鈴木と申します。71 ページの養育支援訪問事業及び要

保護児童等支援事業のところ、こちらはホームスタート事業に関するものだと思うのですけれども、その事業の枠組みとして2種類あるということだと思うのですけれども、実際に利用されている方は、養育支援訪問を目的としている、あるいは要保護児童等支援事業の方で利用しているというような形を把握とかしていたりするのでしょうか。

**事務局(こども政策課)：**こども政策課です。この養育支援訪問事業は、健康増進課が担当として専門職が行く養育支援訪問事業と、家庭的援助という意味での、こども政策課が担当しているホームスタート事業があります。我々こども政策課としてホームスタート事業のお話をさせていただきますと、ホームスタート事業につきましては、利用の過程としましては、まず利用をしたい方が申請をして、そこから利用が始まっていくわけですが、そのホームスタート事業を使っている方が、他の事業についても使っているかどうかということ把握しているかということでしょうか。

**鈴木委員：**この要保護児童等支援事業は、保護者がホームスタート事業を利用したいと思っているのか、ホームスタート事業の方は、この要保護児童だけでなく、普通に上のお子さんがあるからちょっと一緒に下の子の面倒を見てもらいたい、とかそういった普通の利用の方もいると思うのです。ただ単純に少しケアが必要だから、というようなわけではなくて、そういったところを利用するときに、市の方では把握されていたりするのかな、と思ったので。

**事務局(こども政策課)：**利用される方が要保護児童の支援を受けているかどうか把握しているかということでは、その点は把握はしていません。ホームスタート事業を使う過程で、健康増進課に対して、その人の照会というのは行いますけれども、それはそれで連携を取る必要があるのではしているのですが、要保護児童の支援を受けているかどうかというところは、ホームスタート事業に関しては確認していません。

**鈴木委員：**はい、分かりました。どうもありがとうございます。

**土井会長**：他はいかがでしょうか、そろそろ大丈夫ですか。今2件ご質問が 나왔ましたが、それを踏まえてご意見があれば、挙げていただきたいと思いますが、ご意見はないですか。では点検・評価は今の提案のとおりでいくということによろしいでしょうか。ではご意見、ご異論ないようですので、そうさせていただければと思います。

以上で基本事業及び重点項目の点検・評価は終了となりますが、何か全体をとおして、これは言い残した、という点があればご発言をお願いします。これで最後になりますが何かないですか。後で発言されても全体で共有できないので、全体意見にできないので今発言していただければと思います。本日の会議でのご意見、評価は改めて事務局の方で整理をさせていただきます。その上でもう一度委員全員にお送りし、ご確認いただいた上で、全体会議としての点検・評価結果として、市のホームページで公開したいと存じます。この段取りで進めたいと思いますけれども、何かこの点につきましてご意見、ご質問等ありますでしょうか。まず、事務局でまとめて、それを皆様にもう一度確認していただき、そこでご異論なければそれで、全体会議としての点検・評価結果として、ホームページ上に公開します。よろしいでしょうか。

**他委員**：（委員からの異議等なし）

**土井会長**：はい、ありがとうございます。ないようですので本案件はこれで終了とします。長い時間ですが、ご審議ありがとうございました。

では続きまして、報告事項に移りたいと思います。まず報告事項の（1）令和5年度の保育所等の待機児童数について、です。こちらは事務局からの説明となりますが、報告事項（2）令和5年度つくば市放課後児童クラブ待機児童について、2つの報告をあわせて行い、後から質問を受けたいと思います。まずは、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局(幼児保育課)**：（資料に基づき説明）

**土井会長**：ありがとうございます。では続きましてこども育成課からお願いし

ます。

**事務局(こども育成課)：**(資料に基づき説明)

**土井会長：**はい、ありがとうございます。では、報告(1)(2)あわせて何かご質問、ご意見等ありましたらお伺いします。手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。

**他委員：**(質問、意見等なし)

**土井会長：**はい、では最後にその他の事項です。何か委員の皆様から、その他でご発言したいことはありますか。若干時間に余裕があるようなので、今回、評価の仕方、方法について少しご発言があったように思いますが、何か来年度に向けて、評価の方法をこうしたら良いのではないかと、とかご意見があればお願いしたいと思います。はい、ではお願いします。

**内野委員：**内野です。この会議の中でも少しお話したのですが、最初に1時間かけた評価の中では少し時間が足りなくて、我々も細かく見る方と、ぱっと見る方と色々いると思うのですが、事前に自分なりの評価を入れるフォーム等が事前であれば良いと思いました。そうすると今日欠席している方も結構いらっしゃるので、そういう方の意見も反映できるだろうなと思いました。ですので事前にそういう入力フォームのようなものがあれば、それを入力してもらい、一つ一つに評価項目があり、意見を入れていき、それを事務局がまとめてもらったものを、ここに出してもらえれば、このグループでそれを共有してそれについて議論でき、その方が効率的かと思いましたが、意見させていただきました。

**土井会長：**はい、ありがとうございます。この件につきまして何かご意見ある方いらっしゃいますか。今回鈴木委員からは、あらかじめご質問をいただいていたと思いますが、それぞれの項目について、グループのコメント欄のところを、例えばフォームで用意をしておいて、ネットを通して記入していただくか、あるいは紙で書いていただいて郵送でも良いかもしれません

が、あらかじめそれを集約しておいてから、それをもとにグループにしても、ディスカッションをした方が、白紙の状態から行うより、効率が良いのではないか、というご意見だと思います。何か評価方法について、せっかくですので、来年度に向けて改善点があればお伺いしたいと思います。そうなるかどうか分かりませんが、改善意見としていかがでしょうか。はい、ではお願いいたします。

**落合委員**：落合です。今のご意見に私も賛成ですが、グループ I の事業シートが特に多かったのかもしれないのですが、かなり時間が足りない感じで、どうしてもここは飛ばしてしまおうみたいな感じで、一つ一つ丁寧に見られなかったのが、事前に資料を読むということも大事だと思うのですが、それをさっきおっしゃったようにフォームか何かで回答していくと、もう一步踏み込んで参画できるので、この日の時間がもう少し有効に使えるのではないかと思います、以上です。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。紙で返すと、事務局では分かるけれど、他の委員の方は分からないので、ここに来ないと分からないですね。フォームで見られるようにしておくと、他の委員がどういう意見をされているかを確認できるので、あらかじめここに来る前に、お互いに他の人がどういう意見持っているかが分かるので、そちらの方が準備としては良いかな、とは思いますが、大変だと思うので、できるかどうか今後検討していただければと思います。この件でなくても構いませんが、ご意見等ありましたら、手を挙げていただければと思います。

無いようですので、事務局からその他の事項で 1 点あるかと思いますのでお願いします。

**事務局(こども政策課)**：はい、こども政策課です。第 3 期子ども・子育て支援プランにつきましてご報告がございます。計画策定支援業務の委託先を公募型プロポーザルで選定した結果、株式会社 名豊と契約しました。この名豊に

は、第2期プランの策定の際にも、支援業務を委託しておりますので、次回の第3回子ども・子育て会議から、名豊にもこの会議に出席していただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の会議ではこのプランの策定に向けた、基礎資料のためのニーズ調査の項目等について、協議いただく予定になっておりますので、あわせて、委員の皆様にもご協力の方よろしくお願いいたします。以上、こども政策課の報告になります。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。今後第3期プランの作成に入りますけれども、そのプラン作成にあたっては、調査を行いますので、その調査項目をですね、具体的にどういう項目で調査をかけて、その結果をもとにしてこのプランを作っていくことになるので、どういう調査項目が良いのかという検討を、次回はお願いしたいと思っています。

では本日の審議及び報告はすべて終了いたしました。今回は長時間になりましたけれども、慎重なご審議どうもありがとうございました。ではこれを持ちまして議事進行を事務局にお返しいたします。

**事務局(こども政策課)**：土井会長、ありがとうございました。本日の会議録は後日、皆様にご確認をいただいた後、市のホームページで公開します。次回第3回子ども・子育て会議は11月頃の開催を予定しております。以上をもちまして、令和5年度第2回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。

-以上-

# 令和5年度（2023年度）第2回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和5年（2023）8月18日（金）

13時30分から17時00分まで

場所：つくば市役所本庁舎2階

防災会議室（2）（3）

## ＜ 次 第 ＞

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

- （1）第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価（令和4年度実績）について

### 4 報告事項

- （1）令和5年度の保育所等の待機児童数について
- （2）令和5年度つくば市放課後児童クラブ待機児童について

### 5 閉 会



第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（令和4年度実績）の  
点検・評価の実施方法について

1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プランについては、毎年度1回、つくば市子ども・子育て会議で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図っています。

2 点検・評価の対象事業

①基本事業

プラン「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載されている各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）

②重点事業

プラン「第5章 重点事業」内の

「3. 教育・保育の見込量と確保方策」（P50～）

「4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策」（P55～）

「5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」（P63～）

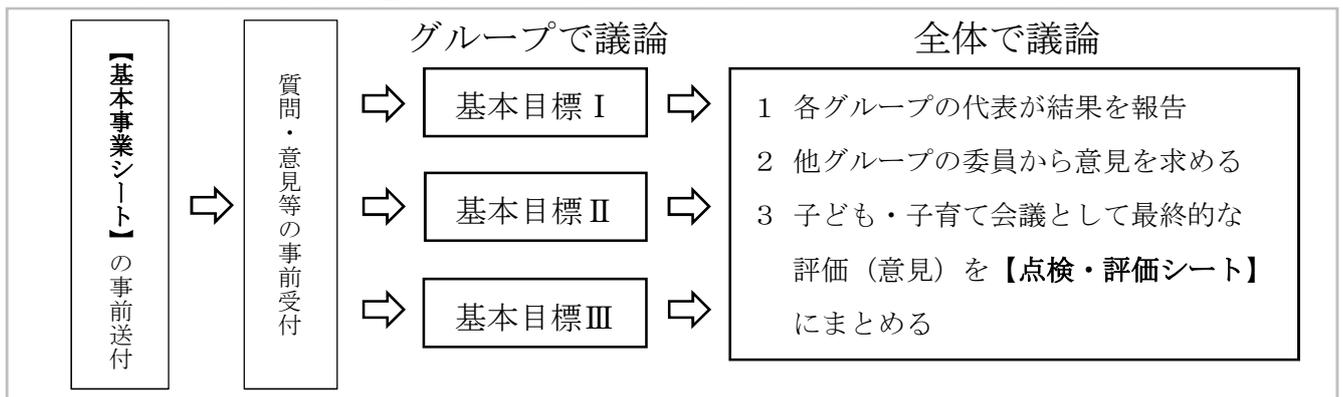
3 点検・評価方法

①基本事業

基本事業に関連した担当課が作成した【基本事業シート】を、会議に先立って送付いたします。（※本シートに関する、皆様からの質問・意見等も事前に受け付けます。）

会議当日は、事前に分けたグループ（基本目標Ⅰ～Ⅲ）で、基本事業シート及び事前に受付した質問・意見等を踏まえ議論をしていただきます。

その後、各グループでまとめた評価（意見）を会議全体で報告し、子ども・子育て会議の評価（意見）として【点検・評価シート】にまとめます。



## ②重点事業

重点項目に関連した担当課が予め作成する「事業担当課一覧および重点項目評価表」を使用します。評価表は、各事業の実績及び評価の基準を基にしたA～Dの評価を記載しています（※）。

委員の皆様には、事前に評価表を御確認いただき、その上で、御質問・御意見等をいただきます。

会議の当日は、担当課が作成した評価表及び委員の皆様からの御質問・御意見等を取りまとめた資料で議論いただき、子ども・子育て会議の評価とします。

※新型コロナウイルス等の影響により、実績の数値と評価に使用した数値が異なる場合には、評価に使用した数値及びその理由を併記します。

## 4 点検・評価方法の一部見直しについて

従来の評価の基準は、計画に対する進捗率が100%（計画通り）であったとしてもB評価（おおむね計画通り）になることや、事業によっては、達成率が最大で100%であるためA評価となりえないものがあることから、より適切な評価とするため、今回の点検から重点項目評価表（評価の基準）を以下の通り見直します。

[変更内容]

重点項目評価表（評価の基準）

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値））			
	従来		変更	
	内容	達成率	内容	達成率
A	計画に先行して進んでいる	100%超	計画通り又は計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%-100%	おおむね計画通り	80%-100%未満
C	遅れが生じている	50%-80%未満	遅れが生じている	50%-80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満	大幅に遅れが生じている	50%未満

## 5 点検・評価結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

第2期子ども・子育て支援プラン基本事業 点検・評価グループ  
(令和5年度第2回子ども・子育て会議)

(敬称略)  
(委員名簿順)

基本目標と事業の体系 (P34)	組織等	氏名
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む(P35) ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～  6名	議会	長塚 俊宏
	子育て支援団体	鈴木 朱里
	市民委員	落合 美智子
	市民委員	宮下 信一
	小・中学校PTA	内野 隆之
	小児医療	江原 孝郎
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む(P38) ～幼児教育・保育の環境の充実～  7名	幼稚園PTA	樽味 幸恵
	民間保育園	古谷野 好栄
	民間幼稚園	橋本 幸雄
	公立小中学校長	柳下 英子
	公立小中学校長	藤岡 賢治
	市民委員	トモル ソロンゴ
	市民委員	村上 義孝
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む(P41) ～地域や放課後等における子どもの活動環境の 充実～  6名	児童クラブ	千代原 義文
	学識経験者	堀内 明由美
	子育て支援団体	浦里 晴美
	主任児童委員	大久保 良文
	市民委員	根津 陽子
	保育園保護者会	宮本 美穂



事業担当課一覧（基本事業）

協議 1-3

事業番号	基本目標	基本方針	基本事業	プラン記載ページ	取組	担当課①	担当課②	担当課③	担当課④
1	I 確かな生命と元気を育む	1 継続的・包括的な支援の充実	①出産施設開設支援事業	P36	○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。	健康増進課	-	-	-
2			②子育て世代包括支援事業		○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。	こども政策課	健康増進課	幼児保育課	-
3			③子育てしやすい環境整備事業		○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定制」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。	こども政策課	幼児保育課	こども未来課	-
4		2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実	①産前・産後のサポート/ケア事業	P37	○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらい参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。	健康増進課	こども政策課	-	-
5			②子ども家庭総合支援拠点事業		○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。	こども未来課	-	-	-
6			③児童発達支援センターとの連携		○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。	障害福祉課	こども未来課	-	-
7	II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む	1 教育・保育の提供体制の整備	①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業	P39	○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握ししながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。	幼児保育課	学務課	-	-
8			②保育人材の確保事業		○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。	幼児保育課	教育総務課	-	-
9		2 子どもの豊かな育ちの促進	①幼児教育及び保育の推進事業	P40	○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。	幼児保育課	学び推進課	-	-
10			②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業		○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。	幼児保育課	特別支援教育推進室	障害福祉課	-
11	III 主体的にして広く豊かな経験を育む	1 特色をいかした放課後等の居場所の整備	①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	P42	○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。	こども育成課	（学び推進課）	-	-
12			②放課後子供教室推進事業		○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。	こども育成課	（学び推進課）	-	-
13			○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。		○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。	こども未来課	（学び推進課）	-	-
			○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。		○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。	こども未来課	（学び推進課）	-	-
14	2 子どもが主体的に活動するための支援の充実	①新・放課後子ども総合プラン運営事業	P43	○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。	こども育成課	（学び推進課）	-	-	
15				○本市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。	こども育成課	障害福祉課	（学び推進課）		
				○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。					
				○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。					
16	③遊びの機会と場の充実	P44	○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。	こども育成課	障害福祉課	（学び推進課）	-		
					○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。	公園・施設課	（こども政策課）	-	-



**基本目標** I たしかな生命と元気を育む

**基本方針** 1 継続的・包括的な支援の充実

**担当課** **健康増進課**

**基本事業** ①出産施設開設支援事業 プラン記載ページ **P36**

**関連するプラン名**

**■ 事業内容 ■**

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

**■ 事業概要 ■**

○産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成する。

実績	実績に対する課題・改善方針
<p>・交付実績なし                      ・バースセンターでの分娩数が前年度より増加した。                      筑波大学附属病院内のつくば市バースセンターの再整備が令和5年11月に竣工予定となり、つくば市内の産科病床数が増加する予定（6床増加）となった。</p>	<p>○令和4年度あかちゃん訪問時アンケートで、市外・県外の分娩施設で出産した方のうち「市内で予約が取れなかった方」は52人と昨年度より減少した。</p> <p>○令和5年度に再整備されるつくば市バースセンター（12床）の周知を推進していく。</p>

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン名

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○地域子育て支援拠点事業

つくば市子育て総合支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（10か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。

●市内地域子育て支援拠点

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）
- ・チェリークラブ（つくば市上野）
- ・おとなり（つくば市みどりの）
- ・おひさまクラブ（つくば市高崎）
- ・こどもの森広場（つくば市沼崎）
- ・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）
- ・なないろくらぶ（つくば市大角豆）
- ・ままとーんつどいの広場（つくば市館野）
- ・花畑ひろば（つくば市花畑）

○利用者支援事業（基本型）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○地域子育て支援拠点事業

●令和4年度利用実績

- ・子育て総合支援センター（けやき広場（拠点）30,283人、出張ひろば559人（94回））
- ・かつらぎクラブ（拠点1,458人、出張ひろば101人（25回））
- ・チェリークラブ（拠点4,265人、出張ひろば46人（25回））
- ・おとなり（拠点8,088人、出張ひろば265人（23回））
- ・おひさまクラブ（拠点2,188人、出張ひろば109人（24回））
- ・こどもの森広場（拠点3,261人、出張ひろば場251人（23回））
- ・すぎのこクラブ（拠点4,249人、出張ひろば214人（23回））
- ・なないろくらぶ（拠点3,556人、出張ひろば95人（23回））
- ・ままとーんつどいの広場（拠点2,023人、出張ひろば未実施）
- ・花畑ひろば（拠点3,833人、出張ひろば241人（25回））
- ・合計（拠点63,204人、出張ひろば1,881人（285回））

※コロナの影響により、出張広場の回数差あり。

※オンラインでの利用者は除く。

●令和3年度の課題に対する取組

- ・つくば駅徒歩圏内のBiViつくばで出張子育て広場を開始した。
- ・TX沿線での常設の拠点開設に向けて、民間事業者等と調整を進めた。

○利用者支援事業（基本型）

- ・令和4年度相談実績：287件（来所253件、電話34件）
- ・令和4年度から開始の事業のため、専用のパンフレットを作成し、関係機関へのPR活動及び連携を図るため、庁内関係部署、公立及び民間の保育所・幼稚園、小児科などを巡回し、パンフレットの配布を行った。また、市内外の子育て支援団体との勉強会を行った。

○地域子育て支援拠点事業  
・将来的に、TX沿線に常設の拠点を1か所以上開設できるように、民間事業者等と継続的に調整を行う。  
・参加人数が少ない出張子育て広場があるため、SNS等を活用した周知など広報活動を積極的に行う。

○利用者支援事業（基本型）

・今後は、関係機関とのさらなる連携・協働体制構築のため、日々の相談業務における連携のほか、子育て支援団体や子育て支援拠点と打ち合わせ等を行い、協力体制を図っていく。また、子育て支援拠点等へ向くとといった支援を行う。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** I たしかな生命と元気を育む

**基本方針** 1 継続的・包括的な支援の充実

<b>担当課</b>	こども政策課	<b>健康増進課</b>	幼児保育課
------------	--------	--------------	-------

<b>基本事業</b>	②子育て世代包括支援事業	プラン記載ページ	P36
-------------	--------------	----------	-----

<b>関連するプラン</b>	
----------------	--

**■ 事業内容 ■**

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）」により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う。また、妊婦健康診査事業により疾病の早期発見、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行う。また、妊娠9か月ごろに初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談等を行い、必要に応じて支援計画を作成し、支援計画に策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行う。

実績	実績に対する課題・改善方針
<p>○利用者支援事業（母子保健型）「つくば市母子健康包括支援センター」</p> <p>①妊娠届出時面接 2,255件</p> <p>②転入妊婦面接 190件</p> <p>③妊娠9か月電話相談 670件</p> <p>④母子保健コーディネーター 3名配置</p> <p>⑤利用者支援事業（母子保健型） 4か所</p> <p>○妊婦健康診査 25,771人（償還払い含）</p> <p>○あかちゃん訪問 2,293件 実施率 96.7%</p>	<p>○母子保健コーディネーターが1人増員で3名配置となったため、相談や対応件数が増加し、相談者に対してもきめ細やかな相談ができた。</p> <p>○妊娠届出時や転入妊婦に対し、セルフプランシートを活用して必要な支援につなげた。</p>

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図る。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

実績

○令和4年度利用実績  
・病児保育 6施設  
（うち休止1施設、補助実績なし1施設）  
・病後児保育 4施設（うち休止1施設）  
※延べ利用人数 1,121人

○令和4年度保育コンシェルジュ相談件数 1,314件  
（令和3年：1,254件）  
窓口：1,002件（令和3年：924件）  
電話：312件（令和3年：330件）

実績に対する課題・改善方針

○病児、病後児保育については、利用者の利便向上及び配慮を要する児童の受入れが課題となっている。そのため市及び各施設のホームページの見直しを行った。また、配慮を要する児童の受入れについては、各施設の担当者との意見交換を継続的に実施している。

○令和4年度の保育コンシェルジュの窓口での相談件数が前年から増加し、電話での相談が減少していることから、新型コロナウイルスの影響は落ち着いたものと考えられる。令和4年度に保育所申請の電子申請を本格化したことにより、相談機会が減り、コンシェルジュへの相談が増加したものと考えており、引き続きホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 **こども政策課** 幼児保育課 こども未来課

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業 プラン記載ページ P36

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

**■ 事業概要 ■**

- 一時預かり（子育て総合支援センター（つくば市流星台））  
保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる。
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進する。  
主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス
- つくば市あかちゃんの駅  
乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録する。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行う（提供内容は施設によって異なる）。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

- 一時預かり（子育て総合支援センター（つくば市流星台））  
・年間預かり人数2,046人（令和3年度1,697人）  
・インターネット予約を開始し利用者が予約しやすい環境にした。
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
・会員数1,424人（令和3年1,365人）  
（利用会員1,211人、協力会員171人、利用・協力会員42人）  
・年間利用者数690人（令和3年512人）  
・主なサポート内容（200回以上のもの）  
育児困難（親の障害、育児ストレス等）701回  
保護者等の外出の場合の援助460回  
保育者の短時間・臨時的就労の場合の援助309回  
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり268回  
・協力会員を増やす取り組み  
チラシの配布や退職予定の保育士等へ協力会員登録を依頼した。  
未研修の登録会員に対して年に一度行っていたサポーター基礎研修を2回実施した。また、広く一般に向け市報やSNSで研修の受講者とサポーターの募集を行った。  
・会員登録受付方法の変更  
社会福祉協議会の窓口のほか、オンライン、市役所、訪問での登録を開始した。  
・父母共同の子育てに対応した新たなパンフレットを作成
- 令和3年度の課題に対する取組  
・協力会員を増やすための取り組みを、上記、実績のとおり実施した。また、保育士、幼稚園教諭の有資格者で、現場を離れて間もない者が協力会員となった場合は、活動前に受講する基礎研修の一部の要件を緩和し活動可能とした。
- つくば市あかちゃんの駅  
・市内65施設（公共施設：54 民間施設：11）が登録（令和5年1月時点）。
- 令和3年度の課題に対する取組  
・児童館での環境整備が課題となっていたことから、全児童館の設備状況を確認し、要望のあったおむつ替え用のベッドや授乳用の椅子などを支給した。  
また、つくばエクスプレス駅等も含めた新規施設での実施について検討を進めた。

- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
・支援の依頼が増加傾向にあり、対応するため今後も協力会員を増やす取り組みを継続して行っていく。
- つくば市あかちゃんの駅  
・より多くの場所にあかちゃんの駅を設置できるように、引き続き新規施設での実施に向けて調整を進める。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議が必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標	I たしかな生命と元気を育む		
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実		
担当課	こども政策課	幼児保育課	こども未来課
基本事業	③子育てしやすい環境整備事業		プラン記載ページ P36
関連するプラン			

**■ 事業内容 ■**

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う。

実績	実績に対する課題・改善方針
令和4年度利用実績 ○一時預かり（一般型） 38施設 （うち補助実績なし8か所） ○一時預かり（幼稚園型） 1施設 ※延べ利用人数 21,232人	○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。利用者にとって利用しやすい環境を整えるため、調査・研究していく。 ○実施施設が少なく利用者にとっては不便な地域もある。新規で事業を始める事業者は利用者ニーズに沿った事業実施場所を模索していく。 ○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 **こども未来課**

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

プラン記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○子育て支援短期療育事業  
 ・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により、ひと月あたり最長7日まで預かる。  
 ・今年度の委託契約施設等は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」、「社会福祉法人窓愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設及び里親2世帯。  
 ・利用料は、市民税課税の有無、母子家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,330円に区分しています。

実績

○事前登録者数：81人（令和4年4月1日時点）  
 令和4年度新規登録者数：45人  
 令和4年度延べ利用者数：7人  
 令和4年度延べ利用日数：33日

実績に対する課題・改善方針

○委託施設の受け入れ人数に限りがあるため、里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていきます。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

プラン記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもら参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

○養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する。

実績

実績に対する課題・改善方針

○産後ケア事業  
①利用施設 7施設  
②利用者実人数 104人  
＜内訳＞  
通所個別 22人 短期入所 47人 通所集団 6人  
通所個別+短期入所 22人  
通所個別+通所集団 2人  
短期入所+通所集団 0人  
短期入所+通所個別+通所集団 5人  
③利用延日数 313日  
＜内訳＞  
通所個別 112日 短期入所 187日 通所集団 14日  
○養育支援訪問事業 289件  
○妊娠9か月電話（該当者） 1,342件

○昨年度より産後ケア事業の利用者は増加している。利用希望者の増加に伴い、希望の日程でサービスが提供できるよう、アウトリーチや新規委託施設の検討を行う。  
○妊娠9か月電話時には、セルフプランの内容を確認して妊婦が望む妊娠生活や出産に向けた準備、産後のイメージができるよう支援することができた。  
○令和5年2月から伴走型相談支援の1つとして妊娠8か月アンケートがスタートした。妊娠9か月電話から妊娠8か月アンケートにスムーズに移行できるよう、支援体制を整える。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標	I たしかな生命と元気を育む		
基本方針	2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実		
担当課	健康増進課	こども政策課	
基本事業	①産前・産後のサポート/ケア事業		プラン記載ページ P37
関連するプラン			

**■ 事業内容 ■**

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもら参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

**■ 事業概要 ■**

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）  
 妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、寄り添いながら利用者の話を「傾聴」し、家事及び育児等を「協働」により行い問題の解消を図る。（特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（つくば市手代木）による委託事業として実施）

実績	実績に対する課題・改善方針
<p>○特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（会員数及び利用実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数 25人                             <ul style="list-style-type: none"> <li>内訳：トラスティ（業務責任者 1人）</li> <li>：オーガナイザー（取りまとめ 3人）</li> <li>※内1名はトラスティを兼ねる。</li> <li>：ホームビジター（訪問スタッフ 18人）</li> <li>：事務スタッフ（4人）</li> </ul> </li> <li>・依頼件数 33件</li> <li>・延べ訪問回数 128回</li> </ul> <p>●令和3年度の課題に対する取組                      前回の点検・評価において課題としていた、訪問回数の減、及び事業の周知徹底については、委託事業者と連携し子育て関連のイベントに出展し事業のPRを行った。また、庁内他課と連携し、事業のパンフレットを母子手帳交付の際にあわせて配布したり、あかちゃん訪問の際に必要なに応じて配布するなどするとともに、「つくっこ！すくすくアプリ」で事業の配信を行った。</p>	<p>○令和4年度はホームスタート事業を、様々な方法により周知し、それが依頼件数、延べ訪問回数の増加につながったと考える。                      今後は単に利用者を増やすだけではなく、必要に応じて運用方法等を見直す等し、利用者、委託事業者、市のいずれにとっても円滑に事業が活用できる制度のあり方を検討していく。</p>

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標	I たしかな生命と元気を育む		
基本方針	2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実		
担当課	こども未来課		
基本事業	②子ども家庭総合支援拠点事業	プラン記載 ページ	P37
関連するプラン			

■ 事業内容 ■
<p>○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。</p>

■ 事業概要 ■
<p>○令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置した。          人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）          ①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可）          ②心理担当支援員 常時1名（非常勤可）          ③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可）</p> <p>つくば市の体制          社会福祉士2名、公認心理師2名、保健師1名、事務担当1名、家庭相談員5名</p>

実績	実績に対する課題・改善方針																																			
<p>(1) 相談件数（延べ）</p> <table border="0"> <tr> <td>・訪問</td> <td>959件</td> <td>(昨年比 + 373件)</td> </tr> <tr> <td>・面談</td> <td>591件</td> <td>(昨年比 + 128件)</td> </tr> <tr> <td>・電話</td> <td>8,252件</td> <td>(昨年比 + 822件)</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>2,430件</td> <td>(昨年比 + 965件)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,232件</td> <td>(昨年比 + 2,288件)</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>新規相談</td> <td>1,186件</td> <td>(昨年比 + 141件)</td> </tr> <tr> <td>（うち虐待</td> <td>323件）</td> <td>(昨年比 + 69件)</td> </tr> </table> <p>(2) 相談内容内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>育児不安</td> <td>5,604件</td> </tr> <tr> <td>発達障害等</td> <td>1,103件</td> </tr> <tr> <td>虐待</td> <td>3,809件</td> </tr> <tr> <td>不登校</td> <td>1,159件</td> </tr> <tr> <td>非行（家出等）</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>506件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,232件</td> </tr> </table>	・訪問	959件	(昨年比 + 373件)	・面談	591件	(昨年比 + 128件)	・電話	8,252件	(昨年比 + 822件)	・その他	2,430件	(昨年比 + 965件)	計	12,232件	(昨年比 + 2,288件)	新規相談	1,186件	(昨年比 + 141件)	（うち虐待	323件）	(昨年比 + 69件)	育児不安	5,604件	発達障害等	1,103件	虐待	3,809件	不登校	1,159件	非行（家出等）	51件	その他	506件	計	12,232件	<p>○相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にある。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員の専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていく。</p>
・訪問	959件	(昨年比 + 373件)																																		
・面談	591件	(昨年比 + 128件)																																		
・電話	8,252件	(昨年比 + 822件)																																		
・その他	2,430件	(昨年比 + 965件)																																		
計	12,232件	(昨年比 + 2,288件)																																		
新規相談	1,186件	(昨年比 + 141件)																																		
（うち虐待	323件）	(昨年比 + 69件)																																		
育児不安	5,604件																																			
発達障害等	1,103件																																			
虐待	3,809件																																			
不登校	1,159件																																			
非行（家出等）	51件																																			
その他	506件																																			
計	12,232件																																			

<p><b>担当課 自由記述欄</b>（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）</p>
---

基本目標	I たしかな生命と元気を育む		
基本方針	2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実		
担当課	こども未来課	障害福祉課	
基本事業	③児童発達支援センターとの連携		プラン記載 ページ P37
関連するプラン			

■ 事業内容 ■
<p>○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。</p>

■ 事業概要 ■
<p>○発達相談巡回 公立保育所を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所と子どもの関わり方等について助言・指導をしていく。</p>

実績	実績に対する課題・改善方針
<p>○令和4年度巡回施設数 : 23か所 令和4年度相談対応のべ児童数 : 349人</p>	<p>○相談件数の増加、相談内容が複雑化していることから、今年度は公認心理師2名を配置し、多様化する相談に対応した。民間保育園からも要望があり、令和5年度は民間保育園も対象に実施していく。</p>

<p><b>担当課 自由記述欄</b> (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)</p>
--

基本目標	I たしかな生命と元気を育む		
基本方針	2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実		
担当課	こども未来課	障害福祉課	
基本事業	③児童発達支援センターとの連携		プラン記載ページ P37
関連するプラン			

**■ 事業内容 ■**

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

**■ 事業概要 ■**

- 発達の気になる子とその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行う。（障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施）
- 児童発達支援センター設置に先立ち開設した、障害児相談支援事業で障害を持つ子に対する保護者からの相談に応じ、関係機関等との調整を行う。
- 児童発達支援センター設置に向けて保護者支援の充実を図るため、障害のある子の保護者に対してペアレントトレーニングとペアレントメンターグループ相談会を実施する。

実績	実績に対する課題・改善方針
<p>○発達相談 相談件数：395人（延べ人数）</p> <p>○令和4年度から、ペアレントメンターグループ相談会を開始した（年2回）。参加人数：15人</p> <p>○ペアレントトレーニングを2回実施した。参加人数：10人</p>	<p>○発達が気になる子やその保護者の相談件数は依然多い状況が続いている。今後も関係各課・関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていく。ペアレントトレーニングやペアレントメンターグループ相談会などについては、必要な人に広く周知し、保護者支援の事業を充実させていく。</p> <p>また、障害福祉サービス利用などの必要性に応じて障害児相談支援事業の利用を促し、保護者が関係機関との連携を図ることをサポートし、適切な支援につながるようにしていく。</p>

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

プラン記載  
ページ

P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握しながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通じた心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進する。

実績

実績に対する課題・改善方針

【目標値】  
認可保育所、小規模保育事業整備による保育供給量の確保  
328名分（2・3号定員）

【実績値】  
○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保  
395名分増加（2・3号定員）

<内訳>  
認可保育所 3施設創設（290名分）  
小規模保育事業 5施設創設（81名分）  
定員変更・分園設立による増加（24名分）

計 保育供給量 395名分の増加

○待機児童数については、保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和4年4月1日時点の3人に引き続き、令和5年4月1日時点も1人と低い水準で推移している。

○国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 1 教育・保育の提供体制の整備

<b>担当課</b>	幼児保育課	学務課	
------------	-------	-----	--

<b>基本事業</b>	①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業	プラン記載 ページ	P39
-------------	----------------------------	--------------	-----

<b>関連するプラン</b>	
----------------	--

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握しりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、手代木幼稚園で令和4年度から実施し、また、高崎・岩崎幼稚園を統合し、荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れの実施に向けて準備をしていく。

○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議をしていく。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

- 手代木南幼稚園で令和4年度から3歳児の受け入れを実施した。
- 高崎・岩崎幼稚園を統合し荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れを実施するため、通園区域等の規則改正や消耗品を購入するなど体制を整えた。
- 3歳児の受け入れ人数を見直した。
- 各幼稚園の定員に対する入園者数を注視した。

- 幼稚園教諭の適正配置
- 3歳児保育の成果の把握
- 充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討

**担当課 自由記述欄** (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課	幼児保育課	教育総務課	
-----	-------	-------	--

基本事業	②保育人材の確保事業	プラン記載ページ	P39
------	------------	----------	-----

関連するプラン	
---------	--

■ 事業内容 ■

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

- 保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給する。
- 保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円/月）の就労促進助成金を支給する。
- ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行う。

実績	実績に対する課題・改善方針
<p>○つくば市保育士等処遇改善助成金 令和2年度交付決定者 延べ769人（決算額249,330千円） 令和3年度交付決定者 延べ869人（決算額282,480千円） 令和4年度交付決定者 延べ942人（決算額302,670千円）</p> <p>○つくば市保育士就労促進助成金 令和2年度交付決定者 延べ34人（決算額4,168千円） 令和3年度交付決定者 延べ29人（決算額4,225千円） 令和4年度交付決定者 延べ39人（決算額6,924千円）</p> <p>○ハローワークとの共同事業 保育施設の見学ツアーを開催し、保育の仕事に興味のある求職者3名が参加した。</p>	<p>○助成金事業により保育人材確保に一定の成果が見られている。今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められるため、保育士養成施設等を含めた広報活動が引き続き必要と考えられる。</p> <p>○ハローワークとの共同事業は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮しながら企画検討していく。</p>

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課	幼児保育課	教育総務課	
-----	-------	-------	--

基本事業	②保育人材の確保事業	プラン記載 ページ	P39
------	------------	--------------	-----

関連するプラン	
---------	--

■ 事業内容 ■

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

- 幼稚園教諭の人員確保及び適正配置
- 保育を充実させるための外部人材の活用

**実績**

- 総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員の確保に努めた。
- 健全な幼稚園運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境となるよう、管理職の意見だけでなく、全ての幼稚園職員と人事面談を実施し、適正な人員配置に努めた。
- 年度途中の育児休業等による欠員補充のため、育休代替のための任期付職員の募集を行った。
- ほかの出先機関における管理員等の配置状況を調査し、関係機関と協議を行い管理員の配置に努めた。(学務課)

**実績に対する課題・改善方針**

- 幼稚園職員の働き方改革を進めるうえで、職員の増員が必要であるが、市の財政状況から、大幅な増員が難しい。
- 年度途中の職員欠員に対する人員の補填が難しい。公募してもなかなか人材が集まらないという課題はあるが、育休代替任期付職員の募集を必要に応じて行っていくとともに、市独自の講師登録制度の拡充についても検討を進める。

**担当課 自由記述欄** (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

①幼児教育及び保育の推進事業

プラン記載  
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

- 保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。
- 施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施します。
- 就学前における子どもの遊びと体験の充実を図ります。
- 幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図ります。

実績

- 保育士研修
  - ・子どもの非認知能力を向上させるための研修 130人
- 交流事業
  - ・園庭開放
  - ・幼保小交流
  - ・保育所交流
  - ・支援センター交流
  - ・中高生との交流
  - ・地域の方との交流

実績に対する課題・改善方針

- 子どもの非認知能力の向上については教育の基礎として位置づけられている分野であるため、引き続き教育局と連携していくことが重要となる。
- 新型コロナウイルス感染予防のためオンラインや所内での研修を中心に行われたが、直接対面による研修のニーズもあることから、感染拡大状況を考慮しながら開催を検討していく。
- 新型コロナウイルス感染拡大を背景に、直接対面する交流事業は中止されることがあったが、今後は感染拡大状況を考慮しながら開催を検討していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標	Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む	
基本方針	2 子どもの豊かな育ちの促進	
担当課	幼児保育課	学び推進課
基本事業	①幼児教育及び保育の推進事業	プラン記載ページ P40
関連するプラン		

■ 事業内容 ■	
<p>○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。</p>	

■ 事業概要 ■	
<p>【幼児教育の指針・保幼小の連携について】                  「つくば市教育大綱」や「つくば市教育指導方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視している。                  また、これらを実現するために様々な施策を実施する。</p>	

実績	実績に対する課題・改善方針
<p>○幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくば市教育指導方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、その方針に則った指導・助言を行っている。                  また、幼小の接続カリキュラムの作成や実践を呼びかけ、幼稚園ではアプローチカリキュラムを、小学校ではスタートカリキュラムを作成している。                  加えて、幼児と児童の交流活動や保育者と教員の交流を実施している。                  今年度は、県の幼児教育アドバイザーである筑波大学水野智美准教授を講師に招き、対面とオンラインのハイブリッドによる幼保小の合同研修会を実施し、幼保小連携や接続の必要性について理解を深めることができた。</p>	<p>○つくば市の方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう、機会を捉えてより具体的な指導・助言を行い、主に非認知能力の育成を図っていく必要がある。                  また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を継続し、より幼児や児童の実態や地域の実情、必要性に応じたものにしていくことが求められる。                  さらには、架け橋プログラムを意識した効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指していく。</p>

**担当課 自由記述欄** (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課	幼児保育課	特別支援教育推進室	障害福祉課
-----	-------	-----------	-------

基本事業	②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業	プラン記載ページ	P40
------	----------------------	----------	-----

関連するプラン	
---------	--

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図る。

○公立保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

<p>○保育コンシェルジュ実績</p> <p>【相談件数】 窓口 1,002件、電話 312件</p> <p>【主な相談内容】 ・保育所等について ・一時預かり保育等について 等</p> <p>○民間保育園障害児保育補助事業費補助金 令和4年度実績 33園 87,321千円</p> <p>○公立保育所発達相談巡回 令和4年度実績 上半期 23園 180人 下半期 23園 169人</p>	<p>○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。</p> <p>○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。 加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。</p> <p>○令和5年度から、より加配職員の雇用状況に沿った補助内容に改正した。</p> <p>○令和5年度から民間保育園においても、巡回相談を実施する。</p>
---	--

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課	幼児保育課	特別支援教育推進室	障害福祉課
-----	-------	-----------	-------

基本事業	②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業	プラン記載ページ	P40
------	----------------------	----------	-----

関連するプラン	
---------	--

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所していないことから、関連する令和4年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要としている幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援する。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や指導助言を行う。

実績

○未就学児（3歳児、4歳児、5歳児）の就学相談件数410件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察118件、学校見学や体験学習の引率、学校等との打合せ・引継ぎ等168件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査87件を実施した。複数回の相談や見学・体験、話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。市ホームページに相談票を掲載し就学相談前に記入して持参できるようにしたことにより、相談時間の確保につながった。

実績に対する課題・改善方針

【課題】  
就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け、話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらずに就学を迎えた場合は入学後に困難さを抱えることもある。

【改善方針】  
市内幼稚園・保育所・福祉支援センター等へのポスター配付や市ホームページでの周知を行い、就学相談の内容やスケジュール等について広く周知し、気軽に相談ができるよう支援する。入学後に小学校を巡回し、困難さに対する具体的な助言を行う。

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 2 子どもの豊かな育ちの促進

<b>担当課</b>	幼児保育課	特別支援教育推進室	障害福祉課
------------	-------	-----------	-------

<b>基本事業</b>	②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業	プラン記載 ページ	P40
-------------	----------------------	--------------	-----

<b>関連するプラン</b>	
----------------	--

**■ 事業内容 ■**

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○発達の気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行う。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援する。

○児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を開始し、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行う。また、保育所等訪問支援事業では、発達が気になる子どもが保育所等で集団に適應できるような専門的な支援を保育所等に訪問して実施する。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

<p>○発達相談 相談件数：395人（延べ人数） （基本目標 I-2③ 実績の再掲）</p> <p>○つくば市障害児相談支援事業所 計画相談件数（基本相談、継続相談含む）：94人 （延べ人数）</p> <p>○つくば市保育所等訪問支援事業所 訪問支援件数：49人（延べ人数）</p>	<p>○発達の気になる児童の保育所等の生活への適應に関する相談は、保護者や保育所などの関係機関からも寄せられている。関係各課・関係機関と連携しながら、個々の児童の必要性に応じて障害児相談支援や保育所等訪問支援につなぎ、保育所等における適應を促す支援をしていく。また、保護者の同意を得て、保育所等の関係機関に対して支援方法の助言等も行っていく。</p>
---	---

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** III 主体的にして広く豊かな経験を育む

**基本方針** 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

**担当課** こども育成課

**基本事業** ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業） プラン記載ページ P42

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

〇つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

〇子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

**■ 事業概要 ■**

〇放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供する。

〇つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進める。

〇配慮が必要な児童への対応方法等について児童館職員向けに研修会を実施するとともに、民営児童クラブの指導員の処遇改善を図るための補助事業を実施する。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

〇待機児童や床面積要件超過の課題解決  
 ・竹園東児童館及び今鹿島小学校児童クラブ敷地内の児童クラブ、葛城小学校児童クラブ（かつらぎ交流館）について、令和4年度から児童の受け入れを開始した。また、香取台小学校及び研究学園小学校敷地内に児童クラブの整備を行った。  
 ・みどりの学園義務教育学校の多目的室を新規に借用することで、みどりの学園児童クラブの定員拡充を図った。

〇民設民営児童クラブの積極的な誘致  
 ・国の補助金を活用し、3つの民間事業者の児童クラブ室整備を実施した。

〇放課後児童支援員の雇用確保策  
 ・公営児童クラブにおいては、近隣の大学や専門学校の学生をターゲットとし、大学等に訪問し募集情報の掲示やちらしの設置を依頼した。

・民営児童クラブにおいては、支援員の処遇改善を支援した。具体的には、既存のキャリアアップ補助金、処遇改善補助金に加え、令和4年度に「放課後児童支援員月額賃金改善補助金」を新設した。

〇つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

〇公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員確保が十分にできていない状況が続いている。そのため、公営児童クラブにおいては、広報紙、ホームページ等を活用するとともに、「つくスマ」アプリや、近隣大学生等をターゲットとした周知活動を継続していく。合わせて、民営児童クラブにおいては、処遇改善関連補助事業を継続して実施する。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

②放課後子供教室推進事業

プラン記載  
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の役割を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

■ 事業概要 ■

○市内小学校及び義務教育学校等において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催する。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供する。

実績

実績に対する課題・改善方針

○地域人材の掘り起こし  
こども未来課主催の「ボランティア登録説明会」で、市が実施する放課後子供教室の取組を紹介したことから、新規の教育活動推進員や教育活動サポーターを増やすことができた。

【地域ボランティア協力者数】  
・コーディネーター 14人 (令和3年度 15人)  
・教育活動推進員 859人 (令和3年度 549人)  
・教育活動サポーター 1,066人 (令和3年度 727人)  
合計 1,939人

○放課後子供教室の実施について  
市内小学校及び義務教育学校の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室のほか、児童クラブ施設内に専用スペース（交流ひろば）を設け、「一体型」放課後児童教室の定期的な実施体制を整備してきた。

これまで、平成30年度に秀峰筑波児童クラブ施設の2階で「秀峰交流ひろば」を開設し、現在は週5日開室するとともに、令和元年度には学園の森児童クラブ及びみどりの学園児童クラブ施設の各新館の1階に「学園の森交流ひろば」及び「みどりの交流ひろば」を開設し、令和3年度までは週3日、令和4年度からは、週4日開室しており、交流ひろばにおける放課後子供教室の実施回数を年々増やしてきた。

なお、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、子どもたちが安全かつ安心して参加ができるプログラムと場を職員とボランティアが協力して提供した。

【参加児童数（延べ）】  
・16,599人 (令和3年度 10,707人)

○一部の学校では、余裕教室等がない、または、余裕教室等があっても、新型コロナウイルス感染症対策（三密の回避）をとることができない広さの教室であった等の理由から、事業を実施することができなかった。

そのため、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策は、「個人・事業者の判断が基本」となることから、教育局と連携を強化し、学校施設を活用した放課後子供教室の実施が可能となるよう学校側に働きかけを行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども未来課

基本事業

③子どもの居場所・学習支援事業

プラン記載  
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

■ 事業概要 ■

○支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施（学習支援＋居場所支援）

(1)学習支援

勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個人々の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにする。

(2)居場所支援

利用者が安心して通える場所として、社会性や自己肯定感を持つための支援を行い、将来への関心や生きる力をつけられるようにする。

実績

実績に対する課題・改善方針

○つくばこどもの青い羽根学習会

・学習支援拠点数：16か所

・利用登録者数：341人（R5.3月末時点）

10事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、テストの点数が上がった、授業がわかるようになった、勉強習慣が付いてきたという回答が多数みられた。不登校の生徒が学習の遅れを取り戻して高校に合格し、進学後も継続利用している事例もある。

○つくばこどもの青い羽根学習会

青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に約1,300名いるが、支援につながっている児童生徒は約340名と一部であることから、今後も新たな拠点を設置するとともに、案内通知やアウトリーチを強化し参加人数を増やしていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

基本事業

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

プラン記載  
ページ

P43

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

■ 事業概要 ■

○教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していく。

○多様な体験活動を行えるよう、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していく。

○新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていく。

実績

実績に対する課題・改善方針

○児童館機能の充実  
・竹園東児童館の敷地内に建設した児童クラブ室の利用を開始した。

○放課後子供教室の実施回数  
令和4年度 491回（前年度比165回の増）  
内訳

- ・市内小学校及び義務教育学校 101回
- ・秀峰交流ひろば 120回
- ・学園の森交流ひろば 134回
- ・みどりの交流ひろば 136回

○交流ひろばにおける放課後子供教室の定期開催  
令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしながら、「秀峰交流ひろば」は週5回、「学園の森交流ひろば」・「みどりの交流ひろば」は週4回の定期開催を行い、うち「秀峰交流ひろば」は週2回、「学園の森交流ひろば」・「みどりの交流ひろば」は週1回の学習支援を実施した。  
なお、令和4年度から「学園の森交流ひろば」・「みどりの交流ひろば」の実施回数は、利用児童数の増加に伴い、令和3年度までの週3回から、週4回に増やしている。

○令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、小学校等の体育館や余裕教室を利用した学校開催の放課後子供教室の実施回数が当初の見込みより減少した。

そのため、これまで児童クラブ員を含めた子どもたちが放課後子供教室へ主体的に参加できるような体制をこども部、教育局及び学校の間で整えてきたところだが、今後も三者間で情報共有や意見交換等を図り、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進し、実施回数を増加させていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

プラン記載  
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

○公営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後指導員を配置する。

○民営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、加配の放課後指導員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助を行う。（国庫補助事業の活用）。

実績

実績に対する課題・改善方針

○公営児童クラブ  
障がいのある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ  
障がいのある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、38クラブあった。（前年度比13クラブの増）

○放課後児童支援員の募集  
近隣の大学や専門学校を直接訪問し、学生へ向けた公営児童クラブ放課後児童支援員募集情報の掲示やちらしの設置を依頼した。

○障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員が必要となった場合に、職員の募集をしても、すぐには見つからない状況である。そのため、令和4年度は近隣の大学に加え、初めて市内の専門学校にも直接訪問し、学生に対して募集情報の周知を行ったことから、令和5年度も近隣の大学や専門学校への募集活動を継続する。合わせて、募集の方法や指導員の処遇改善を研究・検討していく必要がある。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

プラン記載  
ページ

P44

関連するプラン

--

**■ 事業内容 ■**

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

**■ 事業概要 ■**

○障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を支援する。

**実績**

○放課後等デイサービス 支給決定者数791人  
○障害児相談支援 支給決定者数335人

**実績に対する課題・改善方針**

○放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。  
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

公園・施設課

基本事業

③遊びの機会と場の充実

プラン記載  
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

■ 事業概要 ■

- プレイパーク場の機会、場所の提供
- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
  - ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
  - ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

実績

- ・流星台プレイパーク：4団体（年間2,790人）  
プレイパーク場維持管理等の実施  
【除草、材料の提供】
- ・中央公園：1団体（毎月30人程度）11回実施
- ・研究学園駅前公園：1団体（毎月30人程度）12回実施

実績に対する課題・改善方針

○プレイパーク参加団体からの報告により、施設に対する要望などを確認した。  
今後、プレイパークの関心を高められるよう、プレイパークに関する周知活動を実施する。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

・現在のプレイパーク団体が必要となる、プレイパーク場の整備（提供）については、ある程度終了しています。

他課の事業とはなりますが、今後、ハード面（整備・場所の提供）だけではなく、ソフト面（プレイリーダー育成など）の充実が必要になると考えます。

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③ 児童発達支援センターとの連携

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

## 基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ② 保育人材の確保事業

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2. 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1.特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1.特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ②放課後子供教室推進事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1.特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

【基本事業】第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(令和4年度実績)に係る質問・意見一覧

目標	方針	事業	事業番号	質問・意見	内容	回答	担当課	委員名
I	1	①	1	意見	令和4年度あかちゃん訪問時アンケートで、52人と減少したと記載されていますが、全体の人数が異なってくると思うので、比較する場合%で明記した方が分かりやすいのではないかと思います。	(参考) 「%」で明記することは可能です。(令和4年度8.3%)	健康増進課	鈴木 朱里
			2	質問	妊娠9カ月の電話相談の内容は差し支えなければ、どのようなものがあるのか教えてください。	陣痛時の交通手段や出産準備、産後の支援サービスについての相談が多いです。	健康増進課	
			3	意見	一時預かり、つくば子育てサポートサービスの利用が増えていてサービスをより充実させていくとのことですが、それと併せて子育て支援拠点や保健センターなどの利用や相談を促すことも大切なのではないかと思えます。人と繋がることで、そういったサービスを利用しなくても大丈夫な人も増えるのではないかと思います。	(参考) ・健康増進課 母子健康手帳交付時の面談や妊娠8か月アンケート、あかちゃん訪問での面談等で引き続きご案内していきます。 ・こども政策課 地域子育て支援拠点について、引き続き積極的に周知活動を行っていきます。	健康増進課 こども政策課	
	2	③	6	質問	発達相談巡回が保育所だけのようですが、認定こども園や幼稚園からは要望はないのでしょうか。	私立保育園から巡回相談実施の要望があったことから、令和5年度から公立保育所に加え、一部の私立保育園及び認定こども園も対象とした巡回相談を開始しました。 私立幼稚園から巡回相談の要望はありませんが、現在、公立幼稚園を対象とした巡回相談を特別支援教育推進室で実施しています。 令和5年度の実施状況を踏まえ、来年度以降の巡回相談の在り方について検討したいと考えています。	こども未来課	



## 事業担当課一覧（重点項目）

事業番号	事業	重点項目	基本目標	プラン記載ページ	担当課①	担当課②	担当課③
3	教育・保育の見込量と確保方策	(1)教育・保育の見込量と確保方策（全体）	Ⅱ	P50、51	幼児保育課	-	-
		(2)①教育・保育の見込量と確保方策（北部エリア）	Ⅱ	P52	幼児保育課	-	-
		(2)②教育・保育の見込量と確保方策（中央部エリア）	Ⅱ	P53	幼児保育課	-	-
		(2)③教育・保育の見込量と確保方策（南部エリア）	Ⅱ	P54	幼児保育課	-	-
4	地域子ども子育て支援事業音見込み量と確保方策	①利用者支援事業	Ⅰ	P55	こども政策課	幼児保育課	健康増進課
		②地域子育て支援拠点事業	Ⅰ	P55	こども政策課	-	-
		③一時預かり事業（幼稚園型、幼稚園型以外）	Ⅰ	P56	幼児保育課	こども政策課	-
		④病児保育事業	Ⅰ	P57	幼児保育課	-	-
		⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	Ⅰ	P57	こども政策課	-	-
		⑥子育て短期支援事業	Ⅰ	P58	こども未来課	-	-
		⑦乳児家庭全戸訪問事業	Ⅰ	P58	健康増進課	-	-
		⑧妊婦健康診査事業	Ⅰ	P59	健康増進課	-	-
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業	Ⅰ	P59	健康増進課	こども未来課	こども政策課
		⑩時間外保育事業（延長保育事業）	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	Ⅲ	P61	こども育成課	-	-
		⑭放課後子供教室	Ⅲ	P62	こども育成課	-	-
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-
		②茨城県との連携について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-

## 重点項目評価表（評価の基準）

赤字：令和4年度実績の点検・評価から見直しした箇所

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値））	
A	計画通り又は 計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%-100%未満
C	遅れが生じている	50%-80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

※担当課による評価を達成率の数値以外で行っている場合は、（）書きで評価に使用する数値を併記した上で、自由記述欄に達成率の数値以外で評価を行った理由を記載しています。

※参考として、達成率が100%を超えている場合は、担当課による評価に [A+] を併記しています。

重点項目評価表（評価一覧）

事業番号	事業	重点項目	担当課の評価		
3	教育・保育の見込量と確保方策	(1)教育保育の見込量(全体)	1号認定		A [A+]
			2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	A [A+]
				左記以外	A [A+]
			3号認定	0歳児	A [A+]
				1・2歳児	A [A+]
			(2)①教育保育の見込量(北部エリア)	1号認定	
		2号認定		幼児期の学校教育の利用希望が強い	-
				左記以外	B
		3号認定	0歳児	A	
			1・2歳児	B	
		(2)②教育保育の見込量(中央部エリア)	1号認定		A [A+]
			2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	B
				左記以外	A [A+]
			3号認定	0歳児	A [A+]
		1・2歳児		A [A+]	
(2)③教育保育の見込量(南部エリア)	1号認定		A [A+]		
	2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	A [A+]		
		左記以外	A		
	3号認定	0歳児	A		
1・2歳児		A			
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	①利用者支援事業	基本型・特定型		A
			母子保健型		A
		②地域子育て支援拠点事業	施設数		A [A+]
			出張ひろば数		A [A+]
		③一時預かり事業	幼稚園型	在園児対象型	B
				施設数	C
			幼稚園型以外	全体	A [A+]
				うち一時預かり	A [A+]
		④病児保育事業	施設数		A [A+]
			病児対応型		A [A+]
			全体		B
		⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	うち就学後		B
提供会員数			B		

事業番号	事業	重点項目	担当課の評価		
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	⑥子育て短期支援事業	確保人数		C
			施設数		A
		⑦乳児家庭全戸訪問事業			B
		⑧妊婦健康診査事業	延べ回数		B
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業			A [A+]
		⑩時間外保育事業(延長保育事業)			A [A+]
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	物品購入費等		A
			副食費		A
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
		⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	新たに開設する公設児童クラブの箇所数		A
			新たに開設する公設児童クラブのクラブ数		B
			新たに開設する民間児童クラブのクラブ数		B
		⑭放課後子供教室	放課後子供教室のイベント開催	イベント実施回数	C
			放課後子供教室の定期開催実施校	学校数	A
イベント実施回数	A				
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について			
		②茨城県との連携について			

担当課：幼児保育課

3(1) 教育・保育の見込みと確保方策（全体）（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込みを勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

区分	1号認定				2号認定								3号認定							
	プラン記載値	実際の量	達成率	評価	プラン記載値		実際の量		達成率		評価		プラン記載値		実際の量		達成率		評価	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
①量の見込み	2,441	1,330			1,037	3,876	0※3	4,441					573	2,669	772	2,852				
②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	3,163	86%	410	4,383	※4	430	4,532	105%	103%		790	2,526	847	2,623	107%	104%		
	確認を受けない幼稚園	1,370	1,370	100%	40		40	0	100%						0	0				
	特定地域型保育事業		0				0	0					59	201	85	334	144%	166%		
	企業主導型保育施設の地域枠		0			78	0	94		121%			36	87	37	102	103%	117%		
③確保見込量（②の合計）	5,031	※1 4,533	90% ※2(341%)	A [A+]	450	4,461	470	4,626	104%	104%	A [A+]	A [A+]	885	2,814	969	3,059	109%	109%	A [A+]	A [A+]
過不足（③-①）	2,590	3,203			-587	585	470	185					312	145	197	207				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※2 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※3 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

※4 2号認定のうち、確保方策（実際の量）については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の確保方策として記載。

担当課：幼児保育課

3(2)① 教育・保育の見込み量と確保方策（北部エリア）（プランP52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込み量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

令和4年度	区分	1号認定				2号認定								3号認定							
		プラン記載値	実際の量	達成率	評価	プラン記載値		実際の量		達成率		評価		プラン記載値		実際の量		達成率		評価	
						幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
①量の見込み	169	52			122	307	※4	364					14	203	44	197					
②確保方策	特定教育・保育施設	280	240	86%		563		548		97%			36	204	36	196	100%	96%			
	確認を受けない幼稚園	※1 420	※1 420	100%																	
	特定地域型保育事業																				
	企業主導型保育施設の地域枠																				
③確保見込量（②の合計）	700	※2 660	94% ※3(1,269%)	A [A+]	0	563	0	548		97%		B	36	204	36	196	100%	96%	A	B	
過不足（③-①）	531	608			-122	256	0	184					22	1	-8	-1					

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 1号認定の「確認を受けない幼稚園」について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

※2 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※3 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※4 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

担当：幼児保育課

3(2)② 教育・保育の見込量と確保方策（中央部エリア）（プランP.53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

- 1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳
- 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳
- 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

区分	1号認定				2号認定								3号認定								
	プラン記載値	実際の量	達成率	評価	プラン記載値		実際の量		達成率		評価		プラン記載値		実際の量		達成率		評価		
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
①量の見込み	2,152	1,216			851	3,344	※3	3,851					545	2,319	703	2,540					
②確保方策	特定教育・保育施設	2,611	2,437	93%		320	3,653	※4	300	3,817	94%	104%									
	確認を受けない幼稚園	950	950	100%		40		40		100%											
	特定地域型保育事業												59	201	85	334	144%	166%			
	企業主導型保育施設の地域枠					78		94		121%			36	87	37	102	103%	117%			
③確保見込量（②の合計）	3,561	※1 3,387	95% ※2(279%)	A [A+]	360	3,731		340	3,911	94%	105%	B	A [A+]	808	2,478	892	2,731	110%	110%	A [A+]	A [A+]
過不足（③-①）	1,409	2,171			-491	387		340	60					263	159	189	191				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※2 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※3 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

※4 2号認定のうち、確保方策（実際の量）については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の確保方策として記載。

担当：幼児保育課

3(2)③ 教育・保育の見込みと確保方策（南部エリア）（プランP.54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込みを勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

区分	1号認定				2号認定								3号認定								
	プラン記載値	実際の量	達成率	評価	プラン記載値		実際の量		達成率		評価		プラン記載値		実際の量		達成率		評価		
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
①量の見込み	120	62			64	225	※3	226					14	147	25	115					
②確保方策	特定教育・保育施設	770	486	63%	90	167	※4	130	167	144%	100%		41	132	41	132	100%	100%			
	確認を受けない幼稚園																				
	特定地域型保育事業																				
	企業主導型保育施設の地域枠																				
③確保見込量（②の合計）	770	※1 486	63% ※2(784%)	A [A+]	90	167		130	167	144%	100%	A [A+]	A	41	132	41	132	100%	100%	A	A
過不足（③-①）	650	424			26	-58		130	-59				27	-15	16	17					

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※2 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※3 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

※4 2号認定のうち、確保方策（実際の量）については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の確保方策として記載。

担当課：幼児保育課・健康増進課・こども政策課

4① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：か所)

	①量の見込み	②確保方策	③実際の確保量	達成率 (③/②)	評価
基本型・特定型	2	2	2	100%	A
母子保健型	4	4	4	100%	A

担当

こども政策課・・・基本型  
幼児保育課・・・特定型  
健康増進課・・・母子保健型

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：こども政策課

4② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：か所)

区分					評価	
①量の見込み (年間利用人数)	206,961	②確保方策	施設数	9	/	
			出張ひろば数	6		
①実際の量 (年間利用人数)	65,085	③実際の確保量	施設数	10		
			出張ひろば数	7		
		達成率 (③/②)	施設数	111%		A [A+]
			出張ひろば数	117%		A [A+]

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数  
 出張ひろば数・・・  
 北条保育所（子育て総合支援センター）  
 荃崎交流センター（子育て総合支援センター）  
 春日交流センター（子育て総合支援センター、なないろくらぶ）  
 大穂交流センター（チェリークラブ）  
 二の宮交流センター（かつらぎクラブ、おひさまクラブ）  
 市民ホールやたべ（おとなり、すぎのこクラブ）  
 BiViつくば（花畑ひろば、こどもの森広場）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課、こども政策課

4③ 一時預かり事業

令和4年度評価

【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

幼稚園型 (単位：人)		(単位：人、か所)				
区分				評価		
①量の見込み (年間利用人数)	4,217	②確保方策	在園児対象型	6,240	/	
			施設数	2		
①実際の量 (年間利用人数)	3,576	③実際の確保量	在園児対象型	5,548		
			施設数	1		
		達成率 (③/②)	在園児対象型	89%		B
			施設数	50%		C

【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

幼稚園型以外 (単位：人、か所)					
区分				評価	
①量の見込み (年間利用人数)	46,068	②確保方策	全体	44,373	/
			うち一時預かり	41,760	
			施設数	29	
①実際の量 (年間利用人数)	21,992	③実際の確保量	全体	63,130	
			うち一時預かり	60,840	
			施設数	40	
		達成率 (③/②)	全体	142%	A [A+]
			うち一時預かり	146%	A [A+]
			施設数	138%	A [A+]

担当

こども政策課  
 子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業の確保人数 (ア)  
 つくば子育てサポートサービスで就学前児童を対象とした確保人数 (イ)  
 幼児保育課 …それ以外の確保人数 (ウ) 及び施設数 (エ)

「幼稚園型以外」の③実際の確保量のカウント方法  
 全体… (ア) + (イ) + (ウ) 2,046 (人) + 2,290 (人) + 58,794 (人) = 63,130 (人)  
 一時預かり… (ア) + (ウ) 2,046 (人) + 58,794 (人) = 60,840 (人)  
 施設数… (エ) + 2 (子育て総合支援センターとつくば子育てサポートサービス) = 40 (施設)

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】

担当課：幼児保育課

4④ 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

区分					評価	
①量の見込み (年間利用人数)	1,742	②確保方策	病児対応型	2,880	/	
			施設数	4		
①実際の量 (年間利用人数)	866	③実際の確保量	病児対応型	5,358		
			施設数	6		
		達成率 (③/②)	病児対応型	186%		A [A+]
			施設数	150%		A [A+]

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：こども政策課

4⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：人)

区分					評価	
①量の見込み (就学後)	1,271	②確保方策	全体	3,920(2,627)	/	
			うち就学後	1,307 (337)		
			提供会員数	245		
①実際の量 (就学後)	332	③実際の確保量	全体	2,622		
			うち就学後	332		
			提供会員数	213		
達成率 (③/②)			全体	67%(99%)		B
			うち就学後	34%(99%)		B
			提供会員数	87%		B

参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして、③一時預かり事業の【幼稚園型以外】の「全体」の項目に計上するため、本項目の実績は就学後で評価する。  
 ・協力会員171人、利用・協力会員（自身でもサービスを利用し協力会員でもある者）42人の合算値213人を提供会員数として計上した。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数は伸びていないが、事業の実施体制は整備しており、実際に申込をされた方についてはほとんど全員（※2）に対してサービスを提供していることからB評価とした。（※2）時間外の保育など利用者のニーズに対応できない場合がある等の理由から、サービス提供に至らないケースもある。

担当課：こども未来課

4⑥ 子育て短期支援事業

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

区分				評価
①量の見込み (年間利用人数) (※延べ利用日数 単位：日)	203	②確保方策	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	153 (112)
			施設数	6
①実際の量 (年間利用人数) (※延べ利用日数 単位：日)	33	③実際の確保量	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	67
			施設数	6
		達成率 (③/②)	確保人数	60%
			施設数	100%

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

令和4年度は、112日の利用希望がありました。45日が希望日に事業所の空きがなく、22日が事業所でコロナが発生したことにより、利用ができず、12日が利用者都合（発熱等）でキャンセルとなり、年間で33日の利用となりました。事業所でコロナ発生のため、利用不可となった22日と利用者都合でキャンセルとなった12日と実際の利用33日との合計67日は本来ならば利用可能であった日数となります。事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界がありますので、一時預かりサービスを案内したり、必要に応じて児童相談所へ依頼し、一時保護してもらうなど児童の養育先の確保を行っております。契約している6施設も定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、令和4年12月からは市内の里親2世帯と委託し、今後、里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていきます。

また、新型コロナウイルスの影響により利用前にPCR検査を求められ、それが利用のハードルとなっていたことから、令和4年1月から、PCR検査にかかる費用の助成を始め、令和3年度よりは利用日数が増えました。

担当課：健康増進課

4⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み (出生見込数)	2,169	②確保方策	2,169 (2,372)	
①実際の量 (年間利用人数)	2,293	③実際の確保量	2,293	
		達成率 (③/②)	106% (97%)	B

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

※②確保方策（2,169人）に対する③実際の確保量（2,293人）としては、106%だが、令和4年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象者数2,372人に対しての③実際の確保量は97%となる。

担当課：健康増進課

#### 4⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：人、回)

(単位：回)

区分					評価
①量の見込み (延べ人数)	2,213				
①量の見込み (延べ回数)	30,982	②確保方策	延べ回数	30,982	
①実際の量 (延べ人数)	2,211	③実際の確保量	延べ検診回数	25,771	
①実際の量 (延べ回数)	25,771	達成率 (③/②)	延べ回数	83%	

#### 参考

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

- ・妊娠の経過により、妊婦全員が妊婦健康診査を14回受診するわけではないが、実際に必要な回数の健診を受診している。
- ・①量の見込み（延べ人数）は、翌年度の⑦乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから、実人数で計上している。
- ・①実際の量（延べ人数）は、妊婦健康診査の第1回目（14回の中で受診者が1番多い）を計上した。

担当課：健康増進課、こども未来課、こども政策課

4⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み (延べ訪問回数)	260	②確保方策 (延べ訪問人数)	260	
①実際の量 (延べ訪問回数)	289	③実際の確保量	289	
		達成率 (③/②)	111%	A [A+]

(単位：回)

ホームスタート事業実績 (令和4年度)
問い合わせ件数：32件、説明訪問件数：33件、利用申込数：22件、許可件数：22件、延べ訪問回数：128件
※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単純な無料家事手伝いと考えているケース等。

要保護児童対策地域協議会開催数 (令和4年度)
37

担当

健康増進課…①実際の量、③実際の確保量欄
こども未来課…要保護児童対策地域協議会開催数欄
こども政策課…ホームスタート事業実績

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】
計画策定時と比べて、精神疾患既往のある妊婦や精神的に不安定な産婦が増加しており、②確保方策260人より多く実施している。

担当課：幼児保育課

4 ⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：施設)

区分				評価
①量の見込み (一日当たりの利用人数)	245	②確保方策 (施設数)	89	
①実際の量 (一日当たりの利用人数)	1,937	③実際の確保施設数	93	
		達成率 (③/②)	104%	A [A+]

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課

4 ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における服飾の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み (物品購入費等)	15	②確保方策 (物品購入費等)	なし(見込人数に 対し100%対応)	/
①量の見込み (副食費)	300	②確保方策 (副食費)	なし(見込人数に 対し100%対応)	
①実際の量 (物品購入費等)	4	③実際の確保人数 (物品購入費)	4	
①実際の量 (副食費)	104	③実際の確保人数 (副食費)	104	
		達成率(③/①) (物品購入費等)	27% (100%)	A
		達成率(③/①) (副食費)	35% (100%)	A

参考

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など(自由記述)】  
 ※実際の必要量に対しては100%の供給ができているため、評価はAとしている。

担当課：幼児保育課

#### 4 ⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

##### 令和4年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

過年度の内容を参考に、令和4年度における特定教育・保育施設等の参入実績（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載願います。

◆認可保育所：3施設3法人

（内訳）社会福祉法人2：既存法人2（本部市内1、本部県外1）  
株式会社 1：既存法人1（本部県外）

◆小規模保育事業：5施設5法人

（内訳）社会福祉法人1：新規法人1（本部県内）  
一般社団法人1：既存法人1（本部県内）  
株式会社 2：新規参入2（本部市内）  
有限会社 1：既存法人1（本部市内）

【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

担当課：こども育成課

4 ⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

令和4年度評価

【量の見込み】

（単位：人）

区分		令和元年度実績	①見込み	①実際の量
児童クラブ員数	1年生	1,143	1,577	1,304
	2年生	1,112	1,532	1,271
	3年生	869	1,143	1,067
	4年生	598	782	817
	5年生	376	485	524
	6年生	214	261	293
	合計	4,312	5,780	5,276
児童クラブ数		104	151	145

【目標整備量】

（単位：か所、クラブ）

区分	③確保目標	④実際の整備量	達成率（④/③）	評価
新たに開設する公設児童クラブの箇所数	3	3	100%	A
新たに開設する公設児童クラブのクラブ数※	6	5	83%	B
新たに開設する民間児童クラブのクラブ数	9	8	89%	B

※ 公設クラブ箇所数×2＝公設クラブ数

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

（この領域は記述が空欄です）

担当課：こども育成課

4 ⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

令和4年度評価

■放課後子供教室のイベント開催 (単位：回)

区分	平成30年度実績	①見込み	②実施回数 (実際の確保数)	評価 (②/①)	評価
イベント実施回数	138	198	101	51%	C

※定期開催除く

※年度当初の確保数 113回

■放課後子供教室の定期開催実施校 (単位：校、回)

区分	平成30年度実績	①見込み	②実施回数 (実際の確保数)	達成率 (②/①)	評価
学校数	1	3	3	100%	A
イベント実施回数	79	340	390	115%	A [A+]

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

■放課後子供教室のイベント開催 ②実施回数について

年度当初の実施予定回数は113回であったが、新型コロナウイルスやインフルエンザ等による学級閉鎖や学校行事の変更により、101回の実施となった。また、児童数の規模が大きい学校では、開催場所と参加児童数の都合上、十分な感染対策を行った実施が難しいことから、実施を断念せざるを得ない学校もあった。

担当課：幼児保育課

## 令和4年度評価

### ①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けられることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

#### <プランに対する実績>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、過去の実績から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、給付についても遅滞なく円滑に進めることができた。

担当課：幼児保育課

## 令和4年度評価

### ②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

#### <プランに対する実績>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示について、茨城県と協力・連携をすることで、施設等利用給付費の公平・公正な給付を実施することができた。

事業担当課一覧 (その①)

事業番号	基本目標	基本方針	基本事業	計画記載ページ	取組	担当課①	担当課②	担当課③
1	I 確かな生命と元気を育む	1 継続的・包括的な支援の充実	①出産施設開設支援事業	P36	○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。	健康増進課	-	-
2			②子育て世代包括支援事業		○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。	こども政策課	健康増進課	幼児保育課
3			③子育てしやすい環境整備事業		○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができない親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。	こども政策課	幼児保育課	こども未来課
4		2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実	①産前・産後のサポート/ケア事業	P37	○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらった参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。	健康増進課	こども政策課	-
5			②子ども家庭総合支援拠点事業		○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつながるソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。	こども未来課	-	-
6			③児童発達支援センターとの連携		○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。	障害福祉課	こども未来課	-
7	II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む	1 教育・保育の提供体制の整備	①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業	P39	○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握ししながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。	幼児保育課	学務課	-
8			②保育人材の確保事業		○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。	幼児保育課	教育総務課	-
9		2 子どもの豊かな育ちの促進	①幼児教育及び保育の推進事業	P40	○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。	幼児保育課	教育総務課	-
10	②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業		○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。		幼児保育課	学び推進課	-	
11	1 特色をいかした放課後等の居場所の整備	2 子どもの豊かな育ちの促進	①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	P42	○幼児期の終わりまでに育てほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。	こども育成課	-	-
12			②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業		○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。	こども育成課	-	-
13			③子どもの居場所・学習支援事業		○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。	こども未来課	-	-
14			III 主体的にして広く豊かな経験を育む		2 子どもが主体的に活動するための支援の充実	①新・放課後子ども総合プラン運営事業	P43	○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。
15	②特別な配慮を必要とする児童の支援事業	○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。		こども育成課		障害福祉課		-
16	③遊びの機会と場の充実	○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。		こども育成課		-		-
	○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。	こども育成課		-		-		
					○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。	こども未来課	-	-
					○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。	こども未来課	-	-
					○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。	こども育成課	-	-
					○本市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。	こども育成課	-	-
					○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるように、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。	こども育成課	-	-
					○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。	こども育成課	-	-
					○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。	こども育成課	障害福祉課	-
					○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。	こども育成課	障害福祉課	-
					○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。	公園・施設課	-	-



<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

1

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

健康増進課

基本事業

①出産施設開設支援事業

計画記載  
ページ

P36

関連するプラン名

■ 事業内容 ■

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

■ 事業概要 ■

産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成する。

実績

- ・産婦人科施設が市内に1件開院  
病床数 10床  
令和3年4月工事完了、  
令和3年9月より分娩取扱開始
- ・さらに産婦人科施設が開設しやすい環境整備を推進するため、産婦人科施設開設の助成条例を2年延長した。

実績に対する課題・改善方針

- ・令和3年度あかちゃん訪問時アンケートで、市外・県外の出産施設で出産した方のうち「市内で予約が取れなかった方」は56人と昨年度より減少した。
- ・開設した産婦人科施設の分娩取扱開始が9月だったため、今後は、市内の分娩施設で出産を希望する妊婦が市内で出産できる環境がより改善されると思われる。
- ・バースセンターの周知を併せて推進していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 **こども政策課** 健康増進課 幼児保育課

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

計画記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○地域子育て支援拠点事業

つくば市子育て総合支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（10か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。

●市内地域子育て支援拠点

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）
- ・チェリークラブ（つくば市上野）
- ・おとなり（つくば市みどりの）
- ・おひさまクラブ（つくば市高崎（令和3年度休止））
- ・こどもの森広場（つくば市沼崎）
- ・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）
- ・なないろくらぶ（つくば市大角豆）
- ・ままとーんつどいの広場（つくば市館野）
- ・花畑ひろば（つくば市花畑（10月から開所））

○利用者支援事業（基本型）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。（つくば市では令和4年度より開始）

実績

○地域子育て支援拠点

●令和3年度利用者実績

- ・子育て総合支援センター（けやき広場（拠点）27,222人、出張ひろば724人（101回））
- ・かつらぎクラブ（拠点1,404人、出張ひろば34人（18回））
- ・チェリークラブ（拠点3,468人、出張ひろば88人（22回））
- ・おとなり（拠点5,798人、出張ひろば159人（21回））
- ・おひさまクラブ（R3休止）（拠点-人、出張ひろば-人（-回））
- ・こどもの森広場（拠点2,887人、出張ひろば場131人（21回））
- ・すぎのこクラブ（拠点2,940人、出張ひろば145人（19回））
- ・なないろくらぶ（拠点3,066人、出張ひろば32人（18回））
- ・ままとーんつどいの広場（拠点1,735人、出張ひろば未実施）
- ・花畑くらぶ（10月から開所）（拠点1,650人、出張ひろば7人（5回））

※コロナの影響により、出張広場の回数差あり。

※オンラインでの利用者は除く。

●R2の課題としてTX沿線での拠点の設置を挙げていたが、つくば駅での出張広場を設置するため、場所の確保（B i v i）、担当拠点や実施方法の調整などを行い、R4.4月からの実施に向けて調整をした。

実績に対する課題・改善方針

○地域子育て支援拠点

・現在10か所で地域子育て支援拠点事業を行っているが、つくば駅、研究学園といったTX沿線に拠点の設置ができていない（R4開始に向けてつくば駅については出張広場の準備ができたが、TX沿線の人口等に鑑みれば常設の拠点設置が望ましい）。  
→ TX沿線に新規開園する民間保育園等に、地域子育て支援拠点の開設について調整を行う。

○利用者支援事業（基本型）

・令和4年度でのスムーズな開始に向けて令和3年度では準備してきたが、今後事業が始まることで生じる課題について、他市町村事例なども踏まえ、解決を図っていく。

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

### ○利用者支援事業（基本型）

・令和4年度からの子育て総合支援センターでの開始に向けて、指定管理者の選定にあたって、利用者支援事業（基本型）の実施を新規に仕様書に記載した。また、事業者選定後は、4月からの事業開始に向けて、複数回打合せを行い、具体的な実施方法やパンフレットの作成など調整を行った。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

2

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 健康増進課 幼児保育課

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

計画記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（ダイサービスタイプ型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行います。また、妊婦健康診査事業により妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行う。また、妊娠9か月ごろに初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談等を行い、必要に応じて支援計画を作成し、支援計画に策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のうへ、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

- ・母子健康包括支援センター  
 妊娠届出時面接 2,339件（令和2年度：2,251件）  
 転入妊婦面接 216件  
 母子保健コーディネーター 2人配置  
 利用者支援事業（母子保健型）4か所
- ・妊婦健康診査 25,637人（令和2年度：24,620件）
- ・あかちゃん訪問 2,170件 実施率 98.5%  
 （令和2年度：2,232件、95.8%）

- ・新型コロナウイルス感染拡大時期も、感染予防対策をしながらあかちゃん訪問を実施した。今後も維持継続していく。
- ・妊娠届出や転入妊婦など全妊婦の面接・相談に対しコーディネーター2人を設置しているが、相談やニーズに対応できるようコーディネーターの増員が必要。  
 増員することで、より一人ひとりにきめ細やかな支援を実施できるようにする。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート	2			
基本目標	I 確かな生命と元気を育む			
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実			
担当課	<table border="1"> <tr> <td>子ども政策課</td> <td>健康増進課</td> <td>幼児保育課</td> </tr> </table>	子ども政策課	健康増進課	幼児保育課
子ども政策課	健康増進課	幼児保育課		
基本事業	②子育て世代包括支援事業 <span style="float: right;">計画記載ページ P36</span>			
関連するプラン	<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図る。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

実績	実績に対する課題・改善方針
令和3年度利用実績 ○病児保育 6施設（うち休所1施設） ○病後児保育 3施設 ※延べ利用人数 947人  令和3年度保育コンシェルジュ相談件数 ○1,254件（令和2年：1,184件） 窓口：924件（令和2年：977件） 電話：330件（令和2年：207件）	○病児、病後児保育については、利用者の利便向上及び配慮を要する児童の受入れが課題となっている。そのため、市及び各施設のHP等の整備を実施していく。また、配慮を要する児童の受入れについては、各施設の担当者との意見交換を継続していく。  ○令和3年度の保育コンシェルジュの窓口での相談件数が前年から減少し、電話での相談が1.5倍に増加していることから、令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により、窓口での相談を控える傾向があると考えられる。今後はオンラインでの相談や、ホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

3

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 **こども政策課** 幼児保育課 こども未来課

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

計画記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図る。

■ 事業概要 ■

- 一時預かり  
保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる。  
・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進する。  
・つくばファミリーサポートセンター（つくば市社会福祉協議会内）  
主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス
- つくば市あかちゃんの駅  
乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録する。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行う（提供内容は施設によって異なる）。

実績

実績に対する課題・改善方針

- 一時預かり  
・子育て総合支援センター（つくば市流星台）  
・年間預かり人数1,697人
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
・会員数1,365人  
（利用会員1,156人、協力会員168人、利用・協力会員41人）  
※令和2年 会員数1,340人  
（利用会員1,122人、協力会員173人、利用・協力会員45人）  
・年間利用者数512人（令和2年459人）  
・主なサポート内容（200回以上のもの）  
育児困難（親の障害、育児ストレス等）535回  
保護者等の外出の場合の援助251回  
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり214回  
・協力会員を増やす取り組み  
チラシの配布や退職予定の保育士等の協力会員登録の依頼をした。  
・R4年度に向けた会員登録受付方法の変更  
社会福祉協議会の窓口のほか、オンライン、市役所、訪問登録の実現に向けての検討をした。
- 令和2年度の課題に対する取組

- つくば子育てサポートサービス（ファミリーサポートセンター）  
令和2年度に比べ、利用会員が増えているのに対し協力会員は減少している。  
チラシの配布や協力会員登録の依頼を令和4年度も継続する。  
また、協力会員がサポーター活動を開始するために必要な基礎研修が、年に一回であるため研修の日程が合わない場合は、活動が1年先になりサポーター増員に繋がりにくいため、令和4年度は、保育士、幼稚園教諭の有資格者については研修受講前でも活動を可能とする。
- つくば市あかちゃんの駅  
令和3年度に行ったあかちゃんの駅の状況調査では、落着いて授乳ができ、また、直ぐに利用者が使用できる環境を維持している児童館が少なかったことから、令和4年度は児童館の整備を行う。

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

協力会員を増やす取り組みとして、登録チラシの配布や協力会員登録の依頼を実施した。

### 〇つくば市あかちゃんの駅

市内で66の施設（公共施設：54 民間施設：12）が登録されている。

公共施設のうち、地域交流センター、市民ホール、児童館の35施設について、あかちゃんの駅の状況調査を行った。地域交流センターの授乳やおむつ替えスペースに目隠し用のパーテーションを追加し利用者がさらに安心して利用できるよう整備した。また、授乳用の椅子がない施設に授乳者と乳児が安全な体勢で授乳できるよう、授乳専用の椅子を設置した。

### ●令和2年度の課題に対する取組

令和3年度はあかちゃんの駅の設置状況調査を行ったため、公園や駅での赤ちゃんの駅の設置は引き続き模索していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

3

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 こども未来課

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

計画記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

令和3年度利用実績

○一時預かり（一般型） 24施設

○一時預かり（幼稚園型） 1施設

※延べ利用人数 14,884人

○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。  
そのため、一時預かりの空き情報管理するシステムやアプリなど、利用者にとって利便性の良いシステムを調査・研究していく。

○実施施設が少なく利用者にとっては不便な地域もある。  
新規で事業を始める事業者は利用者ニーズに沿った事業実施場所を模索していく。

○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。  
保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

3

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 **こども未来課**

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

計画記載  
ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○子育て支援短期養育事業

- ・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により最長7日間まで預かる。
- ・今年度の委託契約施設は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」「社会福祉法人窓愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設となる。
- ・利用料は、市民税課税の有無、母子家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,350円に区分している。

実績

事前登録者数：53人（令和3年4月1日時点）  
令和3年度新規登録者数：28人  
令和3年度延べ利用者数：2人  
令和3年度延べ利用日数：6日

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、委託施設で受け入れ不可の状況が続いていたため、利用が非常に限られた。

実績に対する課題・改善方針

委託施設の受け入れ人数に限りがあるため、今後は里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていく。また、新型コロナウイルスの影響により利用前にPCR検査を求められ、それが利用のハードルとなっていたことから、令和4年1月から、PCR検査にかかる費用の助成を始めた。令和4年度も引き続き実施し、事業の利用を促進していく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

4

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（サービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。  
養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

実績

実績に対する課題・改善方針

産後ケア事業

利用施設 6か所（前年度より1施設増）  
利用者実人数 74人（令和2年度 45人）  
通所個別 34人（令和2年度 29人）  
短期入所 24人（令和2年度 12人）  
通所集団 1人  
通所個別+短期入所 11人（令和2年度 5人）  
通所個別+通所集団 1人  
短期入所+通所集団 2人  
短期入所+通所集団+通所個別 1人  
（※通所集団は今年度より開始）  
利用者延べ日数 229日（令和2年度 127日）  
通所型 136日（令和2年度 85日）  
宿泊型 84日（令和2年度 41日） 集団型 9日  
養育支援訪問 266件（令和2年度 307件）  
9か月電話 1249件（令和2年度1255件）

・昨年度より産後ケア事業の利用者は増加。今後も感染拡大に伴うサポート不足の方の利用増加も考えられるため、産後ケア利用施設を増やし、ニーズに対応していく。また、コーディネーター等がすべての妊婦と面接する中で、産後ケアなど必要な支援を丁寧に見極め、案内・周知するため、コーディネーターの増員を予定。  
・養育支援が必要な保護者に対し、保健師・母子保健コーディネーター・養育支援訪問担当者等と連携しながら、妊娠中から産後にかけて切れ目のないタイムリーな支援を実施できた。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

4

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課 こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載ページ P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらい参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）  
 …妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、寄り添いながら利用者の話を「傾聴」し、家事及び育児等を「協働」により行い問題の解消を図る。  
 （特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（つくば市手代木）による委託事業として実施）

実績

実績に対する課題・改善方針

○特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（会員数及び利用実績）  
 ・会員数 15人  
   内訳：トラスティ（業務責任者 1人）  
           ：オーガナイザー（取りまとめ 2人）  
           ：ホームビジター（訪問スタッフ 9人）  
           ：事務スタッフ（3人）  
 ・依頼件数 19件  
 ・延べ訪問回数 60回  
  
 ○令和2年度の課題に対する対応について  
 前回の点検・評価において課題としていた、オーガナイザーとホームビジターの負担が大きいという点については、市と委託先（kosodateはぐはぐ）の書類上のやり取りをスリム化するなど、運用スキームの見直しを行い改善を図った。

依頼件数は令和2年度の20件からほぼ横ばい、延べ訪問回数も76回から減となっている。ホームスタート事業を必要としている人に、正確に情報を伝えるとともに事業の周知を行い、取りこぼのない事業運営に努める。  
 （参考：市ホームページや公共施設へのチラシの設置だけでなく、令和4年度については、子育て関連イベントへのブース開設など、積極的な事業周知を努める。）

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

5

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

こども未来課

基本事業

②子ども家庭総合支援拠点事業

計画記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

■ 事業概要 ■

令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置した。

人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）

①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可）

②心理担当支援員 常時1名（非常勤可）

③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可）

つくば市の体制

社会福祉士2名、公認心理師1名、保健師1名、事務担当1名、家庭相談員5名

実績

実績に対する課題・改善方針

(1) 相談件数(延べ)

・訪問	586件	(昨年比 + 195件)
・面談	463件	(昨年比 + 23件)
・電話	7,430件	(昨年比 + 923件)
・その他	1,465件	(昨年比 + 324件)
計	9,944件	(昨年比 +1,465件)

新規相談	1,045件	(昨年比 + 4件)
(うち虐待)	254件	(昨年比 + 31件)

(2) 相談内容の内訳

育児不安	6,308件	
発達障害等	687件	
虐待	1,648件	
不登校	362件	
反抗期	9件	
その他	930件	計 9,944件

相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にある。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていく。

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

6

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 こども未来課 障害福祉課

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

計画記載  
ページ P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達相談巡回  
公立保育所を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所と子どもの関わり方等について助言・指導をしていく。

実績

令和3年度巡回施設数 : 23か所  
令和3年度相談対応のべ児童数 : 334人  
上半期 23園 163人  
下半期 23園 171人

実績に対する課題・改善方針

相談件数が増加傾向であることから、今年度は公認心理師と補助職員の2名体制とし、より効率的に事業を実施した。しかし相談内容も複雑化していることから、令和4年度は公認心理師2名を配置し、多様化する相談に対応していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

6

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

こども未来課

障害福祉課

基本事業

③児童発達支援センターとの連携

計画記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】  
・発達の気になる子とその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行う。（障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施）  
・児童発達支援センター設置に先立ち開設した、障害児相談支援事業で障害を持つ子に対する保護者からの相談に応じ、関係機関等との調整を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】  
発達相談 相談件数：439人（延べ人数）

【障害福祉課】  
発達の気になる子やその保護者の相談件数は増加傾向が続いている。関係各課・関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていく。また、障害福祉サービス利用など、必要に応じて障害児相談支援事業の利用を促し、保護者が関係機関との連携を図ることをサポートし、適切な支援につながるようにしていく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

7

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載  
ページ

P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通じた心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進する。

実績

実績に対する課題・改善方針

【目標値】  
認可保育所、小規模保育事業整備による保育供給量の確保  
270名分（2・3号定員）

【実績値】  
○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保 186名分増加（2・3号定員）

<内訳>  
認可保育所 1施設創設（90名分）  
小規模保育事業 4施設創設（76名分）  
定員変更による増加（20名分）

○企業主導型保育事業 37名分増加  
（1園新設、1園定員増）

計 保育供給量 223名分の増加

○待機児童数については、保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和3年4月1日時点の2人に引き続き、令和4年4月1日時点も3人と低い水準で推移している。

一方、1，2歳児の申込者実績は、既に令和4年度の見込み数を超え、令和7年度の水準に達している。

令和3年度 申込者見込 2,561名  
実績 3,023名（+462名）  
（参考）令和7年度 申込者見込 3,000名

また、国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

※保育供給量目標270名に対して実績223名の要因は、認可保育所1施設（90名）の整備中止によるもの。

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

7

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載  
ページ

P39

関連するプラン

つくば市学校等適正配置計画(指針)

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、手代木幼稚園で令和4年度から及び高崎・岩崎幼稚園を統合し荃崎幼稚園として令和5年度から、3歳児の受け入れの実施に向けて庁内で協議し、準備していく。

○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議していく。

実績

実績に対する課題・改善方針

○手代木南幼稚園で令和4年度から3歳児の受け入れの実施を決定した。  
○高崎・岩崎幼稚園を統合し荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れの実施を決定した。  
○1学級の幼児数(定員)の見直し(満3歳児については15人以下、満4歳児及び満5歳児については35人以下から30人以下)を行った。  
○各幼稚園の定員に対する入園者数を注視した。

○幼稚園教諭の適正配置  
○園区の選定  
○各幼稚園の定員に対する保育室の整備状況  
○充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

8

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 教育総務課

基本事業 ②保育人材の確保事業

計画記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

○保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給する。

○保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円/月）の就労促進助成金を支給する。

○ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○つくば市保育士等処遇改善助成金  
令和元年度交付決定者 延べ707人（決算額228,690千円）  
令和2年度交付決定者 延べ769人（決算額249,330千円）  
令和3年度交付決定者 延べ869人（決算額282,480千円）

○つくば市保育士就労促進助成金  
令和元年度交付決定者 延べ25人（決算額2,869千円）  
令和2年度交付決定者 延べ34人（決算額4,168千円）  
令和3年度交付決定者 延べ29人（決算額4,225千円）

○ハローワークとの共同事業  
新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず

○助成金事業により保育人材確保に一定の成果が見られている。今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められるため、保育士養成施設等を含めた積極的な広報活動が必要と考えられる。

○ハローワークとの共同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、今後の感染状況を見ながら再開について検討していく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

8

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 教育総務課

基本事業 ②保育人材の確保事業

計画記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

○幼稚園教諭の人員確保及び適正配置

実績

○総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員の確保に努めた。  
○健全な幼稚園運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境となるよう、管理職の意見だけでなく、全ての幼稚園職員と人事面談を実施し、適正な人員配置に努めた。

実績に対する課題・改善方針

○幼稚園職員の働き方改革を進めるうえで、職員の増員が必要であるが、市の財政状況から、大幅な増員が難しい。  
○年度途中の職員欠員に対する講師等の補填が難しい。公募してもなかなか採せないため、市独自の講師登録制度を拡充させていく必要がある。  
○主に幼稚園の環境整備等に従事する学校管理員の配置についての検討を始めた。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

9

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 幼児保育課 学び推進課

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

計画記載ページ P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

- 保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る。
- 施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施する。
- 就学前における子どもの遊びと体験の充実を図る。
- 幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図る。

実績

実績に対する課題・改善方針

- 保育士研修
  - ・子どもの非認知能力を向上させるための研修  
46人
- 交流事業
  - ・園庭開放
  - ・幼保小交流
  - ・保育所交流
  - ・支援センター交流
  - ・中高生との交流
  - ・地域の方との交流

- 子どもの非認知能力の向上については教育の基礎として位置づけられている分野であるため、引き続き教育局と連携を深めていくことが重要となる。
- 新型コロナウイルス感染予防対策としてオンラインで研修が行われたが、直接対面による研修のニーズも高まっていることから、感染拡大状況を踏まえながら開催形式についても検討していく。
- コロナの影響により、直接対面する交流事業が実施できなかったため、今後オンラインによる交流も視野に入れて方法を検討していく必要がある。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

9

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

① 幼児教育及び保育の推進事業

計画記載  
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

【幼児教育の指針・保幼小の連携について】  
「つくば市教育大綱」や「つくば市教育指導方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視している。  
また、これらを実現するために様々な施策を実施している。

実績

実績に対する課題・改善方針

幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくば市教育指導方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、その方針に則った指導・助言を行っている。  
また、幼小の接続カリキュラムの作成や実践を呼びかけ、幼児教育施設ではアプローチカリキュラムを、小学校ではスタートカリキュラムを作成している。  
加えて、オンラインや動画等を活用した幼児と児童の交流活動や、規模を縮小しての保育者と教員の交流を実施している。  
今年度は、県の幼児教育担当指導主事を講師に招き、オンラインによる幼小の合同研修会を実施し、幼小連携や接続の必要性について理解を深めることができた。

つくば市の方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう、機会を捉えてより具体的な指導・助言を行い、主に非認知能力の育成を図っていく必要がある。  
また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を継続し、より幼児や児童の実態や地域の実態、必要性に応じたものにしていくことが求められている。  
さらには、新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点に立った効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指す。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

10

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 幼児保育課 特別支援教育推進室 障害福祉課

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載ページ P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図る。

○公立保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育コンシェルジュ実績

【相談件数】

窓口 924件、電話 330件

【主な相談内容】

- ・保育所等について
- ・一時預かり保育等について 等

○民間保育園障害児保育補助事業費補助金

令和3年度実績 30園 82,215千円

○公立保育所発達相談巡回

令和3年度実績

上半期 23園 163人

下半期 23園 171人

(基本事業 I -2-③ (こども未来課分) 実績の再掲)

○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。

○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。

○加配保育士の雇用について、より実態に即した内容の補助を実施し、加配保育士を確保しやすい事業にしていく。

○民間保育園においても発達相談巡回の需要があり、専門職員を増員することが課題となる。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 幼児保育課 特別支援教育推進室 障害福祉課

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載ページ P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所していないことから、関連する令和3年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要としている幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援する。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や助言を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○未就学児（3歳児、4歳児、5歳児）の就学相談件数359件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察102件、学校見学や体験学習の引率41件、学校との打合せ・ケース会議・引継ぎ等74件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査64件を実施した。  
複数回の相談や見学・体験・話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し、本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。

【課題】  
就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け、話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらずに就学を迎えた場合は、入学後に困難さを抱えることもある。  
【改善方針】  
市内幼稚園・保育所・福祉支援センター等へのポスター配布や市ホームページでの周知を行い、就学相談の内容やスケジュール等について広く周知し、気軽に相談ができるよう支援する。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

10

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 幼児保育課 特別支援教育推進室 **障害福祉課**

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載ページ P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】  
 ・発達気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行う。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援する。  
 ・児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を開始し、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行う。また、保育所等訪問支援事業を開始し、発達気になる子どもが保育所等で集団に適應できるような専門的な支援を実施する。

実績

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】  
 ・発達相談 相談件数：439人（延べ人数）  
 （基本目標 I-2③ 実績の再掲）  
 ・つくば市障害児相談支援事業所（令和2年4月開設）  
 計画相談件数（基本相談、継続相談含む）：66人  
 （延べ人数）  
 ・令和3年4月 つくば市保育所等訪問支援事業所を福祉支援センターとよさと内に開設

【障害福祉課】  
 発達気になる子やその保護者の相談件数の増加傾向が続いている。保育所等の利用に関する相談について、関係各課・関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて障害児相談支援や保育所等訪問支援につなぎ、保育所等における適應を促す支援を実施していく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

計画記載  
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

〇つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

〇子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

■ 事業概要 ■

放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供する。

つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進める。

実績

実績に対する課題・改善方針

〇待機児童や床面積要件超過の課題解決  
・竹園東児童館、今鹿島小学校児童クラブの敷地内への児童クラブ建設工事及び葛城小学校児童クラブ兼地域交流広場の建設工事が完了した。また、(仮称) 研究学園小学校児童クラブの設計を行った。  
・みどりの学園義務教育学校の図書室、葛城小の空き教室、茎崎第二小の視聴覚室、学園の森義務教育学校のふれあいルームを各学校と協議し借用を進めた。

〇民設民営児童クラブの積極的な誘致  
・国の補助金を活用して4つの民間事業者の児童クラブ室整備を実施した。

〇放課後児童支援員の雇用確保策  
・民営児童クラブに対する処遇改善の補助金として、「キャリアアップ処遇改善事業」の継続に加えて、令和3年度から新たに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施した。また、令和3年度から令和4年度にまたがって「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施するための予算要求を行った。

つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員の雇用が不足している状況であるため、処遇改善のみならず、近隣大学生への公募、求人媒体や区会回覧の活用等など、積極的な募集も進めていく必要がある。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

②放課後子供教室推進事業

計画記載  
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

■ 事業概要 ■

市内小学校及び義務教育学校等において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催する。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供する。

実績

実績に対する課題・改善方針

○地域人材の掘り起こし  
こども未来室（現こども未来課）主催の「ボランティア登録説明会」へ参加し、つくば市の放課後子供教室の取組を紹介できる機会を得て、新規の教育活動推進員や教育活動サポーターからの協力を得ることができた。

【地域ボランティア協力者数】

・コーディネーター 15人（令和2年度 17人）  
・教育活動推進員 549人（令和2年度 539人）  
・教育活動サポーター 727人（令和2年度 851人）  
合計 1,291人

○放課後子供教室の実施場所について  
市内小学校及び義務教育学校の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室のほか、児童クラブ施設内に専用スペース（交流ひろば）を設け、一体型の放課後子供教室の定期開催の体制を整えている。  
平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設2階にて「秀峰交流ひろば」を開設し週5日開室している。令和元年度から学園の森児童クラブ及びみどりの学園児童クラブ施設の新館1階に「学園の森交流ひろば」及び「みどりの交流ひろば」を開設し、週3日開室している。

【参加児童数（延べ）】

・10,707人（令和2年度 10,769人）

※協力者数及び参加児童数の減少は、年間472回実施する予定であったところ、新型コロナウイルスの影響を受け、年間326回の実施となってしまったことによるもの。

事業の推進を進めていく一方で、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心な開催にするための活動方法や三密対策のとれる実施プログラムの検討が必要である。

市内小学校及び義務教育学校の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室の定期開催については、各学校との連携を強化していく必要がある。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども未来課

基本事業

③子どもの居場所・学習支援事業

計画記載  
ページ

P42

関連するプラン

つくば市こども未来プラン

■ 事業内容 ■

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

■ 事業概要 ■

・支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施（学習支援＋居場所支援）

(1)学習支援

勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個人々の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにする。

(2)居場所支援

利用者が安心して通える場所として、社会性や自己肯定感を持つための支援を行い、将来への関心や生きる力をつけられるようにする。

実績

実績に対する課題・改善方針

つくばこどもの青い羽根学習会

- ・学習支援拠点数：16か所
- ・利用登録者数：332人（R4.3月末時点）

10事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、テストの点数が上がった、授業がわかるようになった、勉強習慣が付いてきたという回答が多数みられた。不登校の生徒が学習の遅れを取り戻して高校に合格し、進学後も継続利用している事例もある。

つくばこどもの青い羽根学習会

青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に約1,300名いるが、支援につながっている児童生徒は約330名と一部であることから、今後も新たな拠点を設置するとともに、案内通知やアウトリーチを強化し参加人数を増やしていく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** III主体的にして広く豊かな経験を育む

**基本方針** 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

**担当課**

こども育成課

**基本事業**

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

計画記載  
ページ

P43

**関連するプラン**

■ 事業内容 ■

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

■ 事業概要 ■

- ・教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していく。
- ・多様な体験・活動を行えるよう、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していく。
- ・新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていく。

実績

実績に対する課題・改善方針

○児童館機能の充実  
・令和3年度当初上郷児童館の敷地内に新設した児童クラブ施設の利用を開始した。また、竹園東児童館の敷地内においても児童クラブ施設の建設を実施した。

○放課後子供教室の開催数  
令和3年度 326回（前年度比33回の減）  
内訳

- ・市内小学校及び義務教育学校 59回
- ・秀峰交流ひろば 99回
- ・学園の森交流ひろば 84回
- ・みどりの交流ひろば 84回

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子供教室の開催数が当初の見込みより減少した。また、児童館の行事との連携についても、行事自体が中止となったため、実現ができなかった。

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、より安心・安全な放課後子供教室を開催するための活動方法の検討が必要である。

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

○交流ひろばにおける定期開催  
秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流ひろばでは週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

**担当課 自由記述欄** (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

15

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課 **こども育成課** 障害福祉課

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載ページ P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

公営児童クラブでは、障害のある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後指導員を配置する。

民営児童クラブでは、障害のある児童の受入れのために、加配の放課後指導員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助をする。(国庫補助事業の活用)。

実績

実績に対する課題・改善方針

○公営児童クラブ  
障害のある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ  
障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、25クラブあった。

障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員が必要となった場合に、職員の募集をしても、すぐには見つからない。募集の方法や処遇の改善を研究していく必要がある。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

15

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課 障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載  
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】  
障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進に支援を行う。

実績

【障害福祉課】  
・放課後等デイサービス 支給決定者数679人  
・障害児相談支援 支給決定者数245人

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】  
放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。  
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

公園・施設課

基本事業

③遊びの機会と場の充実

計画記載  
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

■ 事業概要 ■

プレイパーク場の機会、場所の提供

- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
- ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
- ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

実績

- ・流星台プレイパーク：4団体（年間2,970人）  
プレイパーク場維持管理等の実施  
【除草、材料の提供】
- ・中央公園：1団体（毎月30人程度）7回実施
- ・研究学園駅前公園：1団体（毎月30人程度）6回実施

実績に対する課題・改善方針

- ・プレイパーク参加団体からの報告により、施設に対する要望などを確認した。  
今後、プレイパークの関心を高められるよう、プレイパークに関する周知活動を実施する。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

- ・現在のプレイパーク団体が必要とする、プレイパーク場の整備（提供）については、ある程度終了しています。  
今後、ハード面（整備・場所の提供）だけではなく、ソフト面（プレイリーダーなど）の充実が必要になると考えます。

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

- ・事業を行う施設が市のバースセンター等だけ、と偏ったイメージになってしまっているので、他施設での取組みについても周知を進めてもらいたい。
- ・年間2,000人以上の出産に対応できるのか。今後も人口増が見込まれるので、施設が足りなくなる、ということがないようにしてもらいたい。
- ・出産施設開設支援事業は、令和3年度に市からの補助実績もあり、市の取組みとしては評価できる。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

- ・この事業のようなハード面への支援だけでなく、出産費用などソフト面への支援の拡充も今後期待する。

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

(地域子育て支援拠点)

- ・つくば市は広いため、難しい点もあるだろうが、ベビーカー等で歩いて行ける範囲に拠点があると理想的である。
- ・困難事例への対応も今後望まれるため、対応できるようにしてもらいたい。
- ・「地域子育て支援拠点」という名称が固い印象であるため、中身が分かりやすい周知をしてもらいたい。
- ・関係機関で連携をして、縦割りにならないような運営してもらいたい。
- ・事業自体は今後もぜひ進めていってもらいたい。
- ・利用者支援事業（基本型）について今後期待したい。

(母子健康包括支援センター、病児保育・病後児保育、保育コンシェルジュ事業)

- ・今後も進めていき、利用者への周知を行っていってもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

(あかちゃんの駅)  
・任意による受付表や要望アンケート等により、利用件数や利用状況が分かると良い。  
・事業としては大変良いことなのでぜひ今後拡充してもらいたい。

(子育て支援短期養育事業、一時預かり事業)  
・今後も積極的に取り組んでいてもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

(あかちゃんの駅)  
・つくばエクスプレス駅等への設置も検討してもらいたい。

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

(産後ケア事業)

- ・利用が伸びているので、今後拡充を望むとともに事業の周知をもっと進めてもらいたい。
- ・相談したくてもできないような人へのアウトリーチ支援等も含めて、取り組みを進めていってもらいたい。

(ホームスタート事業)

- ・大変良い事業だと思うので、必要とする人にしっかりと届くよう周知を進めていってもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・相談件数が1万件近くあるということで、今後さらに必要になってくると思われるため、取組みを進めていてもらいたい。
- ・名称を聞いてイメージしやすい愛称のようなものがあると良い。
- ・利用者への周知や相談しやすい対応への工夫をしてもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実に努めます。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・民間施設（民間保育園、幼稚園など）への巡回相談など、拡充できることが望ましい。
- ・縦割りにならぬよう、関係機関と連携を取っていただきたい。
- ・利用者がアクセスしやすい体制を進めていくと良い。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

- ・民間施設（民間保育園、幼稚園など）への巡回相談について、相談に対応する職員の増員も含めて検討してもらいたい。

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・保育士が不足している現状があり、保育体制の整備をするにあたっては、十分な保育士の確保が必要であるので、保育士不足の問題に対処してもらいたい。

・公立幼稚園は、子どもたちが園で過ごす時間は短いが少人数なので、小さいうちから教育を受けさせたいと考えている保護者にとっては、一人一人に対しきめ細かい対応のある点が良い。

・保育施設については、待機児童解消として施設整備が進んでいるが、今後、子どもの増減により運営が成り立たなくなることも懸念される。少子化になっていった時に行政としてどう対応していくのか考えてもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ② 保育人材の確保事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・10年後の人材確保として、小中学校や高校に対して保育施設の職場体験の推進など、保育士を希望する子を増やす取り組みをしてもらいたい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・ 保幼小接続カリキュラムは重要なことなので、市が率先して保育園・幼稚園・小学校の連携に取り組んでもらいたい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・課題として発達相談巡回における専門員の増員が挙げられているので、民間の保育士も専門員の助言がもらえるよう課題の実施に向けた検討をしてもらいたい。
- ・発達障害の子どもを持つ保護者同士や、保護者と施設が気軽に意見交換や情報の共有などができるコミュニティの場があると良い。児童発達支援センターが開設されるということなのでそういった場についても考えてもらいたい。
- ・民間の保育園から小学校に入学した支援の必要な子については、情報が無い場合もあり入学してから難しいこともあるので、保健センターなどの定期的な健診のときに、支援が必要な子の情報等を共有し関係機関で連携して、その子の利益を生かせるような対応をしてもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・引き続き公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員の雇用が不足している状況であるため、処遇改善のみならず、求人等をしっかり行ってほしい。また、求人を行う際は、応募要件を明確化すべきである。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ②放課後子供教室推進事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・昨年度の点検・評価の際に、「放課後子供教室は、利用希望者が多数いるため、抽選制にするなどの配慮があるとよい」との意見があり、令和3年度から抽選制を実施したことは評価できるため、今後は実績とすべきである。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・つくばこどもの青い羽根学習会について、引き続き広報をしっかりと行うとともに、学習会を実施する会場を増やしてほしい。また、ボランティアの募集も積極的に行ってほしい。

・アウトリーチ支援を実施したことは評価できるため、今後は実績とすべきである。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・今後の新型コロナウイルス感染症の流行も想定しながら、中止にするのではなく、安心・安全な放課後子供教室を開催してほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・特別な配慮を必要とする児童を受け入れるための加配の放課後指導員が、必要になったときにすぐに配置できるように、募集方法や処遇改善を検討してほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・プレイパークは限られた地域にしかないため、プレイパークがない地域でも、施策を検討してほしい。あわせて、プレイリーダーの育成をしっかりと行ってほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 事業担当課一覧 (重点項目)

事業番号	事業	重点項目	基本目標	計画記載ページ	担当課①	担当課②	担当課③
3	教育・保育の見込量と確保方策	(1)教育保育の見込量(全体)	Ⅱ	P50-	幼児保育課	-	-
		(2)①教育保育の見込量(北部エリア)	Ⅱ	P51	幼児保育課	-	-
		(2)②教育保育の見込量(中央部エリア)	Ⅱ	P52	幼児保育課	-	-
		(2)③教育保育の見込量(南部エリア)	Ⅱ	P53	幼児保育課	-	-
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	①利用者支援事業	Ⅰ	P55	こども政策課	幼児保育課	健康増進課
		②地域子育て支援拠点	Ⅰ	P55	こども政策課	-	-
		③一時預かり	Ⅰ	P56	幼児保育課	こども政策課	-
		④病児保育事業	Ⅰ	P57	幼児保育課	-	-
		⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	Ⅰ	P57	こども政策課	-	-
		⑥子育て短期支援事業	Ⅰ	P58	こども未来課	-	-
		⑦乳児全戸訪問事業	Ⅰ	P58	健康増進課	-	-
		⑧妊婦健康診査事業	Ⅰ	P59	健康増進課	-	-
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業	Ⅰ	P59	健康増進課	こども未来課	こども政策課
		⑩時間外保育事業(延長保育事業)	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	Ⅲ	P61	こども育成課	-	-
		⑭放課後子供教室	Ⅲ	P62	こども育成課	-	-
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-
		②茨城県との連携について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-

重点項目評価表（評価の基準）

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値）	
A	計画に先行して進んでいる	100%超
B	おおむね計画通り	80%-100%
C	遅れが生じている	50%-80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

※数値は目安であり、数値に現れない事業事情や新型コロナウイルスなどの影響により数値が伸びなかった等の場合には、担当課の判断において数値の範囲にかかわらず評価を行っています。

目標数値（確保方策）の記載がない事業についてはA B C Dの評価はせず、事業実績の確認と意見がある場合にはいただいたご意見、ご指摘等を以って評価とさせていただきます。

重点項目評価表（評価一覧）

事業番号	事業	重点項目	担当課の評価		
3	教育・保育の見込量と確保方策	(1)教育保育の見込量 (全体)	1号認定		B
			2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	A
				左記以外	A
			3号認定	0歳児	A
				1・2歳児	A
			(2)①教育保育の見込量 (北部エリア)	1号認定	
		2号認定		幼児期の学校教育の利用希望が強い	
				左記以外	B
		3号認定		0歳児	B
				1・2歳児	B
		(2)②教育保育の見込量 (中央部エリア)		1号認定	
			2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	B
				左記以外	A
			3号認定	0歳児	A
				1・2歳児	A
(2)③教育保育の見込量 (南部エリア)	1号認定			B	
	2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	A		
		左記以外	B		
	3号認定	0歳児	B		
		1・2歳児	B		
	4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	①利用者支援事業	基本型・特定型	
母子保健型				B	
②地域子育て支援拠点事業			施設数		B
			出張ひろば数		B
③一時預かり事業			幼稚園型	在園児対象型	C
				施設数	C
			幼稚園型以外	全体	A
				うち一時預かり	A
				施設数	A
④病児保育事業			病児対応型		A
			施設数		A
⑤子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)			全体		B
	うち就学後		B		
	提供会員数		B		
	確保人数		D		
		⑥子育て短期支援事業			

事業番号	事業	重点項目	担当課の評価		
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	⑥子育て短期支援事業	施設数	B	
		⑦乳児家庭全戸訪問事業		B	
		⑧妊婦健康診査事業	延べ回数	B	
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業		A	
		⑩時間外保育事業(延長保育事業)		A	
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	物品購入費等	B	
			副食費	B	
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
		⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	新たに開設する公設児童クラブの箇所数	B	
			新たに開設する公設児童クラブのクラブ数	B	
			新たに開設する民間児童クラブのクラブ数	B	
		⑭放課後子供教室	放課後子供教室のイベント開催	イベント実施回数	C
			放課後子供教室の定期開催実施校	学校数	B
イベント実施回数	B				
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について			
		②茨城県との連携について			

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

(1)市全体の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

- 1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳
- 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳
- 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

年度	区分	1号認定				2号認定						3号認定										
		1号認定	実際の量	達成率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価		
						幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
令和3年度	①量の見込み	2,567	1,604			1,037	3748	0	4,234					539	2561	728	2,666					
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	3,397	93%		410	4203	430	4,456	105%	106%			781	2445	817	2,503	105%	102%		
		確認を受けない幼稚園	1,370	1,480	108%		40		40	0	100%	#DIV/0!					0	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
		特定地域型保育事業		0	#DIV/0!				0	0	#DIV/0!	#DIV/0!			47	137	69	275	147%	201%		
		企業主導型保育施設の地域枠		0	#DIV/0!			78	0	94	#DIV/0!	121%			36	87	37	102	103%	117%		
	③確保見込量（②の合計）	5,031	4,877	97%	B	450	4,281	470	4,550	104%	106%	A	A	864	2,669	923	2,880	107%	108%	A	A	
過不足（③-①）	2,464	3,273			-587	533	470	316					325	108	195	214						

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

①実際の量、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いについて、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。  
 ②確保方策の実際の量については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を幼児期の学校教育の利用希望が強い確保方策として記載。

青色欄入力不要（自動計算のため）

自由記述欄のみ記載願います。

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

## ①北部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

年度	区分	1号認定				2号認定								3号認定								
		1号認定	実際の量	達成率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価		
						幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
令和3年度	①量の見込み	169	60			122	307		391					14	203	40	211					
	②確保方策	特定教育・保育施設	280	240	86%			563		548	#DIV/0!	97%			36	204	36	196	100%	96%		
		確認を受けない幼稚園	420	420	100%						#DIV/0!	#DIV/0!							#DIV/0!	#DIV/0!		
		特定地域型保育事業			#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!							#DIV/0!	#DIV/0!		
		企業主導型保育施設の地域枠			#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!							#DIV/0!	#DIV/0!		
	③確保見込量（②の合計）	700	660	94%	B	0	563	0	548	#DIV/0!	97%		B	36	204	36	196	100%	96%	B	B	
過不足（③-①）	531	600			-122	256	0	157					22	1	-4	-15						

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当：幼児保育課

## ②中央部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

年度	区分	1号認定				2号認定								3号認定								
		1号認定	実際の量	達成率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価		
						幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
令和3年度	①量の見込み	2,278	1,450			851	3216		3,609					511	2211	660	2,333					
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,611	2,437	93%		320	3473	300	3,741	94%	108%			704	2109	740	2175	105%	103%		
		確認を受けない幼稚園	950	1,060	112%		40		40	0	100%	#DIV/0!							#DIV/0!	#DIV/0!		
		特定地域型保育事業			#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!			47	137	69	275	147%	201%		
		企業主導型保育施設の地域枠			#DIV/0!			78		94	#DIV/0!	121%			36	87	37	102	103%	117%		
	③確保見込量（②の合計）	3,561	3,497	98%	B	360	3,551	340	3,835	94%	108%	B	A	787	2,333	846	2,552	107%	109%	A	A	
過不足（③-①）	1,283	2,047			-491	335	340	226					276	122	186	219						

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当：幼児保育課

## ③南部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

年度	区分	1号認定				2号認定								3号認定							
		1号認定	実際の量	達成率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価	
						幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
令和3年度	①量の見込み	120	94			64	225	234					14	147	28	122					
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	720	94%		90	167	130	167	144%	100%		41	132	41	132	100%	100%		
		確認を受けない幼稚園			#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!		
		特定地域型保育事業			#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!		
		企業主導型保育施設の地域枠			#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!						#DIV/0!	#DIV/0!		
	③確保見込量（②の合計）	770	720	94%	B	90	167	130	167	144%	100%	A	B	41	132	41	132	100%	100%	B	B
過不足（③-①）	650	626			26	-58	130	-67					27	-15	13	10					

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課・健康増進課・こども政策課

### ①利用者支援事業（プランP.55）

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和3年度評価

(単位：か所)

	①量の見込み	②確保方策	③実際の確保量	達成率 (③/②)	評価
基本型・特定型	1	1	1	100%	B
母子保健型	4	4	4	100%	B

### 担当

基本型・・・こども政策課  
 特定型・・・幼児保育課  
 母子保健型・・・健康増進課

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

#### 【基本型・特定型】

カウントしている1か所は特定型での実施数

<基本型>については令和4年度から子育て総合支援センター（つくば市流星台61-1）に利用者支援専門員を配置し、事業を開始。

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：こども政策課

## ②地域子育て支援事業（プランP.55）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 令和3年度評価

(単位：か所)

区分					評価	
①量の見込み (年間利用人数)	202,804人	②確保方策	施設数	9	/	
			出張ひろば数	6		
①実際の量 (年間利用人数)	51,490人	③実際の確保量	施設数	10(9)		
			出張ひろば数	6		
		達成率 (③/②)	施設数	111% (100%)		B
			出張ひろば数	100%		B

(③実際の確保量は9施設であるため「B」評価とした。)

### 参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数

出張ひろば数・・・

北条保育所（子育て総合支援センター）

荃崎交流センター（子育て総合支援センター）

春日交流センター（子育て総合支援センター、なないろくらぶ）

大穂交流センター（チェリークラブ、こどもの森広場）

二の宮交流センター（かつらぎクラブ、花畑ひろば）

市民ホールやたべ（おとなり、すぎのこクラブ）

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

・施設数の令和3年度実績は「111%」だが、新型コロナウイルス感染症の影響で、1施設（おひさまクラブ）が令和2年度下期から令和3年度末まで休止していたため「B」評価とした。（おひさまクラブについては令和4年度から再開している。）

※①実際の量（年間利用人数）は各地域子育て支援拠点の子育て広場と各出張広場の利用者の合計である。

（親子の組数ではなく、来場者した人数で計算）

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課、こども政策課

## ③一時預かり事業（プランP56）

### 【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

### 令和3年度評価

#### 幼稚園型

(単位：人、か所)

区分				評価		
①量の見込み (年間利用人数)	4,266人	②確保方策	在園児対象型	6,240	/	
			施設数	2		
①実際の量 (年間利用人数)	3,836	③実際の確保量	在園児対象型	4,700		
			施設数	1		
		達成率 (③/②)	在園児対象型	75%		C
			施設数	50%		C

### 【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

#### 幼稚園型以外

(単位：人、か所)

区分				評価	
①量の見込み (年間利用人数)	45,971人	②確保方策	全体	42,933	/
			うち一時預かり	40,320	
			施設数	28	
①実際の量 (年間利用人数)	17,491	③実際の確保量	全体	58,838	
			うち一時預かり	57,053	
			施設数	36	
		達成率 (③/②)	全体	137%	A
			うち一時預かり	142%	A
			施設数	129%	A

#### 担当等

こども政策課…子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業の利用人数 (ア)  
 …つくば子育てサポートサービスで就学前児童を対象とした利用人数 (イ)  
 幼児保育課 …それ以外の利用人数 (ウ) 及び施設数 (エ)

#### ③実際の確保量のカウント方法

全体… (ア) + (イ) + (ウ) 1,697 (人) + 1,785 (人) + 55,356 (人) = 58,838 (人)  
 一時預かり… (ア) + (ウ) 1,697 (人) + 55,356 (人) = 57,053 (人)  
 施設数… (エ) + 2 (子育て総合支援センターとつくば子育てサポートサービス) = 36 (施設)

#### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用控えが多かった。

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

④病児保育事業（プランP.57）

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和3年度評価

(単位：人、か所)

区分					評価	
①量の見込み (年間利用人数)	1,737人	②確保方策	病児対応型	2,880	/	
			施設数	4		
①実際の量 (年間利用人数)	864	③実際の確保量	病児対応型	6,396		
			施設数	6		
		達成率 (③/②)	病児対応型	222%		A
			施設数	150%		A

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

- ・実際の確保量について、休所中の施設1施設分（確保量：738）を含む。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用控えが多かった。
- ・児童が発熱の場合、保護者の雇用先においても自宅待機や休暇取得を促すことが常態化し、結果的に利用者数が伸びなかった。

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：こども政策課

## ⑤子育て援助活動支援事業（プランP.57）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和3年度評価

(単位：人)

区分					評価	
①量の見込み (就学後)	1,258	②確保方策	全体	3,920	/	
			うち就学後	1,307 (447)		
			提供会員数	245		
①実際の量 (就学後)	444	③実際の確保量	全体	2,229		
			うち就学後	444		
			提供会員数	209		
		達成率 (③/②)	全体	57%		B
			うち就学後	34% (99%)		B
			提供会員数	85%		B

(②確保方策(447)に対し、③実際の確保量444のため「B」評価とした。)

### 参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして、③一時預かり事業の【幼稚園型以外】の「全体」の項目に計上するため、本項目の実績は就学後で評価する。  
 ・提供会員168人、利用・協力会員（自身でもサービスを利用し提供会員でもある者）41人の合算値209人を提供会員数として計上した。

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数は伸びていないが、事業の実施体制は整備しており、実際に申込をされた方についてはほとんど全員（※）に対してサービスを提供していることからB評価とした。※利用者側と提供会員とのニーズがマッチングしない等の理由から、サービス提供に至らないケースもある。

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：こども未来課

⑥子育て短期支援事業（プランP.58）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和3年度評価

(単位：人、か所)

区分					評価	
①量の見込み (年間利用人数) (※延べ利用日数 単位：日)	201人	②確保方策	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	153	/	
			施設数	6		
①実際の量 (年間利用人数) (※延べ利用日数 単位：日)	6	③実際の確保量	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	6		
			施設数	6		
		達成率 (③/②)	確保人数	4%		D
			施設数	100%		B

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界がありますので、一時預かりサービスを案内したり、必要に応じて児童相談所へ依頼し、一時保護してもらうなど児童の養育先の確保を行っております。契約している6施設も定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、今後は里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていきます。

また、新型コロナウイルスの影響により利用前にPCR検査を求められ、それが利用のハードルとなっていたことから、令和4年1月から、PCR検査にかかる費用の助成を始めました。令和4年度も引き続き実施し、事業の利用を促進していきます。

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：健康増進課

⑦乳児家庭全戸訪問事業（プランP.58）

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

令和3年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み (出生見込数)	2,133	②確保方策	2,133 (2,203)	
①実際の量 (年間利用人数)	2,170	③実際の確保量	2,170	
		達成率 (③/②)	102% (98.5%)	B

(令和3年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,203人に対しての③実際の確保量2,170人は98.5%であるため「B」評価とした)

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

②確保方策（2,133人）に対する③実際の確保量（2,170人）としては102%と100%を超えているものの、令和3年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,203人に対しての③実際の確保量2,170人は98.5%であるため「B」評価とした。

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：健康増進課

⑧妊婦健康診査事業（プランP.59）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

令和3年度評価

(単位：人、回)

区分					評価
①量の見込み (延べ人数)	2,169人				
①量の見込み (延べ回数)	30,366回	②確保方策	延べ回数	30,366	
①実際の量 (延べ人数)	2,264人	③実際の確保量	延べ検診回数	25,637	
①実際の量 (延べ回数)	25,637回	達成率 (③/②)	延べ回数	84%	

参考

量の見込み (①・延べ回数) 30,366回は、2,169人×14回（一人最大14回検査できるため）で算出。そのため、確保方策（延べ回数）で評価を行う。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊婦全員が妊婦健康診査を14回受診するわけではない。健診回数は実際に必要な人数に対応している。
- ・①量の見込み（延べ人数）は、翌年度の⑦の乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから延べ人数ではなく実人数である。
- ・令和3年度中に妊婦健康診査を受診した人数は約3,000人だが、①実際の量（延べ人数）は乳児家庭全戸訪問事業の実績に相当する実績値として妊婦健康診査の第1回目（14回の中で1回目受診券を使う方が受診者が一番多いため）を計上した。

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：健康増進課、こども未来課、こども政策課

## ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業（プランP.59）

### 【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護指導対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業です。

## 令和3年度評価

（単位：人）

区分				評価
①量の見込み (延べ訪問回数)	255回	②確保方策 (延べ訪問人数)	255	
①実際の量 (延べ訪問回数)	266回	③実際の確保量	266	
		達成率 (③/②)	104%	A

## 担当等

健康増進課…①実際の量、③実際の確保量欄

子育て相談室…要保護児童対策地域協議会開催数欄

養育支援訪問中、専門型（健康増進課）分のみで見込を出しているため、③実際の確保量についても健康増進課分のみで比較しています。

ホームスタート（こども政策課）については、以下自由記述欄で説明しています。

要保護児童対策地域協議会開催数  
(令和3年度)

37

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

延べ訪問回数はR2の307件よりも減少している。減少の理由としては、乳児家庭全戸訪問の対象者及び実施者数がR2よりもR3で減少していることが考えられる。ただし、計画策定当初に比べて精神疾患既往のある妊婦や精神的に不安定な産婦が増加しており、見込みより多く実施している。

### 【こども政策課】ホームスタート事業のR3実績

問い合わせ件数：17件、説明訪問件数：19件、利用申込数：10件、許可件数：9件、延べ訪問回数：60件

※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単純な無料家事手伝いと考えているケース等。

<(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

⑩時間外保育事業（延長保育事業）（プランP.60）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和3年度評価

(単位：人、施設)

区分				評価
①量の見込み (一日当たりの利用人数)	245人	②確保方策 (施設数)	82	
①実際の量 (一日当たりの利用人数)	1,817	③実際の確保施設数	87	
		達成率 (③/②)	106%	A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

1日当たりの利用人数の実際の量については、利用定員数のうち20%又は25%で計上した。

20%：公立保育所・認定こども園・小規模保育事業

25%：民間保育園

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

### ①実費徴収に係る補足給付を行う事業（プランP.60）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における服飾の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

令和3年度評価

(単位：人)

区分				評価
①量の見込み（単位：人） （物品購入費等）	15（8）	②確保方策 （物品購入費等）	なし（見込人数に対し100%対応）	
①量の見込み（単位：人） （副食費）	300（107）	②確保方策 （副食費）	なし（見込人数に対し100%対応）	
①実際の量（単位：人） （物品購入費等）	8	③実際の確保人数 （物品購入費）	8	
①実際の量（単位：人） （副食費）	107	③実際の確保人数 （副食費）	107	
		達成率（③/①） （物品購入費等）	53% （100%）	B
		達成率（③/①） （副食費）	36% （100%）	B

（実際の量8（物品購入費等）、107（副食費）に対して、それぞれ実際の確保人数、（物品購入費等）、107（副食費）であるため「B」評価とした。）

### 参考

量の見込みと確保人数を比較した結果の達成率が出ても、実際の必要量に対して100%の対応を行っていれば、その旨を補足として記載。

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

・実際の必要量に対しては100%の供給ができていたため、評価はBとしている。

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

### 担当課：幼児保育課

#### ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（プランP.60）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 令和3年度評価

※子ども・子育て支援プランに具体的な見込量、確保方策の記載なし。

令和3年度における特定教育・保育施設等の参入実績（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載願います。

#### ◆認可保育所：1施設1法人

（内訳）社会福祉法人1：新規参入1（本部市内）

#### ◆小規模保育事業：4施設4法人

（内訳）社会福祉法人1：既存法人1（本部市内）

株式会社 3：新規参入1（本部県内）、既存法人2（本部県外）

#### 【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

# <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：こども育成課

## ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（プランP.61）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

### 令和3年度評価

#### 【量の見込み】

(単位：人)

区分		実績	①見込み	①実際の量
		R2	R3	R3
児童クラブ員数	1年生	1,178	1420	1290
	2年生	1170	1378	1159
	3年生	1,016	1044	1051
	4年生	676	714	772
	5年生	466	444	466
	6年生	240	243	275
	合計	4,746	5,243	5,013
児童クラブ数		118	136	132

#### 【目標整備量】

(単位：か所、クラブ)

区分	令和3年度 (③確保目標)	④実際の整備量	達成率 (④/③)	評価
新たに開設する公設児童 クラブの箇所数	3	4 (3)	133% (100%)	B
新たに開設する公設児童 クラブのクラブ数※	6	7 (6)	117% (100%)	B
新たに開設する民間児童 クラブのクラブ数	9	9	100%	B

※公設クラブ箇所数×2  
=公設クラブ数

(④実際の整備量における「新たに開設する公設児童クラブの箇所数」、「新たに開設する公設児童クラブの箇所数」はそれぞれ(3)、(6)であるため「B」評価とした。)

#### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新設（上郷1施設2クラブ、柳橋1施設1クラブ、荃崎第一1施設2クラブ、吉沼1施設2クラブ）4か所、7クラブ  
柳橋小学校児童クラブについては専用施設を新設したものの、もともと学校施設内で運営していたクラブの運営場所変更である。  
したがって新たに開設する公設児童クラブの箇所数及びクラブ数については達成率が100%を超えているが、B評価としている。

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：こども育成課

### ⑭放課後子供教室（プランP.62）

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

令和3年度評価

#### 【量の見込み】

#### ■放課後子供教室のイベント開催

区分	実績	①見込み		②実施回数 (実際の確保数)	評価 (②/①)	評価
	H30	R2	R3	R3		
イベント実施回数	138	168	183	59 (103)	32% (56%)	C

※定期開催除く

②実際の回数（実際の確保数）は（103）であるため、「C」評価とした。

#### 【量の見込み】

#### ■放課後子供教室の定期開催実施校

区分	実績	①見込み		②実施回数 (実際の確保数)	達成率 (②/①)	評価
	H30	R2	R3	R3		
学校数	1	3	3	3	100%	B
イベント実施回数	79	320	330	267	81%	B

#### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

#### ■放課後子供教室のイベント開催について

新型コロナウイルスの影響を受けながらも年間103回の実施を予定していたが、一斉休校や学年・学級閉鎖等が発生したため、59回の実施となった。

中止となってしまった44回分についても実施計画等は作成しており、一斉休校等の発生がなければ、予定どおり実施でき約56%の達成率であったためC評価としている。

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

### ①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けられることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

### <プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、過去の実績から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、円滑に進めることができた。

また、償還払いによる給付の実施回数及び設定期限について、利用者の利便性や事務の負担軽減等を考慮しながら見直しを含めて、今後検討していく。

## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

### ②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

### <プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示について、茨城県と協力・連携をすることで、施設等利用給付費の公平・公正な給付を実施することができた。



## <(参考資料)令和3年度の点検・評価結果>

### 【重点項目】第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（子ども・子育て会議の評価（意見））

事業 番号	重点項目	評価（意見）	担当課	プラン ページ
4	③一時預かり事業	認定こども園や私立幼稚園における預かり保育の支援を引き続き行ってほしい。	幼児保育課	P.56
	⑥子育て短期支援事業	実際の確保量がどれだけあったのか、が分からないと比較（評価）が難しいため、プランの点検・評価に当たっては、実際にどれだけの確保量があったか等の数値の把握を検討してほしい。	こども未来課	P.58



## 令和5年（2023年）4月1日時点の待機児童数について

令和5年（2023年）4月1日時点の待機児童数は**1人（速報値）**となり、令和4年（2022年）4月1日時点と比べて**2人減少**となりました。申込者については、令和5年（2023年）4月1日時点で8,328人となり令和4年（2022年）4月1日と比べて352人増加となっています。施設数及び定員数は、待機児童解消のための施設整備により増加し、令和5年（2023年）4月1日時点で107施設 9,084人分の定員数を確保しています。

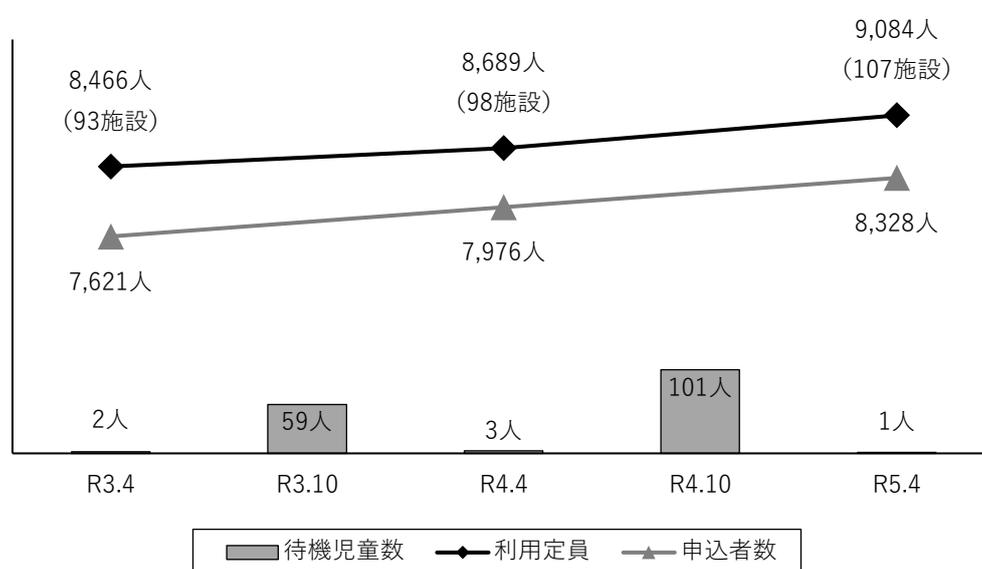


図1 利用定員・申込者数・待機児童数の推移

待機児童数については、子育て安心プランに沿って、待機児童を”0人”とすべく保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和4年の**3人**に引き続き令和5年も**1人**と低い水準で推移しています。なお、この待機児童1人については要配慮児童であることから人的配置の問題により待機となっています。

表1 年齢区分ごとの待機児童数の推移

	令和3年		令和4年		令和5年
	4月	10月	4月	10月	4月
0歳児	—	13	—	11	—
1歳児	1	31	—	19	<b>1</b>
2歳児	—	10	1	41	—
3歳児以上	1	5	2	30	—
合計	2	59	3	101	<b>1</b>

一方で、年齢区分ごとに利用定員と申込者数を見ると、**1歳児**クラスにおいて申込者数が定員を超過している状況にあります。**2歳児**クラスや、小規模保育事業の卒園後の受け皿としての役割も果たしている**3歳児**クラスについても、今後の申込者数の変動によっては申込者数が定員を超過する可能性が考えられます。

また、待機児童数に**保留者数**<sup>※</sup>を加えると、保育施設に入所できていない方が依然として約 240 人いることが分かります。

※ 入所が内定せず育児休業を延長している方や、特定の園を希望していることで入所が内定していない方

**表 2 年齢区分ごとの利用定員及び申込者数の推移（※太枠内は申込者数が定員を超過）**

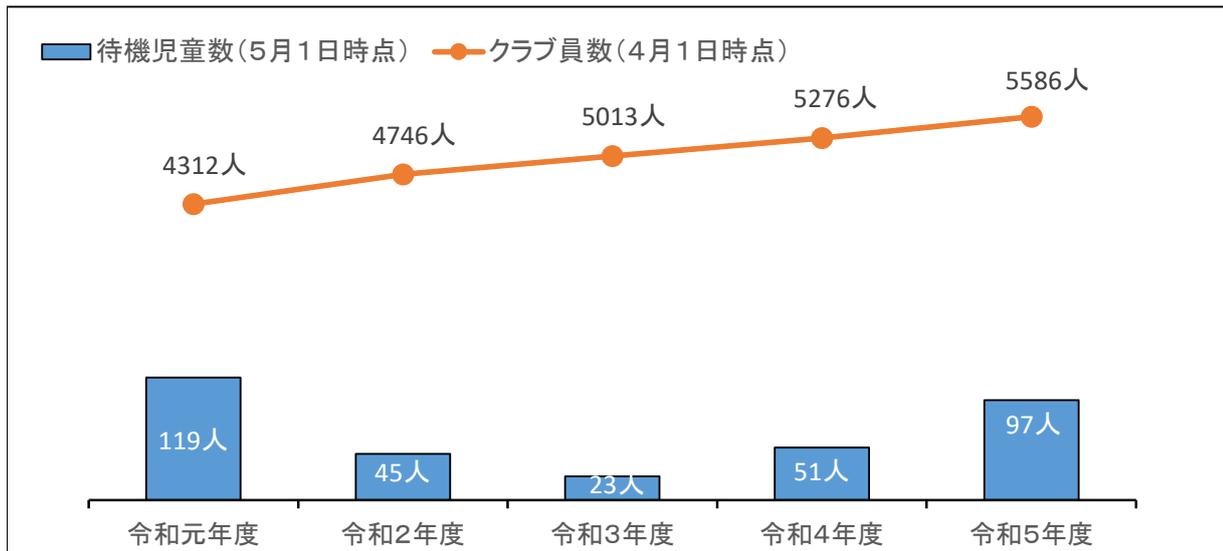
	令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年
	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月
0 歳児定員	903	903	923	932	969
0 歳児申込	542	956	538	1,017	566
1 歳児定員	1,305	1,305	1,354	1,374	1,443
1 歳児申込	1,387	1,455	1,402	1,496	1,486
2 歳児定員	1,471	1,471	1,526	1,547	1,616
2 歳児申込	1,429	1,499	1,552	1,607	1,561
3 歳児定員	1,560	1,560	1,590	1,590	1,646
3 歳児申込	1,435	1,486	1,531	1,572	1,583
4・5 歳児定員	3,227	3,227	3,296	3,296	3,410
4・5 歳児申込	2,804	2,839	2,953	2,970	3,132

**表 3 年齢区分ごとの保留者数の推移**

	令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年
	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月
0 歳児	26	225	35	261	<b>21</b>
1 歳児	116	97	113	104	<b>97</b>
2 歳児	17	30	56	37	<b>45</b>
3 歳児以上	34	20	40	30	<b>80</b>
合計	193	372	244	432	<b>243</b>

## 令和5年度つくば市放課後児童クラブ待機児童について

## ■待機児童数



待機児童解消のために、令和5年度に公設公営の研究学園小学校児童クラブ（受入可能人数240人）及び香取台小学校児童クラブ（受入可能人数200人）を設置するとともに、民間児童クラブの誘致を継続しているところですが、令和5年度の待機児童数は97人となり、令和4年度と比べて46人増加しました。

97名のうち86名については、みどりの学園児童クラブにおいて、学校の児童数急増により児童クラブが借用していた教室等を令和4年度末で返却せざるを得ず、空き教室等を借用できなかったことによるものです。

なお、同クラブの待機児童解消に向けた対応策として、令和6年4月開校予定の（仮称）みどりの南小学校隣接地に公設公営児童クラブ（受入可能人数320人）を整備しています。

## ■学年別の待機児童数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	12人	2人	4人	8人	2人
2年生	5人	6人	2人	2人	1人
3年生	7人	2人	0人	1人	12人
4年生	45人	20人	8人	13人	32人
5年生	26人	12人	5人	15人	31人
6年生	24人	3人	4人	12人	19人
合計	119人	45人	23人	51人	97人

待機児童数を学年別に見ると、4年生以上の待機児童数が全体に占める割合が大きいくことがわかります。令和5年度の学年別の待機児童数を見ると、4～6年生で全体の約85%を占めています。

## ■運営別の待機児童数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公営	113人	33人	19人	50人	93人
民営	6人	12人	4人	1人	4人
合計	119人	45人	23人	51人	97人

待機児童数を運営別に見ると、公営児童クラブの待機児童数が多い傾向にあります。令和4年度の公営児童クラブの待機児童数は全体の約96%を占めています。

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度(2023年度)第3回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時	令和5年11月17日(金) 開会14時00分 閉会17時00分		
開催場所	防災会議室(2)(3)		
事務局(担当課)	こども部こども政策課		
出席者	委員	土井 隆義(会長)、長塚 俊宏、樽味 幸恵、千代原 義文、堀内 明由美、古谷野 好栄、橋本 幸雄、浦里 晴美、鈴木 朱里、大久保 良文、柳下 英子、藤岡 賢治、落合 美智子、宮下 信一、トモル ソロンゴ、根津 陽子、内野 隆之、宮本 美穂	
	その他	第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託受託者(株式会社名豊)	
	事務局	(こども部) 安曾部長 (こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐、小野係長 (こども未来課) 大塚課長補佐 (幼児保育課) 岩田課長 (こども育成課) 吉田課長、塚本課長補佐 (教育局) 坂田次長 (学務課) 下田課長	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条 第3号に該当する情報を扱うため		
議題	協 議 事 項 (1) (仮称) 第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査について		

	<p>(2) つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>報 告 事 項</p> <p>(1) つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）について</p> <p>(2) つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）について</p> <p>(3) つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について</p>		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開 会		
	2 あいさつ		
	3 協議事項		
	4 報告事項		
	5 そ の 他		
	6 閉 会		
<p>&lt;審議内容&gt;</p> <p><b>土井会長：</b>当会議条例第6条第2項の規定に従い、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に委員の皆様にお伝えいたします。</p> <p>会議での発言に際しては、手を挙げていただき、私の指名を受けた後、マイクが手元に届いてからお名前を述べて、可能な限り明確にご発言下さいますようお願いいたします。</p> <p>また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましてはなるべく簡潔にまとめた上でご発言下さい。それぞれの案件の審議にかかる時間配分についてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるようご協力をお願いいたし</p>			

ます。

本日の会議終了時刻は 17 時です。時間通り 17 時で終わるよう、ご協力よろしくをお願いします。

また当会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えます。ただし審議案件の中で、法人等の財産状況あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退出をお願いしたいと考えております。異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**他委員：**異議なし。

**土井会長：**ないようですので認めたいと思います。

では本日の協議事項に入りたいと思います。

今日の協議事項は 2 つあります。1 つがニーズ調査の件で、もう 1 つが条例の一部改正です。

ニーズ調査につきましては、今日の時点で質問項目を確定する必要がありますので、そのことを念頭に置き、ご審議にご協力いただければと思います。

では早速、ニーズ調査につきまして事務局から説明をお願いします。

**株式会社名豊：**（資料に基づき説明。P3～）

**事務局（こども政策課）：**（資料に基づき説明。P19～）

**土井会長：**ありがとうございます。では具体的な協議に入る前に、今の段階で何か質問したいことはありますか。

**内野委員：**市 P 連の内野です。基本的な質問なのですが、子どもに質問を答えてもらう場合は、親とセットでということですか、それともその子どもだけが回答するということになるのですか。

それと親も親で答えて、子どもは子どもで答えるのか、親のところに行くけれど、回答は子どもだけなのか、そのあたりを確認したいです。

**事務局（こども政策課）：**郵送は子どものアンケートも世帯には届きますが、

親の分は保護者の方が回答して、お子さんの分はお子さんが単独で回答して、ということ想定してます。

**内野委員**：だから子どもは必ず親とセットということで、子どもにダイレクトということではないということですね。

**事務局（こども政策課）**：そのとおりです。

**土井会長**：2つの質問票が入ったものが送られることになりますね。

**事務局（こども政策課）**：そのとおりです。

**土井会長**：私も追加でお伺いしたいのですが、当然アンケートの回答は匿名ではあるけれども、その回答の親と子を紐付けしますか、しませんか。  
つまり、誰か分からないけれども、親の回答と子の回答がセットになっている、ということ認識するかしないかなのですが。

**事務局（こども政策課）**：基本的には紐付けられるよう想定しています。

**土井会長**：では親の回答パターンと子どもの回答パターンは比較できるということですね。

**根津委員**：同じ所について私も聞きたかったのですが、あえて子ども本人を再抽出せず、4年から6年の保護者については抽出をするということで、4年から6年の子ども本人について抽出をしない理由をお聞かせいただきたいです。会長もおっしゃっていましたが、紐付けが逆にできてしまうことについて、こういう調査に関して私はどうかな、と思っていますので、そこで子ども本人を別途抽出しない理由を教えてくださいと思います。

**土井会長**：私の理解ですけれど、今回の調査は数量把握なので、子ども独自のサンプリングをやる調査までは、1つは予算の問題があり別枠でできないだろうということ。それから子どもだけでサンプリングをして、そこで調査票を送るとなると、学校の御協力があることになってきますが、そこは私どもの管轄ではないので、教育委員会等を通して、依頼をかけることはとても難しい。今回の子どもへの調査は、あくまでも親への調査に付随したものであ

り、これがメインの調査ではないので、参考程度に子どもの意見も聞ければ、というぐらいのものだと私は理解をしていました。修正があればどうぞ。

**株式会社 名豊**：会長のおっしゃる通りで、今回は就学前小学生の保護者への調査がメインであり、その中でこども基本法というところも出てきたこともあり、新たな取組みとして市の方もやっていきたいということで、子ども本人へのアンケートも追加となりました。

その時にどういったところでできるか、といった際に、学校でという話もありましたが、なかなか難しいところもあり、保護者に送る際に子どもも一緒にということ今検討している形です。

**土井会長**：それとすみませんが、紐付けの問題については、別個の封筒があるので、紐付けをしないことはできると思います。

逆にしるしをつけておくと、そのままデータとして有効活用できますが、それはしない方がよいという判断であれば、紐づけはせず、別個に回収し、混ぜて分かりません、という方法もあるかと思います。

**橋本委員**：橋本と申します。子どもの意見は分からないようにする、という説明でしたよね。だから紐付けとは別問題ではないですか。

**株式会社 名豊**：2点ありまして、子どもの意見が見られない、という形については、配慮として、設問の中には親に見られたくない回答もあるかと思しますので、その際に子どもの封筒などを準備して、保護者の方に見られないように、提出できる工夫をしていきたいと思っています。

また別の話として、突合できるかどうかについてですが、今回ウェブ調査をしていく想定をしており、統計的な信頼性の確保から、紙とウェブ両方で答える方がいないような仕組みとしてIDを振ることを想定しています。

紙で回答したのにウェブ入力もしてしまうと、1人で2度回答したことになりますので、その際のIDの振り方を、保護者と子どもで同じ番号にするのであれば突合ができますし、突合しないのであれば違う番号を振れば、突合

できないようにもできるので、本日の議論の中でどちらがふさわしいか、という所をいただきましたらその方法で実施していきたいと思っています。

**土井会長**：親の認識と子どもの認識のずれを見たければ、セットの方が見られるのですが、それが問題だということであれば、あえて番号を変えて突き合わせできないようにすることも選択肢としてあると思います。

**橋本委員**：橋本です。先ほどの名豊さんの話では、子どもの意見とかそういったものは、親にも知られたくないというのはあるだろう、と言っていたので、名豊さんの方はそちらを優先したい意向なのか。国からの指示だとか、その辺の塩梅はどうなのでしょう。

**株式会社 名豊**：今回は子どもの権利の調査です。具体的に子どもの権利に関する調査について、国の考え方は特に示されていませんが、例えば、ヤングケアラーであったり、子どもの貧困に関する調査というところについては、ヒアリングのガイドラインというものがあり、そちらでは子ども本人の気持ちがあるまま回答できるような配慮をするよう示されています。今回の調査でも、趣旨は少し違いますが、何らかの配慮はしなければならないと思っており、子ども用の封筒というものも、ご提案させていただきました。

**土井会長**：子どもの回答のプライバシーが守られるかどうかという話と、親と突合させることができるかどうか、ということは別の話なので、分けてお考えいただければと思います。子どものプライバシーを守るために別の封筒を用意する。今できるのはそれぐらいまでで、それでも親が見ようと思えば見ることができる、という所はその通りなので、それを防ぐのであれば、別途子どもだけの調査をやらざるをえないのですが、今回はとてもそこまでの余力はないので、親御さんの調査に付随してやる時に、どこまで子どものプライバシーを守るか、というところで最大限が別の封筒を用意することまでなのかなと思います。当然、限界はあると思います。

親が見ようと思えば、子どもが封筒に入れる前に強制的に見てしまう可能性

もないわけではない。あるいは、あなたはこう書きなさい、と言う方もいるかもしれないので、そこまでは私たちはコントロールできないことではありますので、それも込みでそのデータを私たちは読まないといけないと思っています。その話と、どの親とどの子どもがセットになっているかどうか、ということ、私たちが認識するかどうかはまた別の話だと思います。

**橋本委員**：子どもの本音を聞くことが第一なのですよ。それから会長が言ったように、どういう関係性があるか、というのを見たいですよ。難しいことですね。

**土井会長**：その2つは別の問題です。親からの影響を受けないためにできることは、とりあえず別の封筒用意をすることまでで、それ以上今は名案はないということ。それから、親と突合されるかどうか、ということは回答者には分からないことなので、親と突合されるから、それに影響されて子どもが答えを変えろということはないと思います。

それはこちらでIDを合わせるだけの話で、子ども、回答が親とセットで分析される、という認識はないと思います。

**株式会社 名豊**：1点補足なのですが、IDを振るという話をさせていただきましたが、あくまでも重複を防ぐという形ですので、個人情報との紐付けはできないという前提を補足させていただきます。

**鈴木委員**：子どものところには封筒を入れる、という形だったと思いますが、子どももインターネットによる回答というものは認められないのですか。

**株式会社 名豊**：ご意見ありがとうございます。子どももインターネットで回答できますので、親に見られたくないからインターネットで回答する、という選択肢ももちろんございます。

**鈴木委員**：今の4年生から6年生であれば、学校の方でもタブレットを使用していると思うので、子どもの方が意外に柔軟に対応できると思います。

**土井会長**：ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

**内野委員**：市P連の内野です。親の回答と符合させるかどうか、ということなのですが、そこにそれほど意味があるのかなと思います。そもそも符合が必要となる質問が、それほどあるわけではないと思います。

必ずしも親と子どもが、同じ答えを書いているかどうかを調べなければいけないような設問はないので必要はないと思いました。

**土井会長**：今の件について名豊さんの方はどうですか。

**株式会社 名豊**：具体的に符合したとして、集計をどのようにしていくか、というところの想定について2点ございまして、まず子どもの方には聞けない設問として、保護者の方に聞いている設問で収入のことがあります。

貧困世帯というように言われる、低収入の世帯の家庭にある子どもがどういう傾向かというところは1つ集計できる形になります。子ども本人に世帯の収入は聞けないと思いますので、その集計ができることが1点あります。

2点目が子どもの権利に関する項目で、家で自分の意見が言えるか、という子どもへの設問があり、保護者の方にも子どもの意見を聞くようにしているか、というところの項目がありますので、それが親と子どもが同じ家に住んでいるけれども傾向がどうなのか、というところは比較ができると想定しています。

仮説としては、保護者は聞くように心がけているが、子どもは思ったように言えていない、という形になりうるのではないかと考えています。

**土井会長**：1点目は家庭の経済状況で、子どもには聞けないので親の経済状況に対する回答と突き合わせないと、どういった経済状況の子どもが、どういった回答をしているかが分からないということ。

2点目は親の認識と子どもの認識のずれているところ。親はやっていると思っているが子どもはそうではない、といったところを見るためには突き合わせないと分からない、ということだと思います。

**根津委員**：2点目の子どもの権利に関する保護者側の意見と、子ども側の意見

というのは、同じ家庭の中でなくても取ることができるデータだと思いますので、これに関しては突き合わせる必要はないと考えます。

それと保護者の家庭の経済状況と子どもの傾向について、ということですが、今回のような数値で取るアンケートで、そういったものを拾っていいのか、というところは私は違うかなと思っています。数値を出すアンケートと家庭状況が実際どうなのか、ということは別の調査としてもう1つ立てるべきだということを考えているところです。

**土井会長**：前者を補足しますが、符合させないと一般的な傾向として大人全体は何%、子どもの場合何%としか言えないです。

ですので、例えば大人と子どもの考えが一致しているパターンと、ずれているパターンを出すためには符合させないと、一致している人はこのぐらい、ずれている人はこのぐらい、と言えなくなってしまうので、そこは符合させないといけないということだと思います。

それから家庭の経済状況については、これは私たちがニーズ調査として、家庭の経済状況と子どもの意見のパターンとの関連性を必要とするかどうか、ということに関わってくるのだと思います。

**橋本委員**：会長が言った、やはり符合させなければいけない、という1つの大事な目的があると思います。私も園の子ども達を見ていて、子どもだけを見てそれで全てが分かるかと言ったら、統計では分かるかもしれないが、やはり親子関係とか家庭環境というものは、非常に大事な部分だと思いますので、紐付けさせるということも求めているところだと思いますが、名豊さんどうでしょう。会長の意見だと思いますが賛成です。

**土井会長**：私はそういう意見だろう、ということをお願いしただけですが、名豊さんの方から何か追加があればどうぞ。

**株式会社 名豊**：あくまでも計画策定の調査として、というところで回答させていただきますが、今議論されていることも大綱の中には、貧困であるとか様

々な状況を抱えている子どもと、それを取り巻く家庭への支援も含めて、国の方は支援が必要と想定しています。なので実態把握としては、親御さんで困っている方であれば、やはり子どもも困っている、というところを課題として明確にしていく必要があるかと考えていますので、差し支えなければ符合した形での調査というところがあればありがたい、と考えています。

**土井会長**：名豊さんでは別の自治体でも同じような調査をしているとのことですが、その時はどうしたのですか。

**株式会社 名豊**：特に貧困の調査につきましては、世帯収入と子どもの符号といったところは、国の調査でも符合するということが基本になっていますので、子どもの生活実態調査という名前の貧困調査については、弊社の方は全て符合した形で調査を実施しています。

**土井会長**：今回のこういった調査はいかがですか。

**株式会社 名豊**：子どもの権利に関するところで、幅広い調査については正直なところ1割程度の実施というところですね。子どもの貧困といったところを部分的にも入れている調査については符合している傾向だと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。さていかがいたしましょう。

**鈴木委員**：そもそもこの対象のところで、人数の方が一番初めにいただいた資料から変更になっていると思いますが、未就学児の保護者の方をメインにしたいということで、そちらが2,500人で就学児の保護者が1,500人に変更したと思いますが、やはり子どもの意見のところも色々聞いていきたい、ということだったのに、その関係で親と子どもがセットになってしまうと、4年生から6年生だと1,500人の内750人分しか聞けない、ということになるので、そもそもこの人数で問題ないのか、それとももう少し子どもの意見を、ということならばもう少し人数を増やしても良いかなと思いましたがどうでしょうか。

**株式会社 名豊**：子ども本人への調査について、数が足りているかというところ

ですが、傾向の分析としては 300 人前後あれば、統計的に信頼できる数として拾えますので、十分な回収数という形で問題ないと思います。

就学前の保護者について、加配をしたという点ですが、理由としましては、前回は特に未就学の保育園のニーズというところを把握する際に、区分としては 0 歳から 2 歳、3 歳から 5 歳という 2 区分で、ある程度集計をして、0・1・2 歳の人がどれくらい保育園を欲しい、と言ってるのかとか、通いたいと言ってるのか、というところを見れば良かったのですが、今回 0 歳と 1 2 歳を分けて集計しなさい、と国の方が言っていますので、特に 0 歳の保護者が育休取得をするのか、それともすぐに働きたいのか、ということは信頼できる調査数を確保しなければいけなく急遽なってしまったので、その部分を確保するために加配させていただきました。

**土井会長：**トータルの数は変えられないので、その中で細かく細分化していけばいくほどサンプル数は必要になってくるので、未就学児の方を膨らませたということだと思います。

就学児の方も数は減りますが統計的には、ランダムサンプリングするので、一応優位性はある、と考えると良いのだらうと思います。

あまりこのことばかりやられていませんが、原案は紐付けする、ですがどうしましょう。それでご異論がある方はいますか。

もちろん匿名で誰か分からないし、ID もダブルチェックするだけですので、これで特定されるわけではないので、原案通り紐付けで行っていくということで、子どもに対する調査も限界はありますが、一緒に封筒に入れて配布し、子どもに対してはネットで答えることもできる、あるいは別封筒で答える、ということで進めていくということで、また後から、意見もあるかと思いますが、今の段階ではそのようにさせていただきたいと思います。

では具体的な調査項目の方に入りたいと思います。

どうやっていくかですが、あらかじめ委員の皆様からご意見をいただい

て、それに対して事務局の方から、対応して良いのではないだろうか、というところは対応策が書かれていて、あらかじめ皆様にお送りをしているので、ご確認されていると思います。ですのでそこに問題があれば、ご指摘をしていただき、意見を出し合ったそれぞれの委員の方で、現在の事務局からの対応案で問題があれば、またご発言いただき、問題なければ、他の委員の皆様からも特にご異論がなければ、この事務局の対応案でいく、ということ考えさせていただければと思います。

まず行いたいのは、対応案のところで「★」印が付いているところです。

これは事務局としての対応は決まっていないので、私たちがここで決めなければいけません。なのでまず「★」印をやらせていただきたいと思います。

まず設問No.10です、協議1-2の2つ目です。産後の不安や負担を聞くところで産後だけではなく、産前の設問を新設するのはどうだろうか、という鈴木委員からのご提案です。まずこの件につきまして、鈴木委員から一言何かあればご発言いただいでよろしいですか。

**鈴木委員：** 前回子ども・子育て会議の中で、プランの策定についての条件ができていないのか、できていないのかというような判断の方を色々としたと思いますが、その中でやはり産前のことに対しての施策もあったと思うので、今、伴走型支援も始まってきているので産後だけではなく、産前というところにも質問を追記した方が良いかと思い、質問数も限りがあるというところなので全体的に見て、追加する方が良いかそれとも違う質問を追加する方がより良いか、というところを判断してもらえれば良いと思いますが、単純に産後だけでなく産前もあった方が良いかと考えた次第です。

**土井会長：** 就学時の設問数が46問あります。未就学児の方が42問ですので、若干増やせるかとは思いますが、50問以上だと厳しいかとは思いますが、40問台であれば増やせるかと私は個人的には思っています。せっかくなので付け加えたらいかかかなと思っていますが、委員の皆様はどうでしょうか。

**長塚委員**：私も賛成です。常任委員会でも伴走型の支援ということを考えると、当然産前から色々意見を聞きたい、ということもありますので、ここに産前産後、というよりは別質問でできる枠があれば別の方が分かりやすいかと思えます。

**土井会長**：ありがとうございます。産後の不安や負担を感じましたか、という項目に加えて産前の不安や負担を感じましたか、という設問を加えるというご提案ですがいかがでしょうか。

**根津委員**：設問の 10 と 10-1 がありますけれど、例えば、サブクエスションの選択肢を多い方からその数字に丸を付ける。

例えば、出産育児による身体の疲れ、1・2・3・4 どれかに丸を付けてください、として1つにまとめてしまうのでも良いかなと思いました。それで設問の選択肢は若干変わるかもしれませんが、産前に感じていた不安、産後に感じた不安という2つに分けて、質問数の総数としては変わらない形にできると思っています。

**土井会長**：今のご意見は、問 10 の方で枝番を付けて産前の場合と産後の場合をそれぞれ聞くということですね。

**根津委員**：そうではなく、問 10 と 10-1 を一緒にして、10-1 の例えば出産育児による体の疲れで、1. とても感じたからそれをスケールにする、1・2・3・4 で、とても感じた、そうでもないの中でどこかに丸を付けてもらう。そして、上の子との両立が難しいに対して1・2・3・4 のスケールに丸を付けてもらうような形にしたらどうかと思いました。

**土井会長**：また新たなご提案で、今は0か1か、丸を付けるか付けないか、なのですが、それをスケール評価でどの程度感じたかを聞きたい、というご意見ですね。

**根津委員**：そうです。

**土井会長**：スケール評価にすると、1個1個全部にスケールを付けていくので、

設問の数は極端に増えていくと思います。

**根津委員**：逆にとても感じた、または感じていなかった人についても全部チェックしなければいけなくなるということですか。

**土井会長**：例えば、とても感じたという場合、5段階のスケール評価とすれば、問10-1の選択肢1から18まで、あるいは16個全部にスケール評価を付けなければいけなくなります。

そうすると今は1項目で、該当するものに丸を付けていくのですが、それぞれについて、スケール評価の、とても感じた、感じていない、というものが出てくるので、設問の数はむしろ17というようになっていく。

**根津委員**：結局丸を付ける数が増えてしまうということですね。それを避けるためにサブクエスチョンを設けたと。

**土井会長**：なので本当はスケールで聞きたいのですけれど、その強さは今はとても聞けないというところがまず1点です。それから鈴木委員のご意見は、これを、だから産後だけではなく産前についても聞いたらどうか、ということなので、1つと申し上げましたが、枝番があるので2つになりますよね。産後についての問10と10-1、そして産前についての問10ともう1つ、問11と11-1もできてくるので2問増える形になります。

**根津委員**：増やすことについては賛成で、産前についてから、切れ目ない支援ということで聞いていくべきだと思います。その時にどういう聞き方の問題にしたら良いか考えたいというところです。

**土井会長**：スケール評価で聞くことが一番良いと思いますが、そうすると設問の数が増えるかなと思いますが、何かご意見ありますか。

**浦里委員**：私は設問を増やさずに、産前産後いっぺんに聞いてしまい、選択肢を増やしたら良いと思います。産前に考えていたことと、産後に考えたことというものは明確ではないと思います。

産前に不安に思っていることもあるし、産んでみて不安に思うこともあるし、

それをちゃんと分けることができないと思います。であれば、産前産後に不安を感じたことがありますか、という設問を1つ付けて、産前に考えられるような選択肢と、産後に考えられるような選択肢を増やした方が良いのではないかと思いました。

**土井会長**：今のご意見は、産前産後に負担を感じましたか、と聞いて問10-1の選択肢に産前産後の項目を入れるということですね。例えば、選択肢「3」だと、十分な睡眠がとれない、ということを産後に聞いているわけですが、仮に1つとしては、産後に十分な睡眠がとれない、ということと産前に十分な睡眠がとれない、というように2つ選択肢を増やしていくということですね。

ですので単純に倍になるとは思いませんが、産後に独自のものと、産前に独自ものがあるので、そこを整理し枝間を増やして対応してはどうか、というご意見だと思います。

場合によっては、グループ分けをした方が回答者は分かりやすいかもしれません。その時に、問10-1の中に、産前まとめて、産後まとめて、丸を付けてもらうということはある程度はあり得ると思います。

名豊さん何かご意見ありますか。

**土井会長**：すいません、お先に落合委員どうぞ。

**落合委員**：産前と産後を一緒にするよりも、私は分けた方が良いと思いますが、今の土井先生のように答える時に、産前の問題と産後の問題はもちろん重なっているものもありますが、実際に出産した後、色々な問題が出てくるので、別にして質問に答えていった方が回答しやすいと思いますので私は分けた方が良いと思います。

**土井会長**：名豊さんいかがですか。

**株式会社 名豊**：集計するとしたら、回答がどれぐらい正確に答えられるか、というところが重要になりますので、分けた場合と一緒にした場合のどちらの

方が困らないか、というところをご意見いただけると、回答者目線という形で非常にありがたいです。

**土井会長**：ありがとうございます。他にご意見ありますか。

**宮本委員**：産前と産後を分けた方が分かりやすいと思います。回答者が答えやすいと思います。

**鈴木委員**：私は産前と産後に分けた方が分かりやすいかな、というところで述べさせてもらいましたが、先ほど浦里委員から産前産後で一括りで、という意見もありましたが、一括りにするのであれば根津委員が言ったようにスケール調査のような形で、産前産後に不安や負担は感じましたか、ということで、とても感じた、時々感じた、などの設問に加えて産前産後でどちら寄りなのかを問う。それですと難しいですかね。

**土井会長**：スケール評価でさらに産前産後だと質問数が3倍になると思います。

**株式会社 名豊**：一般的な傾向ということで回答させていただきます。スケールを用いた調査というのは、弊社でも実施していますが、傾向として無回答が多くなります。複雑な表形式の調査項目になりますので、回答がしづらい形で、無回答が多くなってしまふことを参考に補足させていただきます。

**鈴木委員**：それならやはり産前と産後を分けた方が分かりやすいかと。産前産後の悩みというものは、共通の部分もあると思いますが、産前の時に思い描いていたものと、産後になって悩みはじめた、というところもあると思うので、そこを産前と産後で違いがあるのか見るうえで、産前と産後を分けた方が良いと感じます。

ままと一んでも、マタニティサロン等そういった所ですと、産前の方は出産後のことを悩んでいるのかな、と思いきや結構その先の保活だったりそちらの方に飛んでしまっている方が最近多い気がしますので、産前産後というところで、どのような悩みを本当に抱えているのか、ということを知りたい感じはあります。

**土井会長**：産前産後を共通にすることについては、両方とも丸を付けるでしょうから、それで分かるかなとは思いますが。

浦里委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では分けて聞くということで、問10は良いと思います。問題は枝間の方ですが、丸を付けた方に伺います、どんな内容ですか、ということについてどういう項目を産前に入れるかなのですが、この話もここでするととても時間がなくなってしまいますがどうでしょうか。

名豊さんの方で、産前に聞いた設問項目は過去にありますか。

**株式会社 名豊**：弊社の方ではまだ産前に聞いた設問はないですが、先ほど鈴木委員からもご指摘いただいた通り、産前と産後の比較という視点でご提示いただいたので私どもの想定は産後の部分をベースにし、今、子ども・子育て会議で議論しているような産前の部分について少し加えていく、というところがどうかと思っています。

**土井会長**：ありがとうございます。

そうしますと、基本的に産後の項目を引き継いだ形で産前についても作る。それに対して委員の皆さんの方から、こういうものを独自に産前として入れてはどうか、というご意見がありましたらメールでご意見をいただくということでよろしいでしょうか。入れるかどうかの判断は事務局と私の方に一任していただいでよろしいでしょうか。

ご異論ないようですので、そうさせていただきたいと思います。もし産前についての枝間でご提案がある方は、事務局にメールをお願いします。

基本的に名豊さんの方で、産後の項目をそのまま移す形で、産前の設問を作っていくことになると思います。

**根津委員**：枝番10-1について「それはどんな内容ですか。」で設問が終わっているのですが、当てはまる番号すべてに丸を付けるのか、1つを選ぶということでしょうか。

土井会長：問 10－1 はマルチアンサーですよ。

株式会社 名豊：複数該当です。

根津委員：では当てはまる番号すべてに丸を付ける、という記載が抜けている  
ということよろしいでしょうか。

株式会社 名豊：はい。すべてに丸を付ける、という形でいきたいと思っ  
ています。

根津委員：そのように表記いただけると良いと思いますので、よろしくお願  
いします。

土井会長：複数回答、というところが落ちていますね。ありがとうございます。  
では続きまして「★」の2つ目が、未就学児保護者の問 14 なのですが、選  
択肢に「保育コンシェルジュ」を追加するのはどうか、というご意見で、これ  
も鈴木委員からのご意見ですが趣旨をお願いします。

鈴木委員：先ほども述べた通り、保育園の保活について悩んでいるような方も  
いるので、保育コンシェルジュを追記しても良いのでは、と思いました。

土井会長：事務局の方のご意見としては、問 17 で事業の認知度や実績を聞いて  
いるので、そちらで聞くのはどうかとあります。ですので問 17 で保育コンシ  
ェルジュを選択肢に入れるという事務局案ではどうですかということです。  
事務局としては問 17、資料の 28 ページのところに事業について知っている  
ものや、これまで利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお  
答えください、というものがありますのでここにご提案の保育コンシェルジ  
ュを入れたらどうか、ということも含めてお考えいただければと思います。

土井会長：すみません。途中ですが、傍聴を希望される方がいらっしゃったそ  
うなので、よろしいですね先ほど確認しましたので。はい、では OK です。  
鈴木委員いかがですかこの点は。

鈴木委員：はい、問 17 に追加するでも大丈夫だと思います。

土井会長：ありがとうございます。他の方はいかがですか。

では問 17 に保育コンシェルジュを追加とさせていただければと思います。

続きまして問 16 の「地域」という言葉です。

この言葉が少し曖昧なのではないか、ということを落合委員の方からご指摘いただいていますので、趣旨を簡単にご説明いただいてもよろしいですか。

**落合委員**：「地域」という言葉はよく使われると思うのですが、これを見た時に地域が例えば自治体であったり、それから近隣のコミュニティであったりと、イメージするものが違ったりすると私は感じました。何と定義するかは分からないのですが、もう少し説明があっても良いと思いました。

**土井会長**：ありがとうございます。問 16 の「子育てをするにあたって、地域に求めることはありますか。」という設問の「地域」とは何かということだと思いますがいかがですか。他の委員の方はどのようにお考えでしょうか。

**トモル委員**：私の「地域」という言葉に対する考えですが、行政ではなく近くに住んでいる家族や、保育園の先生、学校の先生といった行政以外のところが思い浮かぶのではないかと思います。そういったことを聞きたければ、「行政以外」というように明記した方が、迷わずに済むかと思います。

**土井会長**：行政以外の地域に求めることはありますか、とするとより明確になるのではないかというご意見ですね。

**トモル委員**：そうです。

**土井会長**：地域と言うと行政も入ってしまうイメージがあるので、ここではそれ以外を聞いているのだから、行政以外の地域について求めるもの、という聞き方はどうかということだと思いますが、他の方はいかがでしょうか。

**浦里委員**：地域のスケール感が分からない、ということだと思います。広域と近隣に分けると分かりやすいのではないですか。広域の場合はつくば市を指し、近隣と言ったら近所を指すというように、そういうスケール感のことだと思いますし、当人が関わっていることによってスケール感は違うと思います。

**土井会長**：選択肢の方を見ると、両方入っていますよね。例えば、ともに子育てできるグループやサークルという時には広域のイメージがあり、危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい、という選択肢は近隣という感じがします。

**浦里委員**：選択肢も文章がおかしいと思ったのですが。選択肢で、子育ての相談や情報交換をしたいというよりも、情報交換の場だと思えます。それと危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしいと言う、誰か人に言っている書きぶりなので、ここはいじめ等から守られる環境とかそういった言葉が適切かと思いました。

また、全体の設問や選択肢を見て感じるのですが、市役所が出す文章として少し推敲が足りないと思いました。

日本語も間違っているし、言葉選びや文章が、市役所が出す文章として適切ではないな、というところが数々見受けられました。今日の会議のため色々拾ったのですがそういうところがありました。

**土井会長**：少し確認したいのですが、この質問は子ども・若者計画に関連した設問、と書かれていますが何か書きぶりに縛りがあるのですか。

**株式会社 名豊**：前回の調査でも聞いている項目ですが、特に国の方からは、この設問をそのまま聞かなければいけない、という縛りはありませんので柔軟に変更が可能な設問です。

**土井会長**：前回はこの文言で聞いているということですね。ですので、まずお考えいただきたいことは、基本的に調査の項目はなるべく変えないほうが比較ができるので本当は変えない方が良いです。そうすると前回とどれだけ変わったかが分かります。ただ、どう考えてもおかしいものは直さないといけないので、直した方が良いというのもその通りです。

**内野委員**：皆さんがご指摘されていることは私も同感するところもあるのですが、地域については、答える人がイメージするスケールで良いのではな

いかと思います。幅広い用語としてそれを想定してもらえれば良いと思うので、その中に選択肢でそれが広域の話なのか、近隣の話なのか付ければ分かるので、そちらの方が使い勝手が良いというか、無理に近隣と広域に分けるとそれに合わせて選択肢も分けないといけなくなると思います。

ですので、この選択肢でそれが分かるならば、これでも良いという印象を受けます。

ちなみに私は個人的には、子育てをするにあたって地域に求めることは何かというと、前の道路を車が飛ばさないように求めるための、子ども飛び出し注意等の看板を付けてほしいと思いますので、そういう選択肢もあれば良いと少し思いました。そうなるともう市の話で、スケールの的には広域だと思います、以上です。

**土井会長**：ありがとうございます。

選択肢の方に広域と近隣の両方が含まれているので、あえてぼかしておいた方が良いのではないかと、ということだと思います。まず「地域」の言葉から、落合委員は色々な議論を聞いていかがですか。

**落合委員**：この設問を読んで、地域に求めることはありますか、という文言が私の中で漠然としていたので、もう少し定義付けした方が良いのではないかと、コメントさせていただきましたが、お話をうかがうと、内野委員がおっしゃったように、具体的に地域を限定せず、設問に答えやすいように答えれば良いとも思い直したところです。

**土井会長**：ありがとうございます。では文言は、あえてぼかして原案通りでよろしいですかね。

問題は新たに意見が出た、設問の選択肢の方の文言を直した方が良いのでは、と委員の方からありましたが、この点についていかがですか。

はい、鈴木委員どうぞ。

**鈴木委員**：先ほど浦里委員が言ったように、情報交換の場が欲しい、だったり

注意して欲しい、だったりという環境についての選択肢と、単なる子育て仲間や友人が欲しい、とありますが「単なる」はなくても良いと思いました。

**土井会長**：では問 16 の選択肢 8 番の「単なる」は取ることでよろしいですか。

**浦里委員**：同じく選択肢 6 番の「気持ちをもってほしい」という表現も、機運醸成、機運づくりといった表現ではないかと思います。気持ちを持って欲しい、と言うと誰か対象の人がいるような感じになってしまいますので、もっと広い意味で言うのであれば、地域で子どもを見守り育てる、という気運醸成、機運づくりといった言葉が良いと思いました。

**土井会長**：おそらくこの主語は地域の人だと思います。地域の人にそういう気持ちを持って欲しい、ということではないでしょうか。

**落合委員**：「単なる」子育て～、のところです。これは、選択肢 7 番の、ともに子育てできる、という表現と対比して作っているのでしょうか。

一緒に子育てしたい、仲間を作りたい、ということとそうではなく子育てグループやサークルとまでではないけれど、子育て仲間が欲しいと、対比してあえて「単なる」という言葉が使われているのかと少し思いました。

**土井会長**：先ほどご質問ありましたが、この設問は前回のものを引き継いでいるので、名豊さんではお答えできないと思います。

前の会議で作った設問なので、その時どういった意図でこの設問が作られていたのかを想定するとその通りなのではないでしょうか。

選択肢 7 番については、そういったサークル等がありそこに入りたい、ということで、選択肢 8 番はそこまでとはいかないけれども仲間が欲しい、ということで、前回の会議では作られたのかと推測します。

**落合委員**：分かりました。ありがとうございます。

**土井会長**：それでも「単なる」という言葉では不自然な感じがします。そこは文言を取っても言葉は通じるとは思います。

それと、今おっしゃっていた選択肢 6 番の、気持ちを持って欲しい、とか他

にご意見があれば。

支持する意見や、あるいはこれで良いとするご意見のように両方あると思いますが。

**トモル委員**：選択肢の表現が、何々して欲しい、となっているところが少し読んでいて気になりました。変えられない表現は、変えない方が良いということですが、地域づくりをしていきたい、という選択肢であれば、答える人の気持ちが分かるように、自分が参加してやっていきたいという本人の気持ちも踏まえて分かるのかなとも思いました。

**土井会長**：ここの設問は、地域に求めることですので、私はこうしたい、ということよりも、地域の方にしてほしいことを聞いていると思います。ですので、そこを変えると趣旨が変わってくると思います。

**根津委員**：問 16 の選択肢を体言止めにすることが良いと思いました。

子育ての相談や情報交換の場、危険な遊びやいじめ～は少し難しいですが、遊びの相手やスポーツと一緒にできる人やできる場、参加できる活動や行事、何かの子ども預かり、といった表現です。そうすると地域で子どもを見守り育てる環境とか、ほしいほしいという表現だと私も少し気になりましたので、選択肢の語尾だけを変えることもありだと思いました。

**土井会長**：ありがとうございます。例えば、意見交換の場、注意してくれる人、といった表現にするということですね。

では今のご意見を踏まえて名豊さんの方で対案をお作りいただき、結果は任せさせていただいてよろしいですか。

はい、では結果はお任せ下さい。検討したいと思います。

はい、事務局どうぞ。

**事務局（こども政策課）**：今問 16 の体言止めのところで、名豊さんと一緒に作る上で確認はしたいと思いますが、例えば今根津委員がおっしゃったように、遊びの相手やスポーツと一緒にして欲しいというのを、体言止めで言い

換えられたかと思いますが、人の場合もあって、いろいろと人の場合もあるし、場の場合もあると思います。おそらく5年前の委員の皆様も、これは想像ですが、その辺も踏まえてこういう言葉にした可能性もあるのですが、体言止めした時には、人も場も全部含められるような意味合いでの体言止めを事務局の方で考えるというようなニュアンスでよろしいでしょうか。

**土井会長**：人や場と書くかということですよ。

**事務局（こども政策課）**：ではそれを踏まえて、名豊さんと相談したいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。ではそれでお願いいたします。

では、20 ページ、問 20-3 ですね。選択肢 3 の「少人数保育」ではなく「大人数保育」、この言葉が妥当かどうかは分かりませんが、「まとまった人数の保育」などの方が良いのではないかと思いますとのご意見です。

鈴木委員、補足していただいてよろしいですか。

**鈴木委員**：つくば市の公立幼稚園ですと、大体2年保育のところが多いと思います。私は私立幼稚園の方に通わせていたのですが、公立幼稚園は何がネックだったかなというと、定員としてはおそらく人数は多いと思いますが、実際通われてる人数がごくわずかで、幼稚園の場所にもよるとは思いますが、10人以下など、そういったところもあったと思うので、やはり人数が少ないので行かないという選択肢をしてるという方も多いのではないかと思います。

なので「少人数保育」というふうにここに書かれているのが少し引っかかった部分がありました。定員としては大人数ですが、実際は蓋を開けてみると少人数なので、どういう書き方が妥当なのかはわからないのですが、少人数保育だから私立幼稚園に丸をつけたという方はいないのではないかとこのように感じてしまいました。

ここのニュアンスがとても難しいのですが、皆さんで何かいい案があればお

聞きしたいなと思います。

**浦里委員：**「少人数保育」の対義語はおそらく「集団保育」だと思います。公立幼稚園を選ぶ方というのは、集団保育が苦手だから公立幼稚園を選んでいくという方も中にはいますよね。

**土井会長：**まず、おっしゃるように公立の場合は基本が集団保育なので、集団保育や、大人数保育という言葉自体はそれがノーマルなのでありません。そうではないパターンで言えば少人数保育となり、制度自体は集団保育なので、もしも公立にあえて少人数保育というものが明文化されたなら行ってみたいかどうか、ということかと思いました。

はい、橋本委員どうぞ。

**橋本委員：**橋本です。この辺は古谷野委員と私たちは、実際子どもを扱っている園ですので、今何と言っているかということ、小規模保育とか、大規模保育などと言っています。

でも人数が少ないから少人数、大人数というのは正しいのだと思います。しかしそれが嫌であるとすれば、小規模保育や大規模保育というような、そういう文言しかないのかなという感じはしますけれども。

いずれにしても、10人以上いけば集団の保育なり、教育なりにはなっていくと思います。以上です。

**土井会長：**ありがとうございます。そうすると答える側からしてみると、もっと人数の多い保育であれば公立は選ばないかもしれないということですよ、実態として。なのでそれをどう表現するかということですよ。

口語的に言えばそうですよね、もっと人数の多い保育の場ということですよ。そういう書き方はできるのでしょうか。

これは子ども・子育て支援プランの進捗評価確認のための設問とありますが、この文言は縛りはあるのですか。

**株式会社 名豊：**縛りはございません。

**土井会長**：縛りはないのですね。なので現在少人数教育ということを立てている公立はないということですよ。なのでそれをあえて立てたら公立に来るかという、来ないとは思いますが。今立てていないからおそらくこう書いたと思うのですが。むしろ人数を聞くのであれば、さらに人数が多い方がよいという方が丸をするのかなというご意見ですよ。

**根津委員**：根津です。この問 20-3 は、前回のニーズ調査には入っていなかった新設の設問ということですよ。であれば「少人数保育」という言葉ではなく、小さい、大きいという規模の話ではなくて、人数はこれくらいのよう、少し違う言い方ができるのではないかと思います。

少人数保育という私のイメージとしては、それをしようとして少人数にしている。今の公立幼稚園は結果的に人数が少ないというだけなので、少人数保育にしようとしてしているものではないと思います。

ですが、結果的に人数がとても少ないので、少なすぎて入れたくないというか、友達ができないのではないかという声は確かにあると思います。

なので少人数保育ということではなくて、「適正な人数」など、文言が少し変わると答えやすいのかなという気はします。うまく言えないのですが。

**土井会長**：おそらく親御さんからしてみると、もっと人数が多かったら入れてもいいかなと考えるだろうということですよ。そういう言葉は、例えば「現状よりも人数の多い保育」などでしょうか。

**橋本委員**：「少ない人数での保育」という表現と、それから「多い人数での保育」と。いわゆる粛々の四字熟語ではなくて、少し噛み砕いて表現すればいいのではないのでしょうか。

**土井会長**：といたしますと、「現状よりも少ない人数の保育を望む人」と、「現状よりも人数の多い保育を望む人」ということで2つ項目を立てると。

**橋本委員**：そうです。もちろんそれは良い面と悪い面がありますが。

**土井会長**：いかがでしょうか。ここは過去問に囚われないので。

名豊さんはそれで大丈夫ですか。

**株式会社 名豊**：はい、大丈夫です。

**土井会長**：ありがとうございます。ではそれでいかがでしょうか。「現状よりも人数の多い保育を望む人」と、「現状よりも人数の少ない保育を望む人」と2つ立てるとのことです。

ではご異論ないようですので、それで対応させていただければと思います。続きまして未就学児の間31です。選択肢2に「祖父母宅や友人・知人宅」とあるが、これは同列ではない別の人なので分けたほうがいいのではないかと  
いうご意見ですね。落合委員、それでよろしいでしょうか。

**落合委員**：はい。

**土井会長**：いかがでしょうか。これは、量の見込み設定のための設問ではありますが、分けても後から足せば1つになってしまうので、問題はないと思います。

では、分けて聞くということよろしいでしょうか。

では、ご異論無いようなのでここは分けて聞くというようにさせていただきます  
たいと思います。

**樽見委員**：樽見と申します。問32にも、「祖父母宅や友人・知人宅」の選択肢  
がありますが、こちらも分けたほうがいいのではないのでしょうか。

**土井会長**：ここは意見は出ていませんでしたが、分けた方がいいというご意見  
ですか。

**樽見委員**：はい。問31を分けるのであれば、問32も分けた方がいいのではな  
いでしょうか。

**土井会長**：というご意見ですが、いかがですか。

では、これは両方分けても問題無いですね。問31と問32の「祖父母宅」と  
「友人・知人宅」を分ける。選択肢は増えますが。

**事務局（こども政策課）**：違う選択肢でよろしいかなと思うのですが、あわせ

て就学児童保護者の問 26 と問 27 も同じような質問になっておりまして、こちらに分けるかどうかを合わせてご検討いただければと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。43 ページですね、就学時のお子さんの放課後の過ごし方について、問 26 と問 27 の設問です。こちらも「祖父母宅や知人・友人」と一緒になっているのでそこを分けて聞くということですね。

**事務局（こども政策課）**：問 28 と問 29 もです。そこから一連同じような形で申し訳ありません。

**土井会長**：問 27、それから問 28 と問 29 ですね。これを全部分けると。よろしいですか。

はい、では全て分けるということできたいと思います。

では「祖父母宅や知人・友人宅」という選択肢については、すべて分けて聞くという形にさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、就学児保護者の方です。21 ページの問 10 です。鈴木委員、補足説明があればお願いします。

**鈴木委員**：鈴木です。学校に関する質問が問 10 の「お子さんは、毎日、生き生きと学校に行きますか」という設問だけだったので、学校に関する設問がもう少しある方がいいのかなと考えました。

未就学児保護者の産前産後の悩みを聞く設問で、産前の質問を追加したと思いますが、逆にこちらで就学時の悩みなどがありますかという設問もある方が良いのではないかと感じました。やはり小学校に入ってからのも、学校に慣れずに行き渋りや、不登校、学習障害、グレーゾーン、発達障害など、未就学児と就学児では、悩みが異なっている部分があるので、そういった悩みを抱えてる方がいるのかどうなのかという設問がある方がいいのではないかと感じました。

**土井会長**：ありがとうございます。今、就学児の方はトータルで 46 問です。最大限 50 問ぐらいまでは何とか回答率を保てると思うので、数問は増やす余裕

はあるかと思えます。いかがでしょうか。

**鈴木委員**：それか逆に、未就学児のところで産前産後について多く聞いた部分があるので、就学児の保護者に対しては産後の不安や負担については省いてしまってもいいのかなと思えます。大分何年も前のことになってきてしまっているのです。それであれば就学児の保護者に対しては、学校に上がる時の悩みなどの設問に切り替えるような形で、設問数を増やさないという点では、問9と問9-1を削除してもいいのかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

**土井会長**：ありがとうございます。合理的なご意見のように承りました。こちらは縛りはないのでしょうか。

**株式会社 名豊**：縛りはございません。

**土井会長**：削っても大丈夫ですか。

**株式会社 名豊**：はい、削っても大丈夫です。

**土井会長**：いかがでしょうか。もう産後といっても大分経っているので。

では問9と問9-1は取る。そして問10について、質問を増やして厚くすることですね。方向性としては事務局はそれで大丈夫ですか。

**株式会社 名豊**：私自身で答えられる部分もありますので、お答えさせていただきます。問9の産後の部分を消して、学校教育に関する設問を入れる部分については大丈夫かと思えます。

ただ、事務局からもあるかもしれませんが、今回の計画の中身については子ども基本法であり、子ども子育て支援事業計画での子ども子育て支援法に基づく計画になります。

教育というところにつきましては、教育の基本法に基づく学校教育の計画がございますので、市長部局と別の教育委員会の管轄になりますので、どこまで設問として入れるのかというところは、内部調整が必要になってくるところがあるかと思えます。

**土井会長**：今のご意見は問9を取るのには問題はない。問10を増やすときに、どう棲み分けをするかということですよ。

**堀内委員**：筑波大学の堀内です。遅れてすいませんでした。

問8でも一部それに関する選択肢があって、子どもの学力の問題、登校渋り、発達のことがあるので、これとの兼ね合いももし新しくということになると、問8はまた少し違う趣旨なのではないでしょうか。そこが疑問に思いました。今問10に関連して新しい設問をとということなので。不登校や学習障害など、そういったことも必要なのではないかとということで、それは子どもが中心になっているかもしれませんが、問8は子育ての悩みについてなので。

**土井会長**：おそらく鈴木委員のご意見は、問8は子育てに関して悩めることですよ。問10は、お子さんの学校のことについて尋ねている設問はこしかなないので、そこをもう少し、子育ての中で学校に関わるもの。確かにおっしゃるように登校渋りなどが入っているので。

**堀内委員**：そうなんです。回答する側からしますと、私もこれに回答したことがあったと思いますが、設問数が非常に多いので、似たようなものが出ると何だという気持ちにもなりますし、そうすると途中で回答を止めてしまったり。

だからこれはこういうふうを活用するんだと、それがありありとすべてがわかる必要はないかもしれませんが、できる限り必要なものを、選択肢をしっかり吟味してアンケート作成するということは、回答の負担をお願いする側のやるべきことではないのかなと思いました。

**土井会長**：ありがとうございます。確かに問8の方で、学力が心配や、いじめや友人関係が心配など入っていますよね。これは学校の問題といえばそうですね。

**根津委員**：同じような意見になるかと思いますが、設問集を見たときに、問10でいきなり生き生きと学校へ行きますかとあり、学校の話だと思ったらその

設問しかない。学校の話を書くのであれば、もう少しきちんと学校の話を書いたほうが良いと思いますし、学校の話は教育局のことだから全然別だということであれば、もうこの問10は削ってしまってもいいのではないかと思います。

**土井会長**：問10を削るということですね。

**根津委員**：はい、問10を削るということです。この設問だけがあることで、学校のことがあるけれども、他に学校について書くところがないと少し戸惑うかと思うので、別枠にしても良いかなと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。問9も問10も削ってしまうというご意見ですね。あと問8の選択肢が多過ぎるので、学校に関するものとそれ以外の2つに分けるのも1つの方向かもしれないですけれども。

他のご意見いかがでしょうか。

まず問9を取ることは問題ないですね。問10をどうするか。つまり、問8の中で学校に関するものを抜いて、問10の方に持ってきて、そこで膨らませて違和感のないようにするのか。もう問8は置いて問10は削ってしまうのか、問9も削ってしまうのかですね。

問10は削っても大丈夫ですか。子ども・子育てプランのための設問と書いてありますが。

**事務局（こども政策課）**：削ることは可能な設問です。

確認ですが、鈴木委員がおっしゃっていた新しい設問を入れるのであれば、量のことも考えて問9も削ったほうがいいのではないかというご指摘だったかと思いますが、新しい設問を入れない場合でも、問9は削るという認識でよろしいでしょうか。

**土井会長**：今はそういう認識だと思います。できる限り設問数は少ないに越したことはないのです。

**事務局（こども政策課）**：分かりました。

**土井会長**：橋本委員お願いします。

**橋本委員**：橋本です。問 10 を削って学校のこと云々と言いますと、やはり子育ての中には学校のことでも大事だし、学校へ行くのを渋っている子、不登校の子などいろいろな子が本当に困るほど増えております。

教育局とのすり合わせは大事だと思いますけれども、それであれば問 8 の中に問 10 の選択肢をきちんと入れていった方がすっきりすると思います。

学校の問題、特に小学校の子どもたちの登校については、非常に今大きな問題があると思いますので、これは大事に扱っていただきたいなと思います。

**土井会長**：問 10 は生き生きと学校に行っていますか、という質問なので、これを問 8 に入れると、毎日生き生きと学校に行っていないこと、という感じになりますよね。

今問 10 はスケール評価で聞いているので、段階は 5 段階なっていますが、問 8 に入れると丸かバツか、そうかどうかということになりますよね。つまり、生き生きと学校に行っていないことが心配だ、という選択肢を問 8 に付け加えるということになりますが、それで良いかどうかです。

**鈴木委員**：私は問 10 の選択肢は問 10 の選択肢である方がいいかなと思うので、先ほど土井さんがおっしゃったように、問 8 の選択肢が 19 と非常に多いので、学校のことと学校以外のことで分けて、問 10-1 で学校に対する悩みなどを選択肢として付け加えるのはいかかでしょうか。

**土井会長**：今のご意見は、例えば問 10 は今のままで、毎日学校に生き生きと行っていますかという設問にする。そして例えば問 10-1 で学校に関して日頃悩んでることや、気になることはありますかという設問にして、問 8 から選択肢をいくつか引っ張ってきて問 10-1 に回すということですね。

バランス的にはいいですが、見た目的にはいかがでしょうか。

**内野委員**：内野です。私は最初の橋本委員の意見に賛成で、問 10 の生き生きしているかどうかのそのレベルはそんなに重要なのかなと。むしろあまり生き

生きと学校に行っていないなと保護者が思うことが悩みであって、このレベルを聞くことはそんなに重要ではないかなと思ったので、私は問8に学校に生き生きと行っていないという選択肢があれば、問9も問10も削除すれば良いのではないかと思います。

**土井会長：**意見が割れていますがいかがでしょうか。

問8に入れるかどうか。どちらも入るのは入りますが、もうスケール評価はやめて、生き生きと行っていないことが心配だという項目にしてしまっ、問8に組み込むのか。あるいは、このまま問10は残しておいて、むしろ問8の一部を持ってきて、学校項目として立てるのか、どちらかという今2つの案になってると思います。

任せましょうというご意見がありましたが、皆さんにもご意見があると思います。

**堀内委員：**私は内野委員のご提案に賛成です。これは何のための調査か、何を図りたいかってことによって、きっと判断が変わってくると思います。

子どもがどうかというのは、親のアンケートからは図れなくて、親がどう感じているかであって、生き生きとしているということはいいことですが、生き生きとしていないと感じてる親がこれだけいるということをもし見たいのであれば、問8の選択肢の中に入れることで図れるものだと思います。そこは目的と、どう使いたいかによってくるのではないかと思います。

**土井会長：**この選択肢は前回もありましたか。

**株式会社 名豊：**前回も聞いている設問になります。

**土井会長：**そうすると、このまま残しておけば前回との時系列の変化はわかるけれども、そこまではもう必要ないのではないかということであれば、問8に組み込んでしまうのどちらかだと思いますが。

**根津委員：**子どもが毎日生き生きと学校に行っているかどうかというのは、私の子どもの時にもあったのですが、学校からの子どもアンケートや児童生徒

アンケート、保護者アンケートで聞かれるのでそちらで良いのではないかと思います。教育局側、学校側の方でやってくれば良いと思いますが、悩みとして問8番の選択肢の中に、子どもが生き生きと学校に行っていないというのが入るということは賛成です。問8の選択肢が多くて、どこまでが何なのか分からなくなるので、家庭のこと、学校のことを、分かりやすく見やすくしてもらえたら良いのかなと思いました。

**土井会長**：ありがとうございます。名豊さんどうぞ。

**株式会社 名豊**：補足ですが、前回も聞いている設問なのですが、単数回答の設問ではありませんので、比較をする際に「その他」というように前回はなっていました。今回は追加してその他の部分が細かく違う選択肢になったというところで、選択肢を追加したとしても、比較はできるという形になりますので追加する分には問題ございません。

**土井会長**：ありがとうございます。鈴木委員いかがですか。

**鈴木委員**：学校に生き生きと行っているか、行っていないかというところが別に問題というわけではなくて、就学時の悩みだとかを皆さん持っていて、どういった相談先があるのかというのを知らない方が非常に多いのかなと感じてしまう部分があって。子どもに関する相談先はたくさんあると思います。けれども、それ以降の質問でその相談先など出てくるとは思うのですが、このように羅列してあっても、本当にここに繋がってる方が多いのか、どうなのかというところも気になったので分ける方が良いのかなと。問19も選択肢が非常に多いので、選ぶ方も大変かと思うので、分ける方が見やすくなり、分かりやすいのではないかと思います。

**土井会長**：鈴木委員のご意見は、問8で聞いているのは悩み事なのでそれ以外の、学校に関する悩みごとや心配になっていることではない何か新しい設問を、学校に関するものとして加えたいということですね。

**鈴木委員**：はい。ですが教育局との関係で難しいということであれば、今の設

間で致し方ないのかなと思います。

**土井会長**：もしも入れるとしたらどんな設問を入れるご提案ですか。

**鈴木委員**：問 10 番で、「お子さんは、毎日、生き生きと学校に行きますか」という問いを変更するとしたらということでしょうか。

**土井会長**：そこに新しい設問を加えるとしたらですね。要するに問 8 にないもので、学校に関する設問があったらいいというご意見ですよね。問 8 には学力の問題と、不登校の問題とか、友人の問題を聞いているので、こういうものではないもので、学校に関するものを聞きたいということですよ。

**鈴木委員**：そうなのですが選択肢に学校の問題も入っている部分があるので、おそらく問 15 の赤字を追記したところではあると思うので、そういったものが以前は入っていなかったのだと思います。

**土井会長**：事務局案で、ご意見は例えば登校渋りというものが入っています。ですので現状案でいくと、学校に関するものとしては、選択肢 13、14、15 でしょうか。

今出ている案はそこに、生き生きと学校に行っていない、というものを選択肢として加えるのか、あるいはそうではなくて、問 10 に対して、問 8 にないものを新たにさらに加えるのかということだと思います。

学校に関するものが今の間 8 の選択肢 13、14、15 あたりで、新しいものは登校渋りが入っているので、これで OK であれば、もうここに生き生きと学校に行っていないという選択肢 20 を加えて、問 10 は削ってしまうというのが 1 つの案だと思います。

もっと重要な学校に関する問題、聞きたい問題があるから、それはあえて問 8 の中に組み込まずに、問 10 にそれを加えたい、というのがもう 1 つの案だと思います。

では、その場合には具体的にどういう設問が考えられますかということです。

**鈴木委員**：難しいのですが、まとめて問 10 の選択肢を問 8 番にも増やすという

ところをどうするかだと思います。そちらに加えるよりは、学校は学校で聞く方がいいのかなと思ったので、どちらかという選択肢を抜いて分ける方がいいのかなと感じたので。

**土井会長：**では、問8はばらして学校に関するものは、例えば問10-1として、学校の問題として、悩んだことがありますかといった感じで聞いて、丸をつけてもらうということですね。

**鈴木委員：**そうですね。だからどちらが本当に良いのかということです。

問10だけポンとあると違和感が出てしまうので、問8をばらして、学校の問題で2つにするのか、問10を問8の選択肢に盛り込むのかということで、私はどちらかという分ける方がいいなと思います。

**土井会長：**今、両方ご意見があります。問8の方に問10に組み込んでしまうというご意見と、問8から選択肢を抜いて問10の方に持っていくというご意見で2つあります。どちらか、今日決めないといけないので、ご意見をお願いします。

**トモル委員：**トモルです。私は問10はこのまま残して、保護者さんの学校に対する満足度というところもわかるかなと思うので、これはこのまま残して、その下に問10-1ということで、問8から学校に関する部分を取ってくるというのが、見栄えも、あと答えている方から見ても流れが掴みやすいかなと思います。

また、問9はなくても大丈夫かなと思います。

**土井会長：**今のご意見は鈴木委員をサポートするご意見だと思います。

いかがでしょうか、他の方は。よろしいですか、反対意見ありますか。

はい、ではご異論ないようですので、問8から抜いて、枝番問10-1を作るということでいきたいと思います。

**事務局（こども政策課）：**ありがとうございます。その場合問8ですと、会長や皆さんがおっしゃったように、選択肢13、14、15が選択肢として動く可能

性があると思うのですが、選択肢として3つで良いのか、あるいはこちらの提案として、名豊さんに考えていただく部分もあるのですが、学校に関する選択肢を多少追加した方が良いのか、そちらをご相談いただきたいです。

**土井会長**：ご意見があればお願いします。

**宮本委員**：発達に関する事で悩んでる方はたくさんいると思うので、それは学力の方に入れたほうの方が良いと思います。

**土井会長**：発達に関する悩みですね。他はありますか。

では、これは今すぐ思いつかなければ、またメールでご連絡ください。

数日中にメールでいただければ検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では続きまして、子ども本人の22ページの間4、5です。こちらは少し文章が長いので、千代原委員、ご趣旨を説明いただいてよろしいですか。

**千代原委員**：よろしく申し上げます。時間があまりないので、端的に申し上げます。

文章に書いてる通りなのですが、結論として子どもの権利条約を端的に聞くことに関して、小学校4年生、5年生、6年生は答えられるかな、というのは一番最初に私は思いました。今修正された選択肢を見ると「わからない」や、「答えない」などという選択肢が加えられてるので、良いのかなと思いました。難しい内容ですので、本当に答えられるのかなと疑問でした。

色々と調べてみたのですが、この子どもの権利条約、政府とか市とかが一生懸命対応策とか、考えてやってくれていると思うのですが、一般的に子どもへの声かけと言ったらいいのでしょうか、が少し不十分だなという意見が非常に多いということがわかりました。

ですので、質問するのはいいのですが、十分に周知されるような環境というのが必要ではないかなというのを、問題提起させていただければと思います。

**土井会長**：今おっしゃってる周知というのは、子どもの権利条約について子ど

もたちに対する周知ということですか。

**千代原委員**：はい、そうです。

**土井会長**：学校の現場でもっときちんと教えてもらいたいという考えということですね。

**千代委員**：おそらく学校も学校によって、あるいは担任の先生によってまちまちだと思います。一定の資料はあるかもしれませんが、教える先生の技量によって差が出てくると思います。ですので、できるだけその乖離をなくすというそういう必要性もあるかと思います。そういう勉強する場、学習する場、機会というのは増やした方が良いと思いました。

**土井会長**：ありがとうございます。おそらく今回「わからない」という回答が、どのくらいあるかによって、これだけ多いんですよというのはわかりますよね。

すいません、先に申し上げるのを忘れてしまったのですが、まず先ほど、最初に事務局から話がありました。最初の原案は「子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか」が先にあります。その次に「あなたは、子どもの権利条約を知っていますか」と来ていておかしいので、そこを入れ替えて、最初に「あなたは、子どもの権利条約を知っていますか」を聞き、その次に「子どもの権利条約の中で特に大切だと思うことはどれですか」と聞く順番にするというご提案がありました。

これはよろしいですか。

ではそちらは印刷してあるような順番でいくとしたいと思います。

では、今の間4、問5の順番、最初に知っているかどうかを聞き、2番目に大切だと思うことを聞くという順番でいきたいと思います。

そして、千代原委員の方ではあらかじめご意見があったのですが、「答えない」や「わからない」という選択肢が入っているので、それで良いだろうということでもよろしいですね。

続きまして問9です。鈴木委員、補足していただいてよろしいですか。

**鈴木委員：**先ほどの就学児の保護者向けのアンケートと同様で、「お子さんは、毎日、生き生きと学校に行きますか」という質問が唐突にあっただけで、今回の子ども本人へのアンケートでも、「あなたは、学校にいる時間が楽しいですか」というのが1個だけあるだけなので、唐突感を非常に感じました。やはり子どもにとってみれば、学校と家とあと寝る時間は、3分の1ずつある時間という感じがするので、子どもの内情だとかそういったところを知りたいのであれば、学校のことであったり、家のことであったり、放課後の過ごし方であったり、満遍なく聞いてもらえる方が子どもの内容が把握できるのかなと。

学校の質問をただ、「あなたは、学校にいる時間が楽しいですか」と聞くだけではなくて、「学校生活の悩みや不安なことはありますか」とか、「学校生活以外での悩みや不安なことはありますか」というような形で質問するのはどうか、ということで提案しました。

**土井会長：**ありがとうございます。心配事や悩みは、例えば問7に今入っています。「心配ごとや悩みがあるとき、話したり、相談したりできる人がいますか」という聞き方で、ここには入っていますので、この聞き方とは違うものを、心配事や悩みについての設問が、もう少しあった方が良いのではないかというご意見ですよね。

**鈴木委員：**心配事や悩みがひとくくりになっているので、学校での悩みなのか、それとも学校以外での悩みなのか、子どもにとっては大きいのかなという感じもあって、問9番も「あなたは、学校にいる時間が楽しいですか」という、学校に対して聞く設問がこれだけしかないので唐突感があります。子どもだったら唐突感というのはひよっとしたら思わないかもしれませんが、少し気になりました。

**土井会長：**ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。

これしかないのは確かですよ。具体的に入れるとしたら、何か想定されて  
いらっしゃいますか。

**鈴木委員**：問7と少し似てる部分にはなってくるので、その関係も考えなが  
らにはなってしまうと思いますが、学校生活での悩みや不安なことはあるか  
という問いと、学校生活以外のところでの悩みや不安があるのかという問い  
を、この問7とセットにするといいいのかなと。

もしかしたら同じ答えにはなってしまうかもしれませんが、学校生活での悩  
みというものを誰に話せるのか、逆に学校以外のことだったら親には話せる  
けれども、学校生活のことだったら親には言えないって思っている子がいる  
のかな、どうなのかなということで、今回対象とするアンケートで、クロス  
集計をするということだったので、どういった親御さんのところで子どもは  
どう感じてるのかという比較対照も、もしかしたらできるのかなと思ったの  
で、そういったものはいかがでしょうか。

**土井会長**：ありがとうございます、いかがでしょうか。

おそらく入れるとすると、確かに問9は唐突ですが、問6番で「あなたは、  
自分の家にいる時の時間が楽しいですか」と聞いているので、この後に今度  
は「あなたは、学校にいる時間が楽しいですか」というのを例えば持ってき  
て、その後に心配事についていくつか並べて聞く。それと学校についての悩  
み事についても聞くという形でおかしくはないですかね。

今のご提案は、「学校にいるときに悩みや心配事は何かありますか」という  
ことですか。

**鈴木委員**：学校生活の中での悩みがあるのかというのと、学校以外での悩みが  
あるのかどうなのかという2つは、子どもにとっては結構違うのかなと。学  
校生活の悩みと、それ以外の悩みという。

**土井会長**：わかりました。そうすると例えば、今は問6が「あなたは、自分の  
家にいる時の時間が楽しいですか」、問7に「あなたは、学校にいる時間が

楽しいですか」、その次に「学校生活ついて心配ごとや悩みはありますか」、その次に「学校以外についての心配ごとや悩みはありますか」、その次に今問7にある「心配ごとや悩みがあるとき、話したり、相談したりできる人がいます」という感じですかね。

**鈴木委員：**はい、そうです。

**土井会長：**というご提案ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、ご異論ないようでないようなので、もともと質問数は少ないですし、2つ付け加えて、並びを少し工夫をするということで対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、こちらも鈴木委員ですね。新設を求めているらっしゃる一番最後の設問ですね。

新設で大人同様、従来の自由記述があっても良いと思いますとのご意見ですが、自由にお答えくださいということですよ。

**鈴木委員：**そちらに関しては、未就学児の保護者も就学児の保護者も一番最後で、記述式の自由回答があると思いますが、子どもに対しても、それがあっても良いのではないかと思います。

子どもの思っていること、感じていることをすくい取るのであれば、書いてくれるお子さんは本当に少ないのかもしれないですが、そういった自由回答があることで、貴重な子どもが考えてる意見であったり考えを拾えるのかなと思ったので。

**土井会長：**ありがとうございます。おそらく入れることについては、ご異論はないのではないかと思います。問題は聞き方だと思います。どういうふうに聞くかですね。

**鈴木委員：**皆さんと一緒に考えていただけたらなと思います。

**土井会長：**どのような文章が良いでしょうか、堀内委員どうぞ。

**堀内委員：**水を差してしまうかもしれないのですが、基本は無記名でお願いします

るのですよね。

**土井会長**：これは無記名です。

**堀内委員**：これは考え過ぎかもしれませんが、学校でも同じようなテーマのアンケートを実施していて、学校では目の前の子どもたちの問題把握のためという目的があってやらせてると思います。

ここにとても深刻なことを書かれてしまって、フォローが必要だったりする場合があります。でも子どもは、大人もそういう面があるかもしれませんが、子どもは尚更、初めてそこで出したというようなこともなきにしもあらずで。中途半端に、明かしたのに対応してもらえないという、子どもにとってはそう受けとめかねないので。土井先生はご専門かもしれませんが。調査の目的からして、本当に必要なのは少し考えてから、リスクマネジメント的にも必要かもしれないと思います。

すいません、考え過ぎかもしれませんが。皆様どうお考えになりますでしょうか。

**土井会長**：最初にアンケートの依頼文には、あなたが誰か分からない、匿名ですというように書いてあるので、ここに書いたからといってそれが僕だ、私だとは分かってもらえない、ということは分かっていると思います。

**堀内委員**：4年生から6年生で、その辺りは大人とはもしかしたら違うのかもしれないですね。

**土井会長**：逆に言うと、分かってもらいたくて、自分の名前を書く子がいるかもしれないですよね。

**堀内委員**：職業柄そういうところまで少し考えてしまいました。

**土井会長**：名豊さんが手を挙げていらっしゃったので、お願いします。

**株式会社 名豊**：ありがとうございます。他の自治体の事例ということで補足させていただきます。

ヤングケアラーの実態調査をした時に、そちらも基本的には匿名の調査とい

うことで子どもたちに実施しました。ただ、その調査をした際に、本当にヤングケアラーで困っている子がいた場合に、調査して統計的に把握するだけでもいいのかというところがありました。なので調査の中に、もし困った場合については、そうした相談窓口であるとか、受けとめられる部分を記載をして、連絡をくださいという形で、そういう手を挙げた子どもたちを、決して取り残さないという形で配慮したことがあります。

**土井会長：**困っていればここへどうぞという形で、連絡先を入れておくということですね。それは良い案ですね、ありがとうございます。

最初に、あなたは特定されないということはしっかりと書いておいて、だからここに書いてもあなたが誰だか分からないということと、困っていればここに連絡してくださいということを明記をするということですよ。

それを踏まえた上で、どういう聞き方をするかですね。

「何でも自由に書いてください」など、どういう聞き方をするのがいいか。特にお子さんに接していらっしゃる方の方が分かりやすいのかなど、イメージが湧きやすいと思いますが。どういう聞き方が良いでしょう。「思うことを何でも書いてください」とか。

**堀内委員：**何を聞きたいかという目的ですよ。

**土井会長：**何かあれば聞きたいということなので、特に目的はないのだと思います、ここは。

**堀内委員：**テーマですよ、何を聞きたいかという。市がやっているアンケートで。

**土井会長：**大久保委員どうぞ。

**大久保委員：**大久保です。アンケートの目的は、全体の傾向を見るということですよ。目的はアンケートをした結果を聞いて、相談することではないと思うので、アンケートに困っていることといった相談は、学校などの相談機関でやっていると思いますので、このアンケート調査でわざわざ聞く必要は

ないかと思うのですがいかがでしょうか。

**土井会長**：2つ考えられると思います。困っていることを書く子もいるかもしれませんが、一方で自分の意見を表明したいというか、こういうことを言いたいという子どももいるかもしれません。そういう時に、この質問項目では、すべてを聞いているわけではないので、子どもたちがどんな意見を持っているか。意見を書きたい人は自由にどうぞという感じになるのかなと思っています。悩みがある子はここに相談してくださいとしか、私たちは対応できないと思います

**橋本委員**：会長さんの意見でいいと思いますが、子どもたちは学校でアンケート調査をやっても本音を書くか、書かないか、非常に疑問だと思います。でもやはりそうじゃないところから離れた部分でもって、誰かに知って欲しいというのがどこか根っこにあるとすれば、これは大事な大事な子どもの心をケアしてあげる、ある意味で立派なアンケートになると思います。本当に困っていることがあったら、ここに相談しなさいとか連絡しなさい、それはとてもいいことだと思います。1つ1つ答えたりすることは、できないと思いますので、そちらの専門の方に連絡をできるようなシステムを組み入れておけば。困ってる子どもはたくさんいると思います。ですから会長さんの意見に賛成です。

**土井会長**：名豊さんお願いします。

**株式会社 名豊**：事例の方を参考にと考えたのですが、議論の方はもう出てきておりますので大丈夫です。

**土井会長**：そうしましたら時間もないので、聞き方や文言はお任せいただいてよろしいですか。少しこちらで相談したいと思いますので、お任せいただければと思います。ありがとうございます。

項目は以上でございます。

**根津委員**：子ども本人への調査の問2で、「あなたが通っている小学校をお答

えください」とあるのですが、法律上小学校ではない義務教育学校ですとか、あと委員からのメールでの意見で、その他の支援学校などもあったかと思うので、「その他」も今ここに入っていないが、入れることになるのではないかと思います。そうすると小学校だけではないので、「あなたが通っている学校」でいいのではないかなと考えます。4年生から6年生であることはもう確実なので、「小学校」ではなくて「学校」でいいのではないかと考えます。

**土井会長**：ありがとうございます。「学校」にするということですね。あと選択肢がここにはないものがあるということですよ、今のお話だと。

**根津委員**：委員さんからの意見にあった、特別支援学校や、フリースクールや、私立小学校というのを、「その他」という形にするということです。

**土井会長**：「その他」の中に入れてしまうかどうかということですね。

**根津委員**：意見一覧では「その他を追記」という形で入っていたのですが、この設問には「その他」がなかったので追記かなと考えます。

**土井会長**：では「その他」を入れるということと、それから小学校の小を取った方がいいのではないかとということですね。よろしいですかね。ありがとうございます。ではそのようにご対応いただければと思います。

**浦里委員**：その部分なのですが、小学校区を聞いているので、小学校の方に番号を振る必要はないのではないかと思います。むしろ地区の方に振った方が分かりやすいと思います。学校の方に番号を振ると間違ふような気がします。

**土井会長**：学校の違いではなく、地域の違いを知りたいのだから、そちらを選択肢にすべきではないかということですね。

**浦里委員**：はい。

**土井会長**：ご主旨は分かりました。子どもは地域は分かりますかね。

**落合委員**：これは子どもに対するアンケートだけではなくて、未就学児の保護者に学校を問うているところもそうなのですが、必ずしも小学校区をご存知

でない方もいると思いますので、学校区が分かる方はそれで良いですが、例えば筑波地区、大穂地区というのがイメージできない方はたくさんいらっしゃると思いますので、こういう学区で選べない方のために、住所の番号までは要りませんが、そういったものを入れないと、未就学児の場合に答えられない方がいらっしゃるかなと思います。調べれば分かるかもしれませんが、それでアンケートが手間になってしまうので、工夫が必要かと思います。新しく来た住民の方はあまりご存知ない方がいらっしゃると思いますので、今の地区で選ぶというのは、その意味でも少し難しいかなと思いました。

**土井会長**：今のご意見は、保護者の調査ですか。

**落合委員**：両方です。

**土井会長**：子どもについては、地域を言っても分からないだろうから、学校名で聞くしかないだろうということですね。

保護者の方についても、おそらく地域名では分からないだろうから、工夫があるのではないかということのようですが、事務局いかがですか。

**事務局（こども政策課）**：落合委員がおっしゃっていたのは、未就学児の保護者の方が、将来自分がどこの小学校になるかが、厳密に分からない方もいらっしゃるのではないかというようなことですよね。

**落合委員**：はい、2つのことを一緒にしてお話してしまったのですが。

**事務局（こども政策課）**：ということであればそこは工夫して、その選択肢で自分のお子さんがどこの小学校だったかわからないことがないような工夫は、考えさせていただければと思います。

浦里委員がおっしゃっていた、小学校がわかると少しまずいのではないかと、いうところは、小学校までは聞くことも差し支えないかなと思って提案をさせていただいているのですが、そこは会議の中で話し合っただけでも差し支えないかと思えます。

お子さんに関しては「答えない」というところも、選択肢としては入れてい

るところです。

**土井会長**：ありがとうございます。未就学児の保護者については、わかるように工夫をするということで対応します。

お子さんについてをどうするかですね。「答えない」があるので、これもあってもいいのか、あるいはそもそも小学校を聞くという設問自体を取ってしまった方がよいのかというご意見だと思いますが。

地区はわからないでしょうから、完全にこの問2を取ってしまうのか、或いは小学校を聞く、そして「わからない」という選択肢を残しておく。どちらかかなと思いますが、いかがですか。

今、このままで良いのではないかというご意見がありましたが、事務局で何か伝えたいことがあればお願いします。

**事務局（こども政策課）**：未就学児の方ですが、保護者の方にお聞きするのは、やはり小学校区が必要になってきます。これはエリアを第2期プランでは3つのエリアに分けていますけれど、そういうところを変更する可能性もあったり、国の手引きで小学校区まで聞く前提のものとなっています。お子さんの方は小学校まで聞かない、というのはありだと思います。

**土井会長**：親御さんが分かるように設問を工夫してくださいというご意見なので、小学校区は聞くということで問題ないと思います。

子どもの方はどうしますか。

**根津委員**：根津です。子どもは学校名を聞かないと分からないと思います。春日の子が谷田部だとは思っていないと思うので。学校名は聞く。聞かないと答えられないのではないかと思います。それをどう集計するかはまた別の問題だと思います。

**土井会長**：聞いても良いのではないかというご意見ですね。

**鈴木委員**：クロス集計をするのであれば、就学児の保護者に学校を聞いているので、おのずと子どもには聞かなくてもどこの学校かというのは分かると思

います。

市が、学校に通っているのか、それともフリースクールや、支援級、その他のところに通っているという選択肢の方の答えも聞きたいと思っているのか。それ次第で、就学児の保護者に対しての通っている学校はどこですかという設問の選択肢にプラスで「その他」を追記して、学校ではなくてフリースクールに行っているとか、支援級にいると書いてもらうか、どちらなのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

**土井会長：**そこは市がというよりは、私たちが求めるかどうかだと思います。

**株式会社 名豊：**ご指摘ありがとうございます。

子どもと親を突合するという形になった場合は、親の方に設問として地区があれば、子どもにはなくても集計は可能になります。ただ、1つ細かい話なのですが、例えば保護者の方は回答したけれども、子どもは無回答ということで回答しなかった場合や、その逆で、子どもは回答したけれども、保護者は回答しなかった、という場合については突合ができないので、それがない形にするのであれば、両方とも聞いていくことが望ましいと思います。

数が限られるものだと思います。本当に1件、2件あるかという話になりますけれども、補足させていただきます。

**土井会長：**いかがでしょうか。鈴木委員のご意見は、残してもう少し詳しく聞くということですよ、フリースクールなどというのを。

**鈴木委員：**そうですが、先ほど子どもに対して学校を聞くか聞かないか、そこがプライバシーに関わるのではないかということだったので、それであれば就学児の保護者に聞く方が良いのかなと。子どもに聞くよりは、親に聞く方が正直に答えるものなのかなと思ったので。

フリースクールだとか、そういったところに通っているか通っていないかは、市の施策として、学校以外の居場所づくりだとか、そういったところも施策に盛り込んでいきたいとか、放課後の過ごし方などにも直結するのであれば、

保護者のどの小学校に通っていますかという設問の選択肢に、「その他」という選択肢があっても良いのかな、また浦里さんが、子どもに関する小学校の聞いたところで思いついたということなので、どちらが良いかは、ここで決めてもらえればと思います。

**土井会長：**市がというよりは、私たちがその情報を必要とするかどうかだと思います。プランは私たちが作るのです。この情報に基づいて、私たちが次期のプランを作るので、私たちがその情報を必要とするかどうかだと思います。

**根津委員：**根津です。就学児の保護者への質問ではお住まいの地区、小学校区を聞いていますが、どの小学校に行っているのかということは聞いてはいないですよ。それを、地域としてどのエリアに住んでいるということが大切なのか、どの学校に子どもを行かせているということが大切なのか、そのどちらを取るかどうかだと思います。

どの学校に行かせているかが大切なのだとすることであれば、保護者側のこの質問を少し変えて、「お子さんの学校はどこですか」というのにしてしまって、子どもからは外すこともあると思います。なので、エリアが大切なのであれば保護者の質問は、お住まいの地区はどこですか、というものを残しておいて、子どもは子どもで別に聞くこともありだと思います。

私は子どもに、今通っている場所を聞くのはありだと思います。

**土井会長：**聞いた方が良いというご意見ですね。

他いかがでしょうか。聞かない方が良いというご意見はありますか、ないですか。

では残しますが、せつかく残すのでもう少し詳しく、フリースクール等も入れて、詳しく聞いた方が良いというご意見だと思いますが、それでよろしいですか。ではその方向で考えさせていただきたいと思います。

ニーズ調査については以上ですが、何か他にあればご指摘ください。

**浦里委員：**25 ページの間3です。

「この調査票にご回答いただく方はどなたですか」という質問で、選択肢1に「母親」、選択肢2に「父親」となっているのですが、これは少し不自然ではないでしょうか。子育ては母親が主にするものだという、そういう意図があるのかなと思いました。

**土井会長**：あるいは女性を先にした、ということもあるかもしれませんが、それは分からないのですが。

**浦里委員**：普通「男女」であって、「父親母親」なので、「母親父親」とはあまり言わないので、ここを一番に母親が良いのか疑問に思います。

**土井会長**：両方ご意見あると思います。

**落合委員**：私は母親が一番で良いと思います。それ以外に、その他のところにその他だけではなくて、括弧して子どもとの関係みたいなものを入れた方が良いかと思います。

**浦里委員**：この問3は、他の設問の整合性を考えると、「祖父母などの親族」になると思います。

**土井会長**：名豊さんで、ここは何か縛りはありますか。

**株式会社 名豊**：国の設問の項目をそのまま使っているのですが、具体的な量の見込みの算出には使用しませんので、こちらについては「その他」を少し細かく追加したりは、十分に修正可能です。

**土井会長**：順番についてはご意見ありますか。

**株式会社 名豊**：ご意見をいただいて、はっと気づいたのですが、ただ、国の設問としては、就労関係も含めて母親を先に聞くという形になっています。ですので、弊社でも実施した調査についてですが、こちらはご両親どちらでも回答していいという形の調査ですが、実際どこの自治体さんも、9割5分ぐらいは母親が回答するという形になっていますので、先に全体的に多い「母親」の方が、回答しやすいという形の配慮なのかなと思いました。

**土井会長**：どうしましょう。

**内野委員**：同じ意見なのですが、別にここは精査の問題ではなくて、一番回答率の高い選択肢が一番上に来るとするのは、アンケートの基本だと思うので、「母親」が1番目で全然問題ないと思います。

**土井会長**：というご意見もありましたが、浦里委員いかがでしょうか。

**浦里委員**：実は私、「母親クラブ」という名称で活動をしてきたのですが、「母親」という言葉に誇りは持っていますが、近年若い方から子育て支援団体が「母親クラブ」であっては、少し怖いよとか、敬遠される方がいて、「みらい子育てネット」に名前を変えました。

やはり子育ては今、2人で子育てをするというか、そういう流れになっていますので、非常に難しいというか、神経質になる問題だと思っています。

**土井会長**：現状のこの質問の順番については、いかがですか。やはり変えた方がいいですか。

**浦里委員**：言葉のニュアンスというか、通常の使い方は「男女」であって、「父親母親」という言い回しですよね。「母親父親」という言い回しはもう少ないかと思っています。このアンケートをする方の考え方だとは思いますが。

**土井会長**：これは私たちがするので、私たちがどう考えるかです。

他の方はいかがでしょうか。ご意見ありますか。今、両方のご意見が出ているので、どなたかご発言ください。

**大久保委員**：大久保です。このアンケートで、母親が答えたからこうなったとか、父親が答えたからこうなったという傾向を、様子を見るのでしょうか、違いますよね。

**土井会長**：今の問題は、並びの問題です。つまり、1番、2番と聞くときに、父親母親と聞くのか、母親父親と聞くのかという問題です。実際答える人は、母親が多だろうから、「母親」が1番になっているのだと思いますが、でもそれは母親がやるべきものという固定観念があって、それが問題ではないかというご意見もありそれも分かります。

**大久保委員**：これはどちらでも良いのではないのでしょうか。

**土井会長**：どちらでも良いというご意見であれば、こちらお任せいただきたい  
と思います。

**堀内委員**：そういったことを気にすると、他にもそういったところがあります  
よね。問10の「産後に不安や負担は感じましたか」というところで、「産後」  
という言葉自体が母親に聞いているような感じがします。少し細かいことを  
言いますが、父親が分からないときに「わからない」という選択肢もありま  
せん。

**土井会長**：そうですね。お母さんに答えてもらうことが前提にされているとこ  
ろがあるということですね。

**堀内委員**：こちらの方がメッセージ性が強いと思います。

**土井会長**：では時間がなくなってきているので、順番もお任せいただいてよろ  
しいのでしょうか。ではこちらはお任せください、ありがとうございます。  
では、以上でニーズ調査についての協議を終わりたいと思います。

**事務局（こども政策課）**：最後に1点だけよろしいですか。ニーズ調査につい  
てですが、当日追加させていただいた部分については、この案でよろしいか  
というところと、村上委員からご意見をいただいたところがありましたので、  
「スクールカウンセラー」に対して、括弧で「スクールソーシャルワーカー」  
と入れることについて、担当課の参考案としては、「ソーシャルワーカー」  
を別として選択肢として入れたらどうか、ということですが、そちらだけ確  
認をさせてください。

**土井会長**：今日配布した資料ですが、この案でご異論ないですか。

はい、ではこの案でお願いします。

村上委員からのご指摘については、「スクールカウンセラー」と「スクール  
ソーシャルワーカー」の仕事は相当違うので、一緒にするのではなく、2つ  
立てるということでよろしいですか。ではそのように対応したいと思います。

続きまして協議事項の2番目です。

つくば市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども育成課）：**（資料に基づき説明。P.53～）

**土井会長：**ありがとうございます。この条例改正について、私たちには権限はないので求められているのは意見です。P.55にあったように、広く意見を求めるというものがありますので、それに基づいて意見が求められています。この条例改正案について、ご意見があればご発言いただきたいと思います。

**古谷野委員：**働き方改革というものは進めていかなければならないので、概ねこれで良いと思いますが、保育園の現場でも監査の際に、色々と厳しい制限がありまして、1人で夕方に、ということで女性の職場などは、1人で対応できるのかとなった時に、不審者対策や、防犯訓練などをやっています。その時にやはり1人だと、なかなか何もできないということが現状です。反対しているわけではなく、職員のスキルや、危機意識、新採1、2年目であったり、パートさんだったりすると、責任の問題が保育園でもあります。一緒に組む職員、残って担当する職員が1人だった場合、風邪でお休みする等の時の対応も考えておくと、もう1人立てておかなければならない現実が実はあります。

職員のスキルと安全対策をしっかりしなければいけない。防犯訓練で研修を受けなければいけないが、それだけではなく、利用する方の取り締まりを強化する方法等もあるので、反対するわけではありませんが、事が起きた時に対応ができるかというところを真剣に防犯訓練をして、何かあった時はどのように対応する、というような取り決めを各施設ですることが必要だと思いますので、そのあたりを踏まえて実施すると良いと思います。

責任は市長になると思いますので、現場からすると、2人いることが間違いないのですが、そういった意識をもって実行していただけたらと思います。

**土井会長**：訓練、あるいは研修等の充実を望む、ということだと思います。

ご異論ないと思いますが、この会議の意見として出すということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

私も1点、この安全対策についてですが、性悪説で申し訳ありませんが、今学校現場では日本版 DBS が大きな問題となっており、職員が1人だとういった性犯罪の問題等は、どうしても起きかねないこともあるので、やはりきちんとそういった視点からも、研修も含めて、性犯罪の被害に職員から子どもにあわれないような対策はとっていただきたい、と私は思っていますがいかがでしょうか。

**橋本委員**：そういった犯罪を防止するために、最近、文部科学省や子ども家庭庁で、カメラの取付けに対して補助を出す、というような報道がありました。が、どこまでカメラで監視できるのか、狭い部屋までカメラを入れられるのか、また反対にそういうものを入れるのであれば、その職場では働かないというように、人材不足が膨らんでしまうという問題もあり本当に悩ましいことです。この条例の改正は、人材不足だからだと思います。

私たちの方も、最初は制度上1人で良いというものが、2人でなければならない、というような制度になっていますので、ある意味で非常に怖いと思いますので、古谷野委員が言ったことをきちんとした上でも、非常に心配だと思います。

**土井会長**：他にご意見の追加があればどうぞ。

**根津委員**：この改正自体、私個人の意見としては反対です。

色々と安全面の問題などもあるのですが、そもそも職員数が少ないから減らすということだと思うのですが、1人配置になった時、その1人の職員にかかる責任がすごく重くなってしまい、余計に職員になりたい人が減るのではないかと、という不安があるのでそういう意味でも反対です。

ですが変えられないと思うので、意見としては仕方がないと思いつつ、職員

を増やしていく方策を、ちゃんと考えていただきたいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。1人ではさらに減っていく可能性もありますよね。

では全委員の意見ではないかもしれませんが、今いただいた意見を全て含んで、こういう意見がありました、という形で付記する形であげたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい、では今いただきました意見は全てあげたいと思います。

協議事項は以上ですが、時間がオーバーしたので手早く進めたいと思います。

報告事項は3件ですので、3件まとめて報告をお願いします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づき説明。P.75～）

**事務局（学務課）**：（資料に基づき説明。P.103～）

**土井会長**：ありがとうございます。報告1、2、3合わせてご質問ありますか。

では続きまして次第の5.その他ですが、事務局から何かありますか。

ないですね、はいありがとうございます。

議事運営で時間がオーバーしてしまい申し訳ありませんが、以上をもちまして今回の協議事項、報告事項は全て終わりですので事務局にお返しします。

**事務局（こども政策課）**：土井会長ありがとうございました。

本日の会議録は、後日皆様にご確認をいただいた後、市のホームページで公開いたします。

次回の第4回会議は2月頃の開催を予定しております。

以上をもちまして、令和5年度第3回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間に渡りありがとうございました。

-以上-

# 令和5年度（2023年度）第3回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和5年（2023）11月17日（金）

14時00分から17時00分まで

場所：つくば市役所本庁舎2階

防災会議室（2）（3）

## ＜ 次 第 ＞

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

- (1) （仮称）第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査について
- (2) つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 4 報告事項

- (1) つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）について
- (2) つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）について
- (3) つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

### 5 そ の 他

### 6 閉 会



(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン  
策定のためのニーズ調査について

---

概要説明資料

# 1 ニーズ調査の趣旨

- 現行の「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」が令和6年度末に計画期間が終了することに伴い、次期計画（計画期間：令和7～11年度）の策定に向けた検討を行います。
- 計画の具体的な検討に先立ち、本市の子育て家庭の状況や意向を把握するため、子ども・子育て支援法等に基づき、子育て家庭を対象としたニーズ調査を実施します。

## Point1

「（仮称）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」の策定にあたってアンケート調査を行います。

## Point2

子ども・子育て支援法等に基づいて、**子育て家庭（子ども本人を含みます）を対象**としたアンケート調査を行います。

## 2 調査方法

	今回調査	(参考)前回(第2期支援プラン策定時)調査
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査対象 (回収率)	未就学児保護者 2,500人(予定) 就学児保護者 1,500人(予定) ※就学児保護者のうち、小学4～6年生の 子ども本人にも調査を実施	未就学児保護者 2,000人(56.4%) 就学児保護者 2,000人(57.2%)
設問数	第2期支援プラン策定時調査と同程度を 予定	未就学児保護者 42問 就学児保護者 46問
実施時期	令和5年12月上旬～令和6年1月中旬 (予定)	平成30年11月22日～12月14日
回答方法	郵送配付・郵送回収 (インターネットによる回答も対応予定)	郵送配付・郵送回収

### Point1

前回調査と同程度の回収率を見込んでおり、**設問数は前回調査と同程度を予定**しています。

### Point2

就学児保護者については、**新たに小学4年生から6年生の子ども本人**へのアンケート調査を行います。

### 3 子ども本人への調査について

#### 【目的】

- こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの状況や心情などの傾向を把握し、第3期支援プランの課題や目標設定、施策の充実に活用するため

#### こども基本法 第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### Point

子ども本人への調査は、こども基本法を踏まえて、**子ども本人の意見を次期計画に反映するため**に行います。

### 3 子ども本人への調査について

#### 【実施内容】

- 子どもの内面、放課後の過ごし方や、こども大綱（中間整理案）の内容などに関する調査
- 子どもに配慮し、子ども本人の回答用の封筒を同封するなどして、回収方法を工夫。また、答えたくない設問には、答えなくてよい選択肢を設ける
- 保護者の回答とのクロス集計などを実施予定

#### Point1

子ども本人へのアンケート調査では、**子ども本人の現状やこども計画等に関連した内容**を聞きます。

#### Point2

回答する子どもの負担にならないように、**回収方法などに配慮**します。

## 4 設問設定の考え方（未就学児保護者、就学児保護者）

1

### 第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問

- 国から示された手引きに沿った、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出等のために必要となる設問

※「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」

#### <設問例>

- 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。
- 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。

Point

保育園・幼稚園・認定こども園や地域子ども子育て支援事業等各事業の量の見込み（利用希望量）を算出するために必須の設問です。

## 4 設問設定の考え方（未就学児保護者、就学児保護者）

### 2 第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問

- 第2期子ども・子育て支援プランの進捗確認等から市の子ども・子育て支援に関する課題や目標等を検討するための設問

#### <設問例>

- 子育てに関して、日常悩んでいることや気になることはどのようなことですか。
- 教育・保育事業を選ぶ（選んだ）基準は何ですか。

#### Point

前回調査との比較を行い、本市の事業の成果や課題を把握するために聞く設問等です。

## 4 設問設定の考え方（未就学児保護者、就学児保護者）

### 3 「子ども・若者計画」や「次世代育成支援対策行動計画」に関連した設問

- 「子ども・若者計画」や「次世代育成支援対策行動計画」等、関連計画の策定のための設問

※第3期支援プランには、「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、上記2計画を包含して策定

#### <設問例>

- 子育てををするにあたって、地域に求めることはありますか

**Point** 第3期支援プランに包含される計画に関連した設問です。

# 参考「子ども・若者計画」について

## 子ども・若者育成支援推進法 第一条

子ども・若者育成支援推進法は、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としています。

## 子ども・若者育成支援推進法 第九条

市町村は、区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものです。（努力義務）

### Point

子ども・若者計画は、**0歳～39歳の子ども・若者**が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して関連する施策を推進するものです。

# 参考「次世代育成支援対策行動計画」について

## 次世代育成支援対策推進法 第一条

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としています。

## 次世代育成支援対策推進法 第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができます。（任意）

### Point

次世代育成支援対策行動計画は、**0歳～18歳**の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るものです。

## 4 設問設定の考え方（未就学児保護者、就学児保護者）

### 4 こども基本法や子どもの権利に関連した設問

- こども基本法を踏まえた計画とするための設問

<設問例>

- 子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか。

**Point** こども基本法や子どもの権利に関連した設問です。

# 参考「こども基本法」について

## こども基本法 第一条

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

## こども基本法 第九条

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

Point

こども基本法は、**心身の発達の過程にあるこども（年齢による定義はない）**の状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現を目指すものです。

## 参考「こども大綱」について

### こども基本法 第十条 第2項

こども大綱を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものです。（努力義務）

### こども施策に関する基本的な方針（今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理））

- （1）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- （2）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく
- （3）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- （4）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- （5）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- （6）施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する。

Point

こども施策に関する基本的な方針が示されています。

## 4 設問設定の考え方（未就学児保護者、就学児保護者）

### 5 子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問

- 子ども・子育て支援プランの個別事業を推進する際に必要となる情報を得るための設問

#### <設問例>

- 地域子育て支援拠点や出張子育て広場へ行くときの交通手段は何ですか。

#### Point

事業の具体的な方向性を検討する際の根拠を把握するための設問です。  
回答結果は、個別事業の課題や目標を検討に活用します。

## 5 今後のスケジュール（予定）

年度	日程	内容
令和5年度	令和5年12月上旬～ 令和6年1月中旬	アンケート調査実施（調査票の発送、回収）
	2月頃	令和5年度 第4回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果報告
令和6年度	5月頃	令和6年度 第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援の現状等の整理 ・第2期子ども・子育て支援プランの点検・評価
	7月頃	第2回子ども・子育て会議 ・計画の骨子案
	9月頃	第3回子ども・子育て会議 ・計画案
	11月～12月頃	パブリックコメント実施
	令和7年1月頃	第4回子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告
	3月	第3期子ども・子育て支援プラン策定



調査対象	設問 No.	内容	設問を新設、修正することによる目的やねらい	対応案 ★:委員に会議で協議して いただきたい内容	委員名 (敬称略・提出順)
未就学児保護者	2	未就学児の生年月は令和だけではなく、平成生まれもいると思うので、平成を追加もしくは西暦で記載する方が良いのではないかと思います。		回答に平成と令和を併記	鈴木委員
未就学児保護者	10	「産後の不安や負担は感じましたか」の産後についてだけではなく、産前の設問を新設するのはどうでしょうか。	伴走型支援が始まり、切れ目のない支援をつくば市は目標としていると思うので、No.10「産後に不安や負担は感じましたか」だけではなく、「産前に不安や負担は感じましたか」の設問を増やしても良いのではないかと思います。妊婦の時にどのような悩みや支援をすれば良いのかのニーズ調査の必要性もあるように感じるので。また、No.10-1のように「どんな内容か」(複数回答可)も選択肢含めて検討していただきたいです。	★	鈴木委員
未就学児保護者	10 10-1	共に産後の不安や鬱に関する設問なので、対象を母親として明記することが良い。		設問に「出産を経験した方にお聞きします」を追記	落合委員
未就学児保護者	10-1	複数回答の方が良いのではないかと思います。	回答が1つとは限らないと思うので。	複数回答にする	鈴木委員
未就学児保護者	10-1	回答肢は18までであるが回答内容がよく似たものがある。よって整理してまとめることが望ましいと思う。 例として、 <母親の心身の悩みや疲れに関すること> 1、3、4、9 <育児に関する悩み> 2、6、8、12、13 <今後のこと> 10、11 <周りのサポートについて> 14、15、16、17		選択肢を以下のとおり修正  <母親の心身の悩みや疲れに関すること> 1、3、4、5、7、9 <育児に関する悩み> 2、6、8、12、13 <今後のこと> 10、11 <周りのサポートについて> 14、15、16、17 18(その他)	落合委員
未就学児保護者	14	選択肢に「保育コンシェルジュ」を追加するのはどうでしょうか。	働く母親が増え、保育サービスの相談する人が以前より増したのではないかと思います。	★	鈴木委員
未就学児保護者	14-1 (新設)	上記の相談窓口や相談事業で実際に利用したものはありますか？	実際に利用されているかどうかは重要はポイントだと考える	No.14-1に「子育てに関する相談窓口や相談事業について利用したことがあるものは何ですか」を新設	落合委員

調査対象	設問No.	内容	設問を新設、修正することによる目的やねらい	対応案 ★:委員に会議で協議して いただきたい内容	委員名 (敬称略・提出順)
未就学児保護者	16	この設問の「地域」という言葉について、行政ではなく近隣コミュニティなのか少し漠然とした印象があるので簡単な定義が必要ではないか？		★	落合委員
未就学児保護者	19	「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか？この事業という言葉の使い方が少しわかりにくいように感じる。定期的にご利用しているか？あるいは通園しているか？ということとは違うかと感じた。		設問に「※具体的な事業については、19-1の選択肢をご覧ください。」を追記	落合委員
未就学児保護者	19-1	選択肢11の「つくば子育てサポートサービス」は正式名称だと思うのですが、「ファミリーサポート」もしくは「ファミサポ」の方が分かりやすいように感じるので、( )で追記するのはどうでしょうか。	選択肢を分かりやすくするため。	選択肢11.を「つくば子育てサポートサービス（ファミリーサポート）」に修正	鈴木委員
未就学児保護者	20	No. 17-1と同様で、選択肢12の「つくば子育てサポートサービス」は正式名称だと思うのですが、「ファミリーサポート」もしくは「ファミサポ」の方が分かりやすいように感じるので、( )で追記するのはどうでしょうか。	選択肢を分かりやすくするため。	選択肢12.を「つくば子育てサポートサービス（ファミリーサポート）」に修正  ※同様に、No. 17、25、31、32の選択肢、就学児保護者のNo. 16、19-1、20、26、27の選択肢も修正	鈴木委員
未就学児保護者	20-3	選択肢の3「少人数保育」ではなく「大人数保育」、この言葉が妥当かは分かりませんが、まとまった人数の保育とかの方が良いのではないかと思います。	公立幼稚園は定員割れしている所がほとんどで、中には10人にも満たない場所もあると思います。現状、少人数保育に等しいと思うので、選択肢の内容を「大人数保育」とかにすれば、園児数が多いのであれば検討する人もいるのではないかと思います。	★	鈴木委員
未就学児保護者	24	設問の文章「問23で～」ではなく「問17で～」の間違いではないかと思います。		正しい内容に修正	鈴木委員
未就学児保護者	28 29 30	拠点、出張子育て広場、これらの言葉を知らない人のために簡単な説明を入れることで認知度を上げるのはどうか？		問28の設問に「地域子育て支援拠点」「出張子育て広場」の説明文を追記	落合委員
未就学児保護者	31	この回答肢の2.に祖父母や友人知人とあるがこれを同列にしないで別とする方がよいと思う	理由は祖父母、友人知人は子供の親にとって大きな環境の違いがあるので。	★	落合委員
未就学児保護者	32	選択肢の「児童館」「放課後子供教室」「児童クラブ」の違いについて知っている前提での書き方になっていますが、補足説明があっても良いと思います。	上にお子さんがいる方であれば、分かる方もいるとは思いますが、第一子で低年齢のお子さんを育てている方は、これらの違いについて知っている人は少ないのではないかと思います。	設問に「児童館」「放課後子供教室」「児童クラブ」の補足説明を追記	鈴木委員

(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定のためのニーズ調査への意見一覧  
【就学児保護者】

調査対象	設問 No.	内容	設問を新設、修正することによる目的やねらい	対応案 ★:委員に会議で協議して いただきたい内容	委員名 (敬称略・提出順)
就学児保護者	9 9-1	共に産後の不安や鬱に関する設問なので、対象を母親として明記することが良い。 また9-1の回答肢は18までであるが回答内容がよく似たものがある。よって整理してまとめることが望ましいと思う。 例： ＜母親の心身の悩みや疲れに関すること＞ 1、3、4、9 ＜育児に関する悩み＞ 2、6、8、12、13 ＜今後のこと＞ 10、11 ＜周りのサポートについて＞ 14、15、16、17		選択肢を以下のとおり修正  ＜母親の心身の悩みや疲れに関すること＞ 1、3、4、5、7、9 ＜育児に関する悩み＞ 2、6、8、12、13 ＜今後のこと＞ 10、11 ＜周りのサポートについて＞ 14、15、16、17 18（その他）	落合委員
就学児保護者	10	学校に関する設問がこれだけになるので、新設として「就学後の悩みや不安にはどのようなものがありますか（ありましたか）」「就学に関する相談窓口や相談事業について知っているものは何ですか」などのものがあったとしても良いのではないかと思います。No.13の「子育てに関する相談窓口について知っているものは何ですか」という設問があるので、ここの兼ね合いをどうするかも検討する必要があるかもしれないです。	乳幼児期の悩みもそうですが、就学時の悩みもまたどこに相談すれば良いのか分からないという方が多いような気がします。幼稚園や保育園に通っている時は何ら問題なくても、学校に入学してから、「学校に慣れず行き渋り」「不登校」「学習障害」「グレーゾーン」「発達障害」の悩みを抱えている方が年々多くなってきているように感じるため。	★	鈴木委員
就学児保護者	33	放課後子供教室（交流ひろばを含む）は、現時点でどこの学校で開催しているのかを教えてください。		放課後子供教室の開催は、つくば市内全小学校、全義務教育学校、特別支援学校が対象ですが、令和5年度の実施校及び交流ひろばは以下の通りです。  《令和5年度実施》 ・小学校 23校 ・義務教育学校 2校 ・交流ひろば 4か所	鈴木委員

(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定のためのニーズ調査への意見一覧  
【こども本人】

調査対象	設問 No.	内容	設問を新設、修正することによる目的やねらい	対応案 ★:委員に会議で協議して いただきたい内容	委員名 (敬称略・提出順)
こども本人	2	設問で小学校を聞いていますが、小学校に限定する聞き方ではない方が良いと思います。特別支援学校、フリースクール、私立小学校、自宅など多様な場で学んでいるお子さんがいるので。それに伴い、選択肢を追加していただきたいです。	小学校しか記載されていないと、それ以外の場所に通っている自分はどうなんだろう？と思ってしまうお子さんがいるかもしれないので。子ども向けの設問は大人より様々な配慮が必要だと思います。	選択肢に「その他」、「答えない」を追記	鈴木委員
こども本人	4	こちらの設問、選択肢ともに、小学4~6年生には内容が難しいのではないのでしょうか。	大人と同じ設問、選択肢になっているので、小学生でも分かりやすい言葉に変更する方が良いと思います。	設問、選択肢を分かりやすい表現に修正	鈴木委員
こども本人	4 5	設問の「子どもの権利の中で」という表現が少し唐突で説明がもう少し必要ではないか？N05の子どもの権利条約を知っていますか？という設問が次に続かずもう少し発展させるかあるいは5から4へと繋ぐ方がいいのではないかと？		No. 4とNo. 5の順番を入れ替える	落合委員
こども本人	4 5	調査全般について 定期的に行われるニーズ調査だと思うが、前回の質問内容と若干変わっている所があります。 その中で、子どもに対するアンケートの取り方について。 多くの自治体では、主に就学前保護者、小学生児童の保護者、中学生以上の子どもをもつ保護者と大体そのような区分で分かれており、その中で保護者を対象にニーズ調査をしている。若干なりとも子どもに対して直接調査している所もあるがまだまだ少ない。その中でつくば市は率先して子どもに対してニーズ調査をしようとしている姿勢は評価に値すると考える。 ただ、今回、調査の内容に関して、①子どもの権利条約に関するものを質問に入れた答えを求めていることに対して、まず、小学生がキチンと答えられるか、私は甚だ疑問を持たざるを得ない。理由は、内容が高度な上、高校生レベルの政治経済の内容を伴うものであり、端的に知っている知らないを聞く内容のものでは無いからである。		★	千代原委員
こども本人	7 12	回答肢の1家族の大人をより具体的に(母、父、祖母、祖父)などと踏み込んではどうか？		選択肢1.を「家族のおとな(母、父、祖母、祖父など)」に修正	落合委員
こども本人	9	学校に対しての設問がこれしかないのでは、もう少し増やしても良いのではないのでしょうか。「学校生活での悩みや不安なことはありますか」「学校生活以外での悩みや不安なことはありますか」など。この後に、No.7の設問が来る方が順番的にしっくりくる気がします。	1日の約1/3は学校などで過ごし、約1/3は睡眠、約1/3は自宅や児童館や習い事などになります。子どもの内面の実態を把握するのであれば、学校、自宅、放課後の過ごし方を満遍なく聞いてほしいです。	★	鈴木委員
こども本人	10	設問の回答の仕方が子どもにとって少し難しい気がします。分かりやすくしてほしいです。また、(1)~(3)ではなく、(1)~(5)の間違いだと思います。		実際に記入する調査票を含め、全体的な表現を子どもが分かるようなものになるよう精査	鈴木委員
こども本人	11	設問の「放課後」に補足説明を追記してほしいです。就学時保護者の設問のように放課後(平日の学校などの終了後)と記載してある方が分かりやすいと思います。小学校と限定しない方が良いかなと思ったので、学校などに変更しましたが、どのような言葉が良いかは検討していただきたいです。	大人と同じ設問や選択肢だと、子どもには分かりにくい言葉が多いと思うので。	設問を「放課後(平日の学校などの終了後)」に修正	鈴木委員
こども本人	13	選択肢の中の「児童クラブ」「放課後子供教室」「公共施設(児童館・図書館・体育館など)」の違いが子どもに分かるのでしょうか。特に児童クラブ、児童館の区別が難しいように感じます。補足説明がある方が選択しやすいと思います。	大人と同じ設問や選択肢だと、子どもには分かりにくい言葉が多いと思うので。	選択肢に「児童館」「児童クラブ」「放課後子供教室(交流ひろば)」の補足説明を追記	鈴木委員
こども本人	全体	全体的に、子ども向けの設問、及び選択肢にふりがながある方が良いと思います。	習っていない漢字や、習っていても忘れてしまっている漢字があると思うので。	調査票では、漢字にふりがなをふるなど対応	鈴木委員
こども本人	新設	新設で、大人同様、自由欄の記述があっても良いと思います。	書いてくれるお子さんは少ないかもしれませんが、子どもが何を感じ、どう思っているのかが分かるのではないかとと思うので。	★	鈴木委員

(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定のためのニーズ調査への意見一覧  
【調査方法関連】

内容	事務局の回答	委員名 (敬称略・提出順)
<p>①抽出方法、調査対象について</p> <p>基本的には前回と同様ではありますが、設問が年齢別のものもあるため、未就学児保護者、就学児保護者だけの分け方だと年齢の幅があり過ぎて偏りがあるのではないかと感じました。それならば、例えば0歳児〇人、1歳児〇人などといった細かく年齢別に抽出するというのも良いのかもしれませんが。</p>	<p>抽出については、エリア別（第2期支援プランの3エリア）及び年齢区分別（0～2歳、3～5歳、6～11歳）で区分した際に、統計調査における信頼率を確保できる配付数で実施します。</p>	鈴木委員
<p>②調査対象の子どもについて</p> <p>今回子ども向けにニーズ調査を行うことは、とても良いことだと思います。こども家庭庁が発足し、こどもまんなか社会を実現するために国も色々動いています。つくば市のニーズ調査が小学4～6年生を対象にした理由を教えてくださいたいです。中学生や高校生に対してはなくても良いのかな？と思ったので。</p>	<p>今回のニーズ調査の主旨は、「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みを算出するためであり、0歳～小学6年生までの子どもの保護者が対象です。その年齢のうち、アンケートに自分で回答できる年齢の小学4～6年生（9～11歳）を対象としました。</p>	鈴木委員
<p>③回答方法について</p> <p>郵送配布、郵送回答（インターネット回答も検討）との事ですが、子どものニーズ調査書類も大人と同じ封筒内という認識で良いでしょうか？子どものニーズ調査の正確性を求めるならば、自宅に郵送するという手段を取らない方が良いと思います。おそらく、子どもの本心が聞けないと思うので。周りに大人がいない環境でニーズ調査を行うのがベストだと思います。郵送だと、親に見られる可能性がありますので。学校で1人1台タブレットが支給されています。その端末にニーズ調査を配信すれば、誰からも見られない、子どもの本心が聞けるような気がします。</p> <p>もしタブレットに配信することができれば、ひょっとしたら1,000人抽出ではなく、全員に聞ける可能性があるかもしれません。</p> <p>ただ、これを実施する場合、学校との連携が必要になってくると思います。学校だと、つくば市の担当課は教育局になるのでしょうか？</p> <p>ぜひとも、こどもまんなか社会を実現するために、課の垣根を超えてニーズ調査を進めていただきたいと思います。</p> <p>あとは、特別支援学校、フリースクール、私立学校などに通っている子どもたちにも可能なかどうかを検討していただきたいと思います。</p> <p>今、学校はとても複雑だと思います。余談にはなりますが、同じつくば市内でも学校によって時間割も違えば、通学班があるかどうか、ドリルなどの教材、行事なども異なります。校長先生が代わるとまた変更になります。つくば市は特に中心部と周辺部ではかなり違います。児童数にかなり差がありますからね。</p> <p>つくば市だけの問題なのか、市外でも同様なのかが気になります。また、ニーズ調査の時期が11月下旬からとなっているので、竹園東小の問題が最近あったばかりでのニーズ調査になるので、保護者から学校に関してのさまざまな意見が出る可能性もあるのではないかと思います。</p>	<p>子どもに配慮し、子ども本人の回答用の封筒を同封するなど回収方法を工夫します。</p> <p>また、学校配付のタブレットを使った調査のご提案ですが、今回のニーズ調査の趣旨が、「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みを算出するためであるため、アンケート調査対象の保護者のうち、アンケートに自分で回答できる年齢の子どもを対象としたものとなります。</p>	鈴木委員

内容	事務局の回答	委員名 (敬称略・提出順)
<p>④ニーズ調査の目的、フィードバック</p> <p>子ども向けにニーズ調査をする場合、子どもにも分かる内容の目的やフィードバックを明記する必要があると思います。現状の設問、選択肢を見る限り、子どもには少し難しいかなという表現も含まれていたのでは。</p>	<p>調査票には、子どもにもニーズ調査の目的等が分かるような説明を記載します。調査票を含めた全体的な表現も、子どもが分かるようなものになるよう精査します。</p>	鈴木委員
<p>⑤調査対象について</p> <p>外国籍の方も対象になるのでしょうか？もし、外国籍の方も対象となる場合、設問及び選択肢を日本語だけではなく、英語にする必要があると思います。</p>	<p>外国籍の方も対象とします。抽出で対象となった方には、英語での案内文を入れるなど、日本語がわからなくても回答できる対応をします。</p>	鈴木委員
<p>⑥クロス集計について</p> <p>クロス集計する目的があれば、教えてください。</p>	<p>より多角的な視点でニーズの傾向を把握することが目的です。(前回のニーズ調査でもクロス集計を実施しています)</p>	鈴木委員
<p>⑦実施時期</p> <p>11月下旬からとなっていますが、実際問題可能なのでしょうか？私だけでも、かなり多い意見を出させてもらいましたので。つくば市と委員の方たちで良い形のニーズ調査を進めていきたいと思っています。</p>	<p>ニーズ調査の実施時期については検討中ですが、今後のスケジュールを考えると遅くとも12月上旬には調査票を発送する必要があります。</p>	鈴木委員
<p>調査方法に関して</p> <p>保護者とセットで調査をするということになっていますが、①子どもが親の監視下でキチンと答える事ができればいいのですが、例えば親にとって不利益なことを話をする事になってしまった場合、正しくニーズ調査が行う事ができない可能性が高い。また、②親の誘導による回答をしてしまう可能性が高い。他の自治体で、子ども本人にニーズ調査をしている所は少ないが、例えば近隣自治体でいくと埼玉県三郷市では、第2次「みさとこどもにこにこプラン」(計画年度2020～2024年度)の策定に活用するために、教育・保育・子育て支援等に関する現在の利用状況やご意見ご要望等、および、小学生・中学生・15～18歳の生活環境や抱える課題等を明らかにすることを目的として、三郷市在住の子育て中の市民、小学生、中学生、15～18歳の児童を対象に、アンケート調査を実施しました。この際、小学生、中学生に対するアンケートを集計する際、学校を通じて行なっており、親から一定距離を置いて第三者たる学校が介在してアンケート回収を行なっています。さいたま市も同様に子どもへの調査を実施していますが、必ず学校内で調査をしています。ニーズ調査をする場合、その方法が一つのポイントになってきます。他の自治体では、大体似たような質問内容になっている中、なかなかいい質問だなと思ったものがあり、例えば西東京市のもので、自分が今大人になり、いまだから言えるあの時すなわち子ども自分にあつたらよかったのというものがあればお答えください、というのがあり、なかなかいい質問だと思った。すなわち、時代も環境も変わり、また技術の進歩も相まって一概にこれだとは言いきれないものの、当時の感覚とは違った目線で考える事ができ、発想の転換ができると思う。大阪市の例で、ニーズ調査方法に関して、子育て世代に含める範囲を現在進行形の世代に限定せず、妊婦の方も含めた調査をしていることも特筆するべきと考える。他の自治体として、埼玉県入間市や香川県高松市もあげられる。ニーズ調査自体に関して、他の子ども子育て会議において、例えば東京都調布市などはニーズ調査自体の質問事項の内容にニーズ調査してみたい内容の有無の聞き取りを行ったりしているものもある。</p>	<p>子どもに配慮し、子ども本人の回答用の封筒を同封するなど回収方法を工夫します。また、学校を通じたアンケートの配付については、今回のニーズ調査の趣旨が、「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みを算出するためであるため、アンケート調査対象の保護者のうち、アンケートに自分で回答できる年齢の子どもを対象としたものとなります。</p>	千代原委員

# 未就学児保護者への調査 設問（案）

※国の手引き：「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」で示されている保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出に必要な設問

協議 1 - 3

※赤字：委員照会（事前調査）資料からの主な修正箇所

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
お住まいの地域やご家族、ご家庭の状況について					
1	お住まいの地区（小学校区）は、次のどれですか。	筑波地区 1. 秀峰筑波 大穂地区 2. 大曾根小 3. 前野小 4. 要小 5. 吉沼小 豊里地区 6. 沼崎小 7. 今鹿島小 8. 上郷小 谷田部地区 9. 谷田部小 10. 谷田部南小 11. 真瀬小 12. 島名小 13. 葛城小 14. 柳橋小 15. 小野川小 16. 手代木南小 17. 二の宮小 18. 松代小 19. 東小 20. 春日学園 21. 学園の森 22. みどりの学園 23. 香取台小 24. 研究学園小 桜地区 25. 栄小 26. 九重小 27. 桜南小 28. 栗原小 29. 竹園東小 30. 竹園西小 31. 吾妻小 32. 並木小 荃崎地区 33. 荃崎第一小 34. 荃崎第二小 35. 荃崎第三小	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問1	○
2	宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。	令和（ ）年（ ）月生まれ	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問2	○
3	この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。	1. 母親 2. 父親 3. その他	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問4	○
4	この調査票にご回答いただいている方に、配偶者はいますか。	1. 配偶者がいる 2. 配偶者がいない	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問5	○
5	宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。	1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問6	○
6	宛名のお子さんが生まれた時、つくば市内に住所がありましたか。	1. 市内に居住 2. 県内の各市町村に居住 3. 県外に居住	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問7	
7	世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。 金額をご記入ください。	金額を記入	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問		

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ス調査	国の 手引き※
子育てをめぐる環境について					
8	子育てに関して不安や負担などはお感じですか。	1. 非常に不安や負担を感じる 2. なんとなく不安や負担を感じる 3. あまり不安や負担などは感じない 4. まったく不安や負担などは感じない 5. なんともいえない	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問	問8	
9	子育てに関して、日常悩んでいることや気になることはどのようなことですか。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 子どもの健康や発育・発達に関すること 2. 育児の方法や子どもとの接し方が分からないこと 3. 子育てによる精神的・身体的な疲れが激しいこと 4. 子育てで出費がかさむこと 5. 自分自身や夫婦で楽しむ時間が持てないこと 6. 仕事と子育ての両立が難しいこと 7. 子育てに関して配偶者や家族の協力・理解が不十分なこと 8. 配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと 9. 緊急の場合に子どもを預かってくれる場所がないこと 10. 子どもをしかりすぎているような気がする 11. ストレスなどで子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと 12. 身近に気軽に相談できる人や場所がないこと 13. 地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからないこと 14. その他( ) 15. 特になし	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問	問9	
10	産後に不安や負担は感じましたか。	1. とても感じた(感じている) 2. 時々感じた(時々感じている) 3. あまり感じなかった(あまり感じていない) 4. まったく感じなかった(まったく感じていない)	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問		
10-1	問10で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。 それはどんな内容ですか。	1. 出産や育児による体の疲れ 2. 上の子どもとの育児の両立が難しい 3. 十分な睡眠がとれない 4. イライラしたり落ち込んだりする 5. 自分の時間がとれない 6. 自分の育児方法が正しいのか分からない 7. やることが多い、疲れていて家事ができない 8. 子どもが泣きやまない 9. 授乳や乳房のトラブル 10. 仕事への復帰や仕事との両立が大変 11. 子育てにお金がかかる 12. ほかの子どもと自分の子どもの発達などを比べて不安になる 13. 子育てに自信が持てない 14. まわりの育児の協力者が足りない 15. 夫婦や家族関係がうまくいかない 16. 相談できる友人がおらず、孤独感を感じる 17. ほかの親との関係がうまくいかない 18. その他( )	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問		
11	日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる 5. いずれもない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問10	
11-1	問11で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある 6. その他( )	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問10-1	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ス調査	国の 手引き※
12	子育てに関する情報をどのように入手していますか。 (あてはまる番号すべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> <li>親族(親、きょうだいなど)</li> <li>隣近所の人、知人、友人</li> <li>学校・保育所・幼稚園・認定こども園</li> <li>市役所や市の機関(保健センター、児童館、子育て支援センター等)</li> <li>広報つくばやパンフレット(子育てハンドブックや各事業のチラシ等)</li> <li>テレビ、ラジオ、新聞</li> <li>子育て雑誌・育児書</li> <li>市のホームページやSNS等</li> <li>民間のホームページやSNS等</li> <li>コミュニティ誌</li> <li>その他( )</li> <li>情報の入手先がない</li> <li>情報の入手手段がわからない</li> </ol>	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問11	
13	子育てに関してどのような地域情報を知りたいですか。 (あてはまる番号すべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> <li>親子で交流できる場や催しについて</li> <li>親同士が交流できる場や催しについて</li> <li>子育て相談や講座</li> <li>保育園・幼稚園について</li> <li>子育てサークルや団体の活動内容について</li> <li>一時預かり・送り迎え等の保育サービスについて</li> <li>同じ立場の親の会</li> <li>医療機関について</li> <li>公園や遊び場について</li> <li>子育て仲間で集うために使える場について</li> <li>親子で行けるコンサート等について</li> <li>子連れで行けるお店について</li> <li>その他( )</li> <li>特になし</li> </ol>	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問13	
14	子育てに関する相談窓口や相談事業について知っているものは何ですか。 (あてはまる番号すべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> <li>つくば市家庭児童相談</li> <li>土浦児童相談所</li> <li>つくば市子育て総合支援センター</li> <li>つくば市の保健センター</li> <li>つくば市女性のための相談室</li> <li>つくば市障害福祉課への相談</li> <li>つくば市教育相談センター</li> <li>家庭訪問型子育て支援「ホームスタートつくば」</li> <li>茨城県福祉相談センターへの福祉相談</li> <li>いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい</li> <li>いばらき虐待ホットライン</li> <li>その他( )</li> </ol>	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問14	
15	子育てに関する相談で充実してほしいことは何ですか。 (あてはまる番号2つに○)	<ol style="list-style-type: none"> <li>身近な場での窓口</li> <li>専門的な情報</li> <li>職員の対応スキル</li> <li>地域機関等へのつなぎ</li> <li>安心して相談できる環境(子どもの預かり、プライバシーの配慮等)</li> <li>その他( )</li> <li>特になし</li> </ol>	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問	問16	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ズ調査	国の 手引き※
16	子育てをするにあたって、地域に求めることはありますか。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 子育ての相談や情報交換をしたい 2. 危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい 3. 遊びの相手やスポーツと一緒にしてほしい 4. 子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行事がほしい 5. 緊急時に子どもを預かってほしい 6. 地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい 7. とともに子育てできるグループやサークルなどがほしい 8. 単なる子育て仲間や友人がほしい 9. その他 ( ) 10. 特にない	子ども・若者計画 (包含する計画) に関連した設問	問19	
17	事業について、知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものを、質問項目ごとにお答えください。 ※①～⑧の事業ごとに、A～Cのそれぞれで「1. はい」「2. いいえ」のいずれかに○をつけてください。	A知っている 1. はい 2. いいえ Bこれまでに利用したことがある 1. はい 2. いいえ C今後利用したい 1. はい 2. いいえ ①家庭教育学級 講演会やレクリエーションを通し、家庭教育に関する意識の啓発、情報及び学習の機会を提供。 ②家庭児童相談 子育てや学校生活に関する心配事や困り事等について家庭児童相談員が相談を受ける。 ③子育て電話相談 育児・子育てに関して、市内の子育て支援センター、保育所等で実施している電話相談。 ④子育てサポートサービス 地域の住民が子どもを預かる会員制事業で市社会福祉協議会で実施。 ⑤つくば市子育てナビ 子育てに関わる相談や支援サービス等の情報を提供。 ⑥子育てコーディネーター 子育て支援センターにいるコーディネーターが子育て全般に関する相談を受ける ⑦保育コンシェルジュ 保育所等の入所希望など保育サービスに関する相談を受ける ⑧母子保健コーディネーター 保健師が妊娠期や出産期に関する相談を受ける	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問		
保護者の就労状況について					
18	宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況 (自営業、家族従事者含む) をうかがいます。 (あてはまる番号1つに○)	母親・父親でそれぞれ 1. フルタイム (1週5日程度・1日8時間程度の就労) で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない 2. フルタイム (1週5日程度・1日8時間程度の就労) で就労しているが、産休・育休・介護休業中である 3. フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない 4. フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問21	○
18-1	問18で「1.」または「2.」(フルタイムで就労している)、「3.」または「4.」(フルタイム以外で就労している)に○をつけた方にうかがいます。 1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。	母親・父親 1週当たり ( ) 日 1日当たり ( ) 時間 ( ) 分	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問21-1	○

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
18-2	問18で「3.」または「4.」（フルタイム以外で就労している）に○をつけた方にうかがいます。 フルタイムへの転換希望はありますか。	母親・父親 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. フルタイム以外の就労を続けることを希望 4. フルタイム以外の就労をやめて子育てや家事に専念したい	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問21-3	○
18-3	問18で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。 就労したいという希望はありますか。 （あてはまる番号・記号それぞれ1つに○）	母親・父親 1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない） 2. 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい →希望する就労形態 ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労） イ. フルタイム以外 →1週あたり（ ）日 1日あたり（ ）時間	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問21-4	○
保育園や幼稚園などの利用状況や意向について					
19	宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。	1. 利用している 2. 利用していない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問23	○
19-1	問19で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。 平日、保育園や幼稚園など年間を通じて「定期的に」利用している事業はどれですか。 （あてはまる番号すべてに○）	1. 幼稚園（通常の就園時間の利用） 2. 幼稚園の預かり保育 （通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ） 3. 認可保育所 （国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの） 4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設） 5. 小規模保育施設 （国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの） 6. 家庭的保育（保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業） 7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設） 8. 自治体の認証・認定保育施設 （認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設） 9. その他認可外の保育施設 10. 居宅訪問型保育 （ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業） 11. つくば子育てサポートサービス （地域住民が子どもを預かる会員制事業、市社会福祉協議会で実施） 12. その他（ ）	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問23-1	○
19-2	平日に定期的に利用している教育・保育事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。	現在 1週あたり（ ）日 1日あたり（ ）時間（ ）時～（ ）時 希望 1週あたり（ ）日 1日あたり（ ）時間（ ）時～（ ）時	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問23-2	○

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ズ調査	国の 手引き※
19-3	問19で「2. 利用していない」に○をつけた方にかがいます。 利用していない理由は何ですか。 (あてはまる番号すべてに○) ※「8.」に○をつけた場合は、年齢をご記入ください。	1. 利用する必要がない 2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている 3. 近所の人や父母の友人・知人がみている 4. 利用したいが、教育・保育の事業に空きがない 5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない 6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない 7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない 8. 子どもがまだ小さいため( )歳くらいになったら利用しようと考えている 9. その他( )	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問23-4	○
20	現在、利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的に利用したいと考える事業は、次のどれですか。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 公立幼稚園 (通常の就園時間の利用) 2. 私立幼稚園 (通常の就園時間の利用) 3. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) 4. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの) 5. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設) 6. 小規模保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6~19人のもの) 7. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業) 8. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設) 9. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) 10. その他認可外の保育施設 11. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業) 12. つくば子育てサポートサービス (地域住民が子どもを預かる会員制事業、市社会福祉協議会で実施) 13. その他( )	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問24	○
20-1	問20で「1. 公立幼稚園」、「2. 私立幼稚園」、「3. 幼稚園の預かり保育」のいずれかに○をつけ、かつ「4. 認可保育所」~「13. その他」のいずれかにも○をつけた方にかがいます。 特に幼稚園(幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む)の利用を強く希望しますか。	1. はい 2. いいえ	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問24-1	○
20-2	問20で「1. 公立幼稚園」または「2. 私立幼稚園」に○をつけた方にかがいます。 何歳から幼稚園を利用したいですか。	1. 満3歳(2歳児)から 2. 3歳児から 3. 4歳児から 4. 5歳児から	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問24-2	
20-3	問20で「1. 公立幼稚園」に○をつけず「2. 私立幼稚園」に○をつけた方にかがいます。 下記の項目があれば、公立幼稚園を希望する(していた)というものは何ですか。(あてはまる番号3つまでに○)	1. 公立幼稚園は始めから希望していない 2. 3年保育 3. 少人数保育 4. 小学校との連携の充実 5. 平日の延長保育 6. 親の子育て相談の充実 7. 特別支援学級の開設 8. 特色ある教育 9. 幼稚園バスの送迎 10. 多様なクラブ活動 11. 教育施設の充実 12. その他( )	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問		

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
21	教育・保育事業を選ぶ（選んだ）基準は何ですか。 （あてはまる番号3つに○）	1. 家からの距離が近い 2. 勤務先からの距離が近い 3. 通勤経路（家から駅まで）にある 4. 通勤経路（家から勤務先）にある 5. 保育・教育の方針や内容がよい 6. 希望する時間帯で利用できる 7. 施設が充実している 8. 職員の対応がよい 9. 兄弟姉妹が利用している 10. 子どもの友だちが利用している 11. 徒歩、自転車で送迎が出来る 12. 自動車で送迎ができる 13. バス送迎がある 14. 利用料が安い 15. その他（ ）	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問	問25	
土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について					
22	土曜と日曜・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。 （（1）（2）それぞれについて、あてはまる番号1つに○）	(1) 土曜日 1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい 利用したい時間帯 （ ）時（ ）分から（ ）時（ ）分まで (2) 日曜日・祝日 1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい 利用したい時間帯 （ ）時（ ）分から（ ）時（ ）分まで	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問27	○
23	「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。 夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の利用を希望しますか。	1. 利用する必要はない 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい 3. 休みの期間中、週に数日利用したい 利用したい時間帯 （ ）時（ ）分から（ ）時（ ）分まで	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問28	○
お子さんの病気の際の対応について ※平日の教育・保育を利用する方のみ					
24	平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問19で「1. 利用している」に○をつけた方）にうかがいます。 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガにより、通常の事業が利用できなかったことはありますか。 （あてはまる番号1つに○）	1. あった 2. なかった	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問29	○

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ス調査	国の 手引き※
24-1	問24で「1. あった」に○をつけた方にうかがいます。 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の 事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法 はどれになりますか。 (あてはまる番号すべてに○) それぞれの日数も( )内に数字でご記入ください(半日程 度の場合は、1日とカウント)。	1. 父親が休んだ ( )日 2. 母親が休んだ ( )日 3. (同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった ( )日 4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた ( )日 5. 病児・病後児の保育を利用した ( )日 6. ベビーシッターを利用した ( )日 7. つくば子育てサポートサービスを利用した ( )日 8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた ( )日 9. その他( ) ( )日	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問29-1	○
24-2	問24-1で「1. 」または「2. 」のいずれかに○をつけた方 にうかがいます。 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用し たい」と思われましたか。 (あてはまる番号1つに○)	1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒利用したい日数は年間( )日程度 2. 利用したいとは思わない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問29-2	○
不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について					
25	私用や親の通院、就労等の際に、不定期に利用している事業は ありますか。 (あてはまる番号すべてに○) それぞれの日数も( )内に数字でご記入ください(半日程 度の場合は、1日とカウント)。	1. 一時預かり(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事 業)( )日 2. 幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用 する場合のみ)( )日 3. つくば子育てサポートサービス(地域の住民が子どもを預かる会員制事業)( )日 4. 子育て短期支援事業のトワイライトステイまたは休日預かり( )日 5. ベビーシッター( )日 6. その他( ) ( )日 7. 利用していない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問30	○
26	私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい上 記の事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有 無・日数をお答えください。 (あてはまる番号・記号すべてに○) それぞれの日数も( )内に数字でご記入ください(半日程 度の場合は、1日とカウント)。	1. 利用したい 計( )日 ア 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等、リフレッシュ目的) ( )日 イ 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等( )日 ウ 不定期の就労( )日 エ その他( ) ( )日 2. 利用する必要はない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問31	○
27	この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気 など)により、宛名のお子さんを泊りかけで家族以外にみても らわなければならないことはありましたか(預け先が見つから なかった場合も含みます)。 (あてはまる番号・記号すべてに○) それぞれの宿泊数もご記入ください。	1. あった ア. (同居者を含む)親族・知人にみてもらった ( )泊 イ. 子育て短期支援事業のショートステイを利用した (児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業) ( )泊 ウ. 認可外保育施設、ベビーシッター等を利用した ( )泊 エ. 仕方なく子どもを同行させた ( )泊 オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた ( )泊 カ. その他( ) ( )泊 2. なかった	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問32	○

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ズ調査	国の 手引き※
地域の子育て支援拠点事業の利用状況について					
28	現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、つくば市では、子育て総合支援センターのけやき広場や各地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を指します）を利用していますか。 （あてはまる番号すべてに○）	1. 子育て総合支援センター（けやき広場）や各地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を利用 1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度 2. 出張子育て広場（各地域子育て支援拠点が、地域交流センター等になどに出張して子育て支援拠点事業を行うもの）を利用 1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度 3. 現在、利用していない（過去に利用したことがある） 4. 一度も利用したことがない 5. 子育て総合支援センター（けやき広場）や各地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を知らなかった	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問33 （一部変更）	○
28-1	問28で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。 子育て総合支援センターや地域子育て支援拠点、出張子育て広場へ行くときの交通手段は何ですか。 （あてはまる番号すべてに○）	1. 車 2. 徒歩 3. 公共交通機関 4. 自転車 5. その他（ ）	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問		
28-2	問28で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。現在、利用していない理由は何ですか。 （あてはまる番号すべてに○）	1. 交通手段がない 2. 親子で遊んで過ごす場所として満足できなかった 3. 子育てに関して期待した相談をすることが出来なかった 4. 子育てに関して期待した情報を得ることが出来なかった 5. ほかの親とコミュニケーションをとることが難しかった 6. その他（ ）			
29	地域子育て支援拠点事業について、今後の利用希望はありますか。 （あてはまる番号1つに○） ※おおよその利用回数（頻度）をご記入ください。	1. 利用していないが、今後利用したい 1週当たり（ ）回 もしくは 1か月当たり（ ）回程度 2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい 1週当たり更に（ ）回 もしくは 1か月当たり更に（ ）回程度 3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問34	○
30	出張子育て広場（各地域子育て支援拠点が、地域交流センター等に出張して子育て支援拠点事業を行うもの）を利用について、今後の利用希望はありますか。	1. 利用したい（現在の利用の有無にかかわらず） 2. 利用したくない →「2.」を選択した方は、その理由を記載してください （ ）	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問		

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ズ調査	国の 手引き※
小学校就学後の放課後の過ごし方について ※宛名のお子さんが5歳以上である方のみ					
31	小学校1～3年生の間は、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。 （あてはまる番号すべてに○） それぞれ該当する1週当たりの日数をご記入ください。	1. 自宅 週（ ）日くらい 2. 祖父母宅や友人・知人宅 週（ ）日くらい 3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 週（ ）日くらい 4. 児童館 週（ ）日くらい 5. 放課後子供教室 週（ ）日くらい 6. 公営の児童クラブ 週（ ）日くらい→下校時から 7. 民営の児童クラブ 週（ ）日くらい→（ ）時（ ）分 8. 父母会運営の児童クラブ 週（ ）日くらい→ まで 9. つくば子育てサポートサービス 週（ ）日くらい 10. その他（地域交流センター、公園など） 週（ ）日くらい	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問35	○
32	だいが先のことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。 小学校4～6年生の間は、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。 （あてはまる番号すべてに○）	1. 自宅 週（ ）日くらい 2. 祖父母宅や友人・知人宅 週（ ）日くらい 3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 週（ ）日くらい 4. 児童館 週（ ）日くらい 5. 放課後子供教室 週（ ）日くらい 6. 公営の児童クラブ 週（ ）日くらい→下校時から 7. 民営の児童クラブ 週（ ）日くらい→（ ）時（ ）分 8. 父母会運営の児童クラブ 週（ ）日くらい→ まで 9. つくば子育てサポートサービス 週（ ）日くらい 10. その他（地域交流センター、公園など） 週（ ）日くらい	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問36	○
子どもの権利について					
33	あなたは、「子どもの権利条約」を知っていますか。	1. 名前も内容も知っている 2. 名前は知っているが内容は知らなかった 3. 知らなかった	こども基本法や子どもの権利に関連 した設問		
34	あなたは、子育てをされていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことはありますか。	1. 常にしている 2. とときどきしている 3. あまりしていない 4. まったくしたことがない	こども基本法や子どもの権利に関連 した設問		
35	子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか。 （あてはまるものすべてに○）	1. 人種や性別、宗教などで差別されないこと 2. 障がいのある子が差別されないこと 3. こどもが知りたいことを隠さないこと 4. 暴力や言葉で傷つけないこと 5. 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと 6. 自分の考えを自由に言えること 7. 人と違う自分らしさが認められること 8. 自分の秘密が守られること 9. 自分のことは自分で決められること 10. 自由な時間をもつこと 11. 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること 12. 必要な情報をしることや、参加する手助けを受けられる	こども基本法や子どもの権利に関連 した設問		

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
つくば市の子育て環境や支援対策について					
36	保育所・幼稚園を含めた保育サービス全般について、どのよう に思いますか。	1. 良い 2. まあ良い 3. あまり良くない 4. 良くない 5. わからない	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問	問37①	
37	あなたにとってつくば市は総合的にみて、子育てしやすいまち ですか。	1. 子育てしやすい 2. どちらかといえば子育てしやすい 3. どちらともいえない 4. どちらかといえば子育てしやすくない 5. 子育てしやすくない	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問	問39	
38	今後、つくば市では、特にどのような事業や対策に力を入れて ほしいですか。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 児童館など、親子が安心して集まれる場所 2. 子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり 3. 子育て支援のサークルなどの充実 4. 保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実 5. 一時保育などの一時的な預かりサービスの充実 6. 妊娠・出産に対する支援 7. 母親・乳幼児の健康に対する支援 8. 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 9. 育児休暇の取得促進など企業に対する職場環境改善の働きかけ 10. 子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実 11. 子育てに困ったときに相談できる体制の充実 12. 幼児教育の内容・環境等全般的な充実 13. 子育て情報を入手しやすい体制づくり 14. その他 15. 特にない	次世代育成支援対策行動計画（包含 する計画）に関連した設問	問40	
39	子育て支援について、ご意見がありましたら自由にご記入くだ さい。	自由記述	-	問42	



# 就学児保護者への調査設問（案）

※国の手引き：「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」で示されている保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出に必要な設問

※赤字：委員照会（事前調査）資料からの主な修正箇所

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の二ーズ調査	国の手引き※
お住まいの地域やご家族、ご家庭の状況について					
1	お住まいの地区（小学校区）は、次のどれですか。	筑波地区 1. 秀峰筑波 大穂地区 2. 大曾根小 3. 前野小 4. 要小 5. 吉沼小 豊里地区 6. 沼崎小 7. 今鹿島小 8. 上郷小 谷田部地区 9. 谷田部小 10. 谷田部南小 11. 真瀬小 12. 島名小 13. 葛城小 14. 柳橋小 15. 小野川小 16. 手代木南小 17. 二の宮小 18. 松代小 19. 東小 20. 春日学園 21. 学園の森 22. みどりの学園 23. 香取台小 24. 研究学園小 桜地区 25. 栄小 26. 九重小 27. 桜南小 28. 栗原小 29. 竹園東小 30. 竹園西小 31. 吾妻小 32. 並木小 茎崎地区 33. 茎崎第一小 34. 茎崎第二小 35. 茎崎第三小	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問1	○
2	宛名のお子さんは何年生ですか。	1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生 4. 4年生 5. 5年生 6. 6年生	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問2	○
3	この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。	1. 母親 2. 父親 3. その他	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問4	○
4	この調査票にご回答いただいている方に、配偶者はいますか。	1. 配偶者がいる 2. 配偶者がいない	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問5	○
5	宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。	1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問6	○
6	世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。 金額をご記入ください。	金額を記入	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問		
子育てをめぐる環境について					
7	子育てに関して不安や負担などはお感じですか。	1. 非常に不安や負担を感じる 2. なんとなく不安や負担を感じる 3. あまり不安や負担などは感じない 4. まったく不安や負担などは感じない 5. なんともいえない	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問	問7	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
8	子育てに関して、日常悩んでいることや気になることはどのようなことですか。 (あてはまる番号すべてに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの健康や発育・発達に関すること</li> <li>2. 育児の方法や子どもとの接し方が分からないこと</li> <li>3. 子育てによる精神的・身体的な疲れが激しいこと</li> <li>4. 子育てで出費がかさむこと</li> <li>5. 自分自身や夫婦で楽しむ時間が持てないこと</li> <li>6. 仕事と子育ての両立が難しいこと</li> <li>7. 子育てに関して配偶者や家族の協力・理解が不十分なこと</li> <li>8. 配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと</li> <li>9. 緊急の場合に子どもを預かってくれる場所がないこと</li> <li>10. 子どもをしっかりと育てているような気がする</li> <li>11. ストレスなどで子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと</li> <li>12. 身近に気軽に相談できる人や場所がないこと</li> <li>13. 子どもの学力が心配</li> <li>14. 子どものいじめや友人関係が心配</li> <li>15. 子どもの登校渋りが心配</li> <li>16. 保護者同士のつきあいや関係</li> <li>17. 地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからないこと</li> <li>18. その他 ( )</li> <li>19. 特になし</li> </ul>	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問	問8	
9	産後に不安や負担は感じましたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. とても感じた (感じている)</li> <li>2. 時々感じた (時々感じている)</li> <li>3. あまり感じなかった (あまり感じていない)</li> <li>4. まったく感じなかった (まったく感じていない)</li> </ul>	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問		
9-1	前の問で「1.」または「2.」に○をつけた方にお聞きします。 それはどんな内容ですか。 (あてはまる番号すべてに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 出産や育児による体の疲れ</li> <li>2. 上の子との育児の両立が難しい</li> <li>3. 十分な睡眠がとれない</li> <li>4. イライラしたり落ち込んだりする</li> <li>5. 自分の時間がとれない</li> <li>6. 自分の育児方法が正しいのか分からない</li> <li>7. やることが多い、疲れていて家事ができない</li> <li>8. 子どもが泣きやまない</li> <li>9. 授乳や乳房のトラブル</li> <li>10. 仕事への復帰や仕事との両立が大変</li> <li>11. 子育てにお金がかかる</li> <li>12. ほかに子どもと自分の子どもの発達などを比べて不安になる</li> <li>13. 子育てに自信が持てない</li> <li>14. まわりの育児の協力者が足りない</li> <li>15. 夫婦や家族関係がうまくいかない</li> <li>16. 相談できる友人がおらず、孤独感を感じる</li> <li>17. ほかに親との関係がうまくいかない</li> <li>18. その他 ( )</li> </ul>	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問		
10	お子さんは、毎日、生き生きと学校に行きますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 生き生きしている</li> <li>2. どちらかといえば、生き生きしている</li> <li>3. どちらかといえば、生き生きしていない</li> <li>4. 生き生きしていない</li> <li>5. その他 ( )</li> </ul>	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問	問44	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
11	子育てに関する情報をどのように入手していますか。(あてはまる番号すべてに○)	1. 親族(親、きょうだいなど) 2. 隣近所の人、知人、友人 3. 学校・保育所・幼稚園・認定こども園 4. 市役所や市の機関(保健センター、子育て支援センター等) 5. 広報つくばやパンフレット(子育てハンドブックや各事業のチラシ等) 6. テレビ、ラジオ、新聞 7. 子育て雑誌・育児書 8. 市のホームページやSNS等 9. 民間のホームページやSNS等 10. コミュニティー誌 11. その他( ) 12. 情報の入手先がない 13. 情報の入手手段がわからない	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問9	
12	子育てに関してどのような地域情報を知りたいですか。(あてはまる番号すべてに○)	1. 親子で交流できる場や催しについて 2. 親同士が交流できる場や催しについて 3. 子育て相談や講座 4. 児童クラブ・放課後子供教室について 5. 子育てサークルや団体の活動内容について 6. 一時預かり・送り迎え等の保育サービスについて 7. 同じ立場の親の会 8. 医療機関について 9. 公園や遊び場について 10. 子育て仲間で集うために使える場について 11. 親子で行けるコンサート等について 12. 子連れで行けるお店について 13. 民間の不登校児童生徒支援施設について 14. その他( ) 15. 特にない	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問11	
13	子育てに関する相談窓口や相談事業について知っているものは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)	1. つくば市家庭児童相談 2. 土浦児童相談所 3. つくば市子育て総合支援センター 4. つくば市の保健センター 5. つくば市女性のための相談室 6. つくば市障害福祉課への相談 7. つくば市教育相談センター 8. スクールカウンセラーへの相談 9. 家庭訪問型子育て支援「ホームスタートつくば」 10. 茨城県福祉相談センターへの福祉相談 11. いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい 12. いばらき虐待ホットライン 13. その他( )	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問12	
14	子育てに関する相談で充実してほしいことは何ですか。(あてはまる番号2つに○)	1. 身近な場での窓口 2. 専門的な情報 3. 職員の対応スキル 4. 地域機関等へのつなぎ 5. 安心して相談できる環境(子どもの預かり、プライバシーの配慮等) 6. その他( ) 7. 特にない	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問14	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二ーズ調査	国の 手引き※
15	子育てをするにあたって、地域に求めることはありますか。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 子育ての相談や情報交換をしたい 2. 危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい 3. 遊びの相手やスポーツと一緒にしてほしい 4. 子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行事がほしい 5. 緊急時に子どもを預かってほしい 6. 地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい 7. とともに子育てできるグループやサークルなどがほしい 8. 単なる子育て仲間や友人がほしい 9. その他 ( ) 10. 特にない	子ども・若者計画（包含する計画） に関連した設問	問16	
16	事業について、知っているものや、これまでに利用したこと があるもの、今後、利用したいと思うものを、質問項目ごと にお答えください。 ※①～⑩の事業ごとに、A～Cのそれぞれで「はい」「いい え」のいずれかに○をつけてください。	A知っている 1. はい 2. いいえ Bこれまでに利用したことがある 1. はい 2. いいえ C今後利用したい 1. はい 2. いいえ ①家庭教育学級 講演会やレクリエーションを通し、家庭教育に関する意識の啓発、情報及び学習の機会を提 供。 ②児童クラブ 保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに指導員の下、児童館等で子どもの生活の場 を提供。 ③家庭児童相談 子育てや学校生活に関する心配事や困り事等について家庭児童相談員が相談を受ける。 ④子育て電話相談 育児・子育てに関して、市内の子育て支援センター、保育所等で実施している電話相談。 ⑤子育てサポートサービス 地域の住民が子どもを預かる会員制事業で市社会福祉協議会で実施。 ⑥つくば市子育てナビ 市ホームページで子育てに関わる相談や支援サービス等の情報を提供。 ⑦放課後子供教室 放課後に小学校で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。 ⑧児童館 安全で健全な遊びを提供し、心身ともに健やかな児童を育成する施設。 ⑨つくばこどもの青い羽根学習会 経済的に困難を抱える世帯の、4年生から9年生の子どもを対象に、無料の学習支援や居場所 を提供。 ⑩みんなの食堂（つくば市版子ども食堂） 食を通じて地域の子どもと大人が交流することができるみんなの居場所。	子ども・子育て支援プランの個別事 業の進捗・評価確認のための設問	問19	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
保護者の就労状況について					
17	宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。	母親・父親 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である 3. フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない 4. フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問20	○
17-1	問17で「1.」または「2.」（フルタイムで就労している）、「3.」または「4.」（フルタイム以外で就労している）に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。	母親・父親 1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（ ）分	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問20-1	○
17-2	問17で「3.」または「4.」（フルタイム以外で就労している）に○をつけた方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。	母親・父親 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. フルタイム以外の就労を続けることを希望 4. フルタイム以外の就労をやめて子育てや家事に専念したい	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問20-3	○
17-3	問17で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。（あてはまる番号・記号それぞれ1つに○）	母親・父親 1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない） 2. 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい →希望する就労形態 ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労） イ. フルタイム以外 →1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問20-4	○
18	子育てをしながら仕事を行う上での課題は何ですか。（あてはまるものすべてに○）	1. 子どもと過ごす時間が短い 2. 家事、育児の負担が大きい 3. 子どもがいない同僚など職場での理解不足 4. 子どもに十分な教育機会（習い事等）を提供できていない 5. 報酬が見合っていない 6. 保育園、病児保育等の施設不足 7. 配偶者との関係性 8. 希望する職務に就けない 9. その他（ ） 10. 特になし	次世代育成支援対策行動計画（包含する計画）に関連した設問		

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ズ調査	国の 手引き※
お子さんの病気の際の対応について ※平日の教育・保育を利用する方のみ					
19	この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガにより、平日、小学校へ行けなかったことはありますか。	1. あった 2. なかった	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問34	○
19-1	問19で「1. あった」に○をつけた方にうかがいます。 宛名のお子さんが病気やけがで、この1年間に行った対処方法はどれになりますか。(あてはまる番号すべてに○) それぞれの日数も( )内に数字でご記入ください(半日程度の場合は、1日とカウント)。	1. 父親が休んだ ( )日 2. 母親が休んだ ( )日 3. (同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった ( )日 4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた ( )日 5. 病児・病後児の保育を利用した ( )日 6. ベビーシッターを利用した ( )日 7. つくば子育てサポートサービスを利用した ( )日 8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた ( )日 9. その他 ( )日	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問34-1	○
19-2	問19-1で「1.」または「2.」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(あてはまる番号1つに○)	1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒利用したい日数は年間( )日程度 2. 利用したいとは思わない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問34-2	○
不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について					
20	私用や親の通院、就労等の際に、不定期に利用している事業はありますか。(あてはまる番号すべてに○) それぞれの日数も( )内に数字でご記入ください(半日程度の場合は、1日とカウント)。	1. 一時預かり(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業) ( )日 2. 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ) ( )日 3. つくば子育てサポートサービス(地域の住民が子どもを預かる会員制事業)( )日 4. 子育て短期支援事業のトワイライトステイまたは休日預かり ( )日 5. ベビーシッター ( )日 6. その他( ) ( )日 7. 利用していない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問32	○
21	私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい上記の事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無・日数をお答えください。(あてはまる番号・記号すべてに○) それぞれの日数も( )内に数字でご記入ください(半日程度の場合は、1日とカウント)。	1. 利用したい 計( )日 ア 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等、リフレッシュ目的)( )日 イ 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等( )日 ウ 不定期の就労( )日 エ その他( ) ( )日 2. 利用する必要はない	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問		○
22	この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか(預け先が見つからなかった場合も含みます)。(あてはまる番号・記号すべてに○) それぞれの宿泊数もご記入ください。	1. あった ア. (同居者を含む)親族・知人にみてもらった ( )泊 イ. 子育て短期支援事業のショートステイを利用した(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)( )泊 ウ. 認可外保育施設、ベビーシッター等を利用した ( )泊 エ. 仕方なく子どもを同行させた ( )泊 オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた ( )泊 カ. その他( ) ( )泊 2. なかった	第3期子ども・子育て支援プランの 量の見込み設定のための設問	問33	○

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二一ズ調査	国の 手引き※
子どもの権利について					
23	あなたは、「子どもの権利条約」を知っていますか。	1. 名前も内容も知っている 2. 名前は知っているが内容は知らなかった 3. 知らなかった	こども基本法や子どもの権利に関連した設問		
24	あなたは、子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことはありますか。	1. 常にしている 2. ときどきしている 3. あまりしていない 4. まったくしたことがない	こども基本法や子どもの権利に関連した設問		
25	子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか。 (あてはまるものすべてに○)	1. 人種や性別、宗教などで差別されないこと 2. 障がいのある子が差別されないこと 3. こどもが知りたいことを隠さないこと 4. 暴力や言葉で傷つけないこと 5. 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと 6. 自分の考えを自由に言えること 7. 人と違う自分らしさが認められること 8. 自分の秘密が守られること 9. 自分のことは自分で決められること 10. 自由な時間をもつこと 11. 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること 12. 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられる	こども基本法や子どもの権利に関連した設問		
お子さんの放課後の過ごし方について					
26	宛名のお子さんが小学校1～3年生の方にかがいます。 小学校1～3年生の間は、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまる番号すべてに○) ※それぞれ該当する1週当たりの日数をご記入ください。	1. 自宅 週( )日くらい 2. 祖父母宅や友人・知人宅 週( )日くらい 3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) 週( )日くらい 4. 児童館 週( )日くらい 5. 放課後子供教室 週( )日くらい 6. 公営の児童クラブ 週( )日くらい→下校時から 7. 民営の児童クラブ 週( )日くらい→( ) 時( )分 8. 父母会運営の児童クラブ 週( )日くらい→ まで 9. つくば子育てサポートサービス 週( )日くらい 10. その他(地域交流センター、公園など) 週( )日くらい	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問24	○
27	小学校1～3年生の場合は、先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。 小学校4～6年生の間は、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまる番号すべてに○) ※それぞれ該当する1週当たりの日数をご記入ください。	1. 自宅 週( )日くらい 2. 祖父母宅や友人・知人宅 週( )日くらい 3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) 週( )日くらい 4. 児童館 週( )日くらい 5. 放課後子供教室 週( )日くらい 6. 公営の児童クラブ 週( )日くらい→下校時から 7. 民営の児童クラブ 週( )日くらい→( ) 時( )分 8. 父母会運営の児童クラブ 週( )日くらい→ まで 9. つくば子育てサポートサービス 週( )日くらい 10. その他(地域交流センター、公園など) 週( )日くらい	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問25	○

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二ーズ調査	国の 手引き※
28	お子さんは、平日の放課後から夕食時あたりまで主にどのように過ごすことが多いですか。 (あてはまる番号すべてに○)	1. 自宅で家族と過ごす 2. 祖父母宅や友人・知人宅で過ごす 3. 児童クラブ 4. 放課後子供教室(交流ひろばを含む。) 5. 公共施設(児童館や図書館など) 6. 習い事や学習塾 7. 学校でクラブ活動や学級活動 8. スポーツ少年団等の地域のスポーツ活動 9. 友だちと遊ぶ(場所は問わない。) 10. 自宅でひとりで過ごす(自宅学習を含む。) 11. その他( ) 12. 特に決まっていない	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問21 (一部変更)	
29	平日の放課後の時間をお子さんにどのように過ごしてほしいと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)	1. 自宅で家族と過ごす 2. 祖父母宅や友人・知人宅で過ごす 3. 児童クラブ 4. 放課後子供教室(交流ひろばを含む。) 5. 公共施設(図書館・児童センター・体育館など) 6. 習い事や学習塾 7. 学校でクラブ活動や学級活動 8. スポーツ少年団等の地域のスポーツ活動 9. 友だちと遊ぶ(場所は問わない。) 10. 自宅でひとりで過ごす(自宅学習を含む。) 11. その他( )	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問		
30	お子さんは学校以外の地域活動やグループ活動などに参加したことはありますか。	1. 参加したことがある(現在、参加している) 2. 参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている 3. 参加したことがなく、今後も予定はない	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問22	
30-1	問30で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。 その地域活動やグループ活動の種類は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)	1. スポーツ少年団などの活動 2. 文化・音楽活動 3. キャンプ等の野外活動 4. 高齢者訪問等の社会福祉活動 5. ホームステイ等の国際交流活動 6. 子ども会活動 7. リサイクルなど環境分野の社会活動 8. その他( )	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問22-1	
31	ご家庭では、親子の話・おしゃべり、遊び等コミュニケーションは多いほうですか。	1. 多いほうだと思う 2. どちらかといえば多いほうだと思う 3. どちらかといえば少ないほうだと思う 4. 少ないほうだと思う	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問23	
31-1	問31で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。 主にコミュニケーションをとる方はどなたですか。	1. 主として父親 2. 主として母親 3. 父親・母親の両方 4. 祖父母 5. 家族全員が必要に応じて 6. その他( )	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問23-1	
32	お子さんは、現在、児童クラブを利用していますか。	1. 公営の児童クラブを利用している →週に( )日利用 2. 民営の児童クラブを利用している →週に( )日利用 3. 父母会運営の児童クラブを利用している →週に( )日利用 4. 利用していない	第3期子ども・子育て支援プランの量の見込み設定のための設問	問26 (一部変更)	○

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二ーズ調査	国の 手引き※
32-1	問32で「1.」、「2.」、「3.」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。 現在通っている児童クラブを選んだ基準は何ですか。（あてはまる番号3つに○）	1. 学校からの距離が近い 2. 家からの距離が近い 3. 勤務先からの距離が近い 4. 通勤経路（家から駅まで）にある 5. 通勤経路（家から勤務先）にある 6. 保育・教育の方針や内容がよい 7. 希望する時間帯で利用できる 8. 施設が充実している 9. 職員の対応がよい 10. 兄弟姉妹が利用している 11. 子どもの友だちが利用している 12. 利用料が安い 13. 徒歩、自転車で送迎が出来る 14. 自動車で送迎ができる 15. バス送迎がある 16. その他（ ）	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問26-1 (一部変更)	
32-2	問32で「1.」、「2.」、「3.」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。 児童クラブを利用している主な理由は何ですか。	1. 現在就労している 2. 就労予定がある／求職中である 3. そのうち就職したいと考えている 4. 病気や障害を持っている 5. 家族・親族などを介護しなければならない 6. 学生である／就学したい 7. その他（ ）	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問27-2 (一部変更)	
33	お子さんは、現在、放課後子供教室（交流ひろばを含む。）に参加したことがありますか。  ※放課後子供教室 放課後に小学校等で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。	1. 放課後子供教室に参加したことがある 2. 放課後子供教室を知っているが参加したことがない 3. 放課後子供教室を知らなかった	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問28 (一部変更)	
33-1	問33で「1.」に○をつけた方にうかがいます。 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）に参加した理由は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）	1. 子ども自身がプログラムの内容に興味を持ったから 2. 子どもに参加させたいプログラム内容だったから 3. 友達に参加していたから 4. 放課後に子どもが安全・安心に過ごせる場所がほしかったから 5. 地域の人とのかかわりがほしかったから 6. その他（ ）	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問28-2 (一部変更)	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の 二ーズ調査	国の 手引き※
33-2	問33で「2.」に○をつけた方にうかがいます。 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）に参加しなかった理由は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）	1. 内容に魅力を感じないから 2. 子どもが行きたがらないから 3. 実施スケジュールに都合がつかなかったから 4. 参加方法がよくわからないから 5. <b>通学している学校で実施されていないから</b> 6. その他（ ）	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問		
34	これまでの放課後子供教室の参加の有無にかかわらず、今後、放課後子供教室に参加したいですか。	1. 放課後子供教室に参加したい 2. 参加しない	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問29 （一部変更）	
34-1	問34で「1.」に○をつけた方にうかがいます。 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）に期待することは何ですか。（あてはまる番号3つまでに○）	1. 工作に関するプログラムの充実 2. 理科実験や環境学習に関するプログラムの充実 3. スポーツやレクリエーションに関するプログラムの充実 4. 音楽や美術、工芸、伝統芸能に関するプログラムの充実 5. 宿題の支援 6. 自由な遊びができる場所の提供 7. 開催日数の増加 8. その他（ ） 9. 現在のままでよい	子ども・子育て支援プランの個別事業の進捗・評価確認のための設問	問31 （一部変更）	
つくば市の子育て環境や支援対策について					
35	放課後の子どもたちの居場所づくりに関することに期待することは何ですか。（あてはまる番号3つまでに○）	1. 安全・安心な居場所であること 2. 安心して預けられるスタッフの見守りがあること 3. 子どもが、多くの友達や異なる学年の子どもと交流できること 4. 子どもが、工作・料理・スポーツなどのいろいろな体験活動に参加できること 5. 子どもや保護者が、地域の人とふれ合うことで、地域とつながりができること 6. 子どもが、広い場所で思いきり体を動かして活動できること 7. 子どもが、あいさつや後片付けなどの基本的な生活習慣や、勉強（宿題等）の習慣を身につけることができること 8. 保護者が、安心して仕事や自分の時間の確保をできること 9. 経済的負担が少ないこと 10. その他（ ）	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問		
36	放課後の子どもの生活を豊かにする事業（放課後児童クラブ事業、放課後子供教室推進事業、子どもの居場所・学習支援事業など）について、どのように思いますか。	1. 良い 2. まあ良い 3. あまり良くない 4. 良くない 5. わからない	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問	問39 ①のみ	
37	あなたにとってつくば市は総合的にみて、子育てしやすいまちですか。	1. 子育てしやすい 2. どちらかといえば子育てしやすい 3. どちらともいえない 4. どちらかといえば子育てしやすくない 5. 子育てしやすくない	第3期子ども・子育て支援プランの課題整理や目標設定のための設問	問40	

問No.	設問	選択肢	設問設定の理由	前回の ニーズ調査	国の 手引き※
38	今後、つくば市では、特にどのような事業や対策に力を入れてほしいですか。（あてはまる番号すべてに○）	1. 放課後の子どもの居場所づくり 2. 児童クラブの充実 3. 安心してすごせる公園や遊び場の整備 4. 地域や学校からいじめをなくす環境の整備 5. 教育について気軽に相談できる場の充実 6. 教育について正しい知識と情報の提供 7. <b>不登校児童生徒への支援</b> 8. 子どもの健康・医療に対する安心の確保 9. 子育て家庭への経済的支援対策の充実 10. 子どもが自然を理解し、ふれあえる環境づくり 11. 子どもが優れた芸術や文化にふれる機会の充実 12. 子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備 13. その他（ ） 14. 特になし	第3期子ども・子育て支援プランの 課題整理や目標設定のための設問	問41	
39	子育て支援について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。	自由記述	-	問46	



# こども本人への調査 設問（案）

・対象：小学4～6年生

※赤字：委員照会（事前調査）資料からの主な修正箇所

問NO.	設問	選択肢	設問設定の理由
1	あなたの学年をお答えください。	1. 4年生 2. 5年生 3. 6年生 4. 答えない	回答する本人の基礎情報を把握するため
2	あなたが通っている小学校をお答えください。	筑波地区 1. 秀峰筑波 大穂地区 2. 大曾根小 3. 前野小 4. 要小 5. 吉沼小 豊里地区 6. 沼崎小 7. 今鹿島小 8. 上郷小 谷田部地区 9. 谷田部小 10. 谷田部南小 11. 真瀬小 12. 島名小 13. 葛城小 14. 柳橋小 15. 小野川小 16. 手代木南小 17. 二の宮小 18. 松代小 19. 東小 20. 春日学園 21. 学園の森 22. みどりの学園 23. 香取台小 24. 研究学園小 桜地区 25. 栄小 26. 九重小 27. 桜南小 28. 栗原小 29. 竹園東小 30. 竹園西小 31. 吾妻小 32. 並木小 茎崎地区 33. 茎崎第一小 34. 茎崎第二小 35. 茎崎第三小 36. 答えない	回答する本人の基礎情報を把握するため
3	あなたは、親や家族の人がもっとあなたの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。	1. ある 2. ない 3. わからない 4. 答えない	こども大綱（中間整理）に記載の子どもの権利に関する指標を把握するため

問NO.	設問	選択肢	設問設定の理由
4	あなたは、子どもの権利条約を知っていますか。	1. 聞いたこともあるし、内容も知っている 2. 聞いたことはある 3. 聞いたことがない 4. 答えない	こども大綱（中間整理）に記載の子どもの権利に関する指標を把握するため
5	子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか。	1. 人種や性別、宗教などで差別されないこと 2. 障がいのある子が差別されないこと 3. こどもが知りたいことを隠さないこと 4. 暴力や言葉で傷つけないこと 5. 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと 6. 自分の考えを自由に言えること 7. 人と違う自分らしさが認められること 8. 自分の秘密が守られること 9. 自分のことは自分で決められること 10. 自由な時間をもつこと 11. 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること 12. 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられる 13. わからない 14. 答えない	こども大綱（中間整理）に記載の子どもの権利に関する指標を把握するため
6	あなたは、自分の家にいるときの時間が楽しいですか。	1. 楽しい 2. どちらかといえば楽しい 3. どちらかといえば楽しくない 4. 楽しくない 4. わからない 5. 答えない	こどもの内面に関する実態を把握し、課題設定等に活用するため
7	心配ごとやなやみがあるとき、話したり、相談したりできる人がいますか。	1. 家族のおとな      2. きょうだい 3. 学校の先生      4. 学校の友だち 5. 学校以外の友だち      6. 家族・学校の先生以外のおとな 7. インターネットやSNSなどでの知り合い 8. とくにいない      9. その他（      ） 10. わからない      11. 答えない	こどもの内面に関する実態を把握し、課題設定等に活用するため

問NO.	設問	選択肢	設問設定の理由
8	あなたは、夕ごはんを子どもだけで食べることがありますか。	1. よくある 2. ときどきある 3. ほとんどない 4. まったくない 5. 答えない	こどもの生活状況に関する実態を把握し、課題設定等に活用するため
9	あなたは、学校にいる時間が楽しいですか。	1. 楽しい 2. どちらかといえば楽しい 3. どちらかといえば楽しくない 4. 楽しくない 5. その他( ) 6. わからない 7. 答えない	こどもの内面に関する実態を把握し、課題設定等に活用するため
10	あなたは、自分のことについてどう思いますか。(1)～(5)のそれぞれについて、あてはまるものに○をしてください。 (1) 自分にはよいところがあると思う (2) 自分には将来の夢や目標がある (3) 頑張ればいいことがある (4) 失敗することも自分の成長につながると思える (5) 何かをするとき、他の人からどのように見られるか気になる	1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない 5. わからない 6. 答えない	こどもの内面に関する実態を把握し、課題設定等に活用するため
11	あなたは、放課後の時間が楽しいですか。	1. 楽しい 2. どちらかといえば楽しい 3. どちらかといえば楽しくない 4. 楽しくない 5. わからない 6. 答えない	子どもの放課後に関する情報を把握し、放課後施策の検討に活用するため
12	あなたは、放課後に誰と過ごすことが一番多いですか。	1. 家族の大人 2. 家族以外の大人 3. 学校の友だち 4. 学校以外の友だち 5. 兄弟・姉妹 6. 一人でいる 7. その他( ) 8. わからない 9. 答えない	子どもの放課後に関する情報を把握し、放課後施策の検討に活用するため
13	あなたは、放課後にどこで過ごすことが一番多いですか。	1. 自分の家 2. 友だちの家 3. 学校(部活動等) 4. 塾や習いごと 5. 児童クラブ 6. 放課後子供教室(交流ひろば) 7. 公共施設(児童館・図書館・体育館など) 8. 公園 9. お店 10. その他( ) 11. わからない 12. 答えない	子どもの放課後に関する情報を把握し、放課後施策の検討に活用するため



# つくば市放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の改正について

つくば市こども部こども育成課



## 改正の目的

公営民営問わず放課後指導員が不足している本市において、利用児童が少ない時間帯の職員の配置に関する基準を見直すことにより、保育の質を担保しつつ、児童クラブにおける職員配置の効率化及び児童クラブ職員の働き方改革（土日出勤の削減等）を図る。

## 背景

「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に関する基準」については、これまで従うべき基準とされてきたが、児童福祉法の改正に伴い、地域の実情に応じて条例で基準を定めることが可能となった。

これにより、条例改正を行うことで、これまでと同じ補助を受けながら、児童数に応じた職員の配置が可能となる。



## 国の基準と異なる基準を定める場合の対応

制定過程において、事業者や利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分な説明責任を果たすことが必要（厚生労働省通知）

→子ども・子育て会議に諮るとともに、保護者や児童クラブ事業者に対してアンケートを実施する。



## 現行の基準

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員) 第10条

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

## 改正案の内容

### 第10条第6項を追加

6 第2項の規定にかかわらず、放課後児童健全育成事業者は、利用者がおおむね6人以下となる時間帯において、利用者の支援に支障がない場合に限り、市長が別に定める利用者の安全確保策を講じた上で、放課後児童支援員の数を1人とすることができる。

改正前



支援単位ごとに職員  
2人ずつ配置が必要

改正後

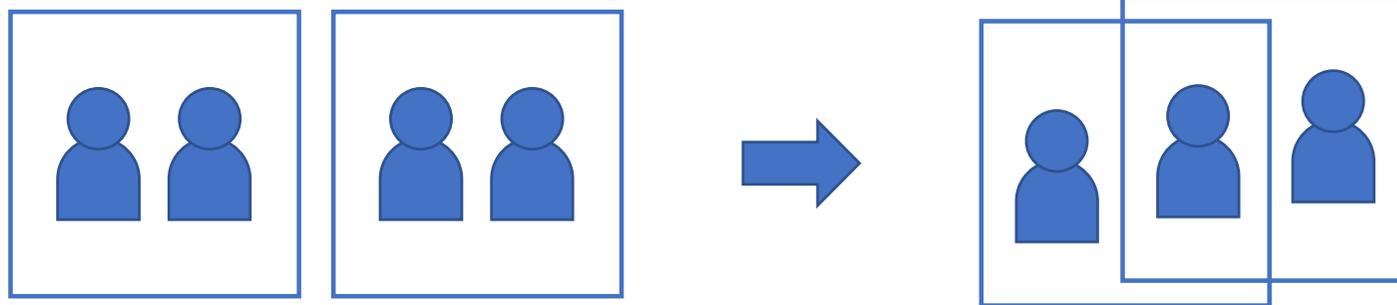


児童がおおむね6人以下の  
とき、職員1人配置可能

## 改正案のポイント

○利用児童が少ない時間帯を「おおむね6人以下となる時間帯」とした理由

①現在の基準では、児童が20人未満の場合、職員2人のうち1人については、同一敷地内の他の事業所等との兼務が可能となっている。



支援単位ごとに職員2人ずつ配置が必要

それぞれ児童が20人未満のとき、職員1人については兼務可能

②保育所の基準では、職員1人配置が可能な児童数について、以下のとおりとなっている。

年齢	児童数	年齢	児童数
0歳児	3人	1～2歳児	6人
3歳児	20人	4～5歳児	30人

→①、②から、児童が20人未満の場合の基準を維持しつつ、保育所並の水準の見守り体制を構築するため、「おおむね6人以下となる時間帯」とした。

## 改正案のポイント

### ○職員1人配置の際の安全確保策について

①児童が少なくなる時間帯及び曜日のみ職員1人配置とする場合には、利用登録時などに利用時間を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯等を把握しておくことが必要である（厚生労働省通知）。

②職員1人では対応が困難な場合等における安全確保策を講じることが必要である（厚生労働省通知）。



・不審者が現れた場合



・外部とのやり取りが発生した場合



・児童のけんかまたはけがが発生した場合



## 改正案のポイント

### ○職員1人配置の際の安全確保策について

③児童の安全を考慮し、以下のいずれかの場合のみ職員1人体制の配置を認める（②を考慮し、共通の要件として設定）。

- ・ 敷地内または近隣の事業所からの応援体制がある場合
- ・ 開所時間中は常時連絡可能な予備人員（代表者等）を設定し、緊急時に速やかに複数人で対応できる体制がある場合
- ・ 子どもが自ら連絡することができる非常通報装置等の整備を行う場合

→①～③については、別途安全確保策に関する要項として定める。

## (参考) 他自治体の動向 (厚生労働省調査)

○放課後児童支援員 1 人配置を認める規定のある自治体数

R 2 年度  
27か所

R 3 年度  
32か所

R 4 年度  
46か所

○放課後児童支援員 1 人配置を認める場合の要件

要件	R2. 9. 30時点	R3. 7. 1時点	R4. 4. 1時点
利用児童が20人未満の事業所	10か所	15か所	26か所
夕方等の特定の時間帯	8か所	11か所	13か所
土曜日等の特定の曜日	5か所	8か所	11か所
その他	14か所	16か所	22か所
特段の制限は設けていない	2か所	4か所	6か所

## (参考) 他自治体の動向

○放課後児童支援員1人配置を認める場合の要件(詳細)

要件	R5.10.13時点	自治体名
利用児童が6人以下となる時間帯	3か所	石川県加賀市ほか
利用児童が15人以下となる時間帯	1か所	三重県東員町
利用児童が20人未満となる時間帯	2か所	青森県弘前市ほか
利用児童が少人数(人数明記なし)	3か所	奈良県大和郡山市ほか

※条例または規則が確認できる自治体のみ

〇つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月 8日

条例第57号

改正 平成28年 7月 1日 条例第38号 平成30年 7月 4日 条例第33号  
平成31年 3月27日 条例第 9号 令和 2年 3月24日 条例第 8号  
令和 5年 3月30日 条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的)

第3条 この条例に定める基準（次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(平28条例38・一部改正)

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」と

いう。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非

常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令5条例14・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(令5条例14・追加)

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1

人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修

めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平28条例38・平30条例33・平31条例9・令2条例8・一部改正)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施

するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（令5条例14・追加）

（衛生管理等）

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（令5条例14・一部改正）

（運営規程）

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間

- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項  
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備の基準に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）についての第9条第2項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。

(令2条例8・一部改正)

(職員に関する経過措置)

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

2 施行日から令和7年3月31日までの間、既存事業所についての第10条第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、1の支援の単位を構成する児童の数については、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない」とする。

(令2条例8・一部改正)

附 則（平成28年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 2 条及び第 3 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 14 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後のつくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。



# つくば市公立保育所個別整備計画 (稲岡保育所)

令和5年7月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

1	つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）について …	1
2	稲岡保育所の概要 ……………	3
3	建て替えにあたっての配慮 ……………	5
4	民間移管にあたっての基本的な考え方 ……………	5
5	民間移管の整備概要 ……………	6
6	民間移管の進め方について ……………	9
7	整備スケジュール ……………	11

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。

⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、稲岡保育所は、築 45 年のコンクリートブロック造の保育所であり、 $I_s$  値 0.79（鉄骨造部は  $I_s$  値 0.14）と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、高野台地区を中心に一定の人口維持が見込まれるエリアのため、民間事業者の参入が期待できることから、整備方針のとおり、実績のある社会福祉法人等による運営を行うこととし、その整備・運営方法や、スケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）」を策定しました。

#### ※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で  $I_s$  値（鉄骨等）と  $I_w$  値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、 $I_s$  値で 0.6 以上、 $I_w$  値で 1.0 以上。

## 2 稲岡保育所の概要



### (1) 稲岡保育所の概要

1	施設名称	稲岡保育所
2	所在地	つくば市稲岡 195 番地
3	敷地・ 延床面積	敷地面積：2,584 m <sup>2</sup> 延床面積：474 m <sup>2</sup>
4	構造	コンクリートブロック造 平屋建て
5	建築年月日	昭和 52 年 3 月 1 日
6	認可定員	60 人
7	立地条件	つくばエクスプレス 「つくば駅」から車で約 15 分 「みどりの駅」から車で約 20 分
8	周辺の状況	土浦市に隣接するエリアであり、保育所近隣に大型商業施設、高速道路インターチェンジが存在する。

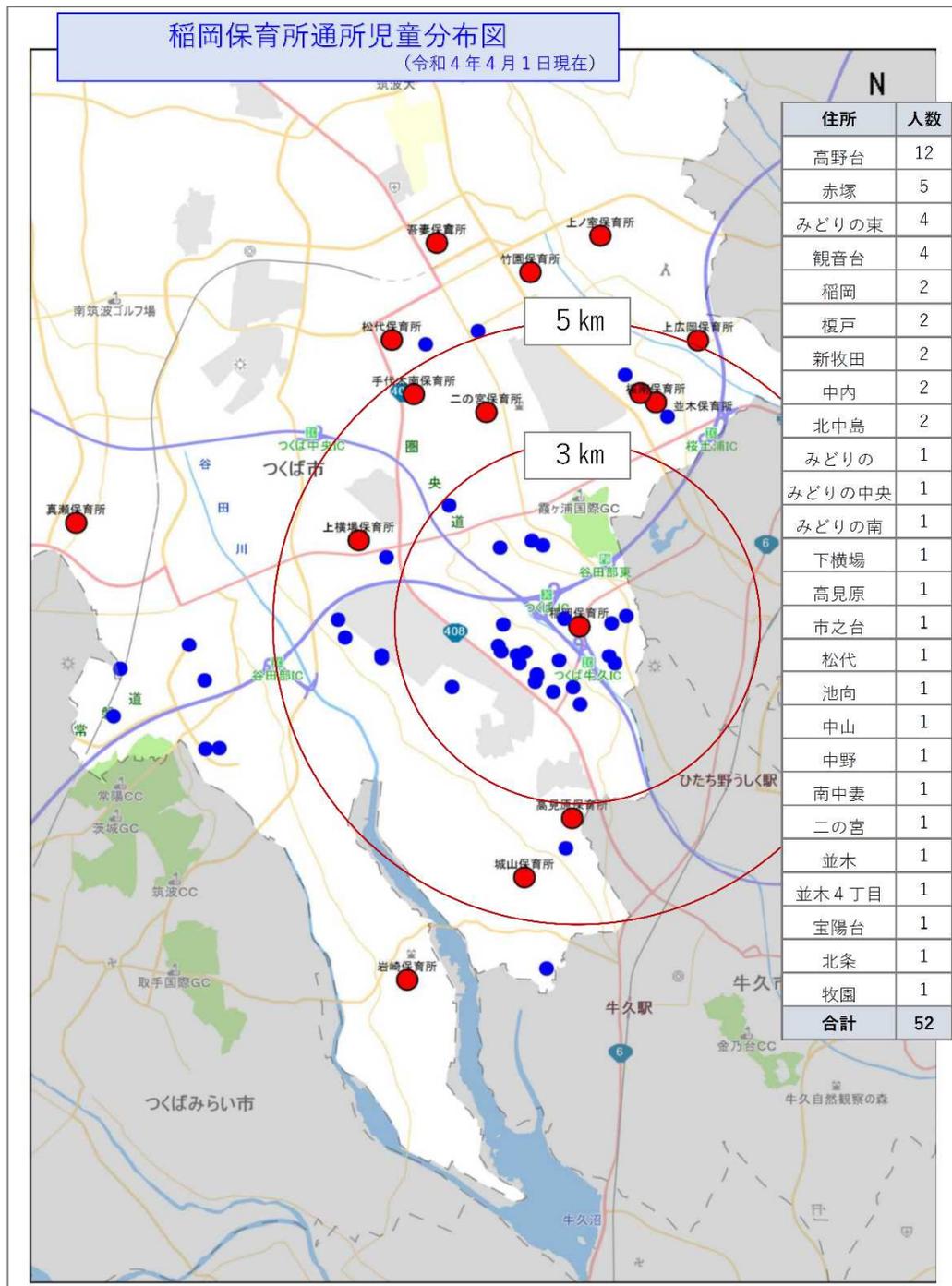
### (2) 稲岡保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

	H31	R2	R3	R4
0歳				
1歳	8	9	9	8
2歳	10	10	12	11
3歳	12	12	10	13
4歳	10	12	11	9
5歳	9	10	12	11
合計	49	53	54	52

【参考】稲岡保育所の入所児童等の状況

稲岡保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

3 km以内	3 km～5 km	5 km以上	合計(人)
31	10	11	52
59.6%	19.2%	21.2%	

### 3 建て替えにあたっての配慮

稲岡保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

### 4 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、整備方針に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

#### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

#### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、稲岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

### (4) 十分な情報提供

稲岡保育所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 5 民間移管の整備概要

稲岡保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

運営主体（候補）		設立の公私区分	営利目的の有無	課税
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人	私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
学校法人	私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人	一部を除き私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税

#### (4) 民間移管における諸条件

稲岡保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

##### ア：職員

- 保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

##### イ：保育サービス

- 0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- 移管する前から稲岡保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

##### ウ：保育の質の確保

- 移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

##### エ：事業・行事の継続

- 移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

##### オ：苦情処理制度の整備

- 苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

##### カ：職員の継続雇用

- 移管前に稲岡保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

##### キ：児童への配慮

- 保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- 移管先法人、保護者、稲岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- 移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

##### ク：三者協議会

- 移管先法人決定後、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を

図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

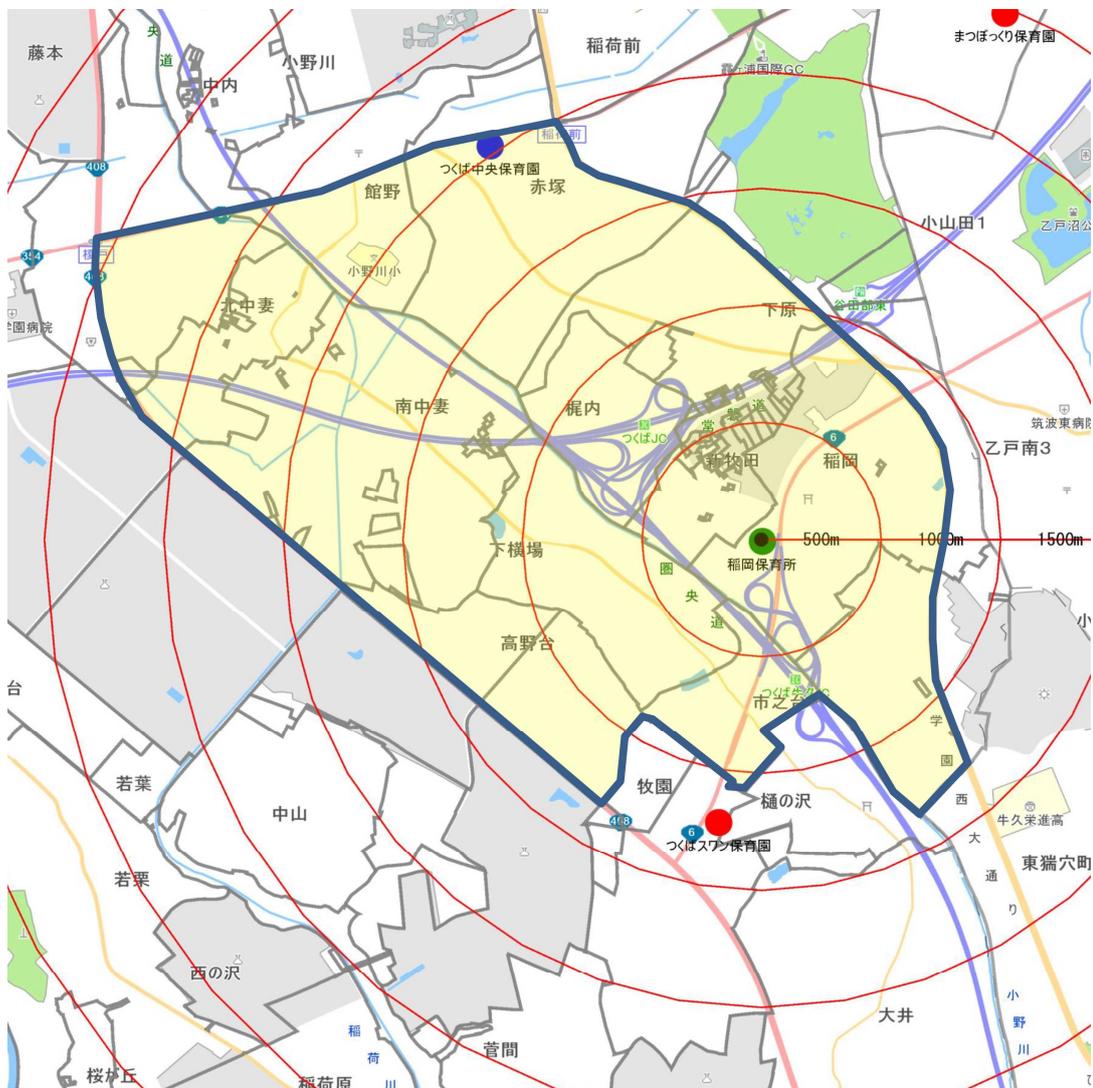
ケ：費用負担【実費徴収】

- ・移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- ・移管後、稲岡保育所の定員については、現在の60人から70人以上とすること。

サ：募集想定エリア



## 6 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し、保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

	説明会の開催	説明会の議題等
1	個別整備計画(案)策定 保護者説明会	➤ 稲岡保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について
2	移管先法人に関する保護者説明会	➤ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告
3	移管に関する説明についての保護者説明会	➤ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール ➤ 移管先法人の職員紹介等

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「5 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

### (3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

### (4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

### (5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している稲岡保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

### (6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 7 整備スケジュール

年度	内容
令和4年度	個別整備計画（稲岡保育所）（案）の策定
令和5年度	第1回保護者説明会※の実施 地区への説明の実施
	個別整備計画（稲岡保育所）の決定
	整備・運営法人の事業者募集要項公表
	整備・運営法人の事業者公募開始
	選定会議の開催 整備・運営法人の事業者決定 第2回保護者説明会※の実施
	保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催 （以降随時開催）
	3月議会提出 令和6年度当初予算（稲岡保育所整備に係る経費）
令和6年度	新園舎建設開始
	第3回保護者説明会※の実施
	引継ぎ保育開始
	つくば市立保育所条例改正
令和7年度	新園舎での保育開始 保護者アンケートの実施

※ 第1回：個別整備計画（案）の説明

第2回：移管先法人決定の説明

第3回：移管に関する説明



# つくば市公立保育所個別整備計画 (上ノ室・上広岡保育所)

令和5年7月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

1	つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所） について……………	1
2	上ノ室・上広岡保育所の概要……………	2
3	保育所の統合……………	5
4	建て替えにあたっての配慮……………	5
5	民間移管にあたっての基本的な考え方……………	5
6	民間移管の整備概要……………	6
7	民間移管の進め方について……………	9
8	整備スケジュール……………	11

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

- ①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。
- ②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。
- ④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。
- ⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。
- ⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。
- ⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、上ノ室保育所については、築50年の木造の保育所であり、lw値0.71（鉄骨造部はls値0.20）、上広岡保育所については、築48年の木造の保育所であり、lw値0.64（鉄骨造部はls値0.23）と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、一定の人口維持が見込まれる地域であり、民間事業者の参入が期待できることから、整備方針のとおり、2保育所を統合した上で、実績のある社会福祉法人等による運営を行うこととし、その整備・運営方法やスケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）」を策定しました。

#### ※新耐震基準について

昭和56年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標でls値（鉄骨等）とlw値（木造建築物）で表す。震度6～7程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls値で0.6以上、lw値で1.0以上。

## 2 上ノ室・上広岡保育所の概要



上ノ室保育所



上広岡保育所

### (1) 上ノ室・上広岡保育所の概要

1	施設名称	上ノ室保育所	上広岡保育所
2	所在地	つくば市上ノ室 2482 番地	つくば市上広岡 113 番地 1
3	敷地・ 延床面積	敷地面積：2,423 m <sup>2</sup> 延床面積：374.33 m <sup>2</sup>	敷地面積：2,812 m <sup>2</sup> 延床面積：570.79 m <sup>2</sup>
4	構造	木造 平屋建て	木造 平屋建て
5	建築年月日	昭和 48 年 3 月 1 日	昭和 50 年 3 月 1 日
6	認可定員	60 人	70 人
7	立地条件	つくばエクスプレス 「つくば駅」から車で約6分	つくばエクスプレス 「つくば駅」から車で約8分
8	周辺の状況	土浦学園線をはじめ複数の県道と近接し、つくば駅や土浦市等へのアクセスがよい。	

(2) 上ノ室保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

	H31	R2	R3	R4
0歳				
1歳	7	7	4	8
2歳	10	10	8	12
3歳	12	12	6	11
4歳	9	11	11	11
5歳	7	8	10	11
合計	45	48	39	53

(3) 上広岡保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

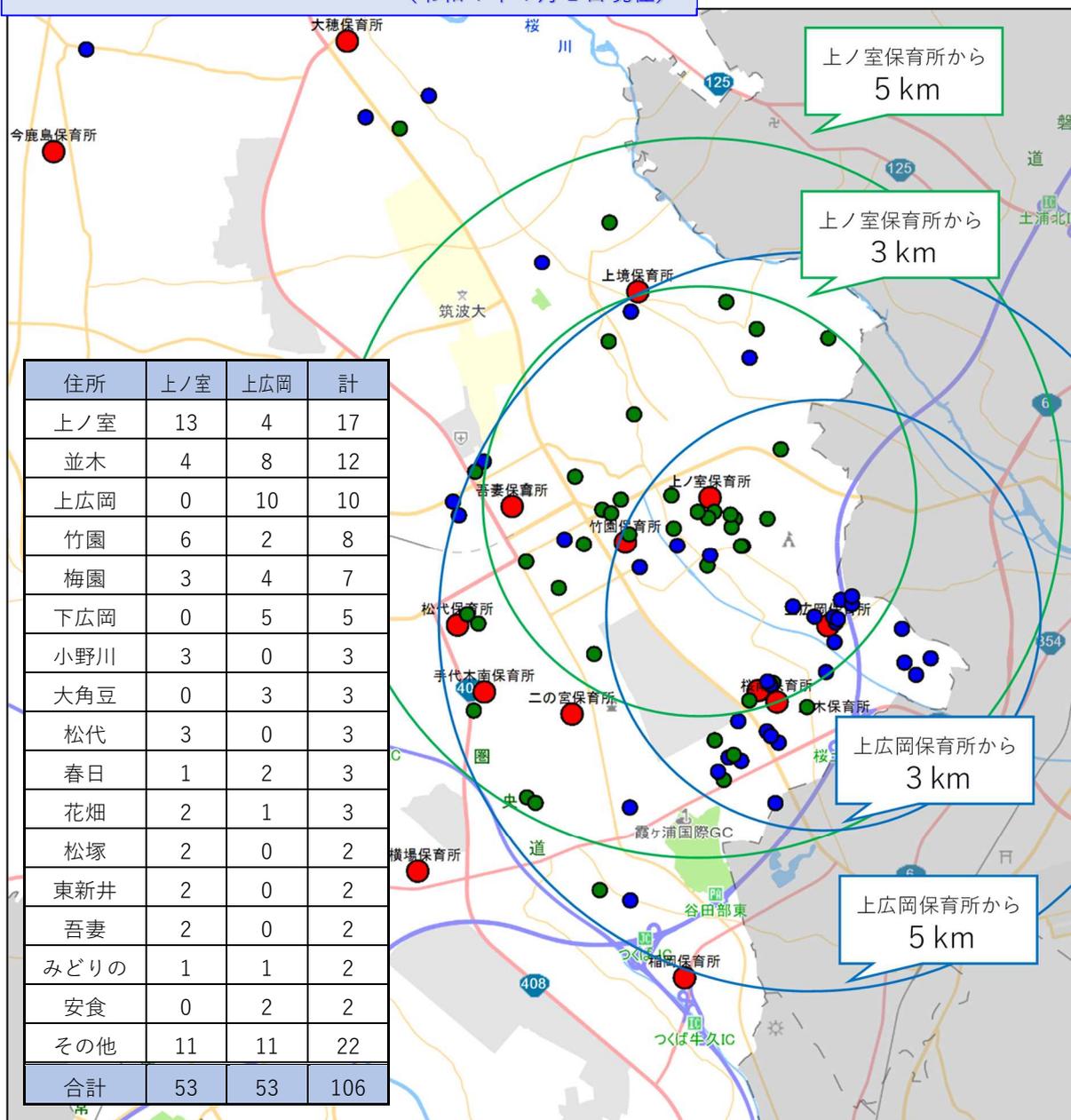
単位：人

	H31	R2	R3	R4
0歳	3	4	1	5
1歳	11	11	11	9
2歳	12	11	11	10
3歳	12	12	9	11
4歳	9	8	12	6
5歳	12	12	9	12
合計	59	58	53	53

【参考】上ノ室・上広岡保育所の入所児童等の状況

上ノ室・上広岡保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）

上ノ室保育所・上広岡保育所通所児童分布図  
(令和4年4月1日現在)



【参考】通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

	3km 以内	3km~5km	5km 以上	合計 (人)
上ノ室保育所	36	11	6	53
上広岡保育所	35	8	10	53
計	71	19	16	106
(割合)	(67.0%)	(17.9%)	(15.1%)	

### 3 保育所の統合

整備方針に記載のとおり、将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討した結果、上ノ室保育所と上広岡保育所は、それぞれで民間移管を行うと募集エリアが狭く、統合し募集エリアを広げることで法人の参入が期待できること、比較的距離が近く規模的にも統合可能であることから、統合して建て替えを行います。

なお、建て替え後の募集定員は、2園の合計と同程度またはそれ以上とします。

### 4 建て替えにあたっての配慮

上ノ室・上広岡保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

### 5 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、整備方針に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

#### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

## (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、上ノ室・上広岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

## (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

## (4) 十分な情報提供

上ノ室・上広岡保育所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 6 民間移管の整備概要

上ノ室・上広岡保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

(3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

運営主体（候補）		設立の 公私区分	営利目的 の有無	課税
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人	私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
学校法人	私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人	一部を除き私 (公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税

(4) 民間移管における諸条件

上ノ室・上広岡保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

ア：職員

- ・保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

イ：保育サービス

- ・0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- ・移管する前から上ノ室・上広岡保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

ウ：保育の質の確保

- ・移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

エ：事業・行事の継続

- ・移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

オ：苦情処理制度の整備

- ・苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

カ：職員の継続雇用

- ・移管前に上ノ室・上広岡保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

キ：児童への配慮

- 保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- 移管先法人、保護者、上ノ室・上広岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- 移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

ク：三者協議会

- 移管先法人決定後、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

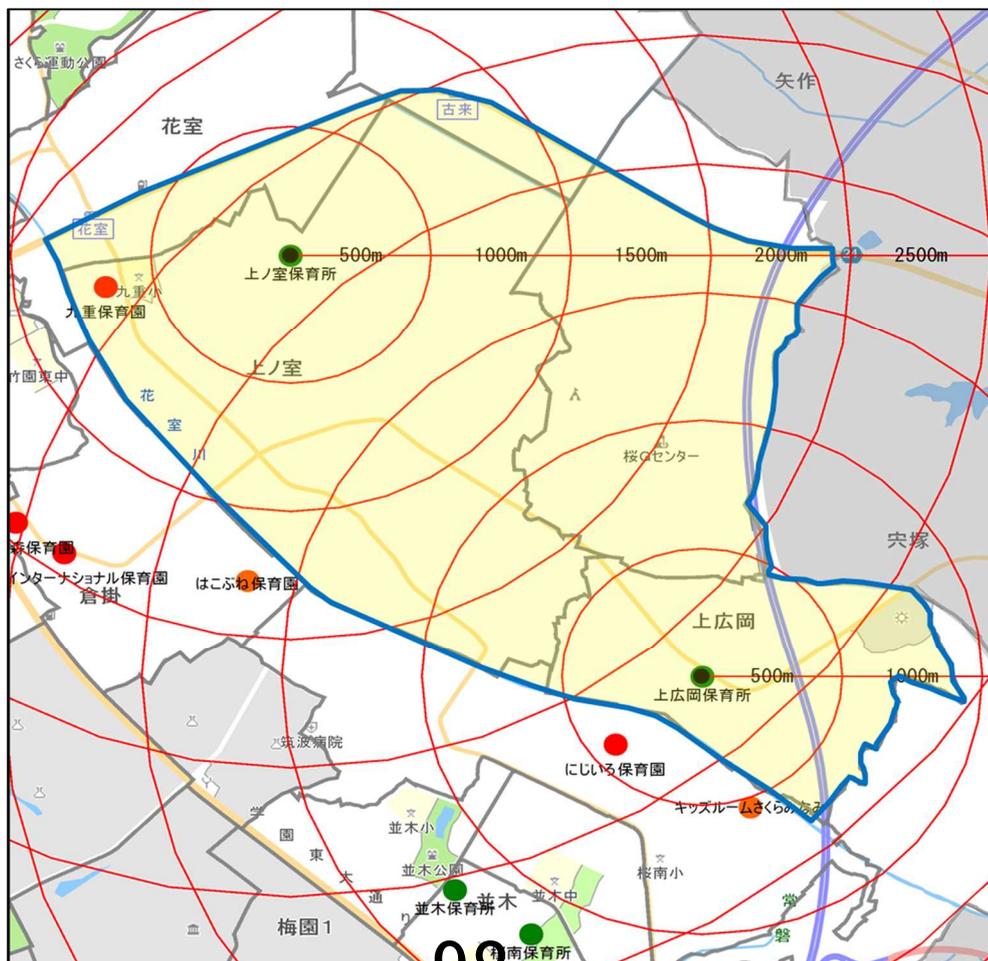
ケ：費用負担【実費徴収】

- 移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- 移管後、上ノ室・上広岡保育所の定員については、現在の上ノ室保育所 60 人、上広岡保育所 70 人から、統合後は 130 人以上とすること。

サ：募集想定エリア



## 7 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

	説明会の開催	説明会の議題等
1	個別整備計画(案)策定 保護者説明会	➤ 上ノ室・上広岡保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について
2	移管先法人に関する保護者説明会	➤ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告
3	移管に関する説明についての保護者説明会	➤ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール ➤ 移管先法人の職員紹介等

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「6 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

(3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

(4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

(5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している上ノ室・上広岡保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

(6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 8 整備スケジュール

年度	内容
令和4年度	個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）（案）の策定
令和5年度	第1回保護者説明会※の実施 地区説明の実施
	個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）の決定
	整備・運営法人の事業者募集要項公表
	整備・運営法人の事業者公募開始
	選定会議の開催 整備・運営法人の事業者決定 第2回保護者説明会※の実施
	保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催 （以降随時開催）
	3月議会提出 令和6年度当初予算（上ノ室・上広岡保育所整備に係る経費）
令和6年度	新園舎建設開始
	第3回保護者説明会※の実施
	引継ぎ保育開始
	つくば市立保育所条例改正
令和7年度	新園舎での保育開始 保護者アンケートの実施

※第1回：個別整備計画（案）の説明

第2回：移管先法人決定の説明

第3回：移管に関する説明



## 【つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について】

## 1 改正の理由

令和6年度にみどりの南小学校が開校することに伴い、谷田部幼稚園の通園区域にみどりの南小学校の通学区域を対象とするため、また、現状の利用可能な保育室数では現在の定員を受け入れることができないことから、保育室として利用可能な部屋数に合わせた定員とするため。

## 2 改正の内容

- (1) 谷田部幼稚園の通園区域にみどりの南小学校の通学区域を追加
- (2) 谷田部幼稚園を除く14園の定員を変更

※添付の新旧対照表参照

## 3 施行日

規則は、令和6年4月1日から施行



## つくば市立幼稚園管理規則（昭和63年つくば市教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
名称	定員	通園区域	名称	定員	通園区域
つくば市立大穂幼稚園	60人	(略)	つくば市立大穂幼稚園	120人	(略)
つくば市立上郷幼稚園	60人	(略)	つくば市立上郷幼稚園	120人	(略)
つくば市立谷田部幼稚園	180人	つくば市立谷田部小学校、つくば市立谷田部南小学校、つくば市立柳橋小学校、つくば市立みどりの学園義務教育学校及びつくば市立みどりの南小学校の通学区域	つくば市立谷田部幼稚園	180人	つくば市立谷田部小学校、つくば市立谷田部南小学校、つくば市立柳橋小学校及びつくば市立みどりの学園義務教育学校の通学区域
つくば市立島名幼稚園	60人	(略)	つくば市立島名幼稚園	90人	(略)
つくば市立手代木南幼稚園	78人	(略)	つくば市立手代木南幼稚園	168人	(略)
つくば市立二の宮幼稚園	60人	(略)	つくば市立二の宮幼稚園	180人	(略)
つくば市立桜幼稚園	60人	(略)	つくば市立桜幼稚園	180人	(略)
つくば市立竹園東幼稚園	60人	(略)	つくば市立竹園東幼稚園	180人	(略)
つくば市立吾妻幼稚園	60人	(略)	つくば市立吾妻幼稚園	180人	(略)
つくば市立桜南幼稚園	60人	(略)	つくば市立桜南幼稚園	180人	(略)

幼稚園		
つくば市立竹園西幼稚園	<u>60人</u>	(略)
つくば市立筑波幼稚園	<u>60人</u>	(略)
つくば市立東幼稚園	<u>60人</u>	(略)
つくば市立松代幼稚園	<u>60人</u>	(略)
つくば市立荃崎幼稚園	<u>108人</u>	(略)
様式第1号 (以下略)		

幼稚園		
つくば市立竹園西幼稚園	<u>120人</u>	(略)
つくば市立筑波幼稚園	<u>120人</u>	(略)
つくば市立東幼稚園	<u>120人</u>	(略)
つくば市立松代幼稚園	<u>120人</u>	(略)
つくば市立荃崎幼稚園	<u>156人</u>	(略)
様式第1号 (以下略)		

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度(2023年度)第4回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時	令和6年3月12日(火) 開会13時30分 閉会16時30分		
開催場所	会議室204		
事務局(担当課)	こども部こども政策課		
出席者	委員	土井 隆義(会長)、長塚 俊宏、樽味 幸恵、千代原 義文、古谷野 好栄、浦里 晴美、鈴木 朱里、大久保 良文、柳下 英子、藤岡 賢治、落合 美智子、宮下 信一、根津 陽子、内野 隆之、宮本 美穂	
	その他	5-6(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託受託者(株式会社名豊)	
	事務局	(こども部) 安曾部長 (こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐、小野係長 (こども未来課) 大塚課長補佐 (幼児保育課) 岩田課長 (こども育成課) 吉田課長、塚本課長補佐 (教育局) 吉沼局長、坂田次長 (学務課) 下田課長	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条第3号に該当する情報を扱うため		
議題	協 議 事 項		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について(1事業者)</li> <li>(2) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について(上横場保育所)</li> <li>(3) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について(高見原・城山保育所)</li> </ul>		

		報 告 事 項	
		(1) (仮称) 第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査の結果について (2) 令和7年4月 特定教育・保育施設の創設について (3) 令和6年度の教育・保育施設の利用定員変更等について (4) つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(報告)	
会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1	開 会	
	2	あいさつ	
	3	協議事項	
	4	報告事項	
	5	そ の 他	
	6	閉 会	
< 審議内容 > <b>土井会長</b> ：本日は、協議事項が3件と報告事項が4件あります。会議時間は3時間ですので、早速始めます。 会議条例第6条第2項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。案件に入る前に委員の皆様にお伝えします。 会議での発言に際しては、手を挙げていただいて、私の指名を受けた後、マイクが手元に届いてからお名前を述べて、可能な限り明瞭にご発言下さいますようお願い申し上げます。 また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましては簡潔にまとめた上でご発言ください。 それぞれの案件の審議に係る時間配分についてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できますようご協力をお願いします。 本日、傍聴の方が1名いらっしゃるということなので、当会議は、つくば市			

附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき公開が適当であると考えております。

ただし審議案件の中で、法人等の財産状況あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。異議のある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、傍聴を認めることといたします。

写真はないようですので、早速ですが本日の協議事項に入りたいと思います。まず協議事項の1です。

小規模保育事業者認可に関する意見の聴取につきましてです。こちらはつくば市長から当会議あてに諮問書が提出されておりますので、あわせて申し添えます。

それでは協議事項1について事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（幼児保育課）**：（資料に沿って説明。P.3〜）

**土井会長**：事務局から説明がありましたが、このことにつきましてご審議をお願いしたいと存じます。

つくば市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づきまして、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。

本日は事業者が来ておりますので、内容について説明を求めることができますが、いかがいたしますか。

はい、では求めたいと思いますので、これから事業者より説明をいただいた上で審議を進めたいと思います。

では、傍聴者の方には、事業者の説明を求める際には、会議冒頭において非公開を原則としていますので、一旦御退出をお願いいたします。

名豊様につきましても、一旦、御退出をお願いします。

それでは事業者の方の入室をお願いします。

（※傍聴者退出）

(※非公開)

(※傍聴者入室)

**土井会長**：では審議を再開いたしますが、皆様にご覧いただけます。審議中は事業者個人に関わる事項、お名前、住所、出身地、職務経験等についての御発言は控えていただきますようお願いいたします。

それでは改めまして、小規模保育事業者認可に係る意見の聴取につきまして、何か御意見はありますでしょうか。

**千代原委員**：千代原と申します。こちらは小規模の設立ということですが、専門が小児整形外科ということで、お医者さんが経営し運営することと、発達支援も合わせて同時に行うということで、非常に興味を持っています。先ほど直接お伝えしたかったのですが、これは非常に良い試みだと思います。運動発達支援の課題ということで、歩き方や走り方がぎこちないとか、姿勢やバランスが悪い、複雑な運動が苦手などのことがあります。それは良いとして次ですが、消しゴムを使うと紙が破れてしまうこと、あとは縄跳びや、字を書くことが苦手というようなことが結果として出ました。

このことは、小学校に上がってからも繋がっていくと思われました。字を書くこと、友達とスキンシップをとることもそうですが、キャッチボール、ドッチボール等、そういったコミュニケーションをしていく上で、発達障害のある子というのは、非常にコミュニケーションというものが難しいと思います。私の息子も2人中学生なのですが、発達支援を受けているのですが、やはりコミュニケーションをとることは非常に難しい。

こういう試みは、小さい段階からこれをやるということは、その子どもにとって将来性がプラスになると思います。周りの人の支援も、協力しやすくなるかなと思います。

これは非常に良い試みだと思いますので、このドクターにはぜひ、ここつくばから発信していただき、全国に展開していただければ、同じ悩みを持って

いる人たちが必ずいるはずですので、参考モデルになると思います。

**土井会長**：ありがとうございます。確かに、非常に先駆的な試みなので、これを全国に向けて情報発信していただきたい、ということですね。

これは、私たちの意見として、御異論なければ、つけて良いと思いますがいかがでしょうか。御異論ないですか。

では、非常に先駆的な試みなので、情報発信をお願いしたいということ、私たちの意見として付けたいと思います。

他はいかがでしょう。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。花畑で行っている小規模のワンフロア3部屋、下にありますが1つが40㎡弱ですが、定員が12名で最大15名。一時預かりもやっていますが、本当に1日に1、2名で余裕を持って、かつ、真ん中の部屋が0歳用になっています。やり方によるとは思いますが、1日15名を一時預かりをプラスαするということは、徐々に増えていくので、先ほどは言わなかったですけど、一時預かりは最初は余裕を持っていると思いますが、そこは少し安全面ではどうかというところがあります。しかし意見で伝えると、また少しというところなので、最初は取り組んでいただき、来年以降に人数が増えてきた時、監査等で少し指摘していただく程度が良いと思いますので、意見としては入れなくても良いと思います。

**土井会長**：その意見が足かせになるわけではないと思いますので、希望として伝えることはできると思います。

人数が増えてきたら、今後、御検討いただきたいという形で加えましょうか。

今後、一時預かりが軌道に乗ってきた場合に、面積拡大についても御検討いただきたいということですね。いかがですか、よろしいですか。

ではそれも付け加えたいと思います。

もう1つあわせて御質問されていた連携の件はいかがですか。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。

連携施設もとても大事で、小規模保育園さんがいっぱいできて、2歳児を進級して転園になったら、そこで終わりという感じになってしまう。

途中で来た、一斉保育をやっていた小規模保育園あがりの子どもたちの保育は、新入园児、一斉保育をやっていない子どもに比べればという見方であれば集団生活になりますが、連携の仕方、3歳児の保育の質が大分変わってくるということをやっており、その流れがとても重要だと思います。例えば、3年ぐらいいると、大分集団生活に慣れてきて、1学期ぐらいいらもうどんどん、もうその保育園に行くなり、連携施設のところでその集団に慣れていくことが大切。

本当に少人数なので、一斉の醍醐味というか、揉まれ方というのは全然違います。

慣れていくのですが、最終的にはそういうところを、小規模の施設とその受け入れる施設が本当に連携を密にして、散歩に行く、向こうの2歳児が合流する、向こうに行き合流する、というようなことをやって初めて、うまい具合に行くものなので、連携という形だけでなく、本当に行くところとの連携というところを、みらいのもり保育園、と書いていますが、色々なところに行かれると思います。入れないのではないかなと思いますその辺が心配に思います。

**土井会長**：落合委員どうぞ。

**落合委員**：連携保育園との関係について、私も分かっていないので、見当違いかもしれませんが、小規模保育を卒園して、それから行く先がないということは、とても辛いことだと思います。

特に障害を持っているお子さんや、医療的ケアの必要なお子さんを、積極的に受け入れようということであると、そこを、何か責任持ってもらう、というのも難しいとは思いますが、何か縛りのようなものがないと、子どもたちが2年間でやっとなれて、さあという時に先がないというのは、とても残念

なのでそこは何かできるのですか。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。

それは受け入れる側の保育園が、保育士さんに少し余裕があったり、加配を付けられる体制がないと現実的には難しいです。

連携をしていたとしても、集団保育で20人ぐらい、1対20で3歳さんはやるため、定員の前後はあるが、そこでプラスα1、2名が小規模保育園さんから、障害がある、障害でなくとも給付対象という子が行った時に、少し待って、ということは現実あるかもしれないです。その不安はあると思いますが、それを小規模保育園さんに責任を持って、と言われても難しい問題だと感じます。

ですのでそこは行政と絡み合いながら、早め早めに受け入れられる場所を探していくとか、連携していくぐらいしかないと思います。

**落合委員**：行政の方では、こういったケースについて、責任持つような考えはありますか。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課の岩田と申します。

古谷野先生が大体お話してくださったようなシステムになっていますが、この連携というものについては以前はその受け皿ということがクローズアップされてまして、受け皿を確保しなければいけないというところがありました。ただ、ある認可保育園さんで連携をしたとしても、2歳児が15人の定員で、3歳児が18人の定員となると空きが3つしかない、という中でこちらの施設とか8人分というのは、枠はどうしてもないというような状態もあります。そして、その3人を全員受け入れられるかというところ、施設の考えも違いますので3人分空いていますというのも難しいというような状況です。現在ではその連携というものはどちらかというとソフト的な話と申しますか、先ほど古谷野先生がおっしゃったような集団で保育をしていくと、15人とか20人とか、8人で見ているものとは違った保育の仕方とか、子どもたちの発達と

いうものがありますので、そういったところに重きを置かれるような制度と  
なっております。

そして先ほど落合委員からありました、連携をして2歳児で終わり、その施  
設では終了してしまう。そのあとの引き継ぎという形ですと、現在その連携  
がない場合の保護者さん・お子さんに関しての加点という制度を設けており  
ます。先ほどの例えば3人枠しかない中で、残りの5人はどこにも行けない  
ので、そういった方たちには通常「+5点」幼児保育課で加点をしております。

そうすると結構入りやすい状況になりますので、通常であれば、どちらかの  
施設さんに3歳児から新たに転所できるようなシステムを組み上げておりま  
す。

ですがさらにそこからの課題としましては、まさに先ほどお話ありました医  
療的ケア児ですとか、要配慮児童さんになってきますと、今度は古谷野先生  
がおっしゃったようにプラスαの人員がいないと受け入れができない、とい  
うような児童さんもいらっしゃいますので、我々として最後まで、転  
所するにあたって、その子達をどこに転所して行くか、というものを相談を  
しているところです。

これまではそういった児童も取りこぼすことなく、確実に転所をできる状況  
になってきていますが、現状、そういったお子さんが増えている状況、小規  
模保育事業者さんが増えていること等を考えると、さらにこれからその課  
題は大きくなってくると思いますので、そういった制度作りとかまたは3歳  
児以上の預かりを増やしていくような仕組みづくりとか、そういったところ  
が課題になってくると認識しております。

**落合委員**：ありがとうございます。よろしく申し上げます。

**土井会長**：千代原委員申し上げます。

**千代原委員**：制度作り、とおっしゃいましたが実際に制度を作る動きはあるの

でしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：まだ現状としてはそこまでの動きはないのですが、今はどちらかというとその課題に関して色々と抽出をして、調査研究をしている段階ですので、今後そこに色々なことが分かってきた上で、もっと大きい規模の市町村等の先進事例を今から研究していきたいと思っております。

**千代原委員**：今回の小規模事業所さんですが、市長から諮問を受けてこれから答申を出すと思いますが、今後こういう小規模事業所さんが増えてくると思います。

受け入れる側は人員が足りない。小規模事業所さんに入っている親御さんも、その先がない、という話です。

前々回の子ども・子育て会議で同じようなことを言ったのですが、小規模事業所さんの預けている家庭の、受け入れ先について非常に難航しているという話を良く聞きます。

ですので、その連携をもう少しやりやすいような雰囲気のようなものが必要なのかと思います。

それは各保育園では限界があると思いますので、フォローアップとして、行政の人たちが、しっかりとやっていっていただければと思います。

制度作りという話がありましたが、これは喫緊の課題だと思いますので、できるだけ早くその制度作りを、素案のようなものを作っていただき、一般公開していただければと思います。

**土井会長**：若干まとめさせていただきますが、事業者がする連携については、2つの側面があり小規模の場合には人間関係が限定されるので、その保育中に少しでも多様な人間関係に触れるため連携の意義がある、というのが1つ。2つ目はこのように、2歳で終わった後にそのあと受け皿が必要ですので、その受け皿をあらかじめスムーズに確保する、という意味でも連携に意味があるという2つの側面があるわけです。小規模であるがゆえに、なるべく

多様な人間関係に触れるために連携しましょう、というところはこれまでも他の事業者さんもやっているの、そこは特段ここで意見を付ける必要はないと思いますが、もう1つの、2歳が終わった後に3歳児以降の受け皿を考えてみた時に、今回の事業者さんは非常に手厚いケアをされるので、せっかくケアを行った後にそれをうまく3歳児のときに繋がらないとよろしくない、そこを積極的に進めていくために、今後積極的に連携を展開されていくことを望みます。条件ではないので望みますということと、その時に、ぜひつくば市とも連携しながら、つまりは保育園同士の連携だけではなく、つくば市とも連携を取りつつ、この連携のあり方について積極的に今後考えていかれると同時に、これについても情報発信をしていかれることを希望します、ということで附帯意見をつけるのが1つ。そしてこれは私たちがこの審議会として、市長に答申するものですのでその時に、この審議会から市長への附帯意見として、今回事業者さんにはこういうことを希望しますが、同時に市に対しても、こういう問題が今回の件で非常に浮き彫りになったので、市としても今後、積極的にこの問題については取り組んでいただきたい、と附帯意見として市長に付ける、というのもあると思いますがいかがでしょうか。御異論あるいは追加の御意見があればお願いします。

では整理します。

1つは、2歳児が終わった後の、そのケアを積極的に続けていくためにも、この連携について前向きに取り組んでいただけることを希望します。

その時につくば市とも連携を取ってくださいというのが1点で、附帯意見として市長に対して市の方でもこの件については、今後、積極的な体制づくりを希望します、ということも附帯意見として付けるでよろしいですね。

はい。ではこの件はそのようにしたいと思います。

他に何かこの事業者につきまして御意見はありますか。

では、これで協議事項1の審議を終了いたします。

続きまして協議事項2に入りたいと思います。

**事務局（こども政策課）**：土井会長すみません。その前に先ほど審議いただきました、小規模保育事業者の認可等に関する意見聴取につきましては、本日の審議結果に基づきまして、会長名で答申する形となります。

答申の内容につきましては、委員の皆様にはメールにてお知らせしたいと考えております。なお、御意見に対する事業者からの回答が提出されましたら、委員の皆様には再度メールにてお知らせしたいと考えております。

事務局からは以上になります。

**土井会長**：答申の文案は、私の方に一任させてください。

次に、協議事項2「公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取（上横場保育所）」です。事務局から説明をお願いします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づき説明。P.29~）

**土井会長**：ありがとうございました。只今、事務局より説明がありましたが、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。32ページの「(4)公有地の利活用について（谷田部庁舎跡地）」というところですが、民間保育協議会の中の運営の課題といいますか、民間保育園の運営課題の1つに、谷田部地区の密集した保育園で土地の取り合いになっているという懸念が実はありまして、本当に目先に出来てしまうということが、本当に困る。保育士さんが取られてしまうといったところは、民間保育協議会に加盟している保育園さんからそのような声が上がっている中で、ここの土地が使えないとなると、先ほどご説明いただいた38ページの募集想定エリアの中で100人定員だと、約3,000平米以上ないとなかなか難しい。そうすると農地などの同じような買いやすい場所をみんな買うようになる。要は、もし新しく建てるのであれば、この公有地である上横場保育所の土地を使う方向を考えてもらえればと。建物の基準を満たしていないので早急というふうには書いてありますが、時間がかか

りますし、平屋とかそういうところの安全対策ももちろんしなければいけないと思いますが。民間園の近くの農地を安く買って、建てられてしまうと、今後10年、20年後に必ず取り合いになって、どちらかが淘汰されてしまうということがもう目に見えているので。それは企業原理で、勝ち抜けと言われてきたらそれまでなのですが。こういう公有地がせつかくあるので、有効に検討していただきたい。公共の施設を利活用という方針がもしかしたらあるからこういった話が出ていると思うので、時間がかかるというのであれば、他の施設と一緒に建てるとか、何かうまい具合に合同でやるといったことを考えると、この課題も我々民間の課題も、一石二鳥で解決できるのではないのかなど。民間保育協議会の会長としては、そういうところを少し検討していただけたらなお伝えしたいのですが、いかがでしょうか。

**土井会長：**今おっしゃっている意味は、今の上横場保育所の土地であれば、民間事業者と地理的に競合しないということですか。

**古谷野委員：**エリアは決まっているので競合するところもありますが、この1件だけではないので、新設の保育園でどこでも建てられるという意味はもちろんあるのですが、この上横場保育所が古くなったから建て替えるということであれば、その土地を使って欲しいということです。課題が谷田部エリアはいろいろと結構あるものですから。

**土井会長：**今、課題をいくつかおっしゃいましたよね。場所的な競合だけではなくて、職員さんの確保の問題など。

**古谷野委員：**そうですね、その課題もあるのですが、みどりのの立地の問題は大変大きいです。ここは万博の方だと思いますが、同じように農地を利用すると、どんどん似通った場所になってしまいます。

**土井会長：**近い場所にたくさんできてしまうということですね。立地の問題、民間の圧迫にならないようにということです。

**古谷野委員：**先のことを考えるとといったところもあります。

**長塚委員：**市議会の長塚でございます。まさに半世紀以上経つ保育所の建て替えですので、未だ公立で建てかえて欲しいという意見等もなくなっているわけでは全くないですが、計画としては民間に移管するという流れにはなりました。以前の候補として、谷田部庁舎跡地を使う場合は公立で、要するにつくば市直営で建てるといふ、そういう計画も一時期はありましたが。逆に言うと、民間の方に移管する場所としては、果たして適切かどうかという、そういった協議も議会の中で少しありました。そういうことで、今、古谷野委員からもあったように、もう半世紀以上にわたってこの上横場にあった保育所ですので、これは私の私見ですけれども、この場所を使えないにしても、この上横場地区がやはり適しているのではないかと考えています。また、今後は現在の国道 354 号の道路から少し北側に、まさにこの保育所の北側に、新たなバイパス線ができると。4 車線の道路なので、地域としての多少の分断といいますか、使い勝手の悪さも生まれてくるのかなとは思っています。ですから、本当に作る場所は、よくよく考慮していただく中で、民間に移管していくということは、やはり大事なのだろうなというふうには思っています。

**土井会長：**公立で建てかえるのであれば今の場所でも良いけれども、民間に移管するのであれば、今の場所ではまずいということですか。

**長塚委員：**いや、そうではなくて規模感から言うと、今の園舎を壊さないで建てられないくらいの面積だったなと思うので。やはり場所を多少動かすにしても、先ほど言いましたバイパスの件があつて、うまく配置できないだろうという課題があります。その点を考えると、上横場地区は大変広いですが、上横場から、現在の位置から離れないどこか適地を見つけていただいて建て直すというのがやはり一番現実的かもしれないですね。ただ、先ほどあまり旧谷田部庁舎の方に近くならない方がよろしいのかなという話もありましたが。

**土井会長：**旧谷田部庁舎に近くならない方がいいというのは。

**長塚委員**：今の民間保育園さんとの位置関係からすると、あまり西側に寄らないほうが良いという古谷野委員の意見かなと思っています。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。そういうことですが、上横場保育所の、この敷地が5,800平米。結構な敷地があるので、ここに仮園舎をまず建てて新しく整備して、今のところを広くして、というのはできそうもないのですよね。先ほどの話は旧谷田部庁舎の話なのですが。この敷地の広さは、5,800平米と結構な敷地なので。別の問題ではあるのですが、民間保育園の人たちが競争をなるべくしないようにというところを思っています。

**土井会長**：民間に移管する場合でもやはりその土地は使えないのですよね。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課の岩田です。よろしくお願ひします。先ほど、こども政策課からも計画の説明をさせていただきましたが、当初の方針でも庁舎跡地というのは使えるのではないかとということに記載させていただきましたながら検討してきました。そういった課題がある中、一体的に考えていった方がいいという方向性の中で、今回の新耐震基準を満たさない施設に関しては、一番の課題がスピード感。新耐震基準を満たしていない施設にいつまでも子どもたちを保育しているということが一番の課題であるということから、スピード感を持って解決しなければいけないという特別職の考えのもと、早急に計画を作成し、子どもたちに新しい施設に移ってもらうというところで、計画を進めてきました。そういった中で、この計画に来るまでに約2年間費やしてはいるのですが、またここから計画し直して、検討し直しとなりますと、さらにまた時間が過ぎてしまうというところと、そこまでは十分に我々庁内でも議論をしてきたというところと、あと先ほど上横場保育所の跡地というお話もありましたが、当然その部分についても南側の園庭に仮園舎を作って、北にある今の園舎を壊してということも、例えば公立でやるのであればということで、以前、大分昔ですけど検討したこともあるようでしたが、仮園舎を建てるとまたそこで工事が必要になる。実は園舎で工事を行

うことはそれはそれでリスクを伴うというところから、今回は民間移管してスピード感を持って、別のところで民間保育施設さんをお願いをするということで方針を立てたということもございます。なので、上横場保育所の跡地を使うというところは、また別の議論になってしまうかなと思っています。また、先ほどの38ページの話になりますが、エリアを限定し過ぎると今度は事業者さんを公募した際に、土地がないというような話が出てきてしまう課題もありまして、こちらの赤ポツがある上横場保育所の近くというのが理想ではありますが、ある程度エリアを広くしないと、事業者さんになかなか手を挙げてもらえないという状況もある中で、これがエリアぎりぎりかなということで、このように計画を案として策定したところでございます。以上です。

**土井会長：**いかがでしょうか。

**古谷野委員：**多分、あまり言うと後で怒られてしまうので。しかし以前の子ども・子育て会議のときも、民間から市に要望した中の1つに、TX沿線の保育園が、目先で保育士さんがとられたり、とられたりという言い方もあまりよくないですが、処遇の面のやりとりがあったり。また、今後10年後、20年後に子どもの人口が落ち着いてきたときに、大変心配だということがあり、近くに建てないで欲しいという要望を、実は出していました。なので、そういうところが少しでも緩和できればと思い、意見させていただきました。ただ、事情もわかりましたので、これ以上は。

**土井会長：**そうしますと、これから、事業者を選定していくにあたって、既存の民間保育園との立地関係を十分、選定の条件項に入れながら考えていただきたいというところですかね。それでよろしいですか。個別にいろいろ利害関係があったり、でもおっしゃることはわかりますので、事業者選定では、既存の保育園の圧迫にならないように、なるべく立地条件も勘案しながら決めてくださいということは、申し上げてもいいかなと思いますが、よろしい

ですか。

はい。他に御意見ありますか。

**内野委員**：市 P 連の内野です。費用が公立保育園と同じというのはとても結構なのですが、民間移管したときに、その公立保育園の費用と同等でやっているのかなという素朴な疑問を持ちました。安すぎて、これでは参入できないというふうにならないのかなと少し心配しまして。

**土井会長**：御懸念ですね。

**事務局(幼児保育課)**：幼児保育課の岩田です。こちらの計画にありますように、基本的には同じような設定でお願いしたいということで公募をしております、今年度なのですが上境保育所が最初の移管先ということで、法人さんと 3 者協議会という、保護者さんの代表と、民間保育所の代表法人、市役所の 3 者で協議を年間 4 回行いまして、そういった実費徴収ですとか、給食費などの設定についての協議等を行ってきました。中身については、やはりその法人さんのこだわりというところも、もちろん民間保育園さんでありますので、どうしてもここはこうしたいというようなお話もある中で、保護者さんに御理解を得ながら、すべて全く一緒というわけではないですが、だいたい同程度で設定をしていただくというような協議をすることができました。この後も、こちらの上横場保育所等もそうですが、3 者協議会を、また保護者さんの代表等と実施する予定です。そういった中で、まずは公立保育所の設定というのを法人さんにお伝えした上で、そのような協議会で動いていくのですが、どうしてもお金が足りないということについては、運営費で、私たち国や県、市の委託料で民間保育園さんには、運営をお願いしているので、その部分については、大丈夫かなと思っております。どちらかという実費徴収と言われるプラス  $\alpha$  で必要な部分、プラス  $\alpha$  で制服を用意してくださいとか、そういったことがないようにということで、このような計画に記載をしているところでございます。

**内野委員**：国からの補助金のようなものを、民間事業者の方に出されているということですね。

**事務局(幼児保育課)**：幼児保育課の岩田です。おっしゃる通りで、毎月概算で、定員や預かっている児童の人数に応じて、運営費という形で拠出させていただいております。

**内野委員**：ありがとうございます。

**土井会長**：他に御質問や御意見ありますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。他に御意見がないようですので、以上で協議事項2の審議を終結いたします。

次に、協議事項3「公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について（高見原・城山保育所）」です。事務局から説明をお願いします。よろしく願いいたします。

**事務局(こども政策課)**：（資料に基づき説明。P43~）

**土井会長**：ありがとうございました。こちらは統合しての民間移管で、場所はもう決まっているということですね。

只今、事務局より説明がありましたが、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

すいません、全く素人の質問なのですが、土地は貸し出すのですよね。賃料はどうやって決まるのですか。

**事務局(幼児保育課)**：幼児保育課の岩田です。つくば市の条例か規則かはすみません、今思い出せないのですが、その決定がありまして、つくば市の管財課が、その全体的な基準等を持っておりますので、そこに照らし合わせながら、面積とその金額、単価等をかけ合わせたものが賃料になると思われま

**土井会長**：それを例えば毎年、民間事業者から市にお支払いいただくという形ですか。

**事務局(幼児保育課)**：幼児保育課の岩田です。そのような形になると思われま

す。

**土井会長**：わかりました。

**落合委員**：落合です。この2つの保育園の敷地面積を足したものと、それから旧高崎幼稚園の敷地面積を比較すると、両方統合される割には少し狭いような気がするのですが、そういう心配はないのですか。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課の鈴木です。基準はないのですが、他の保育所の事例や必要となる保育室の面積、付帯設備を考えても、十分な敷地であると考えております。二の宮保育所は140名の定員で、敷地面積3,010平米ですが、今回120名の定員を考えておりますので、大丈夫かと思えます。

**落合委員**：わかりました。ありがとうございます。

**宮本委員**：宮本です。この旧高崎幼稚園の前の荃崎第一小学校に子どもが通っているのですが、駐車場問題があると思います。高崎幼稚園に子どもが通っていたときも、駐車場は一部のところに少ししか入らないような状況だったので、120名規模での行事の際に、駐車場問題に関わってくるのかなと思うので、そちらの配慮などは考えていただけているのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

**落合委員**：すいません、今の質問について、私も実は少し心配だったので。旧高崎幼稚園に何度か行っていたことがあって、あそこは元々駐車場がきちっと無いんですよね。だから、確かにどこに停めるのかなというところは少し気になる場所です。よろしくお願いします。

**宮本委員**：今、小学校の行事のときには、グラウンドなども全部使えなくなってしまったので、高崎サッカー場を借りているのですが、幼稚園の駐車場は職員用の駐車場と一緒に、住居の隣の本当に一部だけ、だから全部で止められて15台くらいのところに停めるしかなくて、小学校の送迎の人は高崎幼稚園の前の空いているスペースに停めているような状況です。高崎幼稚園が行事の際に使っていた大きい広場は今、住宅などが建ってしまっていて、使え

なくなっていました。だから、荃崎第一小学校の運動会の際にも、駐車場に停められないという問題があつて、運動会が始まっても、車に乗ったまま行事が見られなかったというような状況があつたので、120人だと多いので、どうなっているのかなと少し心配になりました。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。ちょうどうちのこどもの森保育園が120名の定員で、駐車場が大体24台くらい停められるスペースがあるのですが、夕方になると結構混み合います。あと一時預かりとかもやっているんで、少し人数が前後しますが、そうすると園舎以外にだいたい1,000平米ぐらい必要かなと。120人規模でいくと、うちの場合ですとそのぐらい必要なのではないかなと。そうするとここは3,000平米なので、1,000平米の中に、2階建てにするみたいなの。勝手な話ですけども、3,000平米の中でやりくりする。園庭を小さくすればいくらでもできるのですが、大体そのぐらい必要かもしれないです。

**土井会長：**今おっしゃった、その20数台分というのは日頃の送り迎えですよ。行事の際とかはどうされているのですか。

**古谷野委員：**行事のときはもう全然足りません。少し離れたところですが、うちは第2駐車場があるので、そこから歩いて来られるので。今はコロナを乗り越えたことでメリットが実はあって、2クラスずつとか分散してやれば、120名定員ですと大体1クラス、上のクラスで大体20人から25人、50台は停められないですね2クラスですと。1クラスずつやるということも、コロナ禍のときはやっていたので、それは工夫次第かなと思いますが。大体20台前後は停められないと、多分難しいかもしれないですね。

**事務局(こども政策課)：**こども政策課の鈴木です。貴重な御意見をありがとうございます。現在教育局の方でも借りているというお話も伺っておりますので、今後駐車場の配置を含めて、事業者の方に提案していくつもりであります。他にも、空いている土地がありましたら借りるという判断も、事業者の

方に提案させていただきたいと思います。

**土井会長**：貴重な御意見なので、ぜひそれを検討させていただきたいと思います。

**宮下委員**：宮下です。高崎幼稚園の跡地に保育所を合併して建てようというこの計画で、先ほど車を停めるところがないというお話がありましたが、僕はここが地元なので、よく車で通るのですが、この跡地の真向かいに小学校がありまして、そこの児童が大体 500 人から 600 人くらいいるのかなと思います。そこに保育所を建設したとして、お子さんを預け入れするときに保育所に対して、車で保護者が殺到するわけですね。その時に、すぐに子どもを預けて出てこられない状況もあると思います。子どものグッズを預けたりとか、回収してきたりとか、保護者は園の中に入って忙しくやっていると思います。その時に、自分が入るべきその時間を待つ保護者の車の列も、あの辺の住宅地はとても細々していて、なおかつ車の抜け道に使うところです。朝に子どもが小学校に通う時間帯も割と車がひっきりなしに通っていたりします。その状況下の中で、その場所に新しく新園を建設してというのは、僕の中では新園を建設する前に、何か歩道の整備など、何かその周辺の状況をもっとしっかり整えてからではないと、あそこを車で近寄っていくには相当危険な場所になるのかなと思います。今ですら十分危険です。ボランティアのおじちゃんやおばちゃん達が旗を持って、子どもたちを誘導してくださっています。朝はそういう協力がないと、何とも言えないような状況になっています。なので、保育所がそこに建つということを考えると、まず立地に関してしっかり把握すること、安全面をどのように考えていくか、まず園を建てる前に、何かもう少し目を向けなければならないところが沢山あるような、そういう場所だと僕は認識しています。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課の鈴木です。大変貴重な御意見をありがとうございます。歩道の整備など、安全の方を優先させていただきながら、事業者の方にもお伝えした上で検討させていただきます。ありがとうございます

ました。

**土井会長**：非常に貴重な御意見だと思います。周辺の環境整備も含めて検討していただかないと、事故が起こってからでは遅いので、ぜひお願いしたいと思います。

他にありますでしょうか。御意見や御質問ありますか。

では貴重な御意見をどうもありがとうございました。他に御意見がないようですので、以上で協議事項3の審議を終結いたします。

次に、報告事項1「（仮称）第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査の結果について」です。事務局から説明をお願いします。

。

**事務局(こども政策課)・株式会社 名豊**：（資料に基づき説明）

**土井会長**：ありがとうございました。只今、「（仮称）第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査の結果について」事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

**鈴木委員**：こちらのアンケートの結果報告の抜粋という形で説明がありましたが、今後こういった形でこのアンケート調査をもとに、施策を決めていくのか、計画のスケジュールを教えてくださいたいです。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課の鈴木です。第三期プランの進め方について、御報告させていただきます。次回、令和6年度の第1回の会議では、次期のプランの選定に向けまして、計画の概要や、今回のニーズ調査の結果を踏まえまして、市の子ども・子育てに関する環境などの資料として報告し、計画の骨子について御協議いただく予定になっております。次回は令和6年度の5月に予定しておりますが、こちらの資料に基づきまして、計画の枠組みのような形を、協議していただくこととなります。その後、2回目からの会議では、市の子育ての課題や、基本理念、目標など、具体的な施策についてはお話しさせていただき、決めていくような形を取っていく予定になってお

ります。

**鈴木委員**：ありがとうございました。このアンケート資料を少し読ませていただいて、大変膨大な資料ですが、その中で住んでいる地域などつくば市は広いので、中心部と周辺地で大分差があるなと思いました。自由記述の回答意見もそういったものが多く含まれていたかと思います。例えばこのアンケートをもとに、今日参加されているメンバーで、来年度の第1回会議の前に、このアンケート調査を実際にどう読み解くのか、どうしたらよいのかといった、読み解く会のようなものを開催できたらいいのかなと思うのですが、可能なのでしょうか。また、クロス集計も、今ここに掲載されているものだけではなく、例えば地区別などで集計を出せたりするのでしょうか。また、収入についての設問がありますが、収入によって考え方などに差があるのかなど、いろいろと踏まえながら、つくば市は子育て世帯が増えているので、どういったニーズがあるのかを、きちんと考えていく必要があるのかなと思います。なので、皆さんでぜひ協議に入られる前に、この調査結果を元にどういったことが考えられるのかを検討する場を設けていただきたいです。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課の鈴木です。貴重な御意見をありがとうございます。次の第1回や第2回にも、子育ての課題などについては意見をいただく予定になっていますので、読み解く会という形で開催できるかは、検討させていただきたいと思っております。

**土井会長**：今おっしゃっている御趣旨は、4月はメンバーが一部入れ替わるので、今のこのメンバーでやりたいということですよ。

**鈴木委員**：そうです。今回年度末なので、行政の方もこちらの委員の方も変更になってしまうかとは思いますが、このアンケートの作成はこのメンバーでやってきたので、実際このアンケート結果をもとにどういったことが議題として考えられるのかを、この今のメンバーで一度考えてもいいと思いました。また新たなメンバーが加われば、また新たな視点が生まれると思いますが、

こちらのメンバーでアンケートを作成したという経緯もあるので、皆さんの意見も聞けるといいのかなと思います。

**土井会長**：段取りとしては、次期のプラン作成のためのニーズ調査なので、今後新しいプランを考える際に、このデータを参考にしながら考えていくわけですが、その時に一部の委員が入れ替わっている可能性があるのですが、せっかくこのアンケートの案をこのメンバーで検討したので、このメンバーで何らかの読み解く会を開催できないかということですよ。日程的にどうなのかという問題がありますが。

**千代原委員**：千代原です。よろしくお願ひします。読み解く会に関して、少し私の意見を述べさせていただければと思います。まず、この資料をメールでいただいたのは3月5日。3月5日にいただいて、実際このリストをいただいたのは週末ぐらいです。ページ数が200ページくらいあります。205ページありますよね。私ごとで大変恐縮なのですが、いただいた週にノロウイルスにかかっておりまして、メールでいただいたときに、読む時間が全くありませんでした。非常に体調が苦しい中で、この資料をいただきましたが、もう少し早くいただくことはできないのかなと。この資料に関して名豊さんの方で作られていて、すぐにはできないと思いますが、読み解く会を設けないのであれば、読み解くには最低でも1ヶ月ぐらいは必要かなと思います。それぐらいの分量が私はあると思います。なので、今後の対応にも影響するかなと思いますが、こういう資料をいただく際は、できれば長い期間で各委員に読んでいただく期間を設けた方がいいのではないかと私は思います。また、読み解く会ですが、これはあった方がいいと思います。どうしてかという、これをしっかり深読みすることで、次の策定する案件に相当影響があると思います。なので、委員が新しく入れ替わるということもありますが、できれば、あった方がいいのではないかと私は思います。以上です。

**土井会長**：2点ありました。1点目は、タイミングの問題ですが、おそらく名

豊さんの方では分析に時間がかかっていたのかと思いますが、その辺りのこれまでの経緯ですね、少し御説明いただいた方が良いのかと思いますが、その点はいかがでしょうか。調査が終わってから、今日までのこの集計・分析のスケジュールといいますか、時間的な状況ですね。

**株式会社 名豊：**私の方から回答させていただきます。アンケートの部分については、報告書の作成にあたって、まず紙で返ってきたものを入力し、そして入力が終わったものを Web 調査と突合して集計をします。そしてそこからグラフと分析をしていくという流れがございます。そちらについては最短でも 1 ヶ月ほどの期間はかかります。ただ、少し難しい部分が、回答期限は設定してはいるのですが、それ以降に提出をされる市民の方もいらっしゃいますので、実際の会議に出す資料の分析の部分と、あとはどれぐらいの回答の件数までを入れるのかといったところを、少し事務局と協議しながら進めておりました。会議資料としましては、実際の会議の日付のタイミングも含めて、当初はもう少し早くというところも検討していたのですが、できるだけ多くの回答を含めた方が、より市民の声が反映できるということで、3月12日に調整をしております。ですので、弊社としてもできるだけ早く報告書の作成をして、市と協議のもと、今のタイミングになったというところで御理解いただければありがたいなと思います。

**土井会長：**ということは、もしもきちんと読む時間を設けて欲しいとなれば、この会議の開催時期はもう少し、後の方がよかったということですね。そこをまた年度内にいつやるかという問題があって、なかなか難しいところかもしれないかもしれませんが。それで読み解く会をどうするかということですが、可能かどうかわかりませんが、私が今思いついたのは、5月にこのデータを読み解いて、新しいプランを立てていくわけですね。例えばその時に、これはボランティアベースになるかもしれませんが、今の委員の皆様も御参加いただけるという形で、拡大委員会をすることが可能かどうかということですね。

であれば、御都合もあるとは思いますが、その時に皆様全員がいらっしゃることがのできるの、そこでいろいろ御意見等を出していただいて、そこは委員が変わっているでしょうから、そこでうまく意見の引き継ぎもできるかなとは思いますが、制度的にそれが可能かどうかですね。

**事務局(こども政策課)：**こども政策課の鈴木です。今、会長の方から御提案がありました拡大委員会としての読み解く会を、このメンバーを含めて開催できるかどうかは、検討させていただくという形で回答させていただきます。申し訳ありません。

**土井会長：**この会を年度内にといつてももう3月中旬ですから、もう1回開くとなると、結構日程調整的には難しいのかなとは思いますが。あと、この会議では皆様が委員で御出席いただいているので、謝金が出ていると思いますが、その読み解く会を仮に開催したとして、それはおそらく予算に入っていないと思いますから、そうするとボランティアベースでやるかということがありますよね。仮に5月に今度新しい委員になって、この会議を開いたときに、例えば皆様方の中でぜひ参加して、読み解いて意見を申し上げたいという方がいらっしゃった場合に、それも予算的に、場合によってはボランティアベースになるかもしれないですよ。おそらく年に何回開催ということで、予算を組んでいると思うので、謝金は難しいかなとは思いますが、そういう形であれば、当然今も傍聴の方もOKなので、そうすると元委員の方に傍聴で御参加いただいて、かつ前委員ですから御発言いただくということが制度的にできれば、そこで御発言いただくということもできるかなというふうには思いますが。正規の委員会としてもう1回開くのは少し予算的に厳しいかなとは思いますが。どうでしょうか。

**鈴木委員：**もし、今土井先生がおっしゃったようなものが開催できるのであれば、開催していただけるといいのかなと思います。あとは皆さんがどういった考えをお持ちなのかにもよりけりだと思うので。私としてはそういった気

持ちですが、皆さんはどういったお考えをお持ちなのか、もしお答えできる方がいらっしゃいましたらお願いします。

**土井会長：**市民委員の方は、おそらく入れ替わるでしょうから、その時に5月でも来ていただいて、御意見いただいていたかどうかということです。

**根津委員：**私自身はここで任期が終わる予定になっていますが、やはりざっとしか読めていないので、しっかり1度みんなで読んでみるというのは、できる機会があれば、参加したいなと思っています。もしそういう機会をいただけるのであれば、例えば今、自由記述については意見の要約という形になっていますが、数がなかなか大量にあるようなので、難しいかもしれませんがそういう時間が別途取れるのであれば、ローデータを見せていただくことも可能なのか、その方がありがたいのかなと思っています。

**土井会長：**自由記述のローデータは、当然ながらそれを活かしていかないといけないので、5月の会議では見ることはできますよね。これは報告用に作っているのですが、回答を選んでいますが、プランを作るために私たちは元のデータを見る権利はあるので、それは幾らでもできると思います。

**根津委員：**根津です。質問ですが、今私たちがお預かりしているこの結果報告書というのは、ざっくりこの形でウェブページとかで公表されるという認識でよろしかったでしょうか。

**土井会長：**この会議自体が公開なので、そうするとこの資料も公開になるわけですね。なので、市民に公開できるものという前提で、今ここは抜粋がされています。ですが仮に5月以降に、ローデータに逐一目を通して、プランの参考にしていくときには、それを確認しないといけないと思います。つまり、いろいろ個人情報があるので、当然人は特定されていませんが、自由記述のいろいろな問題も含まれているかもしれないので、その部分は市民に公開しないということで、了承が取ればここで出すことができる。ただし市

民には公開しないということになっていくと思います。今回は市民公開前提に作っているので、限定されていますよね。

**事務局(こども政策課)：**こども政策課の鈴木です。今、土井会長の方からもありましたが、次回の会議では、実際に本当の生データを委員さんの方にはお見せする形にはしております。今回は、ホームページに資料として出るので、出せるものを出しております。また、会長や鈴木委員からいただいた意見ですが、やはり今の委員さんでの参加というのは、皆さん役職が変わりますし、スケジュールもあると思いますが、参加なども確認させていただきながら、参加できるのであれば開催方法や、時期などを委員の皆様にもメールで確認させていただいて、開催の方向を検討させていただきたいと思っております。今日欠席の方もいらっしゃいますし、こちらの方も4月なので、体制がどうなるのかも何とも言えないところですが、検討させていただきたいと思っております。以上です。

**土井会長：**おそらく5月に会議を開いた際に、新しく委員になられた方は、この経緯をご存じないので、そこはきちんと引き継いだ方が良いと思います。言ってみれば、代わられる方は参考人といいますか、新しい委員にとってもこれまでの経緯を知り、どのように読み取れたら良いのかということを確認するためには、これは有益ではあると思います。なので、参考人のような立場で御参会いただいて、そこでうまく引き継ぎができれば、本当は望ましいかなとは思いますが。ただそれが市の制度的にどのように可能かどうか、私もわからないので、少しそこは御検討いただいて、なるべく皆様方の御意見を伺えるような場にしたいというふうには私も思います。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。参加の方法の1つにZoomを入れてもらえるといいかなと思います。お金もかかるという話ではありますが、それよりも時間の方をうまく使えるのではないかなと思ひまして、そこを検討していただけるとありがたいです。

**土井会長**：Zoomを使うと、公開の部分は良いかもしれませんが、非公開の部分がセキュリティ上どうなのかなという懸念があります。Zoom自体のセキュリティの問題をクリアしても、例えばそれを誰かがどこかで録画していたなど、そういう問題が出てくると思います。この場で開催すれば、この場で公開すれば、セキュリティ上は問題がありませんが、オンラインで開催して、例えばそこで非常にセンシティブな個人情報や自由回答の部分を、会議の中だけであれば公開できるけれど、一般には公開できません、というふうになったときに、それをZoomで出すことの是非は、また検討しないと難しいかなと思います。

**古谷野委員**：それを言うのであれば、ここで盗聴器をつけておけばという話にもなるので、データ情報の漏えいがあっても、そんなに問題ないような気がするのですが。

**土井会長**：私たちはそうですが、おそらく市の方にオンラインで開催する場合の規則があると思います。

**落合委員**：落合です。今のZoomの件ですが、ローデータを見ようと思ったら難しいですね。だから、実際に集まった方がいいのかなと。もし、そういう場を持つとすれば、実際に集まる方がいいと思うのですが、もし実施すると、5月の第1回の会議の枠組みの中で、付属というか、拡大的に一部分がアンケートの結果について読み解く会みたいになるイメージですか。

**土井会長**：私はそういうイメージでご提案をしました。意見をうまく新委員に引き継ぐという形。そしてプランの策定は、新委員で行うということになります。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課の鈴木です。そちらも含めて少し検討させていただきたいと思います。それだけの1回目の会議の時間がとれるかどうか、ボリュームもありますし。また、その前に読み解く会だけで開催できるのか、それも含めてお答えになってないと思いますが、検討させていただきます。

い。

**土井会長**：場合によっては次年度の会議の回数は、今予定されているものより、1回増やさないといけないかもしれないですよ。

では千代原委員どうぞ。

**千代原委員**：千代原です。よろしくお願いします。今 Zoom のお話がありましたが、これはぜひ併設していただければと私も強く思います。どうしてかという、対面でできればいいとは思いますが、そうするとスムーズな引き継ぎができるのかなとは思いますが、なかなか予定を立てることが難しいという人もいます。ですが年度初めですよ、第1回は5月ですよ。もし仮に読み解く会を開催するとしたらその前の4月ですよ。

**土井会長**：このメンバーでということでしょうか。

**千代原委員**：そうです。

**土井会長**：それは恐らく市の判断になりますが、無理なのではないでしょうか。なので、5月に新メンバーで第1回目を開くときに、参考人として合流していただいて開催するということが私の提案でしたが。新年度の4月は難しいと思います。

**千代原委員**：わかりました。

**土井会長**：恐らく基本は対面ですから、そうするとハイブリッドになると思いますが、それができるかどうか。設備の問題もありますし、少し難しいかなと私は想像していますが。ただ基本的に、第1回目の会合のときは、新委員の方の日程調整で決められると思うので、今いる皆様方にボランティアベースで御参加していただく場合は、日程が合う方にどうしてもなってしまうのかなと。全員の日程を合わせることはなかなか厳しいかなと思います。あらかじめなるべく早く日程を設定できれば、そこで御都合をつけていただいて、ぜひ御参加いただければ、意見がうまく引き継がれていくので、それは私としては有益かなとは思いますが。

**鈴木委員**：鈴木です。Zoom の件とは違うのですが、第 1 回目が 5 月に開催されるということで、その際に自由記述も含めた今回のアンケートの資料を委員の皆さんにはお送りしますとのことでしたが、どのぐらいの時期にいただけるのでしょうか。

**土井会長**：ローデータは送れないのではないのでしょうか。恐らくここで見るだけになると思います。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課の鈴木です。自由記述欄はデータでは送れないので、こちらに参加していただいた方に紙でお渡しして、終了後に回収をさせていただきます。子ども・子育て会議の資料は私たちも、1 週間前に頑張って送っているのですが、すみません、いろいろなチェックが入りまして、なるべく早く送らせていただくように努力して参ります。今日もそうですが、案件が多岐にわたって、幼児保育課やこども育成課、教育委員会からの案件がありますとそちらの資料もいただいた上で、今回送らせていただいております、そちらの調整も早くさせていただくように努力して参ります。貴重な御意見をありがとうございます。

**鈴木委員**：ありがとうございました。

**土井会長**：恐らく第 1 回会議の際に、ローデータは回収資料としてこの場だけで見ていただくときには、傍聴人の方も退出していただくことになると思いますが、前委員の方には参考人として残っていただき、解析に加わっていただくということが可能ならば、そうできればいいなというのが私の案です。

**鈴木委員**：先ほどもお伝えしたのですが、クロス集計で地区別や収入別など、こういったところをクロス集計して欲しいという要望は事前にお伝えして、第 1 回にそのクロス集計を作っていただくことは可能でしょうか。

**土井会長**：その方がいいと思います。なので、今日のこの資料を見ていただいて、これとこれはクロス集計が欲しいとか、これとこれは相関を出して欲しいとか、そういうご御見があればそれをあらかじめ期日を決めて出して

ただいて、その希望にのっとった形の集計表を第1回目の会議に用意していただく。そうしないと、第1回目の会議で意見言ったとしても、そこから集計するのでは、また次の会議に出ていただかないと結果わからないので。なので、名豊さんのご都合もあるでしょうから、前もって期限を設定していただいて、それまでにどことどのクロス集計が欲しいのか、というご意見を聴取するという段取りが必要かなとは思いますが。

**鈴木委員：**それは今の委員に対してですか。

**土井会長：**今の委員に対してですね。新委員にも当然これは行くでしょうから、同じことはされるのではないかなと思いましたが。ということでよろしいですか、事務局の方は。

**株式会社 名豊：**私の方から回答させていただきます。一旦、データとしては集計の専用ソフトに登録している状態になりますので、他にも先ほど委員さんからご指摘いただいた世帯の収入のクロス集計などは、オーダーいただきましたら1週間ぐらいで集計の方が出るかなと思います。それをまた、どれぐらいのタイミングで事前に送らせていただいた方がいいのか。本当に数票のものがざっと大量に出てくる形になりますので、少しお時間があつた方がいいかなというところもありますので、そこは市の方と協議しながら、私どもはできるだけ頑張るといったところで対応させていただこうと思います。

**鈴木委員：**ありがとうございました。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。ローデータは相当膨大なので、データも見たいということであれば、見てもいいとは思いますが、ある程度市の受け止めといいますか、市の方でこういうふうにやってくよというところをある程度まとめた上で、そういう話ができるとさらに建設的に、時間も短縮できるのではないかと思います。なので、5月ではなくもう少し後の方がいいのかなと思います。

**土井会長：**第1回目よりもう少し後ということですか。

**古谷野委員**：はい。

**土井会長**：恐らく市の方で、プランの下案を作られますから、そのために必要なデータが当然ありますので、市の方でこことこのクロス集計が欲しいということは言われると思います。ただ、委員の皆さんは委員の皆さんでそれぞれ御関心があるでしょうし、こことこの関係をみたいとか、そういうことがあると思うので、それは前もって御連絡いただいて、そのクロス集計表を出していただくという、2つ同時並行でいいのではないかなと私は思いますが。市の方針と、私たちの関心等のすり合わせをしていると、時間がまた延びてしまうので。

**事務局(こども政策課)**：こども政策課の鈴木です。読み解く会もありますが、通常やっている点検評価の方も、通常にやっただきながら、プランを作っただけということも令和6年度のメインになりますので、恐らくプランを1回ではなく、何回かで協議させていただく予定になっておりますので、回数も来年度は4回では恐らく難しいかなと思っておりますので、こちらの都合かもしれませんが、第1回目は5月にはやらせていただきたいと思っております。

**土井会長**：5月でいいと思いますが、その時に読み解くことが目的ではないので、おっしゃったようにこれは次のプランを作るための素材データなので、次のプランを作るためにどう生かしたら良いかということで、新委員だけではなく今の委員の皆さんも御意見もぜひいただきたいと。委員の皆様も意見をぜひ出したいという御意見だと思いますから、制度的に新旧合同部会を5月に開催できるかということですよ。それができれば本当はいいと思います。

**株式会社 名豊**：名豊の大川です。今回のアンケート調査の結果というところで、クロス集計も非常に重要な部分かと思いますが、特に就学前の調査については国の報告で、保育園や幼稚園の量の見込みの算出で、そちらのニーズを把

握して、具体的な整備をどうするかという部分の集計が、国の方も期限を設けていますので、そちらの部分メインになってくるのかなと思っております。それに併せて、プランの進捗といったところもありますが、そちらも重要だということで、次の第1回については報告という形になるかと思えます。

**土井会長：**そのあとにローデータ自体は、名豊さんの方からつくば市の方に移管されますよね。

**株式会社 名豊：**はい。

**土井会長：**なのでつくば市の方でクロス集計をかけようと思えば、統計ソフトを使っていくらでもできるのですよね。そのソフトを使える人がいればですが。来年度も委託されているようなので、そこはつくば市がやらなくても名豊さんをお願いできるようですが。そうしましたら、時間も限られていますから、今の御意見を踏まえて、まず事務局の方に5月のときに、旧委員の方に謝金が恐らく出せないと思うので、新旧合同とはいかないと思いますが、旧委員の方には参考人ベースで御参加いただいて、新しい委員との合同開催ができるかどうか御検討いただく。その時にこの調査結果に基づいて、今度の新しいプランを考えていく議題のときに、皆様方の御意見もぜひ頂戴したい。それに先立っては、どことどのクロス集計が欲しいのかということについて御要望があれば、これも期限を設定してそれまでに市の方に御連絡いただくという形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、どういう形になるのかはわかりませんが、実現できれば新旧委員の引き継ぎもうまくいくと思うので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。今は手続きの問題でしたが、中身について何か御質問等ありますか。今の話だとまた御質問等があれば、出していただければいいと思いますが、今単純に確認されたい点があればどうぞ。

**鈴木委員：**鈴木です。このアンケート結果ですが、他の担当課とも内容は共有

されているのでしょうか。例えば意見を見ていると、こども政策課だけではなく、学校教育についても自由記述にあったので、他の課と連携しているところ進めていった方がいいのではないかなと、これを見た上で私はそう感じたので、他の課との連携もできているのかなと思ったので、お聞きしたいです。

**事務局(こども政策課)：**こども政策課の鈴木です。御意見ありがとうございます。こちらの自由記述欄に書いてあります教育局をはじめ、健康増進課や、こども部内とも共有させていただく予定になっております。以上です。

**鈴木委員：**ありがとうございます。

**土井会長：**ただそれはスルーするのではなく、ここでこれは見せていいかどうかは、私は確認をした方が良くと思います。全部共有するのではなくて、これはこの課にとって必要だろうからということで、出していいかどうかということ、一応ここで検討した方がいいのかなとは思いますが、よろしいですか。

ほかに御質問や御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では次に、報告事項2「令和7年4月 特定教育・保育施設の創設について」です。事務局から説明をお願いします。

**事務局(幼児保育課)：**(資料に基づき説明。P.57~)

**土井会長：**ありがとうございました。只今、「令和7年4月 特定教育・保育施設の創設について」事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、報告事項3「令和6年度の教育・保育施設の利用定員変更等について」です。事務局から説明をお願いします。

**事務局(幼児保育課)：**(資料に基づき説明 P.59~)

**土井会長：**ありがとうございました。只今、「令和6年度の教育・保育施設の利用定員変更等について」事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、報告事項4「つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告）」です。

**事務局(こども育成課)：**(説明)

**土井会長：**ありがとうございました。只今、「つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告）」事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上で、当会議における審議は全て終了いたしました。

最後に「その他」として委員の皆様、事務局から何かありましたらお願いします。

長時間にわたり慎重な御審議ありがとうございました。

これをもちまして、議事進行を事務局にお返しいたします。

**事務局(こども政策課)：**土井会長、ありがとうございました。本日の会議録は、後日、皆様に御確認をいただいた後に、市のホームページで公開します。

以上をもちまして、令和5年度第4回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。

令和6年度第1回つくば市子ども・子育て会議につきましては、5月頃の開催を予定していますので、よろしくお願いいたします。

-以上-

# 令和5年度（2023年度）第4回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和6年（2024年）3月12日（火）

13時30分から16時30分まで

場所：つくば市役所本庁舎2階 会議室204

## 〈 次 第 〉

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

- (1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（1事業者）…P. 3～28
- (2) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について（上横場保育所）…P. 29～42
- (3) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について（高見原・城山保育所）…P. 43～56

### 4 報告事項

- (1) (仮称) 第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査の結果について …別冊
- (2) 令和7年4月 特定教育・保育施設の創設について…P. 57～58
- (3) 令和6年度の教育・保育施設の利用定員変更等について…P. 59～63
- (4) つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告）…資料なし

### 5 そ の 他

### 6 閉 会



協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 仮 称 万博公園ふぁみりは学園
- 設 置 者 (一社)ファミリーハクリエーション 代表理事 中川 将吾 (設立予定)
- 設置予定地 つくば市水堀 485-1
- 定 員 19名 (0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名)
- 設置予定日 令和7年(2025年)4月1日





## 小規模保育事業の概要及び認可等に関する意見の聴取について

### 小規模保育事業とは

待機児童が多い3歳児未満の保育の受け皿を増やすため、子ども・子育て支援新制度で新設された「地域型保育事業」の1類型です。定員が6人～19人と少人数であることから、子どもの発達に応じたきめ細やかな保育が行える事業となっています。

小規模保育事業にはA型、B型、C型の3類型があり、それぞれに基準が設定されています。市内には令和6年3月現在24の小規模保育事業所があり、全てA型となっています。

主な小規模保育事業の基準（面積、人員等）

	A型	B型	C型
定員	6人～19人	6人～19人	6人～10人
必要な設備	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所		
保育室等面積	○ 0、1歳児：1人につき3.3㎡以上 ○ 2歳児：1人につき1.98㎡以上	○ 全年齢1人につき3.3㎡以上	
屋外遊戯場	○ 2歳児1人につき3.3㎡以上 ※ 屋外遊戯場は、敷地外の代替地（公園等）も可能。		
職員資格*	保育士	保育士+保育従事者	家庭的保育者
職員配置	○ 0歳児 3：1 ○ 1・2歳児 6：1 +1人		○ 3：1 ※ 家庭的保育補助者がいる場合5：2

※ A型・B型については、1人に限り、保健師・看護師・准看護師を保育士とみなすことができます。

※ B型の保育従事者とは、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、職員配置の1/2以上は保育士である必要があります。

※ 家庭的保育者とは、原則保育士等の有資格者であり、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、無資格者についても自治体で実施している家庭的保育者認定研修を受講することで、家庭的保育者の資格を得ることができます。

○ その他、各種法令・通達等で示された基準（建築、消防、経営基盤、衛生管理、安全管理、保育指針…etc.）を満たした上で施設整備及び運営を行います。

### 特定地域型保育事業の利用定員について

第二期子ども・子育て支援プランでは、中央部エリアにおいて地域型保育事業を整備する計画となっています。確保量としては、各年度76人分の受け皿を確保する計画であり、事業者の提案状況や児童の申込状況等を勘案しながら整備を進めています。

※ 令和6年度整備分（令和6年4月2日～令和7年4月1日開園）は、今回の事業者（利用定員19人）が最初の案件となります。

### 意見聴取の目的について

地域型保育事業の認可に当たっては、児童福祉法等法令の定めにより、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっています。つくば市では計画段階で意見聴取を行うことで、より良い保育施設の設置を目指しています。



# つくば市公立保育所個別整備計画 (上横場保育所) (案)

令和 年 月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

1	つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）について …	1
2	上横場保育所の概要 ……………	3
3	建て替えにあたっての配慮 ……………	5
4	民間移管にあたっての基本的な考え方 ……………	5
5	民間移管の整備概要 ……………	6
6	民間移管の進め方について ……………	9
7	整備スケジュール ……………	11

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。

⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、上横場保育所は、築 55 年の鉄筋コンクリート造の保育所であり、Is 値 0.45 と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、上横場・谷田部地区は、一定の人口維持が見込まれるエリアのため、民間事業者の参入が期待できることから、整備方針のとおり、実績のある社会福祉法人等による運営を行うこととし、その整備・運営方法や、スケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）」を策定しました。

(4) 公有地の利活用について（谷田部庁舎跡地）

上横場保育所の施設整備に関しては、整備方針に従い谷田部庁舎跡地について利活用を検討してきましたが、市として周辺の公共施設等と連携した土地活用を含め、地域に資する利活用方策の検討をしており、方策決定までに時間を要することから、上横場保育所の移管先として民間保育園に貸し出す候補地から外すこととしました。

※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で Is 値（鉄骨等）と Iw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、Is 値で 0.6 以上、Iw 値で 1.0 以上。

## 2 上横場保育所の概要



### (1) 上横場保育所の概要

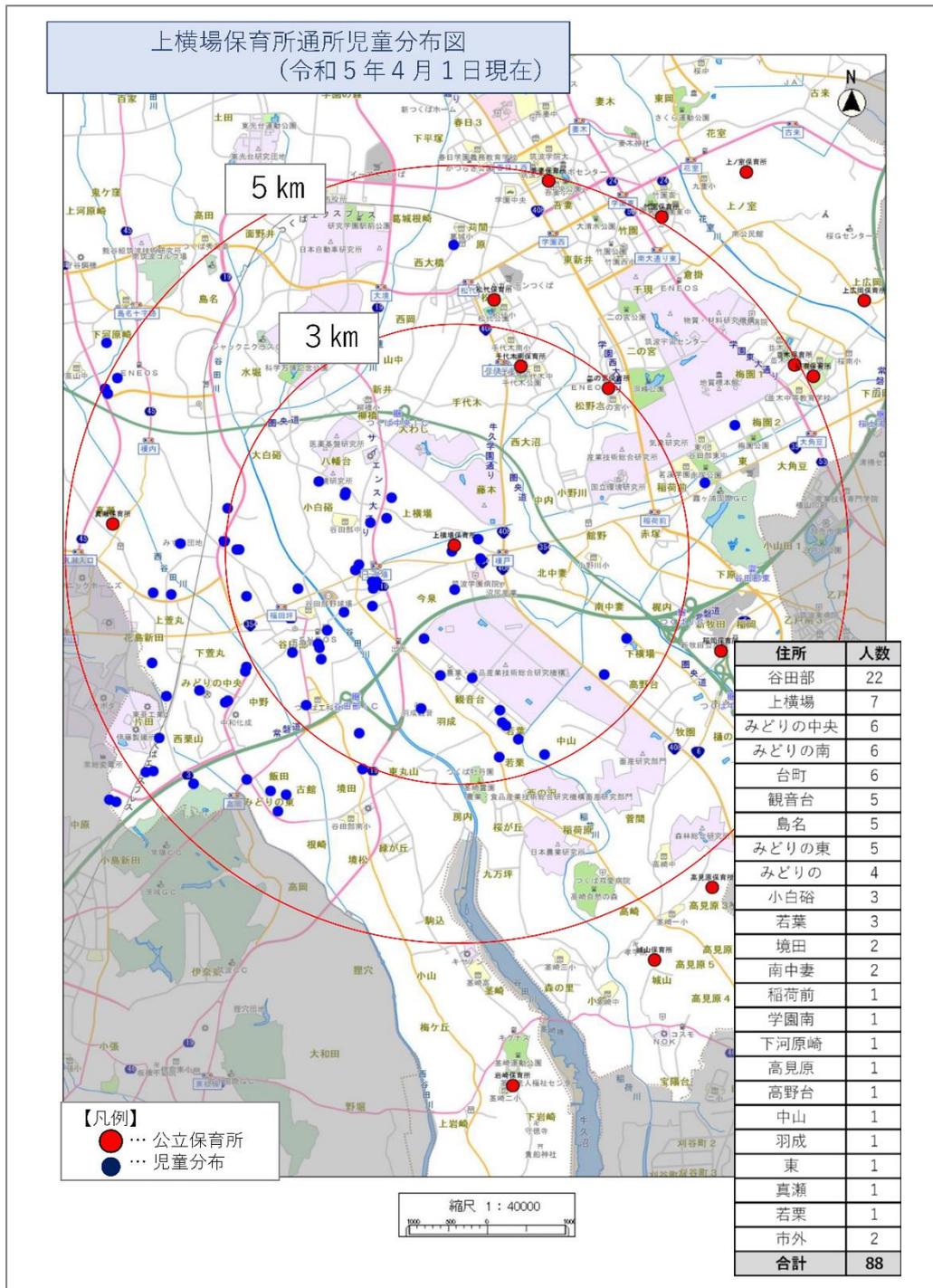
1	施設名称	上横場保育所
2	所在地	つくば市上横場 1228
3	敷地・ 延床面積	敷地面積：5870.65 m <sup>2</sup> 延床面積：761.16 m <sup>2</sup>
4	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
5	建築年月日	昭和43年4月1日
6	認可定員	135人
7	立地条件	つくばエクスプレス 「みどりの駅」から車で約15分 「万博記念公園駅」から車で約11分
8	周辺の状況	保育所の南側に国道354号線が走り、南側には常磐自動車道が位置している。東側には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が南北に走っており、近隣には大型の物流倉庫が複数存在する。

### (2) 上横場保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

	R2	R3	R4	R5
0歳	8	4	6	2
1歳	17	16	9	12
2歳	18	15	15	17
3歳	23	20	18	17
4歳	19	17	19	20
5歳	16	23	20	20
合計	101	95	87	88

【参考】上横場保育所の入所児童等の状況  
 上横場保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和5年4月1日時点

3 km以内	3 km～5 km	5 km以上	合計 (人)
51人	30人	7人	88人
58.0%	34.1%	7.9%	

### 3 建て替えにあたっての配慮

上横場保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受け入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受け入れ：移管の前年度まで、児童の新規受け入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

### 4 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、整備方針に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

#### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

#### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、上横場保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

### (4) 十分な情報提供

上横場保育所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 5 民間移管の整備概要

上横場保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

運営主体（候補）		設立の公私区分	営利目的の有無	課税
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人	私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
学校法人	私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人	一部を除き私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税

#### (4) 民間移管における諸条件

上横場保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

##### ア：職員

- 保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

##### イ：保育サービス

- 0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- 移管する前から上横場保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

##### ウ：保育の質の確保

- 移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

##### エ：事業・行事の継続

- 移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

##### オ：苦情処理制度の整備

- 苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

##### カ：職員の継続雇用

- 移管前に上横場保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

##### キ：児童への配慮

- 保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- 移管先法人、保護者、上横場保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- 移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

##### ク：三者協議会

- 移管先法人決定後、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

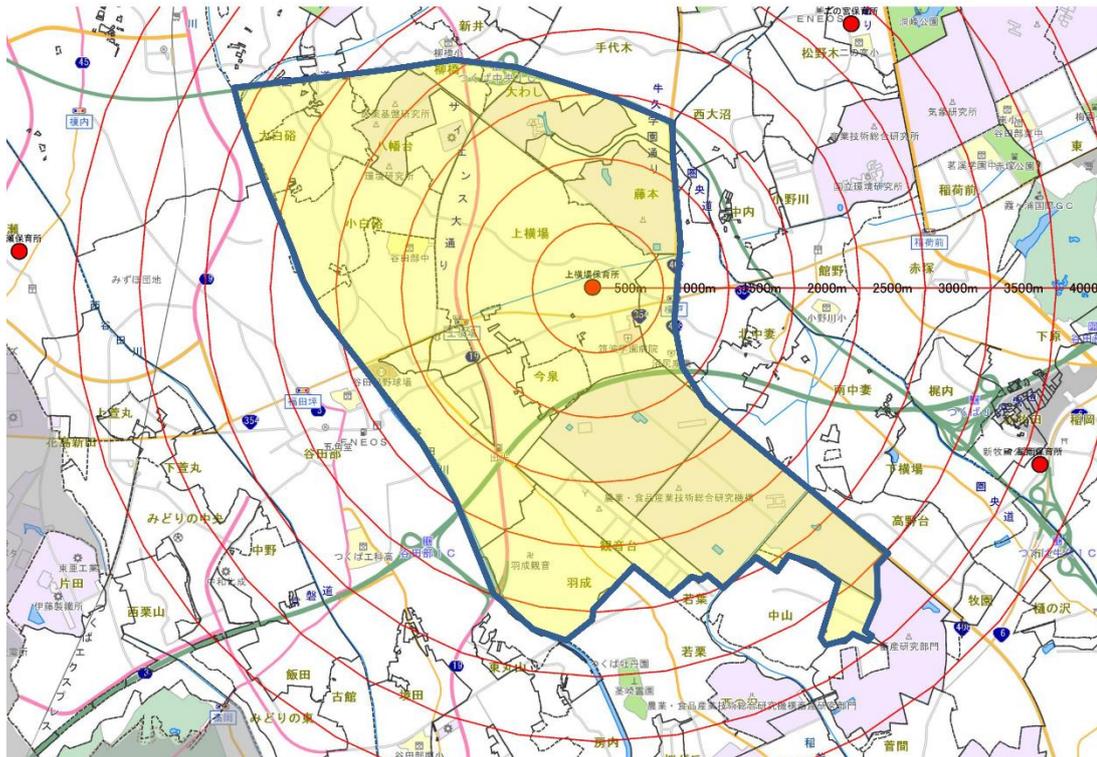
ケ：費用負担【実費徴収】

- 移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- 移管後、上横場保育所の定員については近年の入所児童数を勘案し、100人以上とすること。

サ：募集想定エリア



## 6 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し、保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

	説明会の開催	説明会の議題等
1	個別整備計画(案)策定 保護者説明会	▶ 上横場保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について
2	移管先法人に関する保護者説明会	▶ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告
3	移管に関する説明についての保護者説明会	▶ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール ▶ 移管先法人の職員紹介等

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「5 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

### (3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

### (4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

### (5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している上横場保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

### (6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 7 整備スケジュール

年度	内容
令和5年度	個別整備計画（上横場保育所）（案）の策定
令和6年度	第1回保護者説明会※の実施 地区への説明の実施
	個別整備計画（上横場保育所）の決定
	整備・運営法人の事業者募集要項公表
	整備・運営法人の事業者公募開始
	選定会議の開催 整備・運営法人の事業者決定
	第2回保護者説明会※の実施
	3月議会提出 令和7年度当初予算（上横場保育所整備に係る経費）
令和7年度	保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催 （以降随時開催）
	新園舎建設開始
	第3回保護者説明会※の実施
	引継ぎ保育開始
	つくば市立保育所条例改正
令和8年度	新園舎での保育開始 保護者アンケートの実施

- ※ 第1回：個別整備計画（案）の説明  
 第2回：移管先法人決定の説明  
 第3回：移管に関する説明



# つくば市公立保育所個別整備計画 (高見原・城山保育所) (案)

令和 年 月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

1	つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所） について……………	1
2	高見原・城山保育所の概要……………	2
3	保育所の統合及び公有地の利活用……………	5
4	建て替えにあたっての配慮……………	5
5	民間移管にあたっての基本的な考え方……………	6
6	民間移管の整備概要……………	7
7	民間移管の進め方について……………	9
8	整備スケジュール……………	11

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

- ①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。
- ②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。
- ④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。
- ⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。
- ⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。
- ⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、高見原保育所については、築47年の木造の保育所であり、lw値0.52、城山保育所については、築46年の木造の保育所であり、lw値0.79と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、民間事業者の参入が期待できることなどから、整備方針のとおり、2保育所を統合した上で、高崎幼稚園跡地で実績のある社会福祉法人等による建設・運営を行うこととし、その整備・運営方法やスケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所）」を策定しました。

#### ※新耐震基準について

昭和56年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標でls値（鉄骨等）とlw値（木造建築物）で表す。震度6～7程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls値で0.6以上、lw値で1.0以上。

## 2 高見原・城山保育所の概要



高見原保育所



城山保育所

### (1) 高見原・城山保育所の概要

1	施設名称	高見原保育所	城山保育所
2	所在地	つくば市高見原3丁目7番地11	つくば市高崎667番地
3	敷地・ 延床面積	敷地面積：2,556 m <sup>2</sup> 延床面積：544.87 m <sup>2</sup>	敷地面積：2,150 m <sup>2</sup> 延床面積：467.34 m <sup>2</sup>
4	構造	木造 平屋建て	木造 平屋建て
5	建築年月日	昭和52年3月1日	昭和53年3月1日
6	認可定員	60人	60人
7	立地条件	つくばエクスプレス 「つくば駅」から車で約20分	つくばエクスプレス 「つくば駅」から車で約23分
8	周辺の 状況	市南部に位置しており、国道408号や複数の県道と近接している。	

(2) 高見原保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

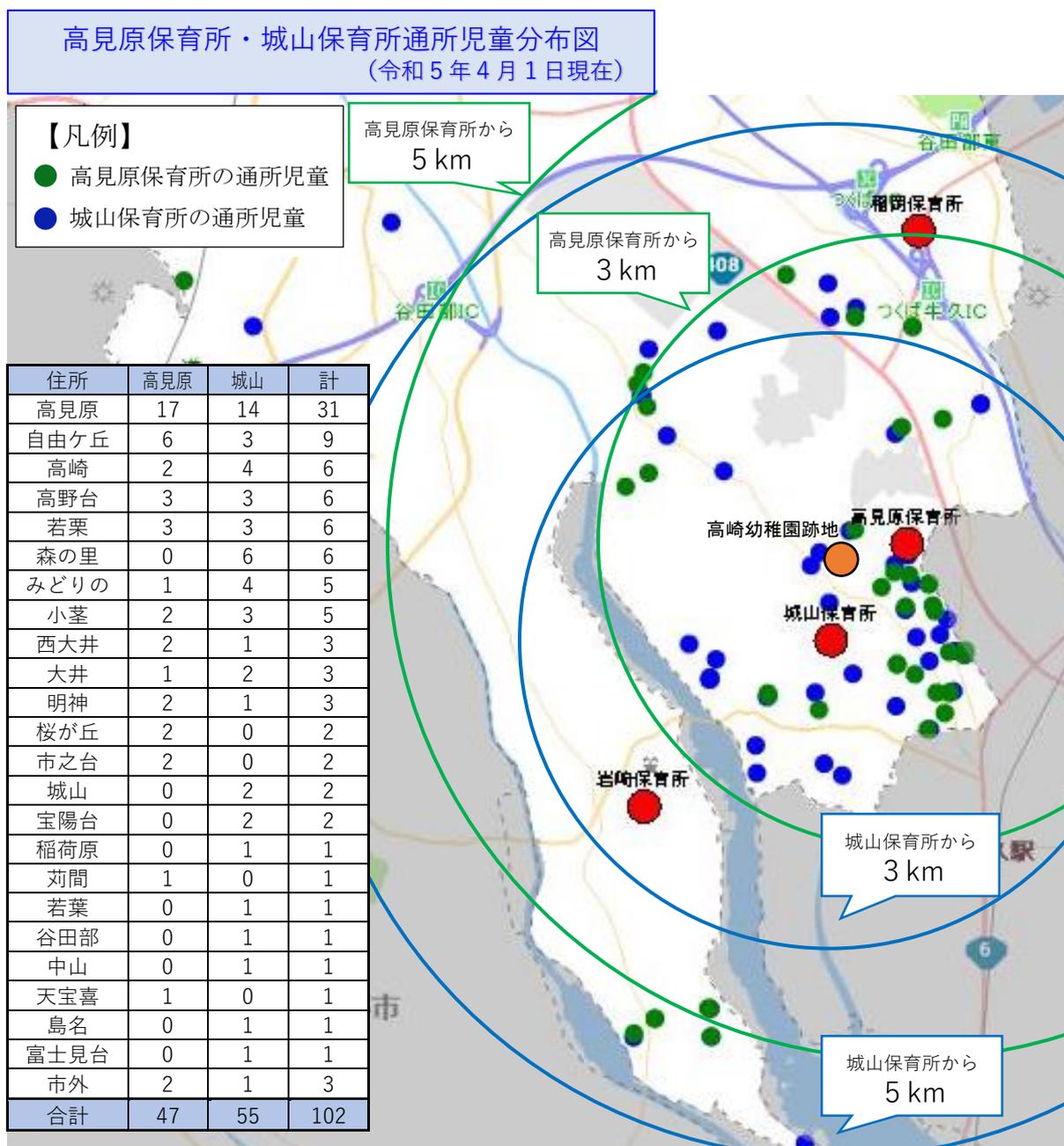
	R2	R3	R4	R5
0歳	6	2	3	3
1歳	8	8	8	4
2歳	10	12	11	8
3歳	13	11	13	9
4歳	14	14	13	10
5歳	11	14	13	13
合計	62	61	61	47

(3) 城山保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

	R2	R3	R4	R5
0歳				
1歳	6	8	6	8
2歳	10	11	10	11
3歳	14	8	14	13
4歳	14	13	8	15
5歳	10	13	13	8
合計	54	53	51	55

【参考】高見原・城山保育所の入所児童等の状況  
高見原・城山保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



【参考】通所児童数及び自宅からの直線距離内訳 令和5年4月1日時点

	3km 以内	3km～5km	5km 以上	合計（人）
高見原保育所	35	5	7	47
城山保育所	37	11	7	55
計	72	16	14	102
（割合）	（70.6%）	（15.7%）	（13.7%）	

### 3 保育所の統合及び公有地の利活用

整備方針に記載のとおり、保育所の統合を検討した結果、高見原保育所と城山保育所は、比較的距離が近いこと、両保育所とも高見原地区からの児童が多く通っていること、規模的にも統合可能であることから統合して建て替えを行います。

また、高崎幼稚園跡地の利活用を検討した結果、2保育所からアクセスがよく、統合後に保育所として必要な敷地面積を確保できることから、統合後の新園舎は、高崎幼稚園跡地に建設します。

#### ※高崎幼稚園跡地の概要

概要	高崎幼稚園は、令和4年度末をもって岩崎幼稚園と統合し閉園となったため、現在は使用していない。
所在地	つくば市高崎 1873-1
立地条件	高見原保育所から車で約2分 城山保育所から車で約3分
敷地面積	3,444 m <sup>2</sup>
所有者	つくば市

### 4 建て替えにあたっての配慮

高見原・城山保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、高崎幼稚園跡地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

## 5 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、整備方針に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、高見原・城山保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

### (4) 十分な情報提供

高見原・城山保育所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 6 民間移管の整備概要

高見原・城山保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。なお、新園舎の敷地については、市が民間事業者が高崎幼稚園跡地を貸し付けたものを利用することとします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

運営主体（候補）		設立の公私区分	営利目的の有無	課税
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人	私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
学校法人	私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人	一部を除き私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税

### (4) 民間移管における諸条件

高見原・城山保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

#### ア：職員

- 保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

#### イ：保育サービス

- 0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- 移管する前から高見原・城山保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

ウ：保育の質の確保

- ・移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

エ：事業・行事の継続

- ・移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

オ：苦情処理制度の整備

- ・苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

カ：職員の継続雇用

- ・移管前に高見原・城山保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

キ：児童への配慮

- ・保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- ・移管先法人、保護者、高見原・城山保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- ・移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

ク：三者協議会

- ・移管先法人決定後、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

ケ：費用負担【実費徴収】

- ・移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- ・移管後、高見原・城山保育所の定員については、現在の高見原保育所60人、城山保育所60人から、統合後は120人以上とすること。

## 7 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

	説明会の開催	説明会の議題等
1	個別整備計画(案)策定 保護者説明会	▶ 高見原・城山保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について
2	移管先法人に関する保護者説明会	▶ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告
3	移管に関する説明についての保護者説明会	▶ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール ▶ 移管先法人の職員紹介等

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「6 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

(3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

(4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

(5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している高見原・城山保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

(6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 8 整備スケジュール

年度	内容
令和5年度	個別整備計画（高見原・城山保育所）（案）の策定
令和6年度	第1回保護者説明会※の実施 地区説明の実施
	個別整備計画（高見原・城山保育所）の決定
	整備・運営法人の事業者募集要項公表
	整備・運営法人の事業者公募開始
	選定会議の開催 整備・運営法人の事業者決定
	第2回保護者説明会※の実施
	3月議会提出 令和7年度当初予算（高見原・城山保育所整備に係る経費）
令和7年度	保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催 （以降随時開催）
	新園舎建設開始
	第3回保護者説明会※の実施
	引継ぎ保育開始
	つくば市立保育所条例改正
令和8年度	新園舎での保育開始 保護者アンケートの実施

※第1回：個別整備計画（案）の説明

第2回：移管先法人決定の説明

第3回：移管に関する説明



令和7年4月 特定教育・保育施設の創設について **報告2**

下記の案件につきまして、民間保育所等選定会議及び各公立保育所民間移管事業者選定会議の結果、以下の事業者が選定されましたので、御報告いたします。また、令和6年4月からの市内の私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度幼稚園へ移行いたしますので合わせて御報告いたします。

記

【認可保育所】

	名称(仮称)	設置者(本部) ※1	設置予定地	定員※2
①	しらゆりみどりの保育園	(福)しらゆり福祉会 (宮崎県都城市)	西 栗 山	90名(36名)
②	万博公園みつばし保育園	(仮)(福)三星会 (つくば市)	陣 場	105名(45名)
③	わかばのもり保育園つくば	(福)大柏学園 (守谷市)	手 代 木	90名(36名)
④	YMCA みどりのつぼみ保育園	(仮)(福)茨城YMCA福祉会(つくば市)	谷 田 部	96名(30名)
⑤	YUEIU インターナショナル保育園	(福)ブルメリア地域福祉会(つくば市)	上 ノ 室	156名(64名)
⑥	稲岡くじら保育園	(福)くじら(長崎県大村市)	稲 岡	75名(30名)
⑦	メリー★ポピンズ つくば駅前ルーム	(福)どろんこ会(東京都渋谷区)	吾 妻	60名(24名)

※1 (仮)は新たに社会福祉法人を設立予定

※2 カッコ内は3号定員数(0~2歳)

【新制度移行幼稚園】

	名称	設置者(本部)	所在地	収容定員※1	利用定員※2
①	つくば白帆幼稚園	(学)沼田学園(土浦市)	小 野 崎	210名	140名※3
②	吉沼幼稚園	(学)愛友学園(つくば市)	吉 沼	420名	420名
③	アカデミア幼稚園	(学)安田学園(つくば市)	下 横 場	360名	75名※4

※1 収容定員は茨城県から認可を受けている認可定員を指す

※2 利用定員(1号定員)は収容定員に一致させることが基本だが、実利用人数が収容定員を下回っている場合、収容定員を下回る利用定員とすることができる(詳細は資料 令和6年度の教育・保育施設の利用定員変更について を参照)

※3 幼稚園教諭の慢性的な不足により、収容定員を下回る利用定員設定とする

※4 近年実利用人数が低い水準で推移しているため、収容定員を下回る利用定員設定とする

【参考：幼稚園における新制度について】

制度	位置づけ・役割	主な違い(選考・保育)	財政措置
新制度移行幼稚園 (施設型給付を受ける幼稚園)	・学校教育を提供する機関 ・市の計画で把握された「教育ニーズ」に対応	・応諾義務(定員を超えた場合は選考) ・保育料は市町村が決定(教育・保育無償化により0円)	・施設型給付費を市から支給(国県市負担)
未移行幼稚園 (施設型給付を受けない幼稚園)	・学校教育を提供する機関	・建学の精神に則った選考 ・保育料は各園が決定(月額2.57万円まで無償化)	・私学助成を県から支給(国県負担)



令和6年度の教育・保育施設の利用定員変更等について

下記の案件につきまして茨城県に定員変更等の手続きを行うため、御報告いたします。

記

(1) 定員変更

令和6年4月1日より変更を予定しております。

【認可保育所】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員			変更事由	
				2号	3号			合計
					0歳	1・2歳		
かつらぎ保育園	中央部	現行	190	120	12	58	190	園舎増改築工事完了によるもの
		変更後	200	113	18	69	200	
		増減	+10	▲7	+6	+11	+10	
島名保育園	中央部	現行	120	60	20	40	120	慢性的に保育士の確保ができず、認可定員までの受け入れができていないため。
		変更後	120	45	15	30	90	
		増減	0	▲15	▲5	▲10	▲30	
かなめ保育園	中央部	現行	170	98	18	54	170	近年保育士の確保ができず、認可定員までの受け入れができないため。
		変更後	170	85	8	27	120	
		増減	0	▲13	▲10	▲27	▲50	

施設名	エリア		認可 定員	利用定員			変更事由	
				2号	3号			合計
					0歳	1・2歳		
上境保育所	中央部	現行	60	40	—	20	60	民間移管にともない閉所するため (移管先：東岡保育園)
		変更後	0	0	—	0	0	
		増減	▲60	▲40	—	▲20	▲60	
田中保育園	北部	現行	150	93	9	48	150	近年入園希望者が減少傾向にあり、認可定員までの 受け入れができないため。
		変更後	150	75	15	40	130	
		増減	0	▲18	+6	▲8	▲20	
岩崎保育所	南部	現行	60	45	—	15	60	園舎移転増改築工事完了によるもの
		変更後	90	54	6	30	90	
		増減	+30	+9	+6	+15	+30	

【小規模保育事業】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員			変更事由	
				0歳	3号			合計
					1・2歳			
宇宙の杜保育園	中央部	現行	12	4	8	12	保育士及び保育室に余裕があり、地域の保育 ニーズに応えるため、定員増を行う	
		変更後	19	4	15	19		
		増減	+7	0	+7	+7		

【公立幼稚園（新制度）】 ※令和5年度 第3回子ども・子育て会議にて報告済み

エリア	変更 施設数		収容 (認可) 定員	利用定員				備考（変更施設名）	
				1号	2号	3号			合計
						0歳	1・2歳		
北部	2	現行	240	240	—	—	—	240	筑波幼稚園、上郷幼稚園
		変更後	120	120	—	—	—	120	
		増減	▲120	▲120	—	—	—	▲120	
中央部	11	現行	1,635	1,635	—	—	—	1,635	大穂幼稚園、島名幼稚園、手代木幼稚園、 二の宮幼稚園、桜幼稚園、竹園東幼稚園、 吾妻幼稚園、桜南幼稚園、竹園西幼稚園、 東幼稚園、松代幼稚園
		変更後	678	678	—	—	—	678	
		増減	▲957	▲957	—	—	—	▲957	
南部	1	現行	156	156	—	—	—	156	荃崎幼稚園
		変更後	108	108	—	—	—	108	
		増減	▲48	▲48	—	—	—	▲48	

(2) 令和5年度と令和6年度の利用定員の比較（1号・2号・3号設定区分のある施設に限る）

	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
令和5年度4月利用定員 合計	3,163	4,962	932	2,957	12,014
令和6年度4月利用定員 合計	2,673	5,100	964	3,046	11,783
比較増減	▲490	+138	+32	+89	▲231

(3) 新規特定教育・保育施設について

【認可保育所】

おのぎきスマイル保育園、つくばエンジェル保育園（仮称：第2つくばスマイル保育園、エンジェル保育園つくば）、みどりのみつぼし保育園、東岡保育園について、現在茨城県へ認可申請を行っており、当初スケジュールの通り令和6年4月1日開園見込みとなっています。

施設名	設置者	設置場所	認可 定員	利用定員				
				1号	2号	3号		合計
						0歳	1・2歳	
おのぎきスマイル保育園	(福)緑生福祉会	小野崎	90		54	6	30	90
つくばエンジェル保育園	(福)みらいのこ	谷田部	90		54	9	27	90
みどりのみつぼし保育園	(学)三星学園	陣場	90		54	6	30	90
東岡保育園	(福)知覧中央福祉会	東岡	90		60	5	25	90

【小規模保育事業】

前回までの子ども・子育て会議での意見の聴取を行った小規模保育事業について、現在認可申請審査中であり当初のスケジュール通り令和6年4月1日開園見込みとなっています。

施設名	設置者	類型	設置場所	認可 定員	利用定員		
					3号		合計
					0歳	1・2歳	
松代の森保育園	(有)吉田建築計画事務所	A型	松代	12	3	9	12

参考：利用定員について

## ■ 利用定員の概念

子ども・子育て支援新制度では、認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定めたいえで、市が給付対象施設・事業として確認し、給付費（委託費）を支給します。

利用定員は保育士配置基準、面積等基準に留意し、1号、2号、3号（0歳と1・2歳）の認定区分ごとに設定します。

各施設・事業への受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用されます。なお、実際の受け入れ人数について、認定区分ごとに設定した利用定員を下回ったり、超過したりする柔軟な取り扱いが認められています。

（例：利用定員 2号 30人、3号 30人 計60人 → 実際の受け入れ人数 2号 25人 3号 35人 計60人）

利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、実利用人数が認可定員を下回っている場合、計画上の確保方策などを踏まえた上で、認可定員を下回る利用定員とすることができます。（例：新たに施設が開園する際、4・5歳児の定員までの利用が見込めない場合等）

なお、特定教育・保育需要の増加があり、待機児童の発生している状況を踏まえ、施設や職員配置を満たす施設については、年度当初より利用定員を超えての受け入れを現在行っています。



利用定員区分	1号の利用定員	2号の利用定員	3号の利用定員	
対象児童	3～5歳児 (教育認定)	3～5歳児 (保育認定)	0歳児 (保育認定)	1・2歳児 (保育認定)